

禁無断転載

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

インドネシアの投資環境

2023

国際協力銀行



インドネシアの 投資環境



2023年2月



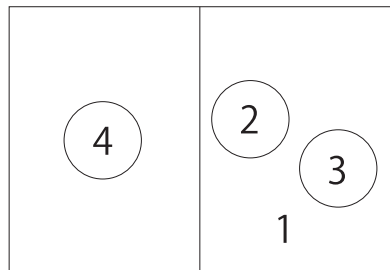
株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



表紙写真

1. ジャカルタの街
2. 伝統舞踊を踊る女性たち
3. バティックを作る様子
4. ジャカルタの通り

はじめに

本資料は、インドネシア向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、インドネシアの投資環境について、インドネシア全体と地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。初版を2008年10月、第2版を2012年4月、第3版を2017年8月、第4版を2019年12月に発行しております。本資料はインドネシアの投資環境の最新情報を反映するべく、第4版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報（2022年）を反映いたしました。

インドネシアは、アセアン10ヶ国の中で人口及び名目GDPの両面で第1位の位置にあり、2022年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2022年には5.3%の経済成長を達成する見通しです。このように、インドネシアは、世界第4位の人口を背景とした潜在的な大市場や豊富な天然資源を有することから、中長期的な投資国としての人気が高く、国際協力銀行が実施している海外投資アンケート（2022年度）においても、中期的な事業展開先国として「現地マーケットの今後の成長性」、「現地マーケットの現状規模」及び「安価な労働力」等を理由に、常に上位にランキングしております。一方で、「法制的運用が不透明」、「他社との厳しい競争」、「労働コストの上昇」等の課題も挙げられております。

本資料は、インドネシアの投資環境の全体像を把握するべく、はじめに総論としてインドネシア全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、インドネシアの主要な地域について、地域別にその特色などを説明する形式で構成されております。本資料がインドネシア向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、進出日系企業・金融機関、JETROなど多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、インドネシアに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2023年2月

株式会社国際協力銀行

産業ファイナンス部門

中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	v	第3章 経済概況	
図表一覧	vi	1. 経済概観	21
略語一覧	xii	2. 産業構造	25
		3. 貿易構造	28
		4. ASEANの中のインドネシア	37
<総論>		第4章 直接投資受入動向	
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史など）		1. 外国直接投資（FDI）受入動向	41
1. 正式国名	1	2. 国別受入動向	42
2. 人口	1	3. 業種別受入動向	42
3. 国土	2	4. 日本からインドネシアへの直接投資	43
4. 首都	2	第5章 日伊経済関係	
5. 気候	3	1. 日伊の経済関係と貿易の概要	45
6. 民族	3	2. インドネシアにおける日系企業	46
7. 言語	3	3. 日・インドネシア経済連携協定	47
8. 宗教	4	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
9. 教育	4	1. 管轄官庁	48
10. 通貨	6	2. 外資導入の概要	48
11. 歴史	6	3. 近年の主要な投資促進・優遇策	49
第2章 政治・外交・軍事		第7章 主要関連法規	
1. 政体	12	1. 会社法	51
2. 元首	12	2. 投資法	51
3. 首相	13	3. ポジティブリスト	52
4. 内閣	13	4. 税法	52
5. 行政組織	13	5. 外国通貨に関する各法令	52
6. 地方行政制度	14	6. 農業基本法	52
7. 立法	15	7. 労働に関する法律	52
8. 政党	16	8. 労使紛争解決法	53
9. 司法	17	9. 汚職撲滅法	53
10. 外交	18	10. 日・インドネシア経済連携協定	53
11. 国防	19		

第 8 章 投資形態	
1. 進出形態.....	54
2. インドネシアの会社形態.....	54
3. 会社再編・清算.....	55
第 9 章 主要投資インセンティブ	
1. 奨励事業.....	58
2. 輸入関税免除.....	58
3. タックスアローワンス（法人税優遇措置）.....	59
4. タックスホリデー（法人税減免措置）.....	59
5. インベストメントアローワンス.....	60
第 10 章 外資規制業種	
1. 外資参入規制.....	61
2. 現地調達比率規制.....	65
第 11 章 許認可・進出手続・組織再編・M&A	
1. 株式会社の設立手続と必要書類.....	66
2. 組織再編・M&A.....	68
3. その他の手続.....	70
第 12 章 税制	
1. 法人所得税.....	71
2. 付加価値税.....	75
3. 個人所得税.....	75
4. 海外支払に対する源泉徴収課税.....	76
5. 奢侈品販売税.....	77
6. 物品税.....	77
7. 印紙税.....	77
8. 土地建物税.....	77
9. その他地方税.....	77
10. 日本・インドネシア租税条約.....	78
11. 納税と申告期限.....	78
12. 移転価格税制.....	79
13. 税務上の問題点と留意点.....	79
第 13 章 用地取得	
1. 土地利用の概要.....	82
2. 事業者権（HGU）.....	82
3. 建設権（HGB）.....	82
4. 利用権（HP）.....	82
第 14 章 知的財産権	
1. 知的財産権保護の状況.....	84
2. インドネシアで保護される知的財産権.....	85
3. 日・インドネシア経済連携協定.....	90
第 15 章 環境規制	
1. インドネシアの環境問題.....	91
2. 環境保護の体制.....	91
3. 環境保護の法体系.....	91
4. 環境基準.....	92
5. 環境影響評価.....	92
6. 最近の環境関連規制の動向.....	95
第 16 章 貿易管理・為替管理	
1. 輸出入規制.....	96
2. 関税制度.....	100
3. 通関手続.....	101
4. 為替制度.....	102
5. 外国為替管理と外貨交換制度.....	103
6. ルピア使用義務.....	104
第 17 章 金融制度	
1. 金融機関（銀行）.....	105
2. インドネシアの金融市場.....	109
3. 資本市場.....	110

第18章 資金調達

1. 日系企業の資金調達の現状114
2. 資金調達に係る規制（外部格付取得義務など）115
3. 商業銀行からの借入116
4. 株式・債券市場からの資金調達116

第19章 労働事情

1. 労働法の体系119
2. 労働市場と雇用情勢119
3. 賃金121
4. 雇用関係124
5. 労働条件127
6. 社会保険130
7. 労働組合・労使紛争130
8. 労使紛争の種類130
9. 外国人就労規制と労働許可の取得131

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置133
2. 港湾133
3. 空港139
4. 道路141
5. 鉄道144
6. 電力147
7. 水道150
8. ガス151
9. 通信151

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 進出先としての企業の見方155
2. 投資先としての優位性157
3. 投資にあたっての留意点158

第22章 主要産業の動向とFTAの影響

1. インドネシアの主要産業162
2. 自動車164
3. バイク168
4. 食品170
5. 小売176
6. 不動産（居住用住宅）181
7. FTA、EPAの進捗状況182

第23章 最近のトピックス

1. インドネシアのエネルギー・トランジション186
2. インドネシアのスタートアップ193

第24章 地域ごとの特徴

1. インドネシアの地域分類198
2. 地域別の経済動向199
3. 地域別の労働人口と所得水準203
4. 賃金水準205
5. 外国投資が多い地域207
6. 【参考】地域別気候209

第25章 地域編①：ジャカルタ、西ジャワ州

1. 地域概要210
2. 主要工業団地216

第26章 地域編②：バンテン州

1. 地域概要218
2. 主要工業団地221

第27章 地域編③：中部ジャワ州

1. 地域概要222
2. 主要工業団地224

第28章 地域編④：東ジャワ州

1. 地域概要225
2. 主要工業団地228

第29章 地域編⑤：バタム島

1. 地域概要	229	2. 主要工業団地	246
2. 主要工業団地	233	付録1 進出企業へのアドバイス	247
第30章 地域編⑥：スマトラ		付録2 よくある質問（FAQ）	248
1. 地域概要	234	付録3 日本国内での相談窓口	251
2. 主要工業団地	237	付録4 インドネシア国内での相談窓口	252
第31章 地域編⑦：カリマンタン		1. 日本政府関連機関など	252
1. 地域概要	238	2. 金融機関	253
2. 主要工業団地	241	3. 投資行政機関	254
第32章 地域編⑧：スラウェシ、 マルク・パプア			
1. 地域概要	242		

ひとくちメモ一覧

第2章 政治・外交・軍事	12
ひとくちメモ 1: ゴジェック (Gojek) 創業者が第2期ジョコ政権に入閣	20
第12章 税制	71
ひとくちメモ 2: 税務裁判での勝率は意外と高い	74
ひとくちメモ 3: 移転価格のロイヤリティに対するインドネシア当局の指摘	81
第19章 労働事情	119
ひとくちメモ 4: インドネシアにおける労務管理	132
第20章 物流・インフラ	133
ひとくちメモ 5: 就業ビザを巡る問題 (2022年12月時点)	154
第22章 主要産業の動向と FTA の影響	162
ひとくちメモ 6: 借金をしてまで買い物する? 可処分所得の高いインドネシア	175
第23章 最近のトピックス	186
ひとくちメモ 7: EV に使用されるコバルトの採掘と児童労働	197
第25章 地域編①: ジャカルタ、西ジャワ州	210
ひとくちメモ 8: 地域ごとに異なる「インドネシア料理」	215

図表一覧

図表 1-1	生産年齢人口（15-64 歳）の総人口比の推移	1
図表 1-2	インドネシア全図	2
図表 1-3	インドネシアの教育制度	5
図表 1-4	インドネシアの代表的な大学	5
図表 1-5	ASEAN 諸国の日本語学習者数上位 5 カ国（2018 年）	6
図表 1-6	インドネシア史の主要な出来事	7
図表 2-1	インドネシアの国家機構	12
図表 2-2	インドネシアの行政機構	14
図表 2-3	インドネシアの地方行政機構	15
図表 2-4	国民議会における政党勢力分布（2019 年総選挙結果）	17
図表 2-5	インドネシアの司法体系	18
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	21
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	22
図表 3-3	主要経済指標	23
図表 3-4	第 1 期ジョコ政権の「経済政策パッケージ」と第 2 期就任演説の主な内容	24
図表 3-5	第 1～3 次産業の構成比の推移	26
図表 3-6	産業別 GDP（実質）の構成比	27
図表 3-7	輸出・輸入と貿易収支の推移	29
図表 3-8	主要輸出品目	30
図表 3-9	主要輸入品目	31
図表 3-10	品目別輸出増加額（対主要輸出国：2016→2021 年）	32
図表 3-11	品目別輸入増加額（対主要輸入国：2016→2021 年）	33
図表 3-12	主要輸出相手国	34
図表 3-13	主要輸入相手国	35
図表 3-14	国別の貿易収支の推移	36
図表 3-15	ASEAN 諸国の比較表（2021 年）	37
図表 3-16	ASEAN 諸国間の貿易額の変化（2011 年→2021 年）	38
図表 3-17	ASEAN 諸国・インド・中国との賃金コストなどの比較	39

図表 3-18	日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移	40
図表 4-1	インドネシアの外国直接投資受入状況（国際収支ベース）	41
図表 4-2	インドネシアの直接投資受入状況（国別、実行ベース）	42
図表 4-3	業種別に見た直接投資受入状況（実行ベース）	43
図表 4-4	日本からインドネシアへの直接投資流入推移（実行ベース）	44
図表 5-1	日本の対インドネシア輸出入の推移	45
図表 5-2	日本の対インドネシアの貿易品目構成比（2021年）	46
図表 5-3	看護師・介護士候補受入人数	47
図表 8-1	株主総会の定足数と議決可決に必要な割合	54
図表 8-2	会社再編の手法	55
図表 8-3	清算のフロー	56
図表 9-1	奨励事業の全体像	58
図表 10-1	外資・内資ともに投資が不可能な分野の概要	61
図表 10-2	内資の中小企業や協同組合のために留保されている分野	62
図表 10-3	内資とのパートナーシップが義務づけられる分野	63
図表 10-4	外資の出資比率が制限される業種	64
図表 10-5	特別な条件が課される業種	65
図表 10-6	現地調達比率の向上に係る義務など	65
図表 11-1	税務当局への提出書類（事業者基本番号取得時）	67
図表 11-2	買収の主な手続	69
図表 12-1	損金と益金の主な例	71
図表 12-2	源泉分離課税の対象となる主な収益項目と課税率	72
図表 12-3	源泉徴収税の対象となる主な支払い項目と課税率	72
図表 12-4	有形固定資産の減価償却	73
図表 12-5	個人所得税の累進税率	76
図表 12-6	個人所得税の各種控除制度	76
図表 12-7	各種納税・申告期限	78
図表 14-1	インドネシアが加盟する知的財産権関連の条約・機関	84
図表 14-2	知的財産総局の組織	84
図表 14-3	インドネシアで保護される知的財産権の概要	85

図表 14-4	特許取得手続概要	86
図表 14-5	インドネシアの特許・簡易特許の出願と登録件数	86
図表 14-6	国別特許出願件数（上位4カ国：2020年）	87
図表 14-7	産業意匠登録手続概要	87
図表 14-8	産業意匠出願数と登録数	87
図表 14-9	国別産業意匠出願件数（上位4カ国：2020年）	88
図表 14-10	商標登録手続概要	88
図表 14-11	商標出願件数	89
図表 14-12	国別商標出願件数（上位4カ国：2020年）	89
図表 14-13	著作権申請数と登録数	90
図表 15-1	インドネシアの主な環境法一覧	92
図表 15-2	環境影響評価が必要な場合	93
図表 16-1	輸入禁止品目と輸入制限品目のリスト	97
図表 16-2	インドネシア国家規格（SNI）遵守の対象となる主な品目	98
図表 16-3	輸出禁止品目と輸出制限品目の例	99
図表 16-4	輸出入通関手続に必要な書類	102
図表 16-5	外国為替レートの推移	103
図表 17-1	総資産における商業銀行業態別シェア	105
図表 17-2	政策金利と消費者物価（CPI）上昇率の推移	106
図表 17-3	主要商業銀行の勘定残高（2022年2月末）	108
図表 17-4	政策金利指標と消費者物価上昇率の推移（再掲）	109
図表 17-5	政策金利と貸出・預金金利の推移	110
図表 17-6	時価総額ランキング	111
図表 17-7	株価指数（ジャカルタ総合指数）の推移	112
図表 17-8	債券残高の推移	113
図表 18-1	日系銀行の現地拠点リスト	114
図表 18-2	インドネシアで株式を上場している日本企業（2022年10月末時点）	117
図表 18-3	インドネシアで社債を発行している日本企業（2022年10月末時点）	118
図表 19-1	インドネシアの人口構成の変化	120
図表 19-2	就業者の産業別構成（2022年2月）	120

図表 19-3	産業別構成比の推移	121
図表 19-4	日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移（再掲）	122
図表 19-5	主要産業における平均賃金（2021年8月、月額）	123
図表 19-6	周辺諸国との日系企業平均賃金比較（米ドル）	124
図表 19-7	退職金表	126
図表 20-1	インドネシアの主要な国際空港と港湾	133
図表 20-2	港湾運営合併会社の例	134
図表 20-3	主要港湾の貨物取扱量推移	134
図表 20-4	パティンバン港の建設予定地	136
図表 20-5	タンジュンプリオク港の貨物積荷量・荷揚量の推移	137
図表 20-6	タンジュンペラク港の貨物積荷量・荷揚量の推移	137
図表 20-7	ベラワン港の貨物積荷量・荷揚量の推移	138
図表 20-8	スカルノ・ハッタ港の貨物積荷量・荷揚量の推移	138
図表 20-9	空港利用者数の推移	139
図表 20-10	輸送貨物量の推移	139
図表 20-11	道路距離と舗装率の推移	141
図表 20-12	インドネシアにおける自動車登録台数の推移	142
図表 20-13	インドネシアのアジアハイウェイ路線網	143
図表 20-14	鉄道利用者数の推移	144
図表 20-15	鉄道輸送貨物量の推移	145
図表 20-16	KRL ジャボデタベックの路線図	145
図表 20-17	2021年の発電容量構成（左）と電源別発電量（右）	148
図表 20-18	“RUPTL2021-2030”で開発が計画されている再エネ発電容量（単位：MW）	149
図表 20-19	日系企業の進出が多い地域における SAIFI、SAIDI	150
図表 21-1	中期的に事業展開先として有望とされる国・地域	155
図表 21-2	有望とされる国とその理由（上位3項目）	156
図表 21-3	有望国の課題（上位3項目）	157
図表 22-1	インドネシアの産業構成比（名目）	163
図表 22-2	自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	165
図表 22-3	車種別販売台数と構成比の変化	166

図表 22-4	自動車のメーカー別販売シェア（2021年）	167
図表 22-5	所得水準と乗用車普及率	167
図表 22-6	バイクの販売台数の推移	169
図表 22-7	加工食品の市場規模と成長率	171
図表 22-8	加工食品の売上高と構成比（2011年→2021年）	172
図表 22-9	ハラール製品保証法に関する運用スケジュール案	173
図表 22-10	加工食品の売上高と構成比（2018年→2023年）	174
図表 22-11	小売販売額の推移	176
図表 22-12	業態別販売額構成比（2011年→2021年）	177
図表 22-13	小売業店舗の分類	178
図表 22-14	業態別販売構成比（2021年→2026年）	180
図表 22-15	日系不動産関連企業のニュース（2022年）	182
図表 22-16	インドネシアの二国間、多国間経済・貿易協定の概要	183
図表 22-17	インドネシアの署名済み・交渉中のFTA・EPAの詳細	184
図表 22-18	インドネシアの発効済みFTA・EPAの詳細	185
図表 23-1	インドネシア政府が掲げるエネルギー・トランジションに関連する主な目標	186
図表 23-2	日本企業による主な動向	187
図表 23-3	電池大手企業による主な動向	189
図表 23-4	バッテリーメタルのサプライチェーン	190
図表 23-5	インドネシアでの脱炭素化実現のための日系企業によるビジネスカタログ	192
図表 23-6	SME向けサービスを提供するスタートアップ例	194
図表 23-7	情報通信省によるスタートアップ振興策	195
図表 24-1	インドネシアの地域分類と基本統計（2020年）	198
図表 24-2	インドネシアの州・特別州一覧	199
図表 24-3	地域別に見た名目GDPの産業別構成比（全国=100%）	200
図表 24-4	地域別に見た名目GDPの産業別構成比（地域=100%）	201
図表 24-5	地域別人口（2020年）	204
図表 24-6	職種別に見た給与水準（2020年：ジャカルタ、ルピア/月）	205
図表 24-7	地域別の最低月額賃金（2022年）	206
図表 24-8	主な地域ごとの外国直接投資金額推移	207

図表 24-9	地域別に見た日系進出企業の業種の内訳 (2021 年)	208
図表 24-10	地域別の気温と降水量	209
図表 25-1	ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州 (地図)	210
図表 26-1	バンテン州 (地図)	218
図表 27-1	中部ジャワ州 (地図)	222
図表 28-1	東ジャワ州 (地図)	225
図表 29-1	バタム島 (地図)	229
図表 30-1	スマトラの位置	234
図表 31-1	カリマンタン (地図)	238
図表 32-1	スラウェシ、マルク・パプアの位置	243

略語一覧

A	AANZFTA	ASEAN・オーストラリア・ ニュージーランド自由貿易協定	ASEAN Australia New Zealand Free Trade Agreement
	ACFTA	ASEAN・中国自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	AFTA	アセアン自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AIFTA	ASEAN・インド自由貿易協定	ASEAN India Free Trade Agreement
	AKFTA	ASEAN・韓国自由貿易協定	ASEAN Korea Free Trade Agreement
	AMDAL	環境影響評価	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan
	API	輸入業者認定番号	Angka Pengenal Importir
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	ATIGA	ASEAN 物品貿易協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
	AWB	航空貨物運送状	Air Waybill
B	B/L	船荷証券	Bill of Lading
	BEPS	税源浸食と利益移転	Base Erosion and Profit Shifting
	BI	インドネシア中央銀行	Bank Indonesia
	BIFZA	バタムフリーゾーン監督庁	Batam Indonesia Free Zone Authority
	BKPM	インドネシア投資調整庁	Badan Koordinasi Penanaman Modal
	BPJPH	ハラール製品保証実施機関	Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal
C	CBU	完成車	Complete Build Up
	CEPT	共通実効特惠関税	Common Effective Preferential Tariff
	CIF	運賃保険料込条件	Cost Insurance and Freight
	CKD	ノックダウン車両	Complete Knock-Down
D	DPD	地方代表議会	Dewan Perwakilan Daerah
	DPR	国民議会	Dewan Perwakilan Rakyat

E	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FASBI	翌日物預金ファシリティー金利	Fasilitas Simpanan Bank Indonesia
	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
	FTZ	自由貿易地域	Free Trade Zone
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
H	HGB	建設権	Hak Guna Bangunan
	HGU	事業権	Hak Guna Usaha
	HP	利用権	Hak Pakai
I	IBRA	インドネシア銀行再建庁	Indonesia Bank Restructuring Agency
	IDR	インドネシア・ルピア	Indonesian Rupiah
	ILO	国際労働機関	International Labour Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
J	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JIEPA	日・インドネシア経済連携協定	Japan-Indonesia Economic Partnership
	JJC	ジャカルタ・ジャパン・クラブ	Jakarta Japan Club
K	KAPET	経済統合開発地域	Kawasan Pengembangan Ekonomui Terpadu
	KBLI	インドネシア標準産業分類	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia
	KLH	環境省	Kementerian Lingkungan Hidup
L	L/C	信用状	Letter of Credit
	LCGC	ローコスト・アンド・グリーンカー	Low Cost Green Car
	LLL	法定貸出限度	Legal Lending Limit
	LRT	軽量軌道交通	Light Rail Transit

M	MPR	国民協議会	Majelis Permusyawaratan Rakyat
	MPV	多目的車	Multi Purpose Vehicle
	MRT	大量高速輸送	Mass Rapid Transit
N	NIB	事業基本番号	Nomor Induk Berusaha
	NIK	通関基本番号	Nomor Induk Kepabean
	NPWP	納税番号	Nomor Pokok Wajib Pajak
O	OECD	経済協力開発機構	Organization for Economic Co-operation and Development
	OJK	インドネシア金融庁	Otoritas Jasa Keuangan
	OSS	オンライン・シングル・サブミッション	Online Single Submission
P	PCT	特許協力条約	Patent Cooperation Treaty
	PEB	輸出申告書	Pemberitahuan Ekspor Barang
	PIB	輸入申告書	Pemberitahuan Impor Barang
	PLN	インドネシア電力公社	Perusahaan Listrik Negara
	PMA	外国投資企業	Penanaman Model Asing
	PT.	株式会社	Perseroan Terbatas
	PTSP	ワンストップサービス	Pelayanan Terpadu Satu Pintu
R	RPTKA	外国人雇用計画書	Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing
S	SEZ	経済特区	Special Economic Zone
	SLF	建物価値証明書	Sertifikat Laik Fungsi
	SNI	インドネシア国家規格	Standar Nasional Indonesia
	SPSI	全インドネシア労働組合総連合	Serikat Pekerja Se-Indonesia
T	TDP	会社登録証	Tanda Daftar Perusahaan
	THR	宗教大祭手当（レバラン手当）	Tunjangan Hari Raya
	TLT	商標法条約	Trademark Law Treaty
	TRIPS 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

U	UKL-UPL	環境管理監督活動	Upaya Pemantauan Lingkungan dan Upaya Pengelolaan Lingkungan
	UNCTAD	國際連合貿易開發會議	United Nations Conference on Trade and Development
V	VAT	付加価値税	Value added tax
W	WIPO	世界知的所有權機關	World Intellectual Property Organization

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史など）

1. 正式国名

正式国名は、インドネシア共和国（英語：The Republic of Indonesia、インドネシア語：Republik Indonesia）である。国旗は1945年の独立時に制定された。赤と白は13世紀末以来の伝統的な国民色である。

白色は潔白を、赤色は勇気を表し、この2色の組み合わせで潔白の上に立つ勇気という意味を持つ。また、同時に赤と白は、太陽と月を表している。配色はモナコ国旗と同じだが、インドネシア国旗は縦横比が2対3（モナコ国旗は4対5）である。ポーランド国旗とも似ているが、ポーランド国旗は上が白、下が赤である。

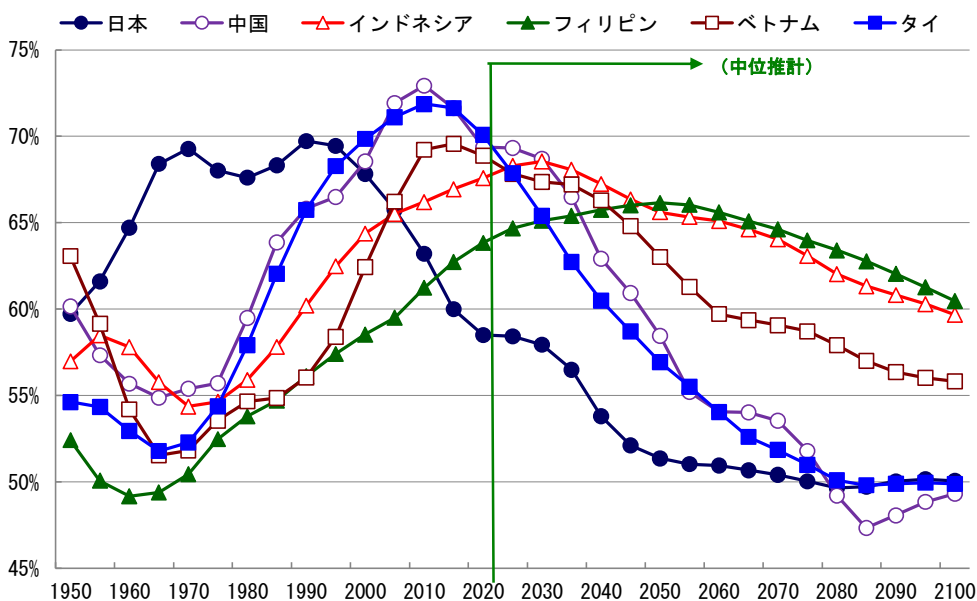


インドネシアの国旗

2. 人口

インドネシアの総人口は2億7,577万人（2022年6月時点、国家統計局推計）であり、ASEANの10カ国中で最も多い。また、国際連合の予測によると、2021年の中位年齢は29.4歳であり、フィリピン（24.5歳）よりは高いが、ベトナム（32.0歳）やタイ（39.3歳）に比べると若い国であることが投資環境の魅力の1つに挙げられる。また15歳から64歳までの生産年齢人口の全人口に占める比率の推移を見ると（図表1-1）、タイでは2010年頃、ベトナムでは2015年頃にピークを迎えているが、インドネシアの生産年齢人口は2030年にむけてピークが持続する見込みであり、引き続き若い人口が労働市場に供給される。

図表 1-1 生産年齢人口（15-64歳）の総人口比の推移



（出所）国連“World Population Prospects 2022”より作成

インドネシアではジャカルタを中心としたジャワ島に人口の約 6 割弱が集中している。続いて、約 2 割がスマトラ島に居住し、残る 2 割はカリマンタン島、スラウェシ島など他の島々に分散している。

3. 国土

インドネシアは、北緯 6 度から南緯 11 度に南北 1,888 km、東経 95 度から東経 141 度に東西 5,110 km にわたり、大小 1.6 万以上の島々から構成されている。国土面積は約 192 万 km² と、日本の約 5 倍にあたる。オランダの植民地時代には、その地形から「オランダ女王の首飾り」と呼ばれていた。

スマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、ニューギニアの 5 つの大きな島とその他の多くの群島から成り立っている。このため、広大な領域の国土を有しているにも拘らず、陸上で国境線を接しているのは、東ティモール（ティモール島）、マレーシア（カリマンタン島）、パプアニューギニア（ニューギニア島）の 3 国に過ぎない。なお、海を隔てて近接する国としてはフィリピン、シンガポール、マレーシア、オーストラリア、パラオなどがある。

図表 1-2 インドネシア全図



(出所) 各種資料より作成

4. 首都

2022 年現在の首都は、ジャワ島西部にあるジャカルタで、その起源は 16 世紀に名付けられた「ジャヤカルタ」（“偉大な勝利” の意）に由来する。17 世紀以降のオランダ支配下ではバタヴィアと名付けられたが、日本軍の占領下で「ジャカルタ」と改称され今日まで続いている。

ジャカルタは首都特別州に指定されており、インドネシアの総人口の約4%、約1,061万人が住んでいる。周辺地域を含めた都市圏（ジャボデタベック）の人口は約3,000万人を上回る日本との時差はマイナス2時間（日本時間より2時間の遅れ）である。

なお、ジョコ・ウィドド大統領は2019年4月にジャカルタからの首都移転を発表、同年8月には移転先が東カリマンタン州（カリマンタン島）に決定していた。2022年1月には首都移転のための法案が可決され、新首都名は「ヌサンタラ」（Nusantara）となることが発表された。ヌサンタラは、ジャワ語で「群島国家」を意味する。移転は2022年から2045年にかけて5段階で進められる計画で、第1段階（2022～2024年）では、中央政府機関、オフィス、住宅街の開発を進め、公務員、軍隊、警察が家族とともに新首都へ移動することとなっている。この首都移転には最大486兆ルピアの予算計画が立てられているが、国家予算による負担は19%に留まり、残りは企業からの投資や資金提供、官民連携で補う予定としている。

5. 気候

国土が赤道付近に位置するため熱帯性気候であり、季節は乾期（6～9月）と雨期（12～3月）とに分かれる。降水量は、局所的な地形及び気流による影響を受けるため、時期と場所によって大きく異なるが、一般にジャワ島南東部や、同島の東に連なるヌサトゥンガラ諸島は降水量が比較的少ない。ジャカルタの場合、2021年の年間平均気温は28.5℃であった。

6. 民族

同国の人口の大部分を占めるのがマレー系民族である。2010年実施の国勢調査によると、主として東部・中部ジャワに居住するジャワ人が40.2%、西部ジャワに居住するスンダ人が15.5%を占めている。この他では、スマトラ北部に居住するバタック人や、マドゥラ島・東部ジャワに居住するマドゥラ人が3%程度で続く。なお、華僑系人口は公式統計上1.2%にとどまるが、実際には約3%程度と推測され、経済面では重要な地位を占めている¹。

7. 言語

インドネシアの国語はインドネシア語（Bahasa Indonesia）である。これは海上交易で広く使われていたマレー語に由来する言語で、独立後に国語とされた。表記は英語と同様アルファベット26文字であり、発音は原則ローマ字式であるため、日本人にとっては馴染みやすい。

そのほか、インドネシア各地では今でもその地域の言語（ジャワ語、スンダ語、バリ語など）が存在し、日常的に使われている。

¹ 2022年11月時点で、2020年実施の国勢調査結果としての民族別人口や割合は示されていない。

8. 宗教

2021年の宗教省の統計によると、インドネシアの総人口の86.93%はイスラム教徒である。この他、キリスト教徒が全人口の10.55%（この内、プロテスタントが7.47%、カトリックが3.08%）を占め、ヒンドゥー教徒が1.71%、仏教や儒教などのその他信奉者が0.82%となっている。イスラム教徒の人口は2.38億人に達しており、インドネシアは世界最多のイスラム教徒を抱える国でもある。インドネシアは憲法で信仰の自由を認めており、イスラム教も国教という位置付けにはなっていない。他方、「建国五原則（パンチャシラ）」で唯一神への信仰を規定しているため、無神論は認められていない。

地域による宗教の違いも大きい。人口の大部分を占めるジャワ島ではイスラム教徒の比率が極めて高いものの、例えば、バリ島ではヒンドゥー教が、北スマトラではプロテスタント、また、スラウェシ北部、マルク諸島、パプアなどではカトリック・プロテスタント両信者の人口が多い。

9. 教育

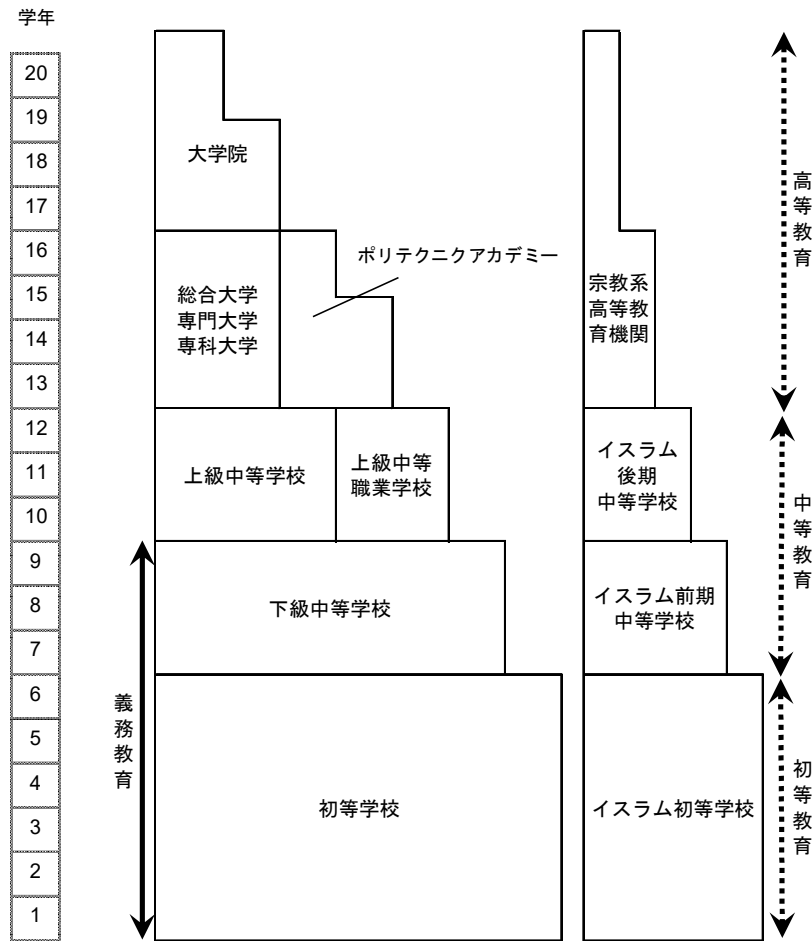
インドネシアの教育制度は、日本と同様に6-3-3制をとっており、国家教育省の管轄下に小学校（初等学校）、中学校（下級中等学校）、高等学校（上級中等学校）が存在する。義務教育は小学校6年間と中学校3年間の合計9年間である。この他、宗教省が管轄するイスラム系学校が各教育段階に設けられている。

小学校への入学年齢は原則6歳だが、地域や学校によって柔軟な対応がなされている。学校年度は7月～翌年6月である。2学期制であり、7～12月が1学期、1～6月が2学期となっている。2022年の小学校の就学率は99.10%、中学校の就学率は95.92%である。ホームスクーリングやインターナショナル校における学習など、学校に通学しない方法で学習している生徒等を対象に、「パッケージ」と呼ばれる認定試験を設けている。

高等教育機関としては、4年制の総合大学のほか工科大学、ポリテクニク（技術高専）、アカデミーなどを含めて3,000以上存在する。一般的に大学には学士、修士及び博士課程がある。学士課程は通常最低4年間で、修士課程は2年間、博士課程は2～3年となっている。代表的な大学としては、西ジャワ州にあるインドネシア大学（1849年創立）や、ジャワ島中部南岸に位置するジョグジャカルタ特別州にあるガジャマダ大学（1949年創立）、バンドン工科大学（1920年創立）などが挙げられる。

なお、インドネシアでは、日本の高校にあたる上級中等学校で日本語が第2外国語に採用されていることもあり、上級中等学校生を中心に、ASEAN諸国の中では日本語学習者が飛びぬけて多い。

図表 1-3 インドネシアの教育制度



(出所) 各種資料より作成

図表 1-4 インドネシアの代表的な大学

順位	大学名	所在州	英名
1	インドネシア大学	西ジャワ州	Universitas Indonesia
2	ガジャマダ大学	ジョグジャカルタ特別州	Universitas Gadjah Mada
3	ブラウィジャヤ大学	東ジャワ州	Universitas Brawijaya
4	ボゴール農科大学	西ジャワ州	IPB University / Bogor Agricultural University
5	アイルランガ大学	東ジャワ州	Universitas Airlangga
6	スブラス・マレット大学	中部ジャワ州	Universitas Sebelas Maret UNS Surakarta
7	セプル・ノーペンバー工科大学	東ジャワ州	Institut Teknologi Sepuluh Nopember
8	シアクアラ大学	アチェ州	Universitas Syiah Kuala
9	テルコム大学	西ジャカルタ	Telkom University / Universitas Telkom
10	バンドン工科大学	西ジャワ州	Institute of Technology Bandung

(出所) 2022年11月時点の Ranking Web of World Universities より作成

図表 1-5 ASEAN 諸国の日本語学習者数上位 5 カ国（2018 年）

（単位：人）	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	マレーシア
初等教育	7,148	4,028	2,054	1,217	45
中等教育	650,215	143,872	26,239	11,412	19,417
高等教育	28,799	20,506	31,271	13,508	14,720
その他	23,317	16,556	114,957	25,393	5,065
合計	709,479	184,962	174,521	51,530	39,247

（出所）国際交流基金『海外の日本語教育の現状 2018 年度日本語教育機関調査』より作成

10. 通貨

インドネシアの通貨はルピア（IDR）。2022 年 12 月末時点で、1 米ドル＝15,538.50 ルピア、1 円＝118.74 ルピアである。桁数が大きいので、市中では「,000」を省略して 10,000 ルピアを「10」と表記する場合もある。

11. 歴史

インドネシアは広大な国土を有し、地域によって歴史に差異はあるものの、全土の歴史を簡単にまとめて辿ると次の通りとなる。

（1）先史、古代から中世

ジャワ原人の発掘により、およそ 80 万～100 万年前には既に人類がジャワ島に存在していたことが知られている。紀元前 3 世紀頃には、マレー人が中国やベトナムからインドネシア地域へ移住を始め、紀元前 1 世紀にはインドの貿易商によってヒンドゥー教文化と仏教文化がインドネシアに伝えられた。

図表 1-6 インドネシア史の主要な出来事

時代	年代	出来事
先史	80～100万年前	ジャワ原人の存在
古代	紀元前3世紀	マレー人の移住
	紀元前1世紀	インド人貿易商によるヒンドゥー・仏教文化の伝来
中世	7世紀	シュリーヴィジャヤ王国の興隆 イスラム教の伝来
	8世紀	中部ジャワに、仏教国シャイレンドラ王朝が興り、ポロブドゥール等の有名な仏跡を残す
	9世紀	ブランパナン寺院の建設
	1292	マルコポーロがジャワを訪問
	1293	元軍のジャワ侵攻 マジャパヒト王国成立
	13世紀末	初のイスラム王国がスマトラ北部に成立
イスラムの拡大とヨーロッパ人の到来	1511	ポルトガルがマラッカを占領
	1512	ポルトガルがマルク諸島のアンボンを占領
	1521	マゼランのスペイン船団がマルク諸島に到達
	1527	ドゥマック王国がポルトガル艦隊を破り、その地を「ジャヤカルタ」と命名
	16世紀	ジャワでイスラム王国が勢力を拡大し、これ以後ジャワにイスラムが浸透
	1596	オランダ船が初めて来航
	1602	オランダが東インド会社設立
オランダ支配	1619	オランダがバタヴィアを建設
	18世紀	パンカ島で錫の採掘が始まる
	1799	オランダ、東インド会社を解散、インドネシアを直接統治下におく
	1830	強制栽培制度の導入
	1883	スマトラの油田で採掘が開始、その後ロイヤル・ダッチ社が開発を継承
	1907	ロイヤル・ダッチ・シェル社が成立
日本の占領と独立	1942	日本軍によるオランダ領東インドの占領
	1945. 8. 15	日本が連合国に降伏
	1945. 8. 17	スカルノによる独立宣言
	1949	ハーグ和平協定によりオランダがインドネシアの独立を承認
スカルノ時代	1955. 4	バンドンで「アジア・アフリカ会議」開催
	1955. 9	初の総選挙実施
	1962-63	西イリアン、マレーシアへの軍事侵攻
	1965	共産党のクーデター未遂事件発生
スハルト時代	1968	スハルトが第2代大統領に就任
	1994	外資への大幅な規制緩和
	1997	アジア通貨危機発生
	1998	アジア通貨危機をきっかけに、ジャカルタを中心に全国で暴動が発生。民主化運動も拡大し、スハルト大統領は辞任。ハビビが第3代大統領に就任
民主化移行期	1999	ワヒドが第4代大統領に就任
	2001	メガワティが第5代大統領に就任
	2001. 9	米国同時多発テロ発生
	2004	国民による初の直接大統領選挙でユドヨノが勝利し、第6代大統領に就任
ユドヨノ政権	2004. 12	スマトラ大地震及び津波災害の発生
	2005. 8	ヘルシンキ和平合意（独立アチェ運動（GAM）との和平成立）
	2005. 10	バリ島テロ事件発生
	2008	世界金融危機
	2009	大統領選挙でユドヨノが第7代大統領として再任
	2009. 7	ジャカルタで爆弾テロ発生
	2011. 11	東アジアサミット
ジョコ政権	2014. 10	ジョコが第8代大統領に就任
	2019. 10	ジョコ政権の2期目が開始

(出所) 外務省ホームページより作成

7世紀以降になると、スマトラに仏教王国のシュリーヴィジャヤが栄えたほか、ジャワではボロブドゥールやブランパン寺院など、今に残る仏教やヒンドゥー教の壮大な建築物や寺院の多くが建造された。またこの時代に、イスラム商人を介してイスラム教が伝来したと考えられている。

その後 13 世紀になると元寇を退けたヒンドゥー王国マジャパヒトがジャワで成立し、以降、200 年間インドネシア全域とマレー半島の一部を支配した。同じ頃、現在のアチェ地方に最初のイスラム王国が成立し、以後急速にイスラム化が進む。また、1292 年にマルコ・ポーロがヨーロッパ人として初めてジャワを訪れ、その存在はヨーロッパにも知られるようになった。

(2) イスラムの拡大とヨーロッパ人の到来

16 世紀に入るとマジャパヒトが弱体化し、ジャワ北岸にイスラム化した独立王国が成立し始めた。その最初となったドゥマック王国はマジャパヒト王国を滅ぼし、1527 年には西部ジャワ地方でポルトガル艦隊を打ち破ってその地を“ジャヤカルタ”と名付けた。その後ジャワでは同じイスラム王国であるバンテン王国が西部に、マタラム王国が東部に成立して勢力を広げ、ジャワのイスラム化が進んだ。

この頃、大航海時代を迎えたヨーロッパ人の来訪も活発化する。最初に訪れたポルトガル人は 1511 年にマラッカを占領、1512 年にはマルク諸島に到達し、胡椒の独占貿易を行った。遅れてスペインも 1521 年に北マルクに到着したが、サラゴサ条約によってマルク諸島をポルトガルに譲り、自らはフィリピン方面への進出に注力することとなる。このポルトガルの影響により、マルク諸島地域にはキリスト教が広まった。

(3) オランダ支配 (1600 年代～)

オランダは 1596 年に初めてインドネシア地域に来航し、1602 年には商業団体としての東インド会社を設立した。オランダは競合するポルトガルやイギリスを周辺地域から駆逐して、1619 年には現在のジャカルタの地を攻略し、首都バタヴィアを建設した。オランダはその後も支配地域の拡大を続け、太平洋戦争中の日本軍のインドネシア占領まで約 300 年間、オランダ領東インドと呼ばれるインドネシア地域の支配を続けた。この間オランダは、ジャワ、スマトラを中心にプランテーションを広め、サトウキビやコーヒー、茶、タバコなどを輸出して莫大な利益を上げた。また、プランテーションでの労働力の確保のために、ジャワからの移住政策や中国人労働力の導入も行われた。

鉱物資源の開発もこの時代に進展し、18～19 世紀にはバンカ・ビリトン地方で錫の採掘が開始された。19 世紀末にはスマトラ東岸でロイヤル・ダッチ社が、カリマンタンではシェル社が石油の採掘許可を獲得し、その後両者は合併してロイヤル・ダッチ・シェル社となってインドネシア地域の石油開発に支配的な影響力を持った。

（4）日本の占領と独立（1940年代）

1941年の太平洋戦争勃発とともに日本はオランダに宣戦を布告、翌1942年3月にはバタヴィアを攻略してオランダ軍は降伏し、オランダ領東インドの全域は日本の支配化に置かれた。当初、日本軍の宣伝を信じたインドネシア民衆は日本に協力的であったが、その後日本軍による強制徴発や宮城遙拝（きゅうじょうようはい）の強制などに反感が高まった。また、欧州という輸出先を失った植民地経済は混乱し、生活必需品などの物資不足から物価が上昇、社会不安が高まった。

その後、日本の敗戦の色が濃くなると、スカルノらインドネシア人指導者は日本側からの譲歩を引き出すことに成功し、インドネシア人の高級職への登用や軍政中枢への参画など独立への準備が進められた。そして日本の降伏直後の1945年8月17日、スカルノがインドネシア共和国の独立を宣言した。

独立宣言から1949年まで4年間、インドネシアは同国の再植民地化を狙うオランダとの独立戦争に突入する。インドネシア側はゲリラ戦を展開するほか、外交では米国の支持を獲得することで次第にオランダを追い詰め、遂に1949年、オランダとの和平協定でオランダからの独立承認の獲得に成功した。ただし、西イリアン地方（ニューギニア島西部）の帰属は未定のままであるなど、後の火種は残ったままであった。

（5）スカルノ時代（1950～65年）

独立後、スカルノの下で政党政治に基盤を置いた1950年憲法が発布され、1955年には初の総選挙が実施された。同年にはアジア・アフリカ会議がインドネシアのバンドンで開催され、冷戦下での第三世界の主導的国家としてインドネシアは国際社会での地位を高めた。

しかし、選挙の結果並立した諸政党の利害が錯綜して議会在機能が不全となったこと、イスラム勢力やオランダにつながる内乱が頻発したことから、国内は大混乱に陥った。そこでスカルノは大統領に強大な権限を与える1955年憲法への復帰を宣言し、大統領への権力の集中を進めた。スカルノは共産党を支持基盤として利用したため米国との関係は悪化し、一方でソ連や中国とは急速に接近することになった。

1960年代に入ると、スカルノは国内の混乱から国民の目を逸らす目的で西イリアン地方やマレー半島への軍事侵攻を行い、国際社会の批判を招いた。米国をはじめとする国際社会からの援助も失った結果、国内の生産活動は停滞して対外債務も増加した。同時にインフレも昂進し、国家経済は破滅的狀態に陥った。

（6）スハルト時代（1965～98年）

1965年9月30日、共産党のクーデター未遂事件が勃発し、当時陸軍少将であったスハルトにより鎮圧された。これを契機にスカルノの威信は失墜し、翌年にはスハルトが正式に大統領代行に、1968年には第2代大統領に就任した。スハルトは従来外交を大転換して西側諸国との関係を改善し、国内では共産党の取りを徹底した。

スハルトは、経済面で西側諸国から多額の援助を受け入れ、1967年に外国投資法を定めて外資優遇措置を導入するなど、外国資本の導入を進めた。この結果、物資の供給が確保され物価が安定し、インフレも沈静化した。この時期日本からも繊維産業などで多くの企業が進出している。スハルト政権は「開発独裁」と称されるように経済発展を政権の中心的課題に据え、1980年代には丸太の輸出を禁じて国内の合板産業を育成するなど国内産業の発展にも注力した。更に、1994年には外資への更なる規制緩和を行い、外資の導入と輸出の拡大も積極的に支援した。

結局、スハルト時代を通じて、インドネシア経済は年率 6.7%の高度成長を続けることとなり、貧困層の縮小、農業生産及び工業生産の拡大、乳児死亡率の低下、教育の普及など大きな成果をあげた。その反面、開発に費やされた対外債務は加速度的に増加し、債務返済の圧力が国家経済にのしかかってくることになる。国内社会では、相対的な貧富差や都市と農村の格差はむしろ拡大し、開発用地の土地収用に絡んだ土地紛争が急増した。

(7) 民主化移行の混乱期（1998～2004年）

1997年7月にタイで始まったアジア通貨危機は、少し遅れてインドネシアに飛び火し、通貨価値の急落、輸入の困難、物価の急騰、失業率の増加など経済・社会危機が一気に進行した。しかし、スハルトは政治・経済の改革よりも一族の利権を優先する姿勢を示したために国民の不満が高まり、都市での大暴動を誘発した。ここに至ってスハルトは軍からも側近からも見放され、退陣を余儀なくされる。スハルトの後を受けて副大統領から大統領に昇格したハビビは、政治活動の自由化と地方分権を進め、1999年に44年ぶりの自由選挙を実施した。この結果、大統領に選出されたのはイスラム教指導者のワヒドであった。

ワヒドは、経済の再建とともに、国軍改革などスハルト時代の負の遺産の解消に取り組んだ。アチェやパプア（西イリアン地方）の分離問題に対してもスハルト時代とは対照的に対話路線で臨み、平和的な解決を模索した。しかし、ワヒドは閣内の利害対立をまとめきれなかった上、政治手法の未熟さもあって諸政党の反発を買い、2001年7月、国会により解任され、副大統領のメガワティが大統領に昇格する。

メガワティはスカルノの娘としてのカリスマを持ち、民主化の旗手としてスハルト体制に不満を持つ層から大きな支持を得ていた。しかし、大統領就任後2ヵ月で発生した米国での同時多発テロ後の対応で国内イスラム勢力からの不信を買ったことや、翌年にバリ島で発生したテロでも直ちに現場入りしなかったことから、代わって陣頭指揮を執ったユドヨノの存在が大きく国民に印象付けられた。明確な社会改革の成果が挙げられないままにイラク戦争に伴う物価上昇が国民にのしかかった結果、大都市では学生と労働者を中心とした抗議デモが発生した。アチェやパプアでも統一の維持の名目の下で軍事作戦が再開され、ワヒド時代に締結されたアチェ和平合意は崩壊した。

(8) ユドヨノ政権（2004～14年）

ユドヨノはワヒド政権で鉱業エネルギー相として初入閣し、2001年6月以降は政治・治安担当相に就任。メガワティ政権でも政治・治安担当相として入閣していた。しかし、2004年3月、大統領のメガワティとの関係が悪化し辞任。

その後、ユドヨノ支持者を基盤とする民主党の党首として総選挙及び大統領選挙に参加。大統領選の決選投票でメガワティを破り、直接選挙で選ばれた初めてのインドネシア大統領となった。

ユドヨノは、汚職の撲滅、テロ対策、国内の統一、貧困の撲滅などを掲げて政権運営を開始した。このうち国内の統一に関しては、大統領就任直後のスマトラでの大津波災害を機にアチェの独立派勢力との停戦と和平合意に成功、アチェへの広範な自治権付与と引換に独立要求の取下という成果を獲得した。汚職撲滅に関しては汚職撲滅委員会に強力な権限を持たせ、政府高官も検挙を可能にしたほか、大統領自身の親族の逮捕も受け入れるなど、政治家としての範を示した。テロ対策では、テロ犯や過激派の取締や射殺、テロ組織の摘発を進め、2005年以降4年間テロの発生を抑えるなど一定の成果をあげた。政権が国民の高い支持を受けていることや、これらの汚職撲滅の取組から、外国からの投資も回復し、経済も安定成長を続けた。2008年に発生した世界金融危機の際も、内需主導型のインドネシア経済への影響は軽微にとどまり、4.5%の底堅い成長を確保している。このように政治の安定と好調な経済を背景に、2009年の大統領選挙ではユドヨノが圧倒的な支持を得て再選された。政治的な安定を背景に経済は順調に発展し、6%前後の高い経済成長が続いた。

(9) ジョコ政権（2014年～）

ユドヨノ大統領の任期満了を受けた2014年の選挙で、ジャカルタ首都特別州知事であったジョコ・ウィドド候補が当選、同年より政権を担っている。同氏は庶民派・改革派として知られ、政権発足当初は与党内での基盤の弱さ、議会におけるねじれ状況から政権運営の困難も懸念されたものの、2015年8月、2016年7月の内閣改造によって政権基盤を固めたことに加え、2016年5月に最大野党ゴルカル党を連立与党に取り込むなど、国会の多数派工作に成功した。政策面では、就任直後に燃料補助金の撤廃を断行した。また、鉄道や道路、港湾など、ジャワ島内外におけるインフラ整備を推進するなど、地方開発にも積極的に取り組んできた。マクロ経済ではインフレ率を3%台に抑制しつつ、5%前後の安定的な成長率を持続させており、有権者から一定の評価を得ることができた模様である。

2019年4月に実施された総選挙は、第1期ジョコ政権に対する信任を問う選挙となったが、ジョコ大統領とマアルフ・アミン副大統領候補のペアが過半数の票を獲得し、ジョコ大統領の再選が確定した。第2期目では、①インフラ開発、②人的資源の開発、③オムニバス法の制定、④行政手続の簡素化、⑤国営企業改革の5点を優先課題として取り組むとともに、投資誘致を行って5.7～6%の経済成長率を達成することを目標としている。

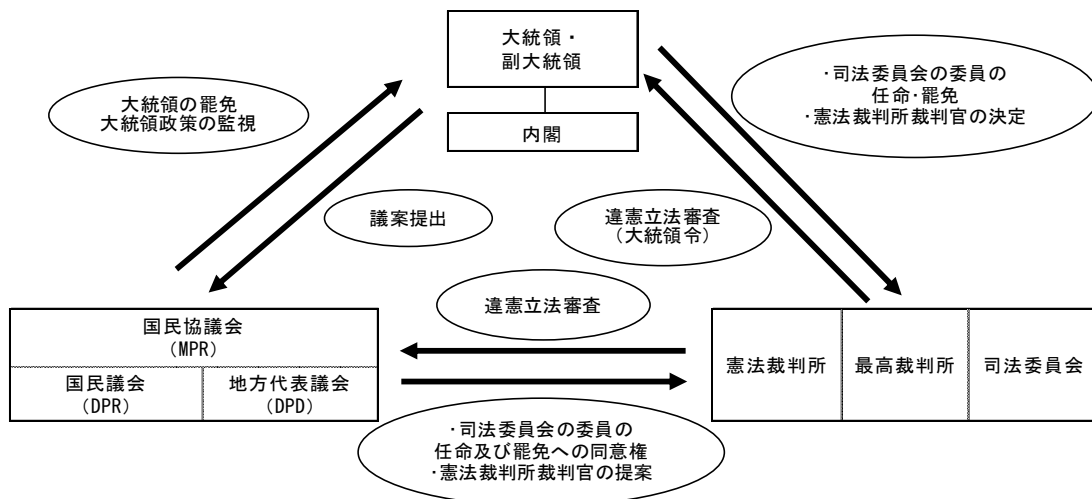
なお、インドネシアの大統領の任期は5年であり、次回は2024年2月に大統領選が予定されている。

第2章 政治・外交・軍事

1. 政体

インドネシアは共和制の国家である。1945年の独立以来、大統領が元首を務めている。かつては、国民協議会（MPR）が国民議会（立法）、大統領（行政）、最高裁判所（司法）の上に立っていたが、1997年のアジア通貨危機後の民主化運動の中で1999～2001年の間に4次にわたり実施された憲法改正を通じ、現在では立法、行政、司法の三権が分立している。大統領の選任方法も、かつては国民協議会の指名により決定されていたが、2004年以降は国民の直接選挙で選出される。

図表 2-1 インドネシアの国家機構



（出所）JETRO アジア経済研究所「アジア動向年報 2022」、各種資料より作成

2. 元首

インドネシアの国家元首は大統領である。大統領は国民による直接選挙で選出され、国民に対して直接責任を負う。立候補者は国民議会に一定比率の議席を有する政党もしくは政党の連合が擁立することと定められている。憲法上の規定により、任期は5年、再選は1度までに制限されている。したがって、2019年に再選されたジョコ・ウィドド（Joko Widodo）大統領は、次回選挙に出馬することができない。

大統領は内閣や閣僚ポストを決定する権限を持ち、内閣を構成する大臣、調整大臣、大臣級高級官僚の指名権と解任権を有する。国民議会（国会）に対しては、議案提出権は持つものの、解散権は有しない。国会で承認済の法案に対しては拒否権を持たないが、国会審議段階での承認権限を持つ。また、大統領は内閣を通じて「政令」を発令することができ、独自に「大統領令」を発令することもできる。ただし、法令の序列では法律が政令や大統領令よりも優位であると規定されている。

2022年11月時点の大統領であるジョコ・ウィドド氏は、1961年6月に中部ジャワ州で誕生し、国立ガジャマダ大学林業学部を卒業後、家具の製造・輸出業に従事していた実業家である。1992年からインドネシア商工会議所スラカルタ支部の鉱業エネルギー部長を務め、インドネシア家具手工芸品協会会長を経て政界入りした。スラカルタ市長を経て2012年にジャカルタ首都特別州知事に当選し、現場視察を通じた着実な政策実行力や、低所得者向け医療の無料化など市民目線での取組により、庶民派政治家として注目を集めてきた。

ユドヨノの任期満了に伴う2014年の大統領選挙で、ジョコは53%の得票により当選した。就任早々に燃料補助金の削減改革を断行して注目を集め、貧困撲滅やインフラ開発にも注力してきた。2019年4月に実施された総選挙ではこれらの実績が評価されて再選を果たし、同年10月より第2期政権が発足した。

3. 首相

インドネシアでは首相職が存在しない。大統領が内閣の長となり、続く職責として副大統領が設けられている。

4. 内閣

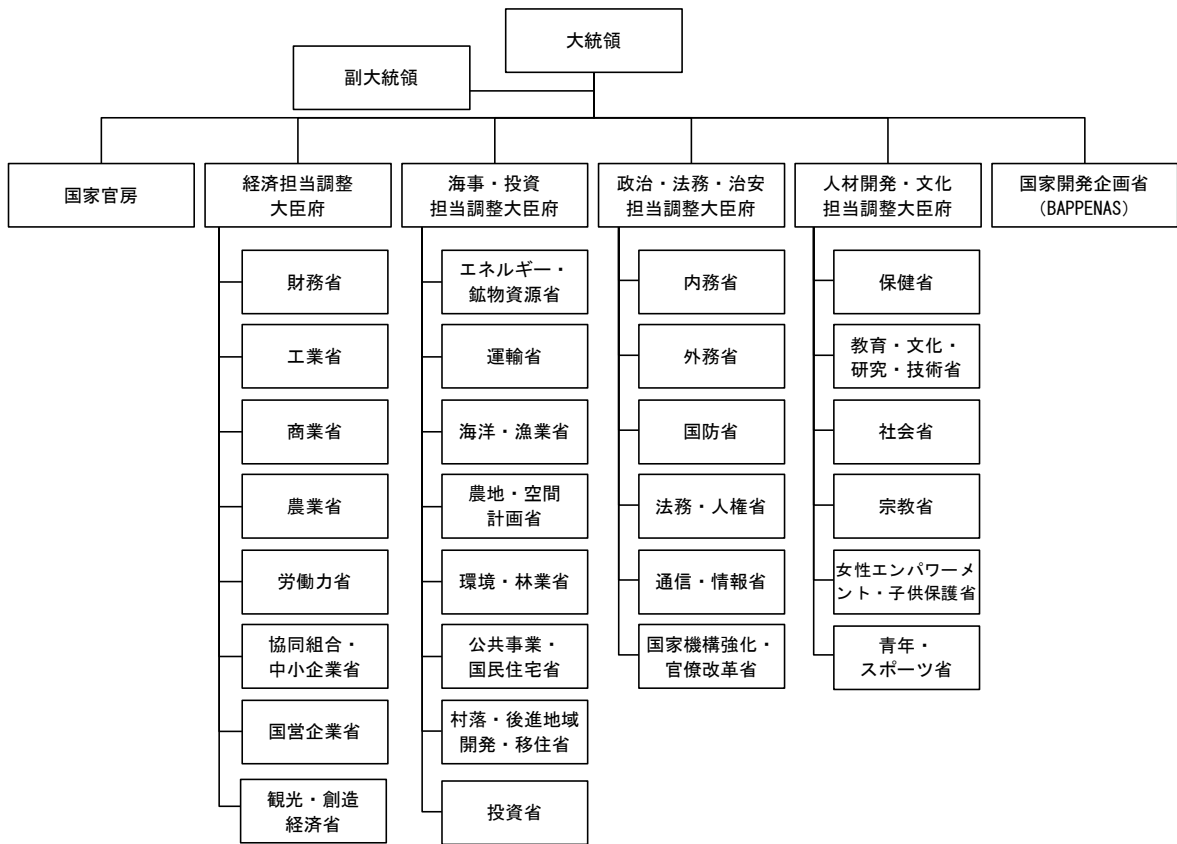
内閣は、直接選挙で選出された大統領・副大統領のほか、大統領によって任命された国家官房長官、内閣官房長官、国务大臣から構成される。関係各省間の調整を担うため、複数官庁を取りまとめる4名の調整大臣が任じられている。内訳は、海事・投資担当調整大臣、政治・法務・治安担当調整大臣、経済担当調整大臣、人間開発・文化担当調整大臣である。

5. 行政組織

インドネシアの行政機構は、図表2-2の通りである。大統領に国家開発企画省や国家官房などが直属する他ほか主要官庁は4つのグループに分かれており、それぞれの調整大臣府に管掌される体制となっている。また、国家人事院、中央統計庁、国家情報庁などは「非省庁政府機関」に区分され、大統領に直属する体制となっている。地方政府は内務省に所管されている。

第2期ジョコ政権の発足時に省庁の再編が行われたほか、一部の省庁については所管する調整大臣府が変更された。さらに、2021年にも投資庁の新設を含む省庁の再編が行われている。

図表 2-2 インドネシアの行政機構



(出所) 内閣官房ウェブサイト、JETRO アジア経済研究所「アジア動向年報 2022」より作成

6. 地方行政制度

インドネシアの地方自治体は、①州・特別州、②県・市、③郡・区・村の3段階に分類される(図表 2-3)。

州(Provinsi)は、複数の県・市にまたがる業務、中央政府から委任を受けた任務などを実施する。国全体が特別州を含めて全38州に区分されている。同じ「州」であっても、人口が約5,000万人に及ぶ西ジャワ州のような巨大な州もあれば、北カリマンタン州のように100万人に満たない州も存在する。また、ジャカルタ首都特別州、ジョグジャカルタ特別州、アチェ州、パプア州、西パプア州の5つの州では、その宗教・民族・歴史的な経緯に配慮して、特別な自治権が与えられている。なお、パプア州と西パプア州に特別な自治権を与えるパプア特別自治法は2021年に改正され、これら2つの州に対する中央政府の権限が強化されている。

県(Kabupaten)と市(Kota)は、地方自治の主体として自らの行政区域での基礎的行政サービスを実施する。通貨危機後の地方分権の進展により、中央政府が引き続き管轄する外交、国防・治安、司法、国家財政などを除く多くの業務が、県・市を中心とする地方政府に移譲された。このため、県・市の役割は近年大きく増大している。県・市の業務の代表例には、地方税率の決定・徴収や最低賃金の決定などがある。

郡（Kecamatan）は、県・市行政機構の一部として郡レベルの行政施策のほか、地域社会活動や治安維持活動の調整、区・村の行政運営の指導などを行う。県の設立には5つ以上の郡を、市の設立には4つ以上の郡を必要とする。

区（Kelurahan）は郡の下に置かれ、住民にとっては最も身近な行政単位である。区レベルの行政施策の実施のほか、地域社会活動の強化や治安維持活動を区レベルで推進する。

村（Desa）とは、地域の固有性や慣習に基づいて地域住民の利益を調整する権限を持つ共同体を指す。主に農村部に存在し、都市部にはほとんど存在しない。村は、村固有の権利に基づく業務、中央政府または州・県・市政府から移譲・委任された業務を主に行う。具体的な例としては、下水路の清掃、植林、礼拝所の整備などが村の担当となる。近年は、財政的な理由から村を廃して区へと移行する動きが進んでいる。

図表 2-3 インドネシアの地方行政機構

州	32	} 第1層
特別州	2	
県	416	} 第2層
市	98	
郡	7,274	} 第3層
区・村	83,843	

（注） 図表内の数値は2021年6月時。2022年7月に、パプア地方は既存のパプア州と西パプア州による2州編成から、南パプア州、中パプア州、山岳パプア州の3州を加えた5州に再編されており、州数は2022年11月時点で36州となっている。

（出所） 国家統計局資料より作成

7. 立法

(1) 国民協議会

インドネシアの最高立法府は国民協議会（MPR）であり、国民議会（DPR）と地方代表議会（DPD）から構成されている。2022年12月時点の定数は711で、うち国民議会が575、地方代表議会が136である。かつては国家の主権を行使する地位を与えられていたが、民主化によりその権限は大幅に縮小された。主な機能は、大統領・副大統領の任期中の解任（議員総数の4分の3以上が出席する本会議において、出席議員の3分の2以上の賛成が必要）、憲法の制定・改正（議員総数の過半数の賛成が必要）である。

(2) 国民議会

国民議会は一般に国会とも称され、法律作成と国家予算の決定、法令の執行などを主たる役割としているほか、大統領の政策の監視を行う。国民議会が大統領によって解散されることはない。

2004年の総選挙から、国民議会は全議席が選挙での選出制になった。2022年12月時点で、選挙は法律2017年第7号によって規定されている。この選挙法は、パプア地域が2州から5州へ再編されたことに伴って2022年12月に改正されており、改正法では国民議会の定数は580、全国84の選挙区から比例代表制で選出することとしている。任期は5年である。

選挙規定では、国会議員選挙で一定以上の支持を得た政党にのみ、次の大統領選挙で正副大統領候補を擁立する資格が与えられる。このため、国会内の小政党から大統領が選出されることは不可能であるが、大統領所属政党と議会内最大政党とが異なる可能性もある。

(3) 地方代表議会

国民協議会の中で国民議会と並立するのが地方代表議会である。下位層の声を国政に反映させることを目的に2001年の第3次憲法改正で設置が決まり、2004年の総選挙を経て発足した。

議員は各州から4名ずつ選出されるため、2022年12月時点の総数は136名となっている。任期は5年である。議員候補者には過去4年以内に政党幹部でないことなどの制約がある。

地方代表議会には国民議会に助言を与える役割があり、地方自治などに関する法案を国民議会に提出しその審議に参加する。ただし、提出した法案の議決には加わらない上、その他の案件では法案提出さえ認められないなど、その権限は極めて限定的である。

8. 政党

2019年に実施された国民議会総選挙の結果、闘争民主党が128議席を獲得し、引き続き最大政党となった。同党は2014年にジョコ・ウィドド氏を大統領選に擁立し、同氏の当選により与党となっている。

85議席を獲得して第2位となったゴルカル党は、ジョコ政権への参画を巡って内部分裂状態が続いたが、2016年5月の党首選を経て連立与党への参画を決定した。また、第1期政権の最大野党であるグリンドラ党（78議席）も、2019年10月の第2期政権発足時、プラボウォ党首の国防相としての入閣が明らかになった。与党連合にはほかに、ナスデム党（59議席）、民族覚醒党（58議席）、開発統一党（19議席）が参画しており、合計で約7割を占める勢力となった。なお、元大統領のユドヨノが党首を務める民主主義者党（民主党）は54議席で第6位へと後退した（図表2-4）。

図表 2-4 国民議会における政党勢力分布（2019年総選挙結果）

政党名	議席数	備考
連立与党	427	
闘争民主党 (PDIP)	128	世俗系
ゴルカル党 (Golkar)	85	世俗系
グリンドラ党 (Gerindra)	78	世俗系
ナスデム党 (NasDem)	59	世俗系
民族覚醒党 (PKB)	58	イスラム系
開発統一党 (PPP)	19	イスラム系
野党	148	
民主主義者党 (PD)	54	世俗系
国民信託党 (PAN)	44	イスラム系
福祉正義党 (PKS)	50	イスラム系
総計	575	

（出所）国民議会ウェブサイトなどより作成

9. 司法

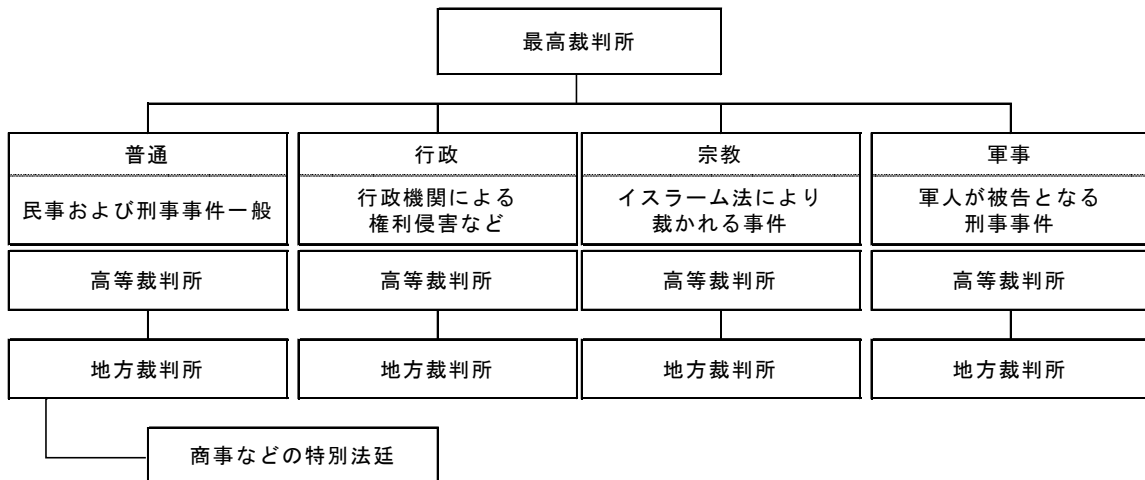
インドネシアの裁判所は憲法裁判所と最高裁判所、下級裁判所に大別される。

憲法裁判所は、法令の憲法違反に関する審査（違憲立法審査）や各国家機関や地方自治体間での権限に関する紛争を解決するために2003年に設置された。大統領、国民議会、最高裁判所がそれぞれ3名ずつ判事を任命し、任期は5年である。

最高裁判所は法律より下位に位置する法令などの法律違反を審査する権限を持つほか、下級裁判所を所管する。従来、下級裁判所の管轄は個別の政府機関や軍に分割されていたが、2004年以降は裁判官人事や予算・管理などの権限が最高裁判所に移譲された。また、最高裁判所の裁判官を任命する独立機関として、司法委員会が設置されている。

最高裁判所が所轄する下級裁判所には、民事・刑事事件一般を扱う普通裁判所、行政機関による権利侵害などを扱う行政裁判所、イスラム教徒の親族・相続を主に扱う宗教裁判所、軍人が刑事事件の被告人となる場合の軍事裁判所の4種があり、それぞれ地方裁判所と高等裁判所が設置されている（図表 2-5）。

図表 2-5 インドネシアの司法体系



(出所) 法務省「インドネシアの司法制度と司法改革の状況」より作成

10. 外交

インドネシアは東南アジア諸国との連携を重視し、独立かつ能動的な全方位外交を外交の基本的理念としている。この基本理念に従い、インドネシアは ASEAN 加盟国として域内諸国との連携・協調を重視すると同時に、米国、中国、日本などの主要国と良好で安定的な関係を築いている。周辺諸国との関係では、ASEAN を基本とした地域外交を重視している。インドネシアは 1967 年の ASEAN 結成時の原加盟国であり、ASEAN 事務局はジャカルタに設置されている。経済面でも ASEAN 諸国との関係緊密化が進展している。先進 ASEAN 諸国は ASEAN 物品貿易協定(ATIGA) を締結しており、2010 年 1 月 1 日より関税が原則撤廃された。加えて、2018 年 1 月 1 日以降は後発 ASEAN 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）との貿易に係る関税も撤廃された。

インドネシアは、国際的にも存在感を増している。具体的には、1999 年以来 ASEAN 内で唯一 G20 に参加し 2022 年には議長国を務めたほか、バリ民主主義フォーラムの主催や、タイ・カンボジア国境紛争の調停などの課題にも取り組んできた。更に、米中の主導権争いが激化するインド太平洋地域において、ASEAN が中心的役割を果たすことで各国が一致した「インド太平洋構想（2019 年 6 月の ASEAN 首脳会議で採択）」の策定では、インドネシアが主導的役割を果たした。また、2023 年には ASEAN 議長国を務めることとなっている。このように、ASEAN での指導的役割を積極的に果たそうとする姿勢が見られる。

対米関係は、左傾化したスカルノ時代の終盤の一時期を除き、1990 年代まで概ね良好であったが、米国が冷戦終結後、人権保護を重視した外交に転ずると、東ティモール問題でのインドネシア国軍の人権侵害をめぐって軍事交流が凍結されるなど一時関係が悪化した。しかし、2001 年のニューヨークでのテロ発生以降、米国は、最大のイスラム教徒人口を有するインドネシアを自陣営に取り込むために態度を軟化させ、2005 年に軍事協力を全面再開した。また、近年、東南アジア進出を強める中国への牽制の意味でも米国にとって対インドネシア外交の重要度は増しつつあり、2010 年の二国間の包括的パートナーシップ協定締結以降、対米関係は緊密化の方向にある。

中国との関係は、スハルト政権が1965年のクーデター未遂事件に中国が関与したとして、1967年から1990年まで中国とは正式な国交を持たなかった。しかし、1990年に国交を再開して以来、インドネシアの貿易における中国の存在感は徐々に高まっている。特に2000年以降はASEANを通じたFTAの締結（ACFTA）の影響により貿易額が急増した。2010年には中国からの輸入額が日本からの輸入を上回り、2021年の対中貿易額は1,124億ドルと、対日貿易額319億ドルの3.5倍の規模となった。

経済関係の急速な進展に伴い、欧米諸国への牽制や華人実業家との信頼構築の狙いなどから、政治面でも、中国との関係の深化が進展した。2000年前後には中国より国内分離運動への対応について支持を取り付けた。2005年には中国との「戦略的パートナーシップ」の樹立に合意、調印に至った結果、両国の協力は貿易や投資にとどまらず、ミサイルの共同生産などを含む安全保障や防衛技術にまで及んでいる。ただし、近年では中国が南シナ海への進出姿勢を強める中、インドネシア領のナトゥナ諸島周辺海域での漁業問題を中心に摩擦も生じている。

日本との関係は、太平洋戦争における日本軍の蘭印（オランダ領東インド）進出を契機に始まった。その後1958年の平和条約と賠償協定を経て両国間の相互訪問は活発化し、以降、経済・貿易・人的交流・地域開発など幅広い分野で友好協力関係が続いている。累計ベースでは日本はインドネシアの最大の援助国であり、鉱物資源などの主要輸出先となっている。またインドネシアへの国別直接投資（Foreign Direct Investment：FDI）では、日本は常に上位に位置するなど、経済的関係は非常に深い。

日本にとっても、インドネシアは重要な資源の輸入元であり、マラッカ海峡をはじめ国際的に重要な海上交通路を擁するなど、貿易のみならず安全保障においても友好関係が不可欠な相手である。2008年には日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）が発効され、物品貿易のみならず、投資、政府調達、人的交流など幅広い分野での経済関係の強化が実現している。

11. 国防

インドネシアの国防政策は先述の独自外交を反映し、他国に依存することなく、他国とのいかなる防衛条約も結んでいない。その中で、米国との軍事協力はインドネシアだけでなく地域の安全保障上も重要であるとして、近年、軍事教育や装備調達面で協力関係を強化している。しかし一方では、中国とミサイル生産で協力し、ロシアからも戦闘機を購入するなど、防衛面でも全方位での協力と調達を行っている。日本ともASEAN加盟国の間で初となる外務・防衛閣僚会合を2015年に開催し、続く第2回会合も2021年3月に開催して防衛装備品・技術移転協定を締結している。

インドネシア国軍は陸・海・空の3軍からなっている。大統領がその最高指揮官であり、軍政は国防大臣が、軍令は国軍司令官が直接の責任を持つ。総兵力については正規軍が約39.5万人（陸軍30.4万人、海軍6.5万人、空軍3.1万人）であり、兵役は志願制となっている。国軍の主要な役割は、インドネシアの広大な領土と民族構成の複雑さを背景に、外敵からの防衛に加えて国内の治安や国家の統一の維持となっている。

ひとくちメモ 1: ゴジェック (Gojek) 創業者が第2期ジョコ政権に入閣

ゴジェックの共同創業者であるナディム・マカリム氏 (入閣時点で 35 歳) が第2期ジョコ政権に入閣し、2022年12月時点では教育・文化・研究・技術相として、インドネシアにおける技術革新や人材育成を担っている。

ナディム氏はハーバード大学経営大学院で経営博士号を取得し、2010年にゴジェックを創業、2015年にサービスを開始した。以来、バイク・タクシーの配車アプリサービスを中核事業としつつ、宅配事業「GoSend」やフードデリバリーの「GoFood」、買い物代行事業「GoMart」、キャッシュレス決済事業「GoPay」など、多岐にわたるサービスを提供している。さらに、2022年12月現在、医師とのチャットや医薬品の購入ができる「GoMed」や映画やライブのチケット予約ができる「GoPlay」などのサービスも提供している。同社はインドネシア初のデカコーン企業 (企業評価額 100 億ドル超の大型未上場企業) にまで成長し、2021年5月には現地大手ネット通販企業のトコペディア (Tokopedia) との経営統合により、GoTo グループを発足、2022年4月にインドネシア証券取引所に上場し、ユニコーンを卒業している。

ナディム氏によるゴジェック起業のきっかけが、たまたま乗り合わせたバイク・タクシーの運転手の「勤務時間のうち7割は待ち時間だ」というコメントであったことは有名な話である。20台のバイク・タクシーと1カ所のコールセンター体制での2015年のサービス開始から数年間で、最先端の技術の活用で国民生活慣行を激変させた手腕に、国民が寄せる期待は大きいに違いない。



ゴジェックは市民の足としてすっかり定着した

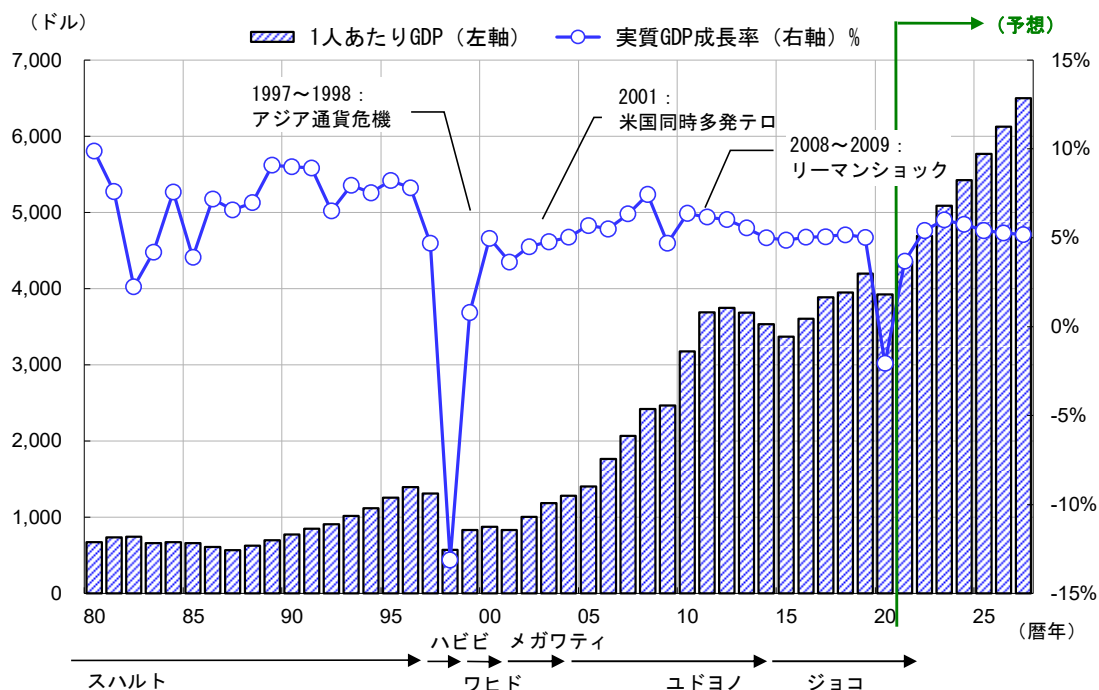
第3章 経済概況

1. 経済概観

(1) インドネシア経済の歩み

1968年のスハルトの大統領就任から今日に至るまで、インドネシアの経済発展を民主化との関係で見ると、「スハルト主導による開発独裁期（1968～1997年）」、「3代の大統領が入れ替わった民主化移行期（1998～2004年）」、「直接選挙で選ばれたユドヨノ～ジョコ政権期（2005年～）」に分けられる。1965年の共産党クーデター未遂事件を鎮圧したスハルトは、輸出志向型工業化戦略と積極的な外資導入を進めた。大統領就任期間（1968～1997年）の実質GDP成長率は約7%（6.8%：単純平均）の高成長を実現し、アジア通貨危機（1997～1998年）前の1996年には1人あたりGDPが1,394ドルとなった。しかし、アジア通貨危機による経済混乱でスハルトが退陣した後は、改革、民主化、分権化への移行期となり、ハビビ、ワヒド、メガワティの各大統領の就任期間は短く、1人あたりGDPもスハルト時代終期の水準を上回ることではできなかった。しかし、初めての直接選挙で大統領に選出されたユドヨノ政権は10年にわたる安定成長を実現し、2010年には1人あたりGDPが3,000ドルを超え、自動車などの耐久消費財の普及も急伸した。更に、2014年に大統領に就任したジョコ政権においても引き続き5%前後の経済成長が続き、1人あたりGDPは2015年以降増加傾向にある。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実質GDP成長率及び1人あたりGDPはともに落ち込んだが、IMFの予測では以降も堅調な成長が続き、2027年のインドネシアの1人あたりGDPは6,500ドルに達すると予想している（図表3-1）。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(出所) IMF、国家統計局より作成

(2) 経済成長を牽引する民間消費と建設投資

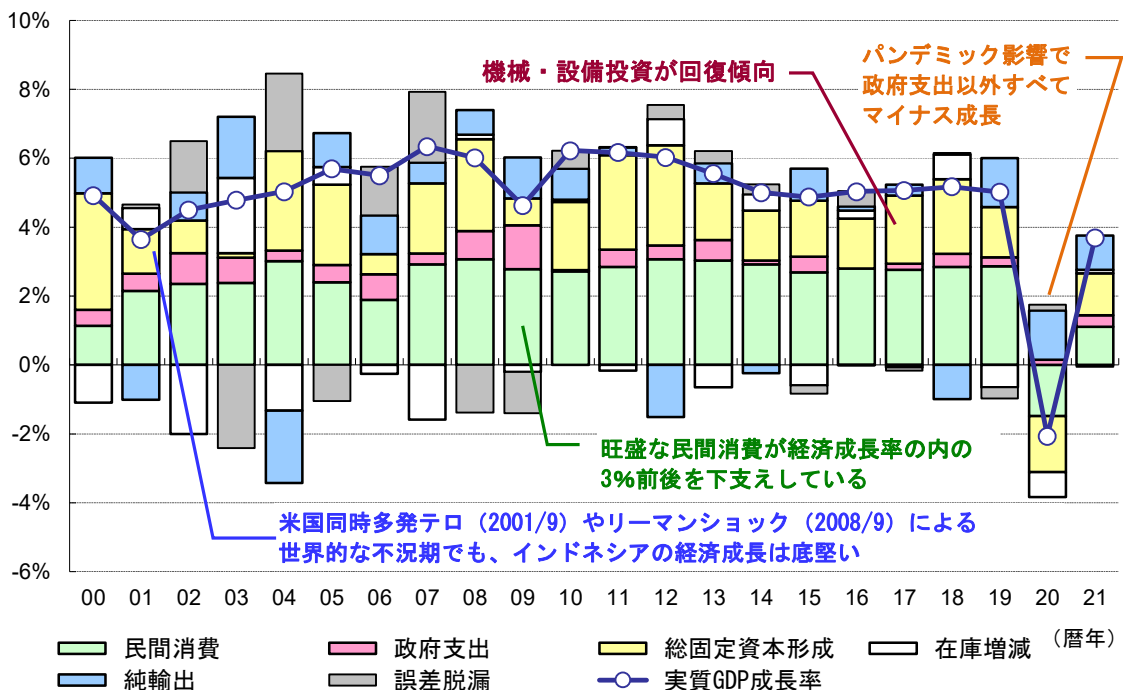
インドネシア経済は、米国同時多発テロが発生した2001年以降、2019年まで18年連続で4.5%以上の成長が続いていた（図表3-2）。2008年のリーマン・ショックによる世界金融不況や国内では2度のバリ島爆弾テロ（2002、2005年）に見舞われたにもかかわらず、底堅い成長を維持していたのは、旺盛な民間消費と総固定資産形成の7割以上を占める建設投資を中心とした堅調な国内投資の寄与が大きい。2002年以降、民間消費と建設投資は実質GDPを毎年3～5%押し上げていた。

2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実質GDP成長率▲2.1%であった。他方、デルタ型変異株が流行した2021年6月から8月は活動制限が強化されたものの、その後は経済との両立のために制限が緩和されたことにより、企業への影響は限定的であったため、それに伴って民間消費がプラスに転じた。また、企業による設備投資拡大によって総固定資本形成も回復したため、2021年には成長率3.7%とプラスに転じている（図表3-2）。

IMFの「World Economic Outlook」（2022年10月）に基づく、インドネシアの2010年から2021年にかけての経済成長率は年率4.7%と、比較可能な世界193カ国・地域の中で35番目、また2024年にかけての経済成長率（同5.0%）は同39番目と、国・地域数の上位2割に相当する高い成長が予想されている。

このように経済成長が続く中で、物価動向も落ち着いている。2021年の消費者物価上昇率は1.9%、コアインフレ率は1.6%と、過去10年間で最も低い水準となった（図表3-3）。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



（出所）国家統計局より作成

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
名目GDP	億ドル	9,190	9,166	8,911	8,607	9,321	10,155	10,427	11,201	10,599	11,861
1人あたりGDP	ドル	3,745	3,684	3,534	3,368	3,606	3,885	3,947	4,196	3,923	4,357
実質GDP成長率	%	6.0	5.6	5.0	4.9	5.0	5.1	5.2	5.0	-2.1	3.7
人口	万人	24,543	24,882	25,217	25,559	25,850	26,136	26,416	26,691	27,020	27,225
消費者物価上昇率	%	4.3	8.4	8.4	3.4	3.0	3.6	3.1	2.7	1.7	1.9
コア・インフレ率	%	4.4	5.0	4.9	4.0	3.1	3.0	3.1	3.0	1.6	1.6
輸出額	億ドル	1,900	1,826	1,760	1,504	1,452	1,688	1,800	1,677	1,632	2,316
輸入額	億ドル	1,917	1,866	1,782	1,427	1,357	1,570	1,887	1,707	1,416	1,962
貿易収支	億ドル	-17	-41	-22	77	95	118	-87	-30	216	354
経常収支	億ドル	-244	-291	-275	-175	-170	-162	-306	-303	-44	34
直接投資流入額	億ドル	191	188	218	166	39	206	206	239	186	209
外貨準備高	億ドル	1,128	994	1,119	1,059	1,164	1,302	1,207	1,292	1,359	1,449
為替レート（年平均）	ルピア/ドル	9,387	10,461	11,865	13,389	13,308	13,381	14,237	14,148	14,582	14,308

（出所）IMF、国家統計局、インドネシア中央銀行より作成

（3）第2期ジョコ政権での優先課題

第1期のジョコ政権では、国内景気の回復や事業環境の改善、地域格差の是正を図るため、経済政策パッケージを発表した。経済政策パッケージは2015年に8本、2016年に6本、2017年と2018年は各1本の計16本が発表されている（図表3-4）。

第1期政権前半の2015～2016年の経済政策パッケージでは、重複規制の廃止、国家事業の加速、不動産セクターの投資促進、投資規制分野（ネガティブリスト）の改定、事業を容易にするための各種手続の簡素化、インフラ拡充のための支援が多く盛り込まれていた。また、中小企業に対する金融面（ローン拡充、利息に対する補助金）の支援や、特定産業に対する投資インセンティブの導入などのロードマップを策定するなど、ターゲットを絞った政策も見られる。更に、低所得者向けの住宅建築支援など、社会インフラ全般の底上げを図る施策もとられている。

第1期政権の後半は、経済政策パッケージの本数自体は少なかったものの、2017年には物流規制の緩和が、2018年にはネガティブリストの改定の方針に加え、法人税一時免税措置（タックスホリデー）の見直しと法人税減税の枠組みの拡大、資源輸出による利益を国内の特定口座に預け入れる企業に対する優遇策の提供などが発表された。中でもタックスホリデーの要件では、新規投資の最低金額が、従前の5,000億ルピア（約3,500万ドル）から1,000億ルピア（約700万ドル）に引き下げられ、企業の設備投資を喚起する効果が期待される内容であった。

図表 3-4 第1期ジョコ政権の「経済政策パッケージ」と第2期就任演説の主な内容

2015年	主な内容	2016年	主な内容
第1弾 (2015/9/9)	1 規制緩和や官僚組織の簡素化等による産業競争力の強化 2 政府の財・サービス調達を加速する上での障害の排除等を通じた国家戦略プロジェクトの加速化 3 低所得者向け住居の投資促進 など	第10弾 (2016/2/21)	1 投資規制分野（ネガティブリスト）の改正
第2弾 (2015/9/29)	1 工業団地に進出する企業向けに3時間での投資ライセンス発行サービス（投資額1,000億ルピア等の条件あり） 2 運輸部門における付加価値税の免除 3 輸出者に対する預け金利息の免税措置 など	第11弾 (2016/3/29)	1 投資信託による地方不動産取得に係る不動産税の引き下げ 2 港湾での税関審査の統一化 3 輸出企業（中小企業）のローンに対する政府補助金 4 医薬品産業のロードマップ
第3弾 (2015/10/7)	1 ガソリン価格、航空燃料の値下げ 2 肥料産業向けにガス料金の値下げ 3 労働集約型企業向けに対する電気料金の一部値下げ など	第12弾 (2016/4/28)	1 手続き、許可、費用の削減により、事業環境の強化を図る
第4弾 (2015/10/15)	1 新しい最低賃金の算式を導入 2 中小企業向けローンの拡充 3 中小企業の利息に対する政府補助金の削減 など	第13弾 (2016/8/24)	1 低所得者向け居住用不動産プロジェクトの規制緩和
第5弾 (2015/10/22)	1 資産再評価益税の減税 2 インフラ投資、不動産投資信託に対するの二重課税廃止	第14弾 (2016/11/10)	1 電子商取引（EC）産業のロードマップ作成 多様で実行しやすい資金調達 税制優遇の提供 規制の統一化/段階的な国家決済ゲートウェイの発展 啓蒙キャンペーン、教育の改善 高速ブロードバンドネットワークの発展加速 輸送システムの改善
第6弾 (2015/11/5)	1 経済特区8カ所での投資への減税 2 医薬品や原材料のオンライン輸入手続きの短縮化 など	2017年	主な内容
第7弾 (2015/12/4)	1 労働集約型産業の所得税減税 2 土地の認可プロセスの加速化 など	第15弾 (2017/6/15)	1 物流関連の規制緩和とコスト削減で、経済の活性化を図る 運輸業者の運営コスト削減 物品輸送に関する認可の条件撤廃 港湾事業に対する投資コスト削減 国内物流に関する書類の標準化 など
第8弾 (2015/12/21)	1 航空部品メンテナンス企業に対するインセンティブ 2 エネルギーの精製設備の拡充 など	2018年	主な内容
2016年	主な内容	第16弾 (2018/11/16)	1 外資企業の投資規制分野（ネガティブリスト）の改正 → 但し、2019年11月時点でもまだ公布されていない 2 法人税一時免税措置（タックスホリデー）の見直しと法人税減税の枠組みの拡大 3 資源輸出による利益を国内の特定口座に預け入れる企業に対する優遇策の提供
第9弾 (2016/1/27)	1 電力インフラ事業の加速 2 牛肉の供給と価格の安定化 3 国際物流に向けた手続き面のアクセス改善 など		

ジョコ大統領の就任演説の主な内容（2019/10/20）

2045年のインドネシア	今後5年間の優先項目
1 「中所得のわな」から脱出する	1. 人材開発 勤勉で知識と技術に精通した人材の育成 世界の人材との協業
2 1人あたりGDP（年間）が3.2億ルピア（約22,400ドル）または（年間）2,700万ルピア（約1,890ドル）を達成する	2. インフラ開発継続 工場エリアと物流エリアの連結 観光地へのアクセス向上のためのインフラ開発
3 名目GDPを7兆ドルとし、世界の5大経済国に入る	3. 規制緩和 雇用創出法と中小零細企業支援法の制定を国会提出 雇用創出を阻む法令を改正するオムニバス法の制定
4 国民の貧困率をゼロとする	4. 官僚主義の簡素化 投資手続きの簡素化、省庁職員の階級制度の簡素化
	5. 経済移行 資源依存から脱却し、工業と現代的なサービスの競争力強化

（出所）JETRO「ビジネス短信」、BKPM ウェブサイト、「Indonesia-Investments」報道を基に作成

第2期ジョコ政権では、四半世紀後（2045年）のインドネシアのあるべき姿から、足下の5年間で優先すべき課題を掲げ、政策方針を示している。2019年10月20日に行われた大統領就任式の際の就任演説で、ジョコ大統領は2045年の先進国入りを目指すことを表明した。具体的には、1人あたりGDPを3.2億ルピア（約22,400ドル、2018年実績：3,871ドル）、名目GDPを7兆ドル（2018年実績：1兆ドル）などとする内容であった。また、優先課題として、①インフラ開発、②人的資源の開発、③オムニバス法の制定、④行政手続の簡素化、⑤国営企業改革の5点に取り組むとともに、投資誘致を行って5.7～6%の経済成長率を達成することを目標としている。

オムニバス法（雇用創出法）は、インドネシアの複数の投資関連の法規制を一つにまとめて改正することで、投資の促進を行うことを目的にしているものである。2020年2月に政府案が国会に提出され、同年11月に大統領が署名をして発行された。この雇用創出法（2020年法律第11号）によって79の法律が同時に改訂され、その施行細則である54の奨励と大統領令によって最低賃金上昇率の緩和や、合弁義務分野の縮小、外国人就労手続の緩和、最低投資金額の減額などが行われている。

他方、オムニバス法については、2021年11月25日にインドネシア憲法裁判所がその立法手続の不備を理由に、判決から2年以内に必要の一部法改正が行わなければ違憲である、と条件付違憲判決を下した。これを踏まえ、ジョコ大統領は2022年末にオムニバス法の是正に関する緊急政令（2022年第2号）を公布し、是正のプロセスを進めている。緊急政令とは、「緊急の特別な事情」がある際に大統領が法律に代わって公布できる政令であるが、効力を保つためには国会の同意を必要としているため、2023年1月から再開した国会で、その緊急政令の根拠となる「緊急の特別な事情」が妥当であるか、集中審議が行われる予定である。なお、政府では「リセッション（景気後退）やインフレ、（物価上昇と景気後退が同時に起こる）スタグフレーションといった世界情勢に速やかに対処する必要がある」ことを「緊急の特別な事情」として説明している。

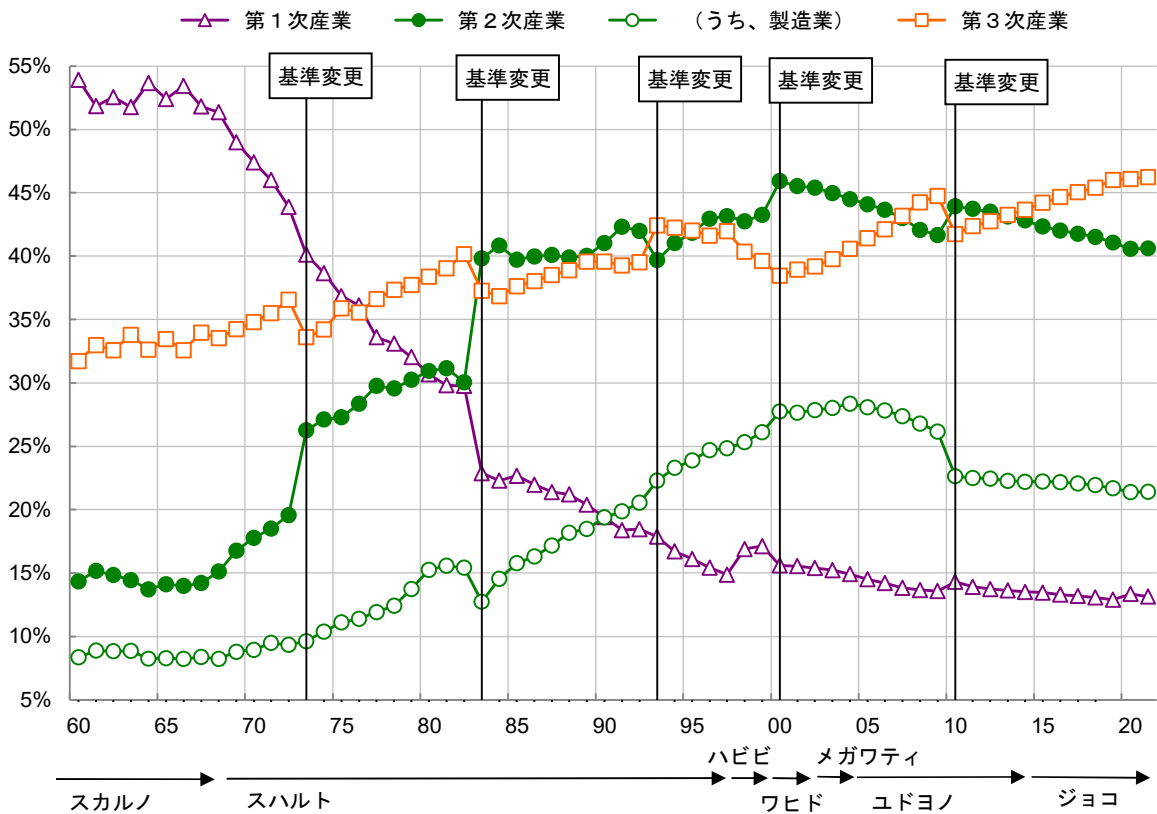
2. 産業構造

1970年から2000年にかけて、インドネシア経済は、それまでの農業主体から、製造業とサービス業に経済構造がシフトした。2000年以降は、農業部門の実質GDP構成比の低下ペースが鈍化する中、今度はサービス産業が第2次産業からGDPシェアを奪取する傾向にある。特に2000年から2010年までは製造業が、2010年以降は鉱業・採石業のGDPシェアの低下が大きかった。緩やかながらサービス業主体の第3次産業へのシフトが進んだことで、2013年には第3次産業の実質GDP構成比が第2次産業を逆転し、2021年には46.2%となった（図表3-5）。

実質GDPの産業別構成比の比較については、算出基準年が変更になる度に産業別GDPの構成比が変更されることから、厳密にはデータの連続性がない。あくまで参考値であるが、スカルノ大統領時代（1945～1967）終盤の1966年にはGDPの半分超（53.4%）を占めていた第1次産業は、半世紀以上を経た2021年には13.2%まで40ポイント以上低下した。他方、第2次産業の構成比は26.6ポイント（14.0%→40.6%）、第3次産業では13.6ポイント（32.6%→46.2%）拡大している（図表3-5）。

第2次産業については、2000年代に入ると鉱業部門において拡大スピードが減速し、製造業部門の構成比の拡大も頭打ちとなっている。特に製造業の構成比は、2001年から2010年の10年間で▲5.0ポイント、2011年から2021年の11年間で▲1.1ポイントと、それぞれ低下している（図表3-5）。

図表 3-5 第1～3次産業の構成比の推移



(出所) 国家統計局より作成

産業別にみると、特に資源関連分野の低下が顕著であり、製造業の中では「石炭、原油、ガス精製業」が2011年から2021年にかけて▲1.4ポイント低下し、また第2次産業に含まれる「鉱業・採石業」も同期間に▲2.9ポイントの大幅な低下があった(図表3-6)。

これらに代わり構成比が拡大している業種は、第3次産業に属する「情報・通信業」(+2.4ポイント)と「金融業」(+0.7ポイント)である。また、第2次産業の中でも、「食品・飲料」(+1.5ポイント)や「建設業」(+0.5ポイント)などの内需関連産業は、構成比が拡大している(図表3-6)。

図表 3-6 産業別 GDP (実質) の構成比

	2010年基準価額 (兆ルピア)			構成比		
	2011	2021	(年率)	2011	2021	(差分)
全体	7,288	11,119	4.3%	(100.0%)	(100.0%)	-
第1次産業	994	1,404	3.5%	(13.6%)	(12.6%)	(-1.0%) ↓
第2次産業	3,123	4,334	3.3%	(42.8%)	(39.0%)	(-3.9%) ↓
鉱業・採石業	749	822	0.9%	(10.3%)	(7.4%)	(-2.9%) ↓
製造業	1,607	2,285	3.6%	(22.1%)	(20.5%)	(-1.5%) ↓
石炭、原油、ガス精製	233	204	-1.3%	(3.2%)	(1.8%)	(-1.4%) ↓
食品・飲料	400	775	6.8%	(5.5%)	(7.0%)	(+1.5%) ↑
タバコ	67	84	2.3%	(0.9%)	(0.8%)	(-0.2%)
繊維、衣料	103	127	2.2%	(1.4%)	(1.1%)	(-0.3%)
革製品、履物	22	28	2.6%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
木材・木製品	55	56	0.1%	(0.8%)	(0.5%)	(-0.3%)
紙・印刷	71	78	1.0%	(1.0%)	(0.7%)	(-0.3%)
化学・医薬品	124	234	6.5%	(1.7%)	(2.1%)	(+0.4%)
ゴム・プラスチック	68	69	0.1%	(0.9%)	(0.6%)	(-0.3%)
非鉄金属	55	65	1.7%	(0.8%)	(0.6%)	(-0.2%)
鉄鋼、同製品	62	108	5.8%	(0.8%)	(1.0%)	(+0.1%)
金属製品、電気、光学製造	142	190	2.9%	(2.0%)	(1.7%)	(-0.2%)
一般機械	26	33	2.5%	(0.4%)	(0.3%)	(-0.1%)
輸送機器	143	188	2.8%	(2.0%)	(1.7%)	(-0.3%)
家具	22	29	2.9%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
その他製造業	15	16	0.8%	(0.2%)	(0.1%)	(-0.1%)
公益業	83	125	4.2%	(1.1%)	(1.1%)	(-0.0%)
建設業	683	1,103	4.9%	(9.4%)	(9.9%)	(+0.5%) ↑
第3次産業	3,026	4,931	5.0%	(41.5%)	(44.4%)	(+2.8%) ↑
卸売・小売業	1,013	1,450	3.7%	(13.9%)	(13.0%)	(-0.9%) ↓
自動車・二輪 (修繕含)	191	262	3.2%	(2.6%)	(2.4%)	(-0.3%)
その他の卸売・小売業	822	1,188	3.7%	(11.3%)	(10.7%)	(-0.6%)
運輸・倉庫業	266	406	4.3%	(3.6%)	(3.7%)	(+0.0%)
ホテル・飲食業	214	311	3.8%	(2.9%)	(2.8%)	(-0.1%)
情報・通信業	282	696	9.5%	(3.9%)	(6.3%)	(+2.4%) ↑
金融業	256	465	6.1%	(3.5%)	(4.2%)	(+0.7%) ↑
不動産業	213	333	4.6%	(2.9%)	(3.0%)	(+0.1%)
ビジネスサービス業	108	197	6.2%	(1.5%)	(1.8%)	(+0.3%)
公共サービス業	276	364	2.8%	(3.8%)	(3.3%)	(-0.5%) ↓
教育サービス業	215	351	5.0%	(3.0%)	(3.2%)	(+0.2%)
医療・社会福祉活動	73	157	8.0%	(1.0%)	(1.4%)	(+0.4%)
その他サービス業	109	201	6.3%	(1.5%)	(1.8%)	(+0.3%)
生産物に課される税一同補助金	145	450	12.0%	(2.0%)	(4.0%)	(+2.1%)

(出所) 国家統計局より作成

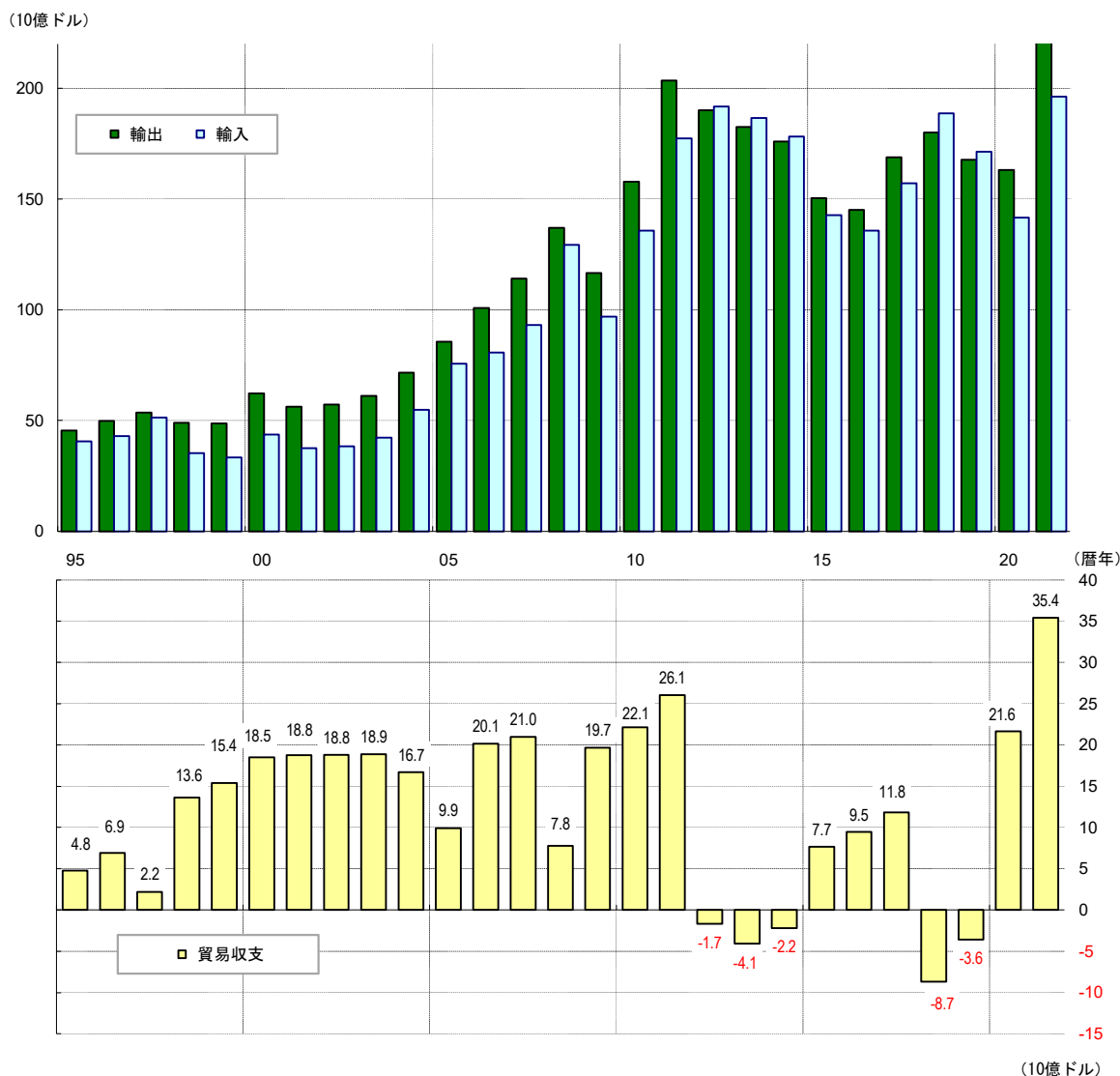
3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

1969年以降、貿易黒字を維持してきたインドネシアであるが、2012～2014年の3年間と2018～2019年の2年間は貿易赤字に転落した。2012～2014年の貿易赤字の主因は主要輸出品の天然ガスや石炭の落ち込みにあった。特に日本や韓国向けの天然ガスの輸出量減少の影響が大きかった。日本の財務省統計によると、1995～2007年度までインドネシアが日本にとって最大の天然ガスの輸入元であったが、2015年度にはインドネシアはオーストラリア、マレーシア、カタール、ロシアに次ぐ5位にまで順位を落としている。また、2018～2019年の赤字転落の主因は、事務用機器・コンピューターや電気機器の輸入急増であった。

ドル建てで見た輸出入額はルピア安やエネルギー市況の下落で2011～2012年を境に減少したが、輸出・輸入ともに2016年をボトムに反転した。直近2021年の輸出入総額は過去最高額の4,278億ドルに達している。これは、ウクライナ危機をきっかけとした石炭輸出の増加や、世界的なニッケル需要増加による加工ニッケルの輸出増、パーム油などの国際価格上昇、電子部品の輸入拡大などを背景としている。また、インドネシア国家統計局の2023年1月の発表によれば、2022年の輸出額は前年比26.07%増の2,919億ドル、輸入額は前年比21.07%増の2,375億ドルで、544億ドルの貿易黒字となっている。

図表 3-7 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) 国家統計局より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議、United Nations Conference on Trade and Development）の統計によると、2021年の輸出額は2,315億ドルであった。セグメント別に見た主な輸出分野は、①鉱物性燃料など（構成比：19.5%）、②皮革・紙製品・鉄鋼・金属などの素材製造品（同18.9%）、③パーム油などの動植物性油脂（同15.6%）、④機械類・輸送用機器（同11.7%）、⑤衣類などを含む雑製品（同11.1%）で、これら5分野で輸出額全体の75%以上を占めている。

個別分野のうち、輸出額が100億ドル以上だったのは、「石炭・コークス・練炭」（316億ドル）や「鉄鋼」（214億ドル）の資源・素材関連品目と、「植物性油脂」（296億ドル）である。特に「鉄鋼」と「植物性油脂」は1年間でそれぞれ100億ドル以上増加した。鉄鋼の輸出額は中国企業によるスラウェシ州の精錬所から中国向けステンレス鋼の輸出本格化などによるものであり、植物性油脂はパーム油の価格が国際的に上昇したことが背景にあると考えられる（図表3-8）。

近年では、工業製品の輸出も増えている。特に、「自動車・バイクなど」（2011年から2021年までの増加額52億ドル）、「履物」（同29億ドル）、「衣類・同附属品」（同13億ドル）、「電気機器」（同13億ドル）、「家具」（同12億ドル）の5品目は増加基調で推移しており、2011年からの輸出額の増加280億ドルの約4割（約118億ドル）を占めている。

図表 3-8 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸出総額	203,497 (100.0%)	190,032 (100.0%)	182,552 (100.0%)	176,036 (100.0%)	150,366 (100.0%)	144,490 (100.0%)	168,810 (100.0%)	180,215 (100.0%)	167,683 (100.0%)	163,192 (100.0%)	231,522 (100.0%)
食料品・動物	10,115 (5.0%)	10,743 (5.7%)	10,961 (6.0%)	12,070 (6.9%)	11,601 (7.7%)	11,638 (8.1%)	12,847 (7.6%)	13,145 (7.3%)	13,263 (7.9%)	14,607 (9.0%)	16,987 (7.3%)
魚介類・同調製品	3,178	3,589	3,836	4,241	3,597	3,856	4,202	4,469	4,493	4,818	5,265
コーヒー・茶・香辛料類	3,292	3,462	3,398	3,407	3,854	3,560	3,566	3,373	3,422	3,491	3,515
飲料・たばこ	808 (0.4%)	880 (0.5%)	1,017 (0.6%)	1,102 (0.6%)	1,075 (0.7%)	1,140 (0.8%)	1,273 (0.8%)	1,332 (0.7%)	1,332 (0.8%)	1,244 (0.8%)	1,253 (0.5%)
食料に適さない原材料	24,275 (11.9%)	18,484 (9.7%)	19,275 (10.6%)	13,073 (7.4%)	12,766 (8.5%)	12,427 (8.6%)	16,344 (9.7%)	17,588 (9.8%)	14,858 (8.9%)	13,993 (8.6%)	20,461 (8.8%)
金属鉱・くず	8,831	6,965	8,394	4,152	5,083	5,260	6,043	8,236	5,559	5,506	9,553
鉱物性燃料等	68,912 (33.9%)	63,371 (33.3%)	57,396 (31.4%)	51,126 (29.0%)	34,649 (23.0%)	27,871 (19.3%)	36,865 (21.8%)	42,008 (23.3%)	34,103 (20.3%)	25,502 (15.6%)	45,110 (19.5%)
石炭・コークス・練炭	27,234	26,175	24,515	20,837	15,999	14,512	20,462	23,979	21,783	16,527	31,565
石油・同製品	18,807	16,675	14,752	13,109	8,309	6,322	7,542	7,380	4,060	3,577	6,062
天然ガス・製造ガス	22,872	20,520	18,129	17,180	10,341	7,037	8,861	10,649	8,261	5,398	7,483
動植物性油脂	21,893 (10.8%)	22,021 (11.6%)	19,924 (10.9%)	22,122 (12.6%)	19,528 (13.0%)	19,301 (13.4%)	24,968 (14.8%)	22,307 (12.4%)	19,406 (11.6%)	22,626 (13.9%)	36,093 (15.6%)
植物性油脂	20,330	20,068	17,671	19,951	17,766	17,095	21,565	18,960	16,435	19,242	29,564
化学製品	11,568 (5.7%)	10,599 (5.6%)	10,979 (6.0%)	11,246 (6.4%)	8,525 (5.7%)	9,223 (6.4%)	9,708 (5.8%)	11,230 (6.2%)	10,453 (6.2%)	9,743 (6.0%)	13,419 (5.8%)
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	25,486 (12.5%)	22,690 (11.9%)	22,002 (12.1%)	22,684 (12.9%)	20,586 (13.7%)	20,103 (13.9%)	22,350 (13.2%)	26,336 (14.6%)	26,409 (15.7%)	28,591 (17.5%)	43,822 (18.9%)
紙類・同製品	4,166	3,991	3,833	3,829	3,652	3,499	3,894	4,609	4,484	4,304	4,323
織物用糸・繊維製品	4,791	4,541	4,632	4,725	4,393	4,105	4,043	4,008	3,694	2,867	3,474
鉄鋼	2,129	1,732	1,582	1,993	2,353	2,187	3,752	6,369	7,839	11,222	21,372
非鉄金属	6,846	4,820	4,285	4,055	3,043	2,955	3,914	4,046	3,467	3,484	5,991
機械類・輸送用機器	21,771 (10.7%)	22,779 (12.0%)	22,138 (12.1%)	21,787 (12.4%)	19,787 (13.2%)	20,220 (14.0%)	21,566 (12.8%)	22,627 (12.6%)	23,250 (13.9%)	21,416 (13.1%)	26,981 (11.7%)
事務用機器・コンピュータ	2,263	2,527	1,987	2,160	2,007	1,840	2,427	2,216	1,970	2,096	2,450
通信・音響機器	4,681	4,387	3,993	3,433	2,892	2,564	2,115	2,474	2,733	3,055	3,857
電気機器	6,306	6,261	6,289	6,174	5,597	5,472	6,034	6,218	6,153	6,025	7,582
自動車・バイク等	3,338	4,801	4,567	5,196	5,387	5,805	6,763	7,481	8,105	6,537	8,516
雑製品	16,444 (8.1%)	16,456 (8.7%)	17,040 (9.3%)	19,294 (11.0%)	20,419 (13.6%)	21,118 (14.6%)	20,953 (12.4%)	21,560 (12.0%)	20,978 (12.5%)	19,805 (12.1%)	25,775 (11.1%)
家具・部品	1,749	1,792	1,768	1,807	1,735	1,638	1,658	1,731	1,982	2,209	2,927
衣類・同附属品	8,045	7,524	7,692	7,670	7,593	7,474	8,214	8,928	8,597	7,548	9,351
はき物	3,302	3,525	3,860	4,108	4,507	4,640	4,912	5,113	4,409	4,804	6,165
その他	2,225 (1.1%)	2,008 (1.1%)	1,819 (1.0%)	1,533 (0.9%)	1,430 (1.0%)	1,450 (1.0%)	1,937 (1.1%)	2,081 (1.2%)	3,631 (2.2%)	5,666 (3.5%)	1,620 (0.7%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

一方、2021年の輸入額は1,962億ドルであった。セグメント別の主な輸入分野は、①機械類・輸送用機器（構成比：28.4%）、②皮革・紙製品・鉄鋼・金属などの素材製造品（同16.8%）、③化学製品（同16.4%）、④鉱物性燃料など（同14.9%）、⑤食料品・動物（同9.4%）で、これら5分野で輸入額全体の86%を占める。個別分野のうち、輸入額が100億ドル以上だったのは、「石油・同製品」（230億ドル）、「電気機器」（119億ドル）、「鉄鋼」（116億ドル）、「その他産業機械・部品」（103億ドル）の4品目である（図表3-9）。輸送用機器においては、2020年に経済活動が制限されたことなどを理由に輸入が減少した貨物自動車の輸入増加が背景にある。

なお、輸入額は2012年（1,917億ドル）から2016年にかけて減少したが、新型コロナウイルス感染症の影響を除くと、2016年以降は増加に転じている。2012～2016年の輸入額の減少は、自動車の国内需要の減少に伴って、専門機械などの設備投資需要が減退したことや、2014年7月から2016年1月にかけて原油価格が下落したことが主な要因であった。その後、原油市況が上昇に転じたことや機械・設備投資が回復したことで、石油・同製品や産業機械、自動車・バイクなどや電気機器の輸入が増加している。特に「有機化合物」や「プラスチック（成型前）」といった「化学製品」や、「鉄鋼」は輸入が増加している一方、「原動機」や「自動車・バイクなど」は減少している。なお、「通信・音響機器」は、2015年に現地調達率規制がかけられたことの影響により、2021年輸出額は42億ドルと2013年のピーク（72億ドル）の約6割となっている。

図表 3-9 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸入総額	177,436 (100.0%)	191,691 (100.0%)	186,629 (100.0%)	178,179 (100.0%)	142,695 (100.0%)	135,653 (100.0%)	156,986 (100.0%)	188,711 (100.0%)	171,276 (100.0%)	141,569 (100.0%)	196,190 (100.0%)
食料品・動物	13,957 (7.9%)	12,940 (6.8%)	13,140 (7.0%)	13,597 (7.6%)	11,506 (8.1%)	13,009 (9.6%)	14,197 (9.0%)	15,622 (8.3%)	14,784 (8.6%)	14,512 (10.3%)	18,455 (9.4%)
穀物・同調製品	4,819	3,783	3,490	3,540	3,177	3,011	3,000	3,861	3,143	2,915	3,988
果実・野菜	1,655	1,505	1,440	1,526	1,378	1,737	2,100	2,037	2,344	2,196	2,441
飼料	2,052	2,591	2,814	2,937	2,476	2,343	2,598	2,913	2,525	2,683	3,730
飲料・たばこ	832 (0.5%)	979 (0.5%)	932 (0.5%)	917 (0.5%)	705 (0.5%)	751 (0.6%)	906 (0.6%)	953 (0.5%)	869 (0.5%)	761 (0.5%)	846 (0.4%)
食料に適さない原材料	9,160 (5.2%)	8,257 (4.3%)	8,420 (4.5%)	8,351 (4.7%)	6,548 (4.6%)	6,631 (4.9%)	8,075 (5.1%)	9,336 (4.9%)	8,272 (4.8%)	6,999 (4.9%)	10,559 (5.4%)
鉱物性燃料等	39,725 (22.4%)	41,186 (21.5%)	42,089 (22.6%)	40,106 (22.5%)	22,310 (15.6%)	17,299 (12.8%)	22,513 (14.3%)	28,993 (15.4%)	21,841 (12.8%)	14,188 (10.0%)	29,269 (14.9%)
石油・同製品	38,211	38,165	39,313	37,443	20,411	15,739	19,669	25,329	18,509	10,881	23,052
動植物性油脂	216 (0.1%)	199 (0.1%)	286 (0.2%)	176 (0.1%)	151 (0.1%)	180 (0.1%)	272 (0.2%)	361 (0.2%)	371 (0.2%)	261 (0.2%)	377 (0.2%)
化学製品	20,890 (11.8%)	22,178 (11.6%)	22,019 (11.8%)	22,401 (12.6%)	20,058 (14.1%)	19,041 (14.0%)	21,850 (13.9%)	25,777 (13.7%)	23,262 (13.6%)	20,521 (14.5%)	32,271 (16.4%)
有機化合物	5,739	6,010	5,971	6,043	4,877	4,240	5,338	6,289	5,309	4,483	7,112
プラスチック（成型前）	4,839	4,938	5,331	5,433	4,662	4,578	5,196	6,194	5,732	4,386	7,131
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	25,624 (14.4%)	29,279 (15.3%)	27,954 (15.0%)	26,869 (15.1%)	23,593 (16.5%)	22,434 (16.5%)	26,114 (16.6%)	31,272 (16.6%)	29,931 (17.5%)	23,006 (16.3%)	33,007 (16.8%)
織物用糸・繊維製品	5,870	5,837	5,971	6,144	5,922	6,025	6,405	7,302	7,091	5,469	7,497
鉄鋼	8,906	11,025	9,942	8,640	7,003	6,536	8,128	10,438	10,146	7,199	11,556
非鉄金属	3,278	3,473	3,170	3,120	2,694	2,556	3,535	3,924	3,168	2,450	3,712
金属製品	3,238	3,884	3,954	3,987	3,658	3,288	3,531	4,333	4,345	3,603	4,562
機械類・輸送用機器	56,946 (32.1%)	64,142 (33.5%)	58,433 (31.3%)	53,242 (29.9%)	46,839 (32.8%)	45,362 (33.4%)	50,880 (32.4%)	61,328 (32.5%)	57,070 (33.3%)	48,204 (34.0%)	55,759 (28.4%)
原動機	4,966	5,649	5,314	4,904	4,010	3,813	4,321	6,272	5,649	4,011	3,862
専門機械	8,775	9,723	7,845	7,314	6,446	5,798	6,687	8,154	7,200	5,398	7,095
その他産業機械・部品	8,561	9,969	10,605	10,308	9,116	8,321	8,258	10,170	11,098	9,339	10,373
事務用機器・コンピュータ	4,171	4,122	3,802	3,586	3,260	3,199	6,874	8,486	8,095	7,716	8,295
通信・音響機器	6,946	7,046	7,204	6,976	6,383	6,528	4,388	4,240	3,869	3,672	4,288
電気機器	9,791	10,252	9,849	9,085	8,502	8,514	9,672	11,810	10,665	9,866	11,854
自動車・バイク等	8,568	10,724	8,464	6,789	5,383	5,249	6,693	8,210	6,959	4,173	6,719
雑製品	7,148 (4.0%)	9,159 (4.8%)	9,693 (5.2%)	9,726 (5.5%)	8,361 (5.9%)	8,434 (6.2%)	9,534 (6.1%)	10,629 (5.6%)	11,317 (6.6%)	10,031 (7.1%)	11,892 (6.1%)
その他	2,938 (1.7%)	3,372 (1.8%)	3,663 (2.0%)	2,794 (1.6%)	2,624 (1.8%)	2,512 (1.9%)	2,646 (1.7%)	4,441 (2.4%)	3,560 (2.1%)	3,086 (2.2%)	3,756 (1.9%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2011年から2021年にかけての10年間における国別シェアを見ると、輸出では、①日本に代わって中国が2016年以降の最大の輸出先国となったこと、②米国への輸出割合が伸び中国に次ぐ第2位の輸出先国となったこと、③シンガポールや韓国への輸出割合が下がる一方でフィリピンやベトナムへの輸出は次第に伸びていることが特徴として挙げられる。他方、輸入では、④シンガポールに代わって中国が2010年以降の最大の輸入相手国となったこと、⑤ASEAN諸国内ではシンガポールの比率が低下する一方、ベトナムの比率がわずかだが上昇していること、などが特徴として挙げられる（図表3-12、13）。

2021年の主な輸出相手国は、①中国（構成比：23.2%）、②米国（同11.2%）、③日本（同7.7%）、④インド（同5.7%）、⑤マレーシア（同5.2%）である。中国は2011年時点では2番目の輸出相手国だったが、2016年に日本を逆転した。さらに、米国は2011年時点では4番目の輸出相手国であったが、2015年以降は2018年を除いて2番目の地位を維持している。他方、日本は2011年（16.6%）からの10年で、比率は▲8.9ポイント低下している。上位3カ国以外では、シンガポール（9.1%→5.0%）と韓国（8.1%→3.9%）の低下が顕著である（図表3-12）。

輸入額も輸出額もともに2016年をボトムに増加に転じたが、2021年までの5年間では輸出の増加額の方が大きい。図表3-10では、輸出額が増加に転じる前年（2016年）と2021年との輸出の増減額を、主要輸出国6カ国ごとに表している。これによると、増加額が大きかった資源関連の「石炭・コークス・練炭」（2016年から2021年までの増加額171億ドル）では中国向けが顕著で、素材関連の「鉄鋼」（同192億ドル）でも中国向けが伸びている。同様に輸出額が大きく伸びた植物性油脂（同125億ドル）は、主要輸出相手国の中では中国、米国、マレーシア向けの輸出が伸びた。また、軽工業の「衣類・同附属品」（同19億ドル）と「履物」（同15億ドル）では、増加額の多くは米国向けであった。

図表 3-10 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2016→2021年）

(分野、億ドル)	中国	米国	日本	インド	マレーシア	シンガポール	小計	全体
全体	370	96	18	32	49	4	569	870
鉱物性燃料等	124	-5	-13	9	19	11	144	172
石炭・コークス・練炭	104	-	6	8	15	-	134	171
動植物性油脂	37	14	2	1	14	-4	65	168
植物性油脂	26	11	1	-2	9	-4	42	125
素材製造品	133	12	3	11	11	-	169	237
鉄鋼	119	1	1	8	7	-	135	192
雑製品	6	50	-	-	-	-7	48	47
衣類・同附属品	1	15	-	-	-	1	17	19
履物	4	8	-	-	-	-	12	15

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

(出所) UNCTAD Stat より作成

他方、主な輸入相手国（2021年）は、①中国（構成比：29.9%）、②日本（同7.1%）、③米国（同5.3%）、④マレーシア（同4.8%）、⑤台湾（同2.1%）である。2011年時点では、中国が2番目に大きい輸入相手国で、全体に占める比率は15.4%だった。しかし、年々中国からの輸入は増え、2014年にはシンガポールを抜き、2015年以降は全体の2割超を占めている。対照的に、シンガポールの構成比は大幅に低下した（19.5%→10.2%）。輸入に占めるASEAN諸国の比率は▲9.9ポイントと大幅に低下したが（32.4%→22.5%）、これはシンガポールの影響が大きい。その一方で、ベトナム（1.3%→2.1%）からの比率は上昇している（図表3-13）。

図表3-11では、2016年から2021年にかけて輸入額の変動が大きかった品目について、輸入額上位6カ国での増減額を示している。これによると、輸入額が大幅に増加した「石油・同製品」（2016年から2021年までの増加額73億ドル）では、主要輸入相手国ではマレーシアからの輸入額が大きい。また、「専門機械」（同13億ドル）、「その他産業機械・部品」（21億ドル）、「事務用機器・コンピューター」（51億ドル）及び「電気機器」（33億ドル）では中国からの輸入増の影響が大きかった。

図表 3-11 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2016→2021年）

(分野、億ドル)	中国	日本	米国	マレーシア	台湾	韓国	小計	全体
全体	274	20	38	26	13	26	398	605
鉱物性燃料等	8	1	24	17	1	-2	49	120
石油・同製品	4	1	2	16	1	-2	21	73
素材製造品	54	8	-	4	1	4	71	106
鉄鋼	11	5	-	2	-	4	23	50
機械類	117	1	-	-1	8	11	136	104
専門機械	16	1	-	-1	-	2	18	13
その他産業機械・部品	23	-2	-	-	-	3	24	21
事務用機器・コンピューター	39	-	-	-	4	2	45	51
電気機器	21	-1	-	1	4	4	29	33

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない。

(出所) UNCTAD Stat より作成

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU など）とインドネシアとの貿易収支の関係を見ると、米国（2021年：157億ドル）、日本（同45億ドル）、インド（同64億ドル）、欧州（EU、同51億ドル）に対しては輸出超過（貿易黒字）で、中国は2021年には39億ドルの輸出超過（貿易黒字）となったものの2020年までは輸入超過（貿易赤字）が続いていた。ASEANも同様に輸入超過（貿易赤字）が続いていたものの、2019年からは貿易黒字に転じており、2021年は120億ドルと、米国に次ぐ黒字額となった（図表3-14）。また、ASEAN主要国の中では、傾向としてフィリピンに対しては輸出超過となっている一方で、タイに対しては輸入超過である。さらに、ベトナムに対しては2017年以降、マレーシアに対しては2019年以降に輸出超過となっている。

貿易総額では、ASEAN 諸国が全体の 2 割強を占めているが、二国間では中国が最大の貿易相手国である（2021 年：26.3%）。2012 年までは日本が最大の貿易相手国だったが、日本向けの輸出が減少したため、2013 年に中国に逆転されて以降、両国の差は徐々に広がっている（2021 年の日本の比率は 7.5%）。

図表 3-12 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
輸出		203,497	190,032	182,552	176,036	150,366	144,490	168,828	180,215	167,683	163,192	231,522	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
先進国	日本	33,715 16.6%	30,135 15.9%	27,086 14.8%	23,127 13.1%	18,021 12.0%	16,102 11.1%	17,799 10.5%	19,480 10.8%	16,003 9.5%	13,665 8.4%	17,855 7.7%	
	韓国	16,389 8.1%	15,050 7.9%	11,422 6.3%	10,606 6.0%	7,664 5.1%	7,008 4.8%	8,200 4.9%	9,533 5.3%	7,234 4.3%	6,508 4.0%	8,980 3.9%	
	台湾	6,585 3.2%	6,243 3.3%	5,862 3.2%	6,425 3.6%	5,044 3.4%	3,653 2.5%	4,229 2.5%	4,701 2.6%	4,035 2.4%	4,097 2.5%	6,961 3.0%	
	香港	3,215 1.6%	2,634 1.4%	2,693 1.5%	2,778 1.6%	2,067 1.4%	2,145 1.5%	2,406 1.4%	2,559 1.4%	2,502 1.5%	2,035 1.2%	2,063 0.9%	
	シンガポール	18,444 9.1%	17,135 9.0%	16,686 9.1%	16,752 9.5%	12,633 8.4%	11,246 7.8%	12,725 7.5%	12,992 7.2%	12,917 7.7%	10,662 6.5%	11,634 5.0%	
	米国	16,498 8.1%	14,910 7.8%	15,741 8.6%	16,560 9.4%	16,268 10.8%	16,171 11.2%	17,818 10.6%	18,472 10.2%	17,874 10.7%	18,669 11.4%	25,820 11.2%	
	英国	1,720 0.8%	1,697 0.9%	1,635 0.9%	1,659 0.9%	1,527 1.0%	1,590 1.1%	1,406 0.8%	1,466 0.8%	1,351 0.8%	1,283 0.8%	1,476 0.6%	
	ドイツ	3,305 1.6%	3,075 1.6%	2,883 1.6%	2,822 1.6%	2,664 1.8%	2,639 1.8%	2,668 1.6%	2,710 1.5%	2,406 1.4%	2,456 1.5%	2,910 1.3%	
	オーストラリア	5,583 2.7%	4,905 2.6%	4,370 2.4%	4,962 2.8%	3,702 2.5%	3,199 2.2%	2,524 1.5%	2,800 1.6%	2,329 1.4%	2,506 1.5%	3,223 1.4%	
発展途上国	アジア	147,838 72.6%	139,761 73.5%	133,085 72.9%	124,485 70.7%	103,627 68.9%	98,102 67.9%	119,348 70.7%	129,822 72.0%	121,434 72.4%	114,677 70.3%	165,585 71.5%	
	中国	22,941 11.3%	21,660 11.4%	22,601 12.4%	17,606 10.0%	15,046 10.0%	16,786 11.6%	23,083 13.7%	27,127 15.1%	27,962 16.7%	31,782 19.5%	53,782 23.2%	
	ベトナム	2,354 1.2%	2,274 1.2%	2,401 1.3%	2,451 1.4%	2,740 1.8%	3,045 2.1%	3,587 2.1%	4,584 2.5%	5,153 3.1%	4,941 3.0%	6,851 3.0%	
	マレーシア	10,996 5.4%	11,280 5.9%	10,667 5.8%	9,732 5.5%	7,631 5.1%	7,112 4.9%	8,441 5.0%	9,437 5.2%	8,802 5.2%	8,099 5.0%	12,006 5.2%	
	タイ	5,897 2.9%	6,635 3.5%	6,062 3.3%	5,785 3.3%	5,507 3.7%	5,392 3.7%	6,474 3.8%	6,819 3.8%	6,218 3.8%	5,110 3.1%	7,090 3.0%	
	フィリピン	3,699 1.8%	3,708 2.0%	3,817 2.1%	3,888 2.2%	3,922 2.6%	5,271 3.6%	6,630 3.9%	6,825 3.8%	6,770 4.0%	5,901 3.6%	8,604 3.7%	
	インド	13,336 6.6%	12,496 6.6%	13,031 7.1%	12,249 7.0%	11,731 7.8%	10,094 7.0%	14,084 8.3%	13,726 7.6%	11,823 7.1%	10,394 6.4%	13,289 5.7%	
	中東												
	UAE	1,735 0.9%	1,619 0.9%	1,589 0.9%	2,503 1.4%	1,926 1.3%	1,612 1.1%	1,626 1.0%	1,461 0.8%	1,471 0.9%	1,244 0.8%	1,893 0.8%	
	サウジアラビア	1,430 0.7%	1,777 0.9%	1,734 0.9%	2,156 1.2%	2,061 1.4%	1,333 0.9%	1,378 0.8%	1,222 0.7%	1,503 0.9%	1,339 0.8%	1,584 0.7%	
	サブサハラ・アフリカ	3,817 1.9%	4,140 2.2%	3,970 2.2%	4,449 2.5%	3,116 2.1%	2,706 1.9%	3,191 1.9%	3,280 1.8%	3,137 1.9%	3,124 1.9%	4,817 2.1%	
	南米												
	メキシコ	658 0.3%	650 0.3%	687 0.4%	851 0.5%	824 0.5%	815 0.6%	987 0.6%	906 0.5%	939 0.6%	936 0.6%	1,302 0.6%	
ブラジル	1,735 0.9%	1,486 0.8%	1,514 0.8%	1,498 0.9%	1,166 0.8%	1,102 0.8%	1,225 0.7%	1,146 0.6%	1,003 0.6%	1,015 0.6%	1,510 0.7%		

【参考】

ASEAN	42,099 20.7%	41,831 22.0%	40,630 22.3%	39,695 22.5%	33,577 22.3%	33,203 23.0%	39,266 23.3%	42,148 23.4%	41,465 24.7%	36,420 22.3%	48,058 20.8%
EU (27か国)	18,879 9.3%	16,377 8.6%	15,170 8.3%	15,288 8.7%	13,346 8.9%	12,883 8.9%	14,958 8.9%	15,655 8.7%	13,303 7.9%	13,109 8.0%	18,007 7.8%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-13 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
輸入		177,436	191,691	186,629	178,179	142,695	135,653	156,986	188,711	171,276	141,569	196,190
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	18,363	21,097	17,737	15,535	12,193	11,996	14,621	17,303	15,023	10,018	14,027
		10.3%	11.0%	9.5%	8.7%	8.5%	8.8%	9.3%	9.2%	8.8%	7.1%	7.1%
	韓国	13,116	12,707	11,312	11,366	8,012	6,544	8,382	9,188	8,146	6,651	9,160
		7.4%	6.6%	6.1%	6.4%	5.6%	4.8%	5.3%	4.9%	4.8%	4.7%	4.7%
	台湾	4,391	4,759	4,584	3,701	3,074	2,805	2,744	3,575	3,490	3,175	4,070
		2.5%	2.5%	2.5%	2.1%	2.2%	2.1%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.1%
	香港	2,703	2,260	2,254	2,197	2,457	2,326	2,725	2,985	3,590	3,018	3,492
		1.5%	1.2%	1.2%	1.2%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	2.1%	2.1%	1.8%
	シンガポール	34,587	34,432	33,091	31,161	23,241	20,114	21,215	27,887	22,724	15,920	19,983
	19.5%	18.0%	17.7%	17.5%	16.3%	14.8%	13.5%	14.8%	13.3%	11.2%	10.2%	
米国	9,014	9,612	8,878	8,058	7,245	6,586	7,667	9,435	8,472	8,106	10,425	
	5.1%	5.0%	4.8%	4.5%	5.1%	4.9%	4.9%	5.0%	4.9%	5.7%	5.3%	
ドイツ	3,139	4,076	4,188	3,918	3,156	2,884	3,362	3,774	3,335	2,741	3,080	
	1.8%	2.1%	2.2%	2.2%	2.2%	2.1%	2.1%	2.0%	1.9%	1.9%	1.6%	
オーストラリア	5,310	5,022	4,560	4,986	4,199	4,576	5,632	5,424	4,885	4,171	8,337	
	3.0%	2.6%	2.4%	2.8%	2.9%	3.4%	3.6%	2.9%	2.9%	2.9%	4.2%	
発展途上国	アジア	138,631	148,683	144,316	137,835	109,035	102,155	118,708	144,707	132,155	106,956	149,732
		78.1%	77.6%	77.3%	77.4%	76.4%	75.3%	75.6%	76.7%	77.2%	75.6%	76.3%
	中国	27,381	31,209	32,619	34,089	31,345	31,218	36,039	45,509	45,933	40,700	58,616
		15.4%	16.3%	17.5%	19.1%	22.0%	23.0%	23.0%	24.1%	26.8%	28.7%	29.9%
	ベトナム	2,341	2,427	2,540	3,086	2,954	2,884	3,108	3,755	3,658	3,007	4,134
		1.3%	1.3%	1.4%	1.7%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%
	マレーシア	8,500	10,385	11,635	10,060	7,866	6,842	8,573	8,452	7,737	7,049	9,481
		4.8%	5.4%	6.2%	5.6%	5.5%	5.0%	5.5%	4.5%	4.5%	5.0%	4.8%
	タイ	10,088	11,083	10,496	9,412	7,791	8,297	9,249	10,796	9,265	7,099	9,029
		5.7%	5.8%	5.6%	5.3%	5.5%	6.1%	5.9%	5.7%	5.4%	5.0%	4.6%
	インド	5,408	5,074	4,562	4,109	2,778	2,965	3,988	5,025	4,469	4,102	7,901
		3.0%	2.6%	2.4%	2.3%	1.9%	2.2%	2.5%	2.7%	2.6%	2.9%	4.0%
	中東	U A E	604	1,303	1,343	1,312	1,028	1,031	1,673	1,503	1,813	1,347
	0.3%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	1.1%	0.8%	1.1%	1.0%	0.9%	
	サウジアラビア	3,947	3,971	4,527	4,433	2,388	2,007	2,408	3,530	2,766	2,020	3,918
	2.2%	2.1%	2.4%	2.5%	1.7%	1.5%	1.5%	1.9%	1.6%	1.4%	2.0%	
サブサハラ・アフリカ	3,201	4,034	4,202	4,895	2,864	2,662	3,263	5,475	3,406	2,176	4,830	
	1.8%	2.1%	2.3%	2.7%	2.0%	2.0%	2.1%	2.9%	2.0%	1.5%	2.5%	
南米	メキシコ	266	350	356	143	139	119	243	220	186	203	210
	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
	ブラジル	1,786	1,948	2,059	2,349	2,266	2,274	1,907	1,687	1,846	2,383	2,346
	1.0%	1.0%	1.1%	1.3%	1.6%	1.7%	1.2%	0.9%	1.1%	1.7%	1.2%	

【参考】

ASEAN	57,408	59,775	59,369	55,363	42,892	39,178	43,174	52,083	44,585	33,990	44,141
	32.4%	31.2%	31.8%	31.1%	30.1%	28.9%	27.5%	27.6%	26.0%	24.0%	22.5%
EU (27か国)	10,103	11,833	11,899	11,471	10,150	10,095	11,098	11,916	11,046	9,258	10,110
	5.7%	6.2%	6.4%	6.4%	7.1%	7.4%	7.1%	6.3%	6.4%	6.5%	5.2%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
貿易収支		26,048	-1,664	-4,077	-1,889	7,697	1,278	12,048	-18,239	-3,238	21,738	35,339	
先進国	日本	14,278	7,367	7,802	6,158	4,751	3,114	2,549	1,496	323	2,991	4,554	
	韓国	3,389	3,079	-170	-1,226	-778	334	65	-1,085	-1,204	-343	424	
	台湾	2,325	1,550	1,382	2,667	1,865	-1,951	548	1,116	339	527	2,951	
	香港	750	704	601	929	242	371	560	-75	-717	-710	-6,835	
	シンガポール	-7,521	-8,952	-8,895	-8,379	-5,373	-2,687	-4,121	-8,455	-4,195	-1,629	-2,141	
	米国	5,664	3,296	6,659	8,372	8,650	8,853	9,660	8,250	8,436	10,024	15,716	
	英国	546	330	553	764	708	697	358	254	296	324	312	
	ドイツ	-89	-1,114	-1,543	-1,270	-808	-521	-869	-1,263	-1,091	-567	30	
	オーストラリア	405	-392	-668	-614	-1,099	-2,052	-3,500	-3,032	-3,192	-2,140	-5,085	
発展途上国	アジア	6,366	-630	-682	-5,173	-3,064	-8,525	3,893	-9,831	-669	9,225	25,691	
	中国	-3,271	-7,728	-7,248	-13,018	-14,366	-14,010	-12,718	-18,416	-16,989	-7,859	3,855	
	ベトナム	-29	-321	-322	-967	-421	-183	359	789	1,309	1,810	3,090	
	マレーシア	591	-963	-2,656	-1,096	-869	-5,554	-329	-2,254	1,210	1,198	3,531	
	タイ	-4,508	-4,802	-4,641	-3,951	-2,553	-3,273	-2,817	-4,138	-3,247	-1,371	-1,161	
	フィリピン	2,847	2,908	3,040	3,188	3,238	4,449	5,768	5,867	5,940	5,307	7,443	
	カンボジア	252	281	295	397	409	402	383	395	576	494	487	
	インド	9,014	8,191	9,067	8,297	8,972	7,231	10,035	8,709	7,489	6,650	6,417	
	中東	U A E	937	-112	-220	749	570	296	-476	-401	-714	-440	-76
		サウジアラビア	-3,996	-3,423	-4,792	-4,360	-1,361	-1,392	-1,787	-3,688	-2,067	-1,275	-1,834
	サブサハラ・アフリカ		219	-678	-965	-819	-107	-259	-134	-2,688	-609	680	-2,171
	南米	メキシコ	246	81	171	663	626	638	768	324	658	667	1,027
		ブラジル	-163	-485	-702	-1,055	-1,259	-1,300	-729	-657	-938	-1,546	-883

【参考】

ASEAN	-9,010	-11,830	-13,221	-10,904	-5,147	-6,342	-60	-7,295	2,330	6,670	12,029
EU	7,546	3,599	2,534	3,478	2,863	3,006	3,337	2,216	1,742	2,940	5,144

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

4. ASEAN 中のインドネシア

(1) ASEAN 中で最大の規模を誇るインドネシア

1967年に5カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で発足したASEANは、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在、10カ国で構成されている。IMFの統計によると、2021年の総人口は約6億6,608万人、名目GDPは約3.4兆ドルである（図表3-15）。

インドネシアは、規模の点ではASEAN 10カ国の中で最も大きい国である。人口は2億7,225万人（2位フィリピン：1億1,020万人）、国土面積は191万km²（同ミャンマー：67.7万km²）、名目GDPは1兆1,861億ドル（同タイ：5,132億ドル）と、それぞれ2位の国の倍以上の規模である。他方、1人あたりGDPは4,357ドルと5番目だが、過去のアジア諸国の経験と同様に、同国でも1人あたりGDPが3,000ドルを超えてから、自動車の普及率が急伸する傾向が見られる。また、社会のモータリゼーションと並行して家計の消費パターンの変化も進み始めている（詳細は「第22章 主要産業の動向とFTAの影響」参照）。

図表 3-15 ASEAN 諸国の比較表（2021年）

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
シンガポール	545 (9)	0.7 (10)	3,970 (3)	72,795 (1)
ブルネイ	44 (10)	6 (9)	199 (9)	44,809 (2)
マレーシア	3,270 (6)	331 (5)	3,728 (5)	11,399 (3)
タイ	6,995 (4)	513 (3)	5,132 (2)	7,336 (4)
インドネシア	27,225 (1)	1,911 (1)	11,861 (1)	4,357 (5)
ベトナム	9,832 (3)	331 (4)	3,662 (6)	3,725 (6)
フィリピン	11,020 (2)	300 (6)	3,936 (4)	3,572 (7)
ラオス	738 (8)	237 (7)	186 (10)	2,514 (8)
カンボジア	1,584 (7)	181 (8)	262 (8)	1,654 (9)
ミャンマー	5,355 (5)	677 (2)	652 (7)	1,217 (10)
合計（平均）	66,608	4,487	33,586	5,042
【参考】				
日本	12,551	378	49,374	39,340
米国	33,218	9,834	229,975	69,231
中国	141,260	9,600	174,580	12,359
インド	139,201	3,287	31,779	2,283
E U 28	51,041	4,375	187,501	36,735
E U 28（除く英国）	44,395	4,132	159,214	35,863
USMCA（3カ国）	49,392	21,783	259,322	52,503

（注） 面積のみ 2020 年のデータ。

（出所） IMF、“World Economic Outlook (2022/4)”、国際連合資料より作成

(2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN 域内での関税率撤廃の動きや各国の経済成長に伴い、ASEAN 諸国内での貿易額は年々増加している。2021 年の ASEAN 諸国の域内向け輸出総額は 3,762 億ドルと、2011 年 (3,097 億ドル) の 1.21 倍に拡大した (図表 3-16)。

インドネシアは、この間に ASEAN 諸国向け輸出額を 60 億ドル増やしている (図表を縦方向に合計)。一方、各国からのインドネシア向け輸出 (図表を横方向に合計) は 112 億ドルの減となっている。つまり、インドネシアは、当該 10 年間で ASEAN 諸国からの輸出先となる以上に、域内への輸出を増加させていたことになる (60 億ドルー▲112 億ドル=172 億ドル)。2000 年と 2010 年との比較では ASEAN 諸国からの輸出額が超過していたが、2010 年代に入って以降はインドネシアの ASEAN 諸国内での輸出競争力が相対的に向上している。なお、2021 年までの 10 年間の全体的な変化では、相対的に経済規模の大きいインドネシアとマレーシアでは域内輸出の方が大きく増えた一方、ラオスとブルネイの増加規模はこれら 2 カ国と比べると小さく、その他 6 カ国 (タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カンボジア) では輸出先としての金額の方が増えている。

図表 3-16 ASEAN 諸国間の貿易額の変化 (2011 年→2021 年)

		輸出元国											
		インドネシア	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	
輸出先国	輸出先国	年											
	インドネシア	2011	9,971	42,832	6,812	606	2,359	36	6	1	849	63,473	
		2021	8,718	28,881	9,453	865	3,943	115	32	30	156	52,192	
		Dif	-1,253	-13,951	2,640	259	1,584	80	26	29	-694	-11,281	
	タイ	2011	5,897		14,100	11,711	1,904	1,792	3,217	190	1,068	96	39,975
		2021	7,090		15,579	12,642	3,451	5,984	3,493	511	3,068	581	52,399
		Dif	1,194		1,479	931	1,547	4,192	276	320	2,000	485	12,424
	シンガポール	2011	18,444	11,301		28,841	4,278	2,286	397	442	0	219	66,207
		2021	11,634	8,863		41,826	4,195	4,042	214	155	8	239	73,334
		Dif	-6,810	-2,438		12,985	-83	1,756	-183	-287	8	2,179	7,127
	マレーシア	2011	10,996	12,265	50,019		1,099	2,832	190	45	1	369	77,817
		2021	12,006	11,864	44,735		1,892	4,400	304	93	20	504	75,819
		Dif	1,011	-401	-5,284		793	1,567	114	48	20	136	-1,998
	フィリピン	2011	3,699	4,590	6,772	3,581		1,535	35	1	0	9	20,224
	2021	8,604	6,954	9,277	5,455		4,596	202	49	8	528	35,671	
	Dif	4,905	2,363	2,505	1,874		3,060	167	47	7	519	15,448	
ベトナム	2011	2,354	6,986	10,231	3,827	718		85	149	434	188	24,973	
	2021	6,851	12,330	15,988	10,978	1,639		224	1,561	724	178	50,473	
	Dif	4,497	5,345	5,756	7,151	921		139	1,412	290	-10	25,501	
ミャンマー	2011	359	2,814	1,212	560	14	82		0	0	0	5,042	
	2021	1,122	4,248	2,490	656	52	409		3	0	0	8,981	
	Dif	763	1,434	1,277	96	38	326		3	0	0	3,939	
カンボジア	2011	260	2,664	909	258	10	2,407		0	1	0	6,509	
	2021	531	6,964	7,001	457	36	4,851		12	147	0	20,000	
	Dif	272	4,300	6,092	198	27	2,444		12	146	-0	13,491	
ラオス	2011	9	2,738	35	14	1	274		0	1	0	3,071	
	2021	8	3,934	28	27	0	597		0	1	0	4,596	
	Dif	-1	1,196	-6	13	-0	323		0	0	-0	1,525	
ブルネイ	2011	82	136	1,593	544	6	15		0	0	0	2,377	
	2021	211	82	998	1,391	22	11		0	0	0	2,724	
	Dif	130	-54	-596	847	16	-4		0	0	0	348	
ASEAN10	2011	42,099	53,466	127,705	56,148	8,635	13,583	3,961	835	1,505	1,730	309,668	
	2021	48,058	63,957	124,976	82,885	12,153	28,833	4,565	2,413	4,005	4,345	376,190	
	Dif	5,959	10,492	-2,729	26,736	3,517	15,249	604	1,578	2,500	2,615	66,522	
輸出増-輸入増 (注)		+17,240	-1,932	-9,856	+28,735	-11,930	-10,251	-3,335	-11,913	+975	+2,268		

(注) 統計誤差などのため、輸出から見た上記図表 3-16 は、輸入から見た数値とは必ずしも一致しない。
(出所) IMF 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したインドネシアの位置付け

図表 3-17 は、JETRO の投資コスト比較調査（2022 年 8 月時点調査）を基に、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与などの年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を表している。日系企業の進出数が多い他の ASEAN 諸国（タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム）と実質月額給与を比較すると、インドネシアの場合、製造業の「ワーカー」、「エンジニア」、「中間管理職」それぞれにおいて、相対的に高いタイやマレーシアの 8~9 割の水準となっており、フィリピンやベトナム（5~7 割）に比べて高いことが窺える。

図表 3-17 ASEAN 諸国・インド・中国との賃金コストなどの比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
シンガポール 64,041 ドル	シンガポール 567 万人	1,946 (2,425)	3,064 (4,200)	4,490 (6,001)	2,548 (3,229)	4,468 (5,761)
マレーシア 10,942 ドル	クアラルンプール 786 万人	413 (601)	840 (1,129)	1,576 (2,075)	890 (1,297)	1,983 (2,789)
タイ 7,187 ドル	バンコク 1,605 万人	413 (654)	728 (1,175)	1,559 (2,316)	789 (1,159)	1,755 (2,352)
インドネシア 3,871 ドル	ジャカルタ 3,437 万人	308 (439)	457 (641)	1,031 (1,388)	442 (608)	1,130 (1,551)
	バタム 119 万人	241 (359)	344 (499)	797 (1,026)	- -	- -
フィリピン 3,104 ドル	マニラ 2,507 万人	234 (375)	373 (488)	971 (1,231)	497 (648)	1,223 (1,781)
	セブ 265 万人	223 (314)	306 (404)	812 (1,096)	616 (864)	1,173 (1,461)
ベトナム 2,551 ドル	ハノイ 835 万人	217 (311)	436 (599)	957 (1,282)	543 (774)	1,281 (1,753)
	ダナン 107 万人	203 (275)	311 (430)	621 (856)	499 (666)	1,058 (1,423)
	ホーチミン 1,096 万人	242 (332)	464 (604)	943 (1,207)	568 (881)	1,209 (1,605)
ラオス 2,720 ドル	ビエンチャン 104 万人	180 (223)	383 (474)	875 (1,061)	446 (610)	1,123 (1,624)
カンボジア 1,509 ドル	プノンベン 211 万人	201 (243)	648 (726)	1,117 (1,294)	501 (572)	1,273 (1,473)
ミャンマー 1,298 ドル	ヤンゴン 559 万人	162 (190)	349 (407)	1,016 (1,488)	415 (511)	1,028 (1,277)
中国 9,608 ドル	北京 1,943 万人	698 (1,112)	939 (1,529)	1,801 (2,962)	1,222 (1,865)	2,495 (3,814)
	上海 2,213 万人	662 (1,190)	1,003 (1,693)	1,742 (2,856)	1,129 (1,630)	2,328 (3,418)
	広州 2,013 万人	551 (988)	1,002 (1,705)	1,665 (2,694)	1,011 (1,456)	2,207 (3,353)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む年間総支給額」を12ヵ月で割った実質年間コスト（ドル）。

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIA より作成

また、中国（北京、上海、広州）との比較では、インドネシアは「ワーカー」と「エンジニア」では中国の約4割、「中間管理職」では約5割の水準となっている。

インドネシア国内での比較では、ジャカルタよりもバタムの方が賃金水準は低い。バタムの賃金水準は、製造業の「ワーカー」ではジャカルタの約92%、「エンジニア」では約81%、「中間管理職」では約70%となっている。従来からジャカルタはバタムに比べて実質的な賃金水準が高いが、政府が定める最低賃金の差に鑑みると、ジャカルタでの日系企業が最低賃金での採用が難しくなっていることが推察される。

図表 3-18 は、インドネシア政府が定める最低賃金を、日本企業が多く進出している主要州・県・市ごとに推移を表している。これに基づく、西ジャワ州のブカシ市・県やカラワン県の最低賃金はジャカルタ首都特別州よりも高い。他方、図表 3-18 に示す地域の中では、バンドゥン市の最低賃金は他の都市よりも比較的低くなっている。

なお、2023年の最低賃金は2022年12月8日発表されたものである。第2期ジョコ政権の主要施策であるオムニバス法（雇用創出法）が制定された当初は、その細則の2021年政令第36号を基に最低賃金を計算することとしていたが、労働者からの反発があったため、新たに2022年11月に「2023年の最低賃金に関する労相規定」を公布、施行している。2022年12月に発表された最低賃金は、これに基づいて計算されており、ジャカルタ首都特別州の2023年最低賃金は月額490.2万ルピアで上昇率は5.6%となっている。なお、インドネシア経営者協会（Apindo）などの団体は労相規定が2021年政令第36号に反していると最高裁判所に申立を行っているため、判決次第では金額が引下げられる可能性がある。

図表 3-18 日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移

（単位：1,000ルピア）	2020年	2021年	2022年	2023年
ジャカルタ首都特別州	4,276	4,416	4,473	4,902
西ジャワ州	1,810	1,810	1,841	1,987
ブカシ市	4,590	4,783	4,817	5,158
ブカシ県	4,499	4,792	4,792	5,137
カラワン県	4,594	4,798	4,798	5,176
プルワカルタ県	4,039	4,174	4,174	4,465
デポック市	4,202	4,340	4,377	4,694
ボゴール市	4,170	4,170	4,330	4,639
ボゴール県	4,084	4,217	4,217	4,520
バンドゥン市	3,624	3,742	3,775	4,048

（出所）JETRO 資料より作成

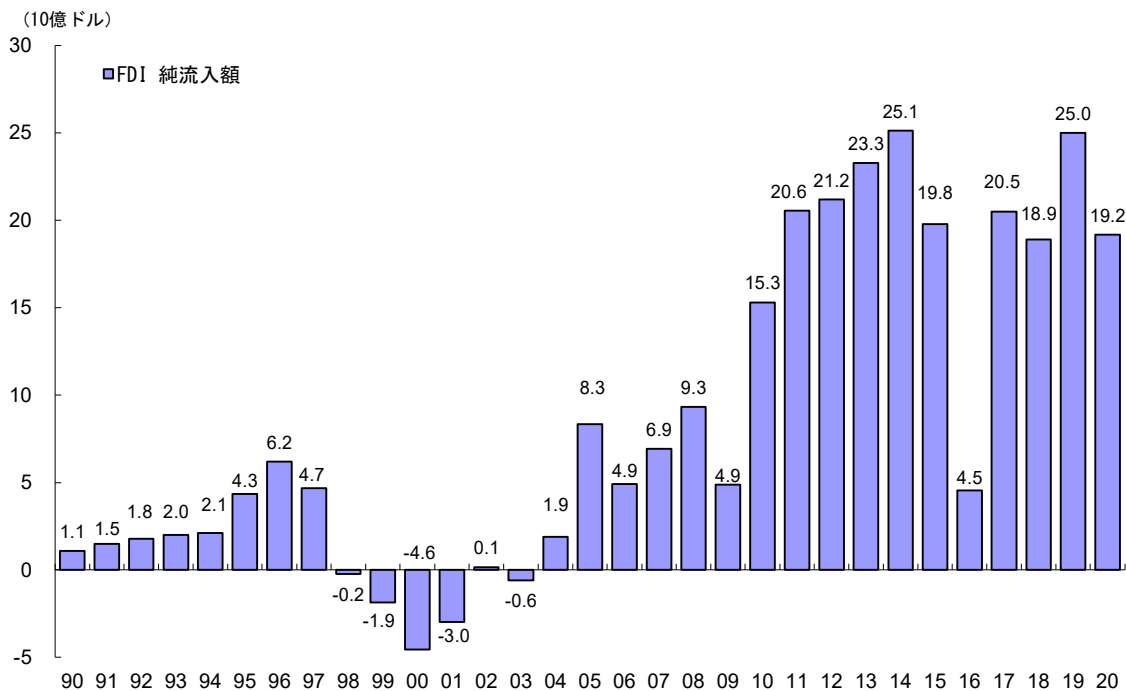
第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

アジア通貨危機から民主化への移行にかけての1998年から2004年の期間、インドネシアへの外国直接投資（FDI）は低迷していた。しかし、その後の政治の安定化や堅調な経済成長、FTA推進に象徴される対外開放政策への期待を反映し、自動車や電気電子分野を中心にFDIは増加に転じた。2008年の世界金融危機の影響などにより一時的な落ち込みは発生しているものの、2019年は250億ドル、2020年も192億ドルと好調を維持している。

なお、図表4-1の外国直接投資受入状況の統計値は図表4-3の「業種別に見た直接投資受入状況（実行ベース）」の投資額と異なっているが、これは図表4-1がインドネシアからの投資の引き上げを相殺したネットベース（純流入）のデータであるのに対し、図表4-3はインドネシアへの直接投資のグロスベースの統計であるためである。

図表 4-1 インドネシアの外国直接投資受入状況（国際収支ベース）



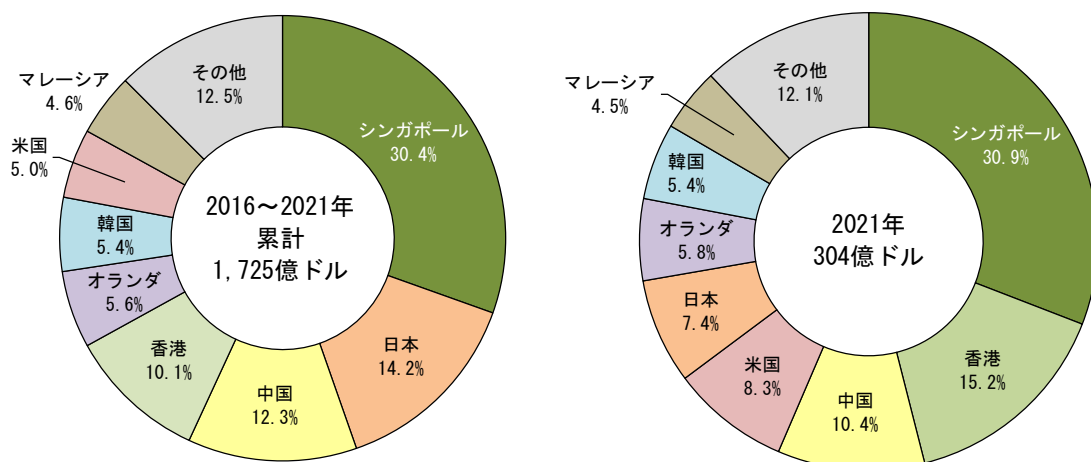
（出所）世界銀行、インドネシア中央銀行より作成

2. 国別受入動向

インドネシア投資調整庁（BKPM）の統計に基づき、海外からインドネシアへの外国直接投資額（実行ベース）を投資国別に見ると、2021年の最大投資国はシンガポール（30.9%）で、次いで香港（15.2%）、中国（10.4%）、米国（8.3%）、日本（7.4%）の順となっている（図表4-2）。日本は輸送機器（四輪・二輪・同部品）分野を中心に2013年の最大投資国であったが、2014年以降は同分野の投資一巡を受け、最大投資国の座を他国に譲っている。

過去5年間（2016年から2021年）の累計投資額は、1,725億ドルに達している。このうち日本からの投資額は245億ドルであり、全体の14.2%を占め、投資国別内訳ではシンガポールの524億ドルに次ぐ第2位である。シンガポールからの投資の多くはインドネシア資本の資金還流や、日系や中国系を含む各国企業の在シンガポールアジア統括拠点を経由したインドネシアへの投資と考えられている。これらを勘案し、実質的には中国がインドネシアへの最大の投資国であるとする報道もある。

図表 4-2 インドネシアの直接投資受入状況（国別、実行ベース）

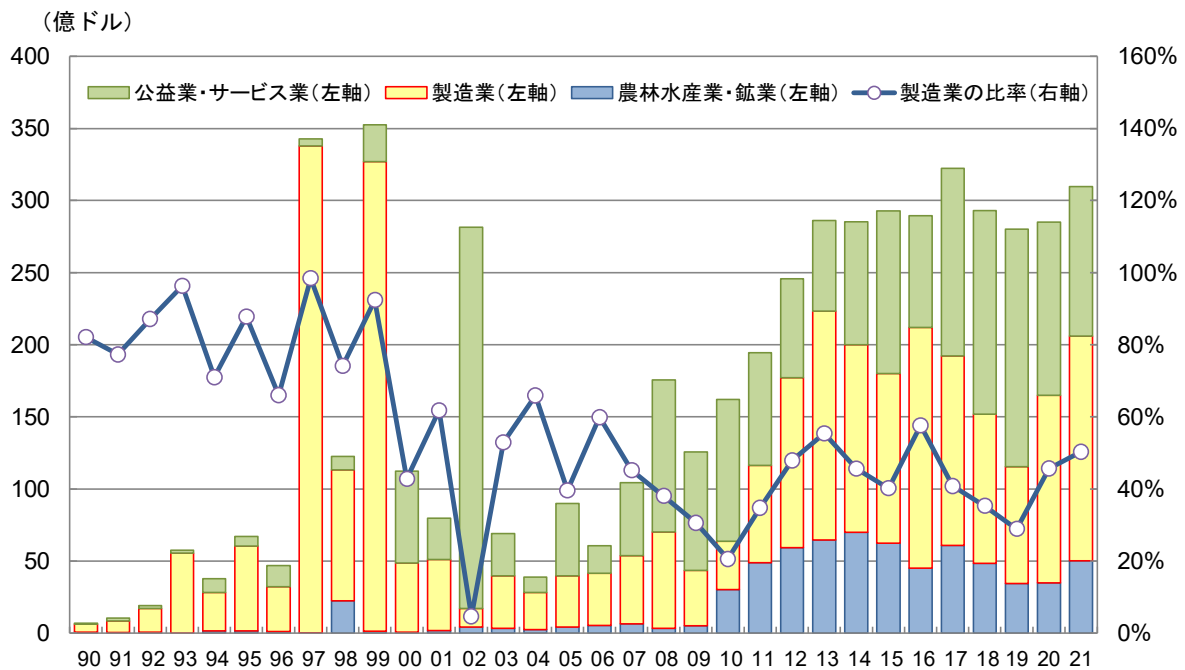


（出所）インドネシア投資調整庁（BKPM）より作成

3. 業種別受入動向

BKPM 統計による1990年以降のインドネシアへの外国直接投資の業種別内訳の推移は図表4-3の通りである。長期的に見ると製造業の割合が減少傾向にあり、公益行・サービス業の割合が増加傾向にある。2021年単年では、製造業が全体の50%を占めており、業種別では金属製品・非機械及び器具への投資が23%を占め、次いで、鉱業の12%、運輸・倉庫・通信の10%となっている。

図表 4-3 業種別に見た直接投資受入状況（実行ベース）



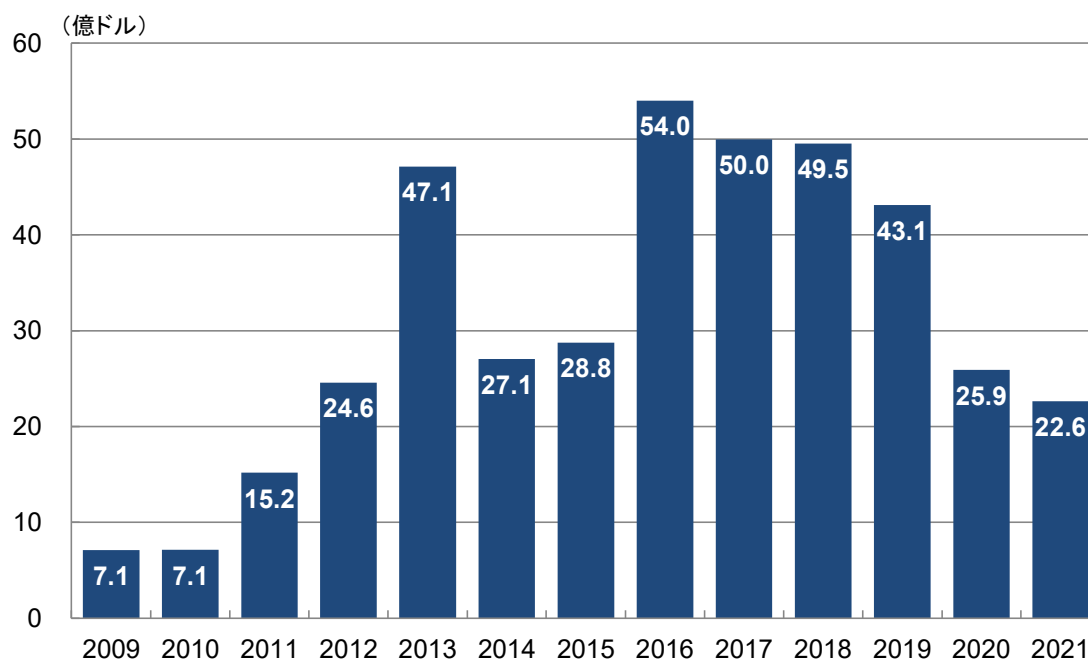
(出所) インドネシア投資調整庁 (BKPM) より作成

4. 日本からインドネシアへの直接投資

日本企業のインドネシア進出が本格化したのは1960年代に入ってからである。1960～1970年代は繊維と家電メーカーの進出が多く、1967年の外国投資法で外資への優遇措置が規定された後、進出に拍車がかかった。プラザ合意後の1980年代半ば以降は、インドネシア国内向けの自動車や輸出向けの家電など製造業を中心に幅広い分野で直接投資が積極的に行われた。さらに1994年には外資規制が緩和されたことを契機に日系資本100%での進出が増加した。しかし、1998年のアジア通貨危機時にはインドネシア向け投資が引き揚げられ、2004年までインドネシアへの純投資はマイナスで推移した。

一方、2009年以降の直接投資（実行ベース）の推移をみると、2009～2010年は世界金融危機の影響で年間の投資金額は10億ドル未満であったが、インドネシア経済の底堅い成長を背景に日本からの投資は増え、2012～2015年は年間25億ドル程度となった（2013年は47億ドル）。更に2016以降は堅調に推移していたものの、新型コロナウイルスの影響により、2020年、2021年は大幅に落ち込んでいる。（図表4-4）。

図表 4-4 日本からインドネシアへの直接投資流入推移（実行ベース）



（出所）インドネシア投資調整庁（BKPM）より作成

2022年12月に国際協力銀行が発表した『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2022年度海外直接投資アンケート調査結果（第34回）』では、インドネシアは、インド、中国、米国、ベトナム、タイに続いて中期的な有望事業展開先国・地域（今後3年程度）の第6位（得票率21.0%）にランクされている。また、長期的（今後10年程度）有望事業展開先国・地域としては、インド、中国、米国、ベトナムに続いて、第5位（得票率22.6%）にランクされている。

2022年度調査でインドネシアを支持する回答企業の約8割（78.9%）が有望理由として「現地マーケットの今後の成長性」を挙げており、また第2位が「現地マーケットの現状規模」（48.7%）と、引き続きインドネシアのマーケットが大きな魅力と捉えられていることが分かる。他方、インドネシアにおける課題として最も多かったのは「法制の運用が不透明」であり、得票率は44.8%であった。また、第2位には「他社との厳しい競争」（43.3%）が続く。日系企業のインドネシアに対する関心は、依然として高いといえる。

第5章 日伊経済関係

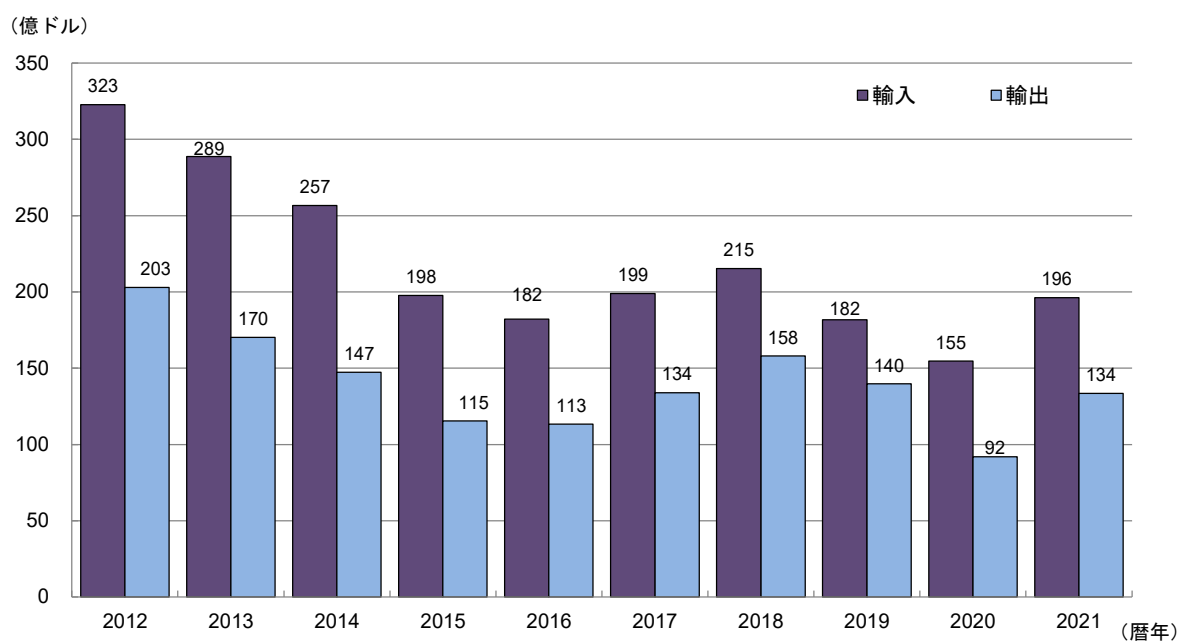
1. 日伊の経済関係と貿易の概要

2021年時点で、インドネシアは日本にとって12番目に大きな貿易相手国である。2021年の日本の対インドネシア貿易額は輸出が134億ドル、輸入が196億ドルである（図表5-1）。2012年から2021年の10年間の輸出入の推移を見ると、輸入では2012年が323億ドルでピークとなっており、その後2016年まで減少した後、2017～2018年には増加に転じたが、2019～2020年は再び減少し、2020年は期間中最小の155億ドルとなった。2021年には再び増加に転じている。輸出も同様の動きで、2012年の203億ドルをピークに2016年まで減少し、2017～2018年に増加に転じたものの、2019～2020年は減少した。特に2020年は92億ドルと2012年の半分以下となった。

他方、インドネシア側から見た場合、日本は輸入相手国としては中国に次ぐ第2位、輸出相手国としては中国と米国に次いで第3位と、重要な貿易相手国となっている（2021年）。また、日本の化石燃料需要が大きいこともあり、対日貿易収支は黒字が続いている。

日インドネシア両国間の経済交流は、1958年に両国間での正式な外交関係が成立して以来、拡大を続けている。公的部門では、日本は多額の経済協力を行っており、インドネシアにとっての最大の援助国であった。また、民間部門では1980年代後半から円高の進展もあり、日本企業のインドネシア進出と同国での工業団地造成が活発化した。1997年のアジア通貨危機の際は一時的に日本企業の撤退や貿易額の減少が見られたものの、政治が安定し経済が回復した2000年代半ばにはその国内市場の潜在力やインフラ需要、豊富な天然資源に再び注目が集まった。なお、図表5-1では2012年以降の輸出が減少傾向にあるが、これは日本の輸入量推移と同じ傾向を示している。

図表 5-1 日本の対インドネシア輸出入の推移

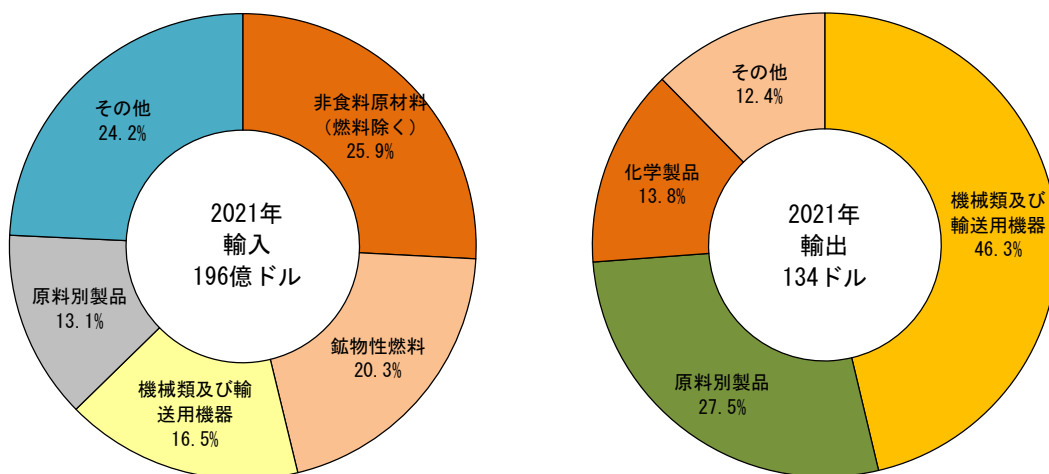


(出所) UNCTAD 統計より作成

UNCTAD 統計によると、2021 年の日本のインドネシア向け輸出については、機械類及び輸送用機器が 46.3%、原料別製品が 27.5%と、資本財や原材料が大きな割合を占める（図表 5-2 右）。また、時系列で見てもと輸出品の構成比は、あまり大きく変化していない。

一方、日本のインドネシアからの輸入では、鉱物資源などの非食料原材料が 25.9%を、鉱物性燃料が 20.3%を占めている。鉱物性燃料のインドネシアからの輸入全体に占める割合は、東日本大震災後の 2012 年に 53.6%まで高まったが、足元では 2 割まで低下している。また、1990 年代までは化石燃料や鉱物資源、木材、魚介類などの 1 次産品が主であったが、2000 年代以降は工業化の進展に伴い、機械・電機製品とその部品などの工業製品の占める割合もやや高まっており、2021 年の電気機器などを含む機械類及び輸送用機器が輸入に占める割合は 16.5%と、2018 年（13.6%）と比較しても増加している（図表 5-2 左）。

図表 5-2 日本の対インドネシアの貿易品目構成比（2021 年）



(出所) UNCTAD 統計より作成

2. インドネシアにおける日系企業

外務省による海外進出日系企業拠点数調査（2021 年 10 月 1 日時点）によると、インドネシア内の日系企業総数（拠点数）は 2,046 拠点である。地域別の正確な企業数は不明であるが、インドネシア内の 5 つの在外公館の管轄内拠点数は、在インドネシア大使館管内が 1,789 拠点を全体の 87.4%、在スラバヤ総領事館管内が 157 拠点を 7.7%、在デンパサール総領事館管内が 50 拠点を 2.4%、在メダン総領事館管内が 36 拠点を 1.8%、在マカッサル領事事務所管内が 14 拠点を 0.7%である。業種別では、製造業が 1,046 拠点を 51.1%、次いで、卸・小売業が 287 拠点を 14.0%である。また、ジャカルタにあるジャカルタ・ジャパン・クラブの法人部会（商工会議所）の法人会員数は 701 社である（2022 年 11 月 29 日時点）。現地調査におけるヒアリングによれば、新型コロナウイルス感染症拡大以前の法人会員数は 715 社であったが、パンデミックの影響で 685 社まで減少した。2022 年 4 月以降、徐々に進出企業が再び増加に転じ、徐々に会員数が戻ってきている状況とのことである。

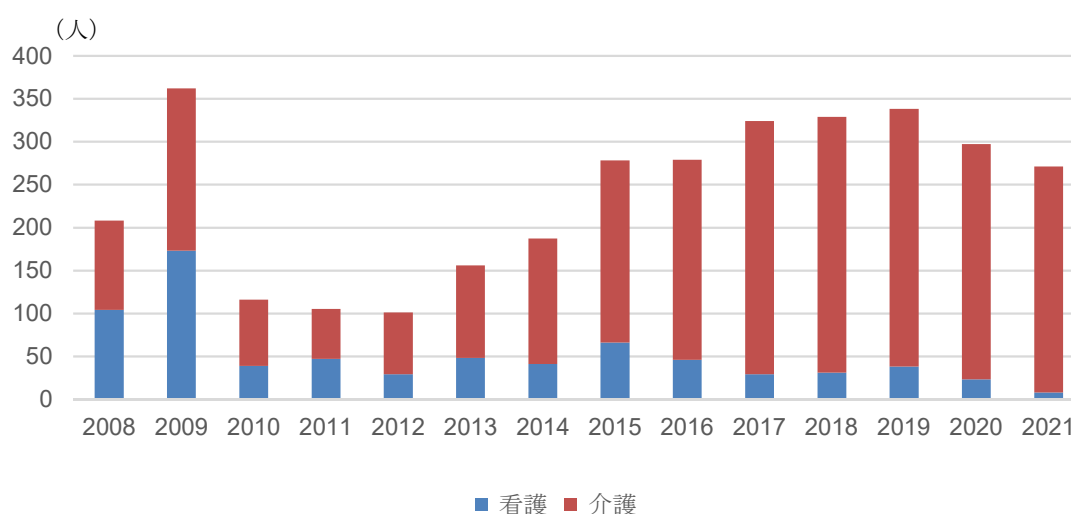
3. 日・インドネシア経済連携協定

2003年6月、日本とインドネシアの首脳間で、経済連携協定に関する実務者レベルの予備協議開始が合意された。2005年6月には首脳間で2国間交渉の開始に合意し、6度の交渉を経て2006年11月に大筋での合意に至った。この結果、日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）は2007年8月に署名がなされ、2008年7月1日に発効となった。

この経済連携協定の内容は、物品の貿易の他、サービス、投資、エネルギー、鉱物資源、人的交流、税関手続、知的財産などの分野が含まれる。例えば、インドネシアの自動車・同部品、鉄鋼、電気、電子機器の分野や、日本の熱帯果実分野などの関税を引き下げることで市場アクセスの改善を促し、最終的に両国の往復貿易額の約92%が無関税となることが決定した。また、人的交流の観点では日本の看護師・介護福祉士不足から、2008年以降毎年インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者が来日しており、2021年度は271名の受入実績がある。

なお、2022年7月に行われた日・インドネシア首脳会談においては、同年11月にインドネシアのバリ島で開催されるG20サミットに合わせてJIEPAの改正議定書に署名し、製造業などの貿易における関係を深める意向が示されていたが、同サミットでは当該改訂議定書の署名は行われなかった。

図表 5-3 看護師・介護士候補受入人数



(出所) 国際厚生事業団「2023年度受入れ版 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット」より作成

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

インドネシアにおける外資誘致の担当機関は、インドネシア投資調整庁（BKPM：Badan Koordinasi Penanaman Modal、英語では Indonesia Investment Coordinating Board）である。同庁は1973年に大統領直轄機関として設立され、石油、ガス、金融を除いた分野での投資案件の許認可権限を有している。また、外資の便宜を図るため、外資進出に係る様々な手続を担当する政府機関の職員をBKPM事務所内に駐在させ、外資系企業の設立手続の受付窓口としている。2009年以降は中央省庁級に格上げとなった。

BKPMは、国内全34州の各地方政府の下に地方投資調整事務所を有する。また、BKPMは東京を含め海外にも事務所を有し、インドネシアへの投資に興味を持つ外国企業に対し投資手続に関する助言や投資申請書式の提供などを行っている。

2. 外資導入の概要

インドネシアの外資導入は1967年の外国投資法（1967年法律第1号）の制定で端緒が開かれた。外国投資法は、外国資本による経営を認めてその資本を保護すること、輸入関税免除などの優遇措置を認めること、利益送金や外国人技術者の雇用などについて規定していた。1994年には政令によって外資に対する規制が緩和され、外国資本100%による法人設立が認められた。

2007年には、それまでの外国投資法及び内国投資法（1968年法律第6号）に代わり内外からの投資全体を包含する投資法（2007年法律第25号）が制定された。

2019年、ジョコウィ大統領が「中国企業33社が海外へ移転。そのうち23社がベトナムへ、10社がタイ、マレーシア、カンボジアへ。インドネシアはゼロ」、「経済成長のため投資誘致促進」「問題は我々の中にある」と言及したことをきっかけに、政府内で雇用創出に関する制度一括改正（オムニバス）法の制定に向け、検討が始まった。全国各地で抗議デモが起きるなどオムニバス法制定に対する反発もあったが、2020年11月2日にジョコウィ大統領は「雇用創出オムニバス法」に署名し、正式に発効された。オムニバス法の発効により、投資法の改正については、大統領令2021年10号（ポジティブリスト）が制定され、外資規制が大きく緩和された。従前の大統領令2016年44号（ネガティブリスト）は投資禁止・規制業種が中心であったのに対し、ポジティブリストは、投資禁止・規制業種も定められているものの、主に優先業種リストのほか、投資が開放されている業種を規定するものとなっており、政府としては海外から投資を呼び込むことで雇用を創出したいという目的が表れている。

なお、雇用創出オムニバス法をめぐるのは、2021年11月25日にインドネシア憲法裁判所が、立法手続に多くの不備があったとして、違憲判決を下し、今後2年以内に必要な改正が行われなければ違憲であるという「条件付違憲判決」を行った。一方で、政府は「緊急の特別な事情」については「リセッション（景気後退）やインフレ、（物価上昇と景気後退が同時に起こる）スタグフレーションといった世界情勢に速やかに対処する必要があるため」と説明しているが、今後国会で政府の是正が適切かどうか引き続き議論されていくこととなる。

3. 近年の主要な投資促進・優遇策

近年では、内資や外資の別を問わず、投資促進・優遇策が導入されている。詳細は「第9章 主要投資インセンティブ」を参照のこと。以下では、手続面の改善を中心に説明する。

(1) ワンストップサービス (PTSP)

ワンストップサービス (Pelayanan Terpadu Satu Pintu : PTSP) は、投資に関連する各省庁の許認可権限を BKPM に委譲・集中させ、各種申請から許認可取得までのプロセスを一カ所に集約する政策である。22 の省庁/関連機関が権限を委譲して、中央政府レベルのサービスが 2015 年 1 月に正式にスタートした。外国投資企業 (PMA) の工業許可、外国投資を含む商業関係の許認可などを取り扱っている。地方政府 (州・県・市) レベルでの各種許認可についてもワンストップサービスが導入されている。

なお、後述のオンライン・シングル・サブミッション (Online Single Submission : OSS) が導入され、今後、PTSP の機能は OSS に統合される計画である。

(2) オンライン・シングル・サブミッション (OSS) の改善

従来のインドネシアでは、会社登記から事業を操業開始するまでには、複数の省庁において、それぞれの許認可を取得する必要があった。この複雑な手続のために、外国投資の機会を逃していると考えたジョコ・ウィドド政権は海外からの投資を呼び込みやすくするために、これまでも投資手続の簡素化を行ってきた。その一つとして、オンライン上で投資関連の申請受付、ライセンスの発行などを一元的に行うオンライン・シングル・サブミッション (OSS) が 2018 年 7 月に導入された。しかし、許認可権限を持っている中央省庁、地方の関係官庁との連携を再構築することは容易ではなく、OSS で会社登記や取得できる許可の手続が完了していても、事業内容別に追加の許認可取得手続が必要となっていた。

2020 年 11 月に制定されたオムニバス法では、更なる投資手続きの簡素化を図り、各企業が横一線で取得する許認可ベースからリスクベースへ変更することが定められた。従来の許認可ベースでは、事業内容や業種を問わず全事業において操業するために必要な許認可取得が横一線で義務付けられていたため、煩雑な手続や確認・プロセスに長い時間がかかっていた。それに対し、新たに定められたリスクベースでは、事業のリスク度合いにより事業運営において操業を行うために必要最低限な登録手続や許認可取得のみを行い、必要な手続を大幅に簡素化した。さらに、従来は OSS 上での事業基本番号 (NIB) の登録手続が完了した後に、事業許可、環境許可、営業許可などの取得が必要だった手続が、オムニバス法により OSS 上での NIB 登録のみ手続を行えば操業が開始できるようになった。

(3) 保税地域 (Bonded Zone) と自由貿易地域 (FTZ: Free Trade Zone)

保税地域とは輸出加工区のこと。保税地域内の企業に対しては製造設備や原材料などの輸入関税、付加価値税などの諸税が免除される。また、前年の輸出など実績額の 50% を上限に、正規の輸入手続を経た上で国内向け販売を行うことも認められている。

自由貿易地域とは国が自ら指定して開発した保税地域のことで、制度上の扱いは通常の保税地域と変わらない。2022年12月時点では、シンガポール対岸にある Batam 島、Pintan 島、Karimun 島が自由貿易地域の指定を受けており、それぞれに監督庁が設置されている。日系を含む輸出向け製造企業が多数進出している。

(4) 特定の投資、特定業種・地域に対する優遇

タックスホリデー（税減免）として、パイオニア産業 18 分野（基礎金属・石油ガス・無機基礎化学など）に対する 1,000 億ルピア以上の投資に 50~100%の法人税減免が定められている。

また、タックスアローワンス（税控除）として、全国統一 1666 分野と特定地域の 17 分野については、投資額の一部の課税所得控除、減価償却期間の短縮といった法人所得税上の便宜が供与される。

(5) 経済特区（SEZ）及び経済統合開発地域（KAPET）

インドネシアは首都圏への集中是正と地方の経済発展を謳い、首都圏外の産業発展のために経済特区（Special Economic Zone : SEZ）をテコに地方開発を促進している。税制特典の付与はあくまでも既存のタックスホリデー（税減免）、タックスアローアンス（税控除）制度をベースに行われるが、非税制面では外国投資ネガティブリスト規定が適用されないという大きな特徴がある。このため、SEZ 内への投資は、認可次第で全業種において外資 100%出資が可能となる。

また、経済統合開発地域（Integrated Economic Development Zone : KAPET）への進出企業は、保税地区と同等レベルの税制面の優遇を受けることができ、機械設備の耐用年数を短縮できる、加速度償却が認められている。

第7章 主要関連法規

1. 会社法

会社法（株式会社に関する法律 2007 年 40 号）は、会社の形態、ガバナンス、組織再編などについて定めている。インドネシアでは、独立後もオランダの会社法制が適用されていたが、1995 年に独自の会社法が制定された。更に 2007 年に新たな会社法が制定され、1995 年制定の会社法は廃止された。2007 年の会社法では、取締役やコミサリスの責任などコーポレートガバナンスに関する規定の改正のほか、株式取得に伴う支配権の移転や会社分割などの組織再編に関する規定も改定されている。また、天然資源に関する事業を営む会社については、環境や社会に関する責任も新たに課されることになった。

オムニバス法によって、2007 年制定の会社法の一部が改正された。零細・小規模企業の設立の促進に向けられたものであり、零細・小規模企業にはあたらぬ日本企業に与える影響は小さいという声も聞かれる。

2. 投資法

投資法（2007 年制定）は外国投資や内国投資に関わる諸事項に対して施行されていた個別の政令、大統領令、大臣令（各省）、投資調整庁長官令などに代わるものとして 2007 年に制定された。外国投資と内国投資を含む投資全体を包含しており、インドネシア共和国域内の全ての産業分野への投資に対して適用される。税制、入国管理、輸入許可などに関する投資インセンティブを定めるほか、国内投資家と外国投資家に同等の待遇を与えること、投資に関する政策担当機関の明確化など投資に関する基本的事項を定めている。税制に関する投資インセンティブについては、特定業種・地域に関する税額控除やパイオニア産業の新規進出に関する法人税減免（タックスホリデー）を内容とする法令が制定されている。この大枠は、オムニバス法による投資法の改正後も変更はない。

オムニバス法によって改正された内容を大きく分けると、投資禁止業種・投資制限業種に関するものと、零細・中小企業の保護に関するものである。旧投資法では、「投資禁止業種または投資制限業種を除き、全ての事業分野への投資が開放されている」と規定され、下位法である大統領令によって禁止・制限業種のリスト、いわゆる「投資ネガティブリスト」が定められていた。今回の改正によって、「投資禁止業種と、中央政府のみが行うことができる活動を除き、全ての事業分野への投資が開放されなければならない」と規定され、投資禁止業種の数に大幅に減少した。また、禁止・制限業種のリストではなく、新たに大統領令に基づく「投資プライオリティリスト」が導入された点も新しい。なお、投資インセンティブの詳細については、「第 9 章 主要投資インセンティブ」参照。

3. ポジティブリスト

2021年以前において、ネガティブリスト（2016年大統領令第44号）が投資法に基づく大統領令において定められ、インドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに外国投資が制限される事業と、その制限態様の詳細が定められていた。ネガティブリストに掲載されている事業については、外国人が自由に投資することができなかった。オムニバス法が施行されたことにより、従前のネガティブリストは、優先業種リストや投資が開放されている業種を規定する大統領令2021年10号（ポジティブリスト）に取って代わられた。

外資規制の詳細は、「第10章 外資規制業種」参照。

4. 税法

国税通則法、所得税法、付加価値税・奢侈品販売税法、印紙税法など税務に関する法規や通達などが多数制定されている。内容の詳細については、「第12章 税制」参照。

5. 外国通貨に関する各法令

インドネシアの法定通貨であるインドネシア・ルピアの減価が経済に悪影響を与えることを回避するため、インドネシア中央銀行（BI）は、2014年にインドネシア国外の当事者に対して外貨建て債務を負う銀行以外の者に対して、ヘッジ義務や格付け取得義務などを課す規則を制定している（詳細は「第18章 資金調達」参照）。更に2015年、BIはインドネシア国内の取引について、原則としてインドネシア・ルピアを利用することを定める規則や裏付取引のないスポットでの外貨購入につき限度額を1ヵ月あたり25,000米ドルに引き下げる規制も導入している。

6. 農業基本法

農業基本法（通称：土地基本法、1960年制定）は森林以外の土地に関する基本法であり、土地に関する権利や登記などについて定めている。この法律に基づき、土地に関する多数の政令、大統領令などが定められているが、1997年に政令第24号で土地権利確定手続の簡素化が図られた。インドネシアの土地所有権は、インドネシア国民やインドネシア政府が指定した法人にのみ認められている。外資系を含むインドネシアの株式会社については、これに代わるものとして、建設権（HGB：期間30年、延長可能）、あるいは利用権（HP：期間25年、延長可能）が認められており、これらの権利を得た上で、特定の土地で操業することができる。

7. 労働に関する法律

インドネシアでは、1990年代後半から労働関連法の整備が進められており、1997年に改正労働法が制定された。しかし、労使双方からの反対により施行が凍結され、2002年に廃止された。これに代わる法律として2003年に労働に関する法律が制定された。労働に関する法律は、就業規定、年少労働者の保護、労働時間・休暇、賃金、時間外労働、解雇補償金などを定めている。

インドネシアの労働法は、労働者保護に手厚いと考えられる中、2020年に制定されたオムニバス法により、全体的には使用者寄りの改正が行われたといえる。雇用主寄りに改正することで、外国企業の誘致も含め、インドネシア国内で企業の設立・事業継続を促進し、結果的に、雇用の創出、つまり、労働者の雇用確保につなげることが今回の改正の狙いとされている。

8. 労使紛争解決法

労使紛争解決法（2004年制定）は、労使関係の紛争、従業員解雇、労働組合間の紛争などの解決手続を定めている。係る紛争の解決手段として、調停、和解、仲裁、特別裁判所である産業関係裁判所における裁判を定めている。オムニバス法が制定される前は、解雇について労使間の協議がまとまらなかった場合、労働者を解雇するには、原則、労働裁判所の決定を得なければならなかった。労働裁判所の決定を経ずに行われる解雇は無効とされていた。今回の改正によって、この要件が撤廃され、労働者を解雇する際に、労働裁判所の決定は不要になった。

もっとも、今回の改正以前から、労働裁判所の決定を経ずに解雇が行われることはあった。労働者による労働裁判所への訴訟提起の期限が、解雇日から1年以内に制限されていることや、労使紛争が解決されるまでの使用者の賃金支払義務の上限が6ヵ月分とされていることなどを念頭に置いた対応であったと考えられる。

9. 汚職撲滅法

汚職撲滅法（1999年制定、2001年、2019年改定）は、贈収賄に加えて、公務員による職権濫用や国営財産の毀損などに対して、重い刑罰を科すことでこれらの違法行為の抑止を図っている。インドネシアでは公務員の汚職が絶えないものの、汚職撲滅委員会が積極的に同法に基づく贈収賄の摘発を行っている。

10. 日・インドネシア経済連携協定

日本とインドネシアの両国政府は、2007年に物品やサービスの貿易の自由化と円滑化、投資の保護、自然人の移動、エネルギー・鉱物資源分野における投資環境の整備、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大などについて日・インドネシア経済連携協定を締結し、2008年7月1日に発効した。日・インドネシア経済連携協定の発効により、物品の貿易に関して両国間の往復貿易額の約97%（日本からの輸出額の約99%、インドネシアからの輸入額の約94%）の関税がこの協定の発効から10年以内に撤廃された。日・インドネシア経済連携協定の詳細については、「第5章 日伊経済関係」参照。

第8章 投資形態

1. 進出形態

外国企業がインドネシアへ投資する事業形態としては、①駐在員事務所の設立、②現地法人の設立、の2つに限られる。金融機関などの一部業種を除き、支店での進出は認められていない。また、駐在員事務所は、建設駐在員事務所以外は営業活動が禁止されていることや投資優遇措置が限定されることから、外資企業による進出の多くは現地法人の設立である。

内資 100%でない限り、現地法人は、外国投資企業（PMA：Penanaman Modal Asing）に分類され、株式会社（Perseroan Terbatas：PT.）であることが必要となる。

2. インドネシアの会社形態

外資により設立される現地法人は、株式会社（PT.）であることが義務付けられる。

株式会社の機関としては、株主総会が最高意思決定機関として会社の重要事項の決定を行う。定款で別途定めない限り、株主総会の定足数と議決可決のために必要な割合は次の通りである。なお、議決権の計算は、株主総会で投票された議決権数を基準として計算される。また、株主総会の定足数が満たされなかった場合、株式会社は、2回目の株主総会を開催することができる。この場合、定款において別途定めていない限り、定足数が当初の割合よりも引き下げられる。

図表 8-1 株主総会の定足数と議決可決に必要な割合

	定足数	議決権	決議事項
普通決議	過半数	過半数	取締役およびコミサリスの選任および解任、年次報告書の承認、配当決議、授權資本の変更を伴わない増資
特別決議	3分の2超	3分の2超	定款変更、授權資本増額、減資
特殊決議	4分の3超	4分の3超	合併、買収、解散、会社分割

（出所）西村あさひ法律事務所作成

株主総会の招集は、通常取締役会が決定するが、1人または他の株主と共同で議決権を有する株式総数の10分の1以上を保有する株主及びコミサリス会が株主総会の招集を要請した場合にも開催される。株主総会の招集が決定された場合、取締役会は、株主総会の開催日から14日以上前に、書留郵便または新聞公告により、株主に対して株主総会の日時、場所、議題を通知する。株主全員の同意がある場合、株主総会の決議を書面決議で行うことも可能であり、この場合招集通知は省略される。

株式会社の業務執行に関する決定は、取締役会が行う。取締役が2名以上いる場合、定款で別途定めない限り、各取締役が株式会社を代表する権限を有する。

株式会社には、取締役会による会社経営を監督するために、コミサリス会という機関が設けられる。コミサリス会の具体的な権限は定款で定めることができる。コミサリスは、日本の監査役に類似しているが、定款で別途定めない限り、株主総会で委任を受けた場合の取締役の報酬決定権限や中間配当への同意権など、日本の監査役よりも大きな権限を有している。定款に規定がない場合のコミサリスの権限は以下の通りである。

- ・ 株主総会決議により、取締役の報酬を決定
- ・ 取締役の全員が会社の利益と対立する場合に会社を代表
- ・ 取締役の業務執行の一時停止
- ・ 年次報告書への署名
- ・ 期中の配当の承認
- ・ 株主総会の開催請求
- ・ 会社が作成する合併計画などの承認
- ・ 株主総会に会社の解散議案を提案
- ・ 株主総会からの授権により増資を承認

3. 会社再編・清算

(1) 会社再編

インドネシアにおける会社再編の手法としては、以下のものがある。

図表 8-2 会社再編の手法

会社再編の手法	意義
買収 (Pengambilalihan)	支配権の移転が生じる株式の取得。株主からの既発行株式の取得と対象会社からの新株発行の引受の双方が含まれる(会社法125条1項)。
事業譲渡	会社の行う事業に属する資産及び負債の全部又は一部を他の会社に個別に移転する行為。
合併 (Penggabungan)、 統合 (Peleburan)	消滅会社の資産及び負債の全てを他の会社に承継させる行為。合併当事会社の一社が存続する吸収合併と合併当事会社全てが消滅し新たに会社が設立される新設合併の双方が可能である。
会社分割 (Pemisahan)	会社の行う事業の全部又は一部を他の会社に承継させる行為。会社分割の結果新会社が設立される新設分割と既存の会社に事業を承継させる吸収分割の双方が含まれる。

(出所) 西村あさひ法律事務所作成

上記のうち、実務上は会社再編の手法として買収と事業譲渡が利用されている。

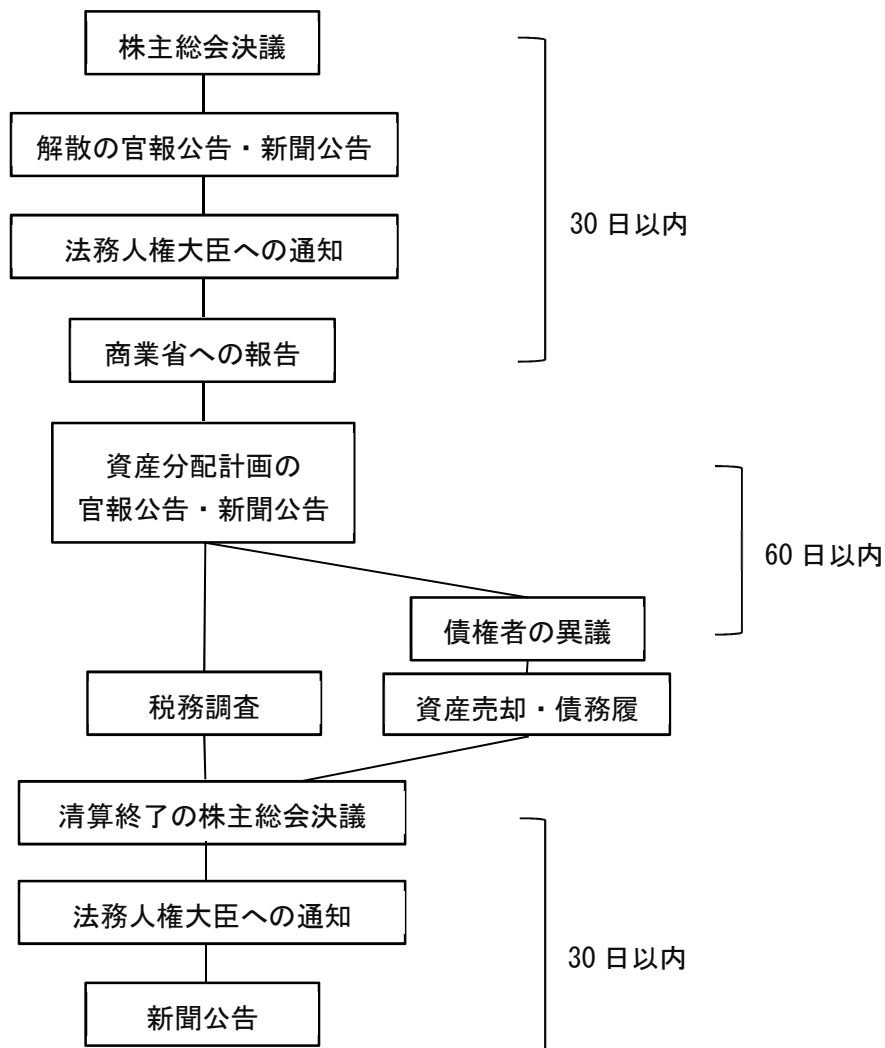
会社分割については、上述のように会社法に規定が設けられている。しかし、会社法で、会社分割に関する具体的な手続などは別途制定する規則により定めると規定されているが、この規則は未だ制定されておらず、会社分割には法的に不明確な点が多く残されたままとなっている。このため、実務上は会社再編の手法として利用されていない。

なお、株式交換や株式移転に相当する一定の手続を経た上で、株主が保有する株式を強制的に譲渡させる制度は、インドネシアには存在しない。

(2) 会社清算

会社は、株主総会の特別決議により解散する。会社が解散した場合、会社は清算人または管財人により清算手続に入る。清算手続の概要は以下の通りである。

図表 8-3 清算のフロー



(出所) 西村あさひ法律事務所作成

①清算時の税務問題

会社清算が完了すると、未払いの租税債務があったとしても、税務当局が租税債務を履行させることが実際上困難となる。そのため会社の清算時には執拗な税務調査が行われることが多く、清算手続の完了までに長期間を要することがある。また、この税務調査は過年度に遡って行われるので、多額の追徴課税が行われる可能性もある。

②会社再編時の従業員への退職金支払い

会社再編に反対する従業員は、会社を退職することができる。この場合、対象会社は通常の退職金よりも高額な退職金を支払う必要がある。従業員が多数にのぼる製造業などの場合、退職金の負担が多額になり得ることに留意が必要となる。

③清算時の従業員の解雇

会社が解散する場合、使用者は従業員を解雇することができる。この場合、使用者は従業員に対して退職金を支払う必要があるが、事業終了の理由が二年連続で損失を計上したことまたは不可抗力である場合に支払われるべき退職金の額は、それ以外の合理化により事業を終了する場合に比べると低額とされている。

従業員を解雇する場合、原則として労働裁判所の承認を得る必要があり、事業の終了に伴う解雇の場合も原則として労働裁判所の決定を得る必要がある。もっとも、実務上、係る決定を回避するために、以下の方法がとられることが多い。

- (i) 使用者と従業員との間で雇用関係の終了に関する合意書 (Joint Agreement) を作成して労働裁判所に登録する方法。なお、登録に際して、裁判所による承認は必要としない。
- (ii) 交渉を行い従業員から退職届を提出させる方法 (自主退職)。この場合、労働裁判所からの承認取得や登録の手続は不要となる。

第9章 主要投資インセンティブ

インドネシアにおける優遇施策の主な所管官庁は投資調整庁と財務省である。主な優遇制度は以下の通りである。

1. 奨励事業

インドネシア政府は、2020年11月2日に2020年第11号雇用創出法（オムニバス法）を制定した。オムニバス法は、これまでの投資やビジネスに関連する様々な法令を見直し、手続を簡素化することによりインドネシア国内外からの投資誘致や新規事業を促し、更なる雇用創出をさせることを主な目的としている。

投資、労働などを含む11分野が改定の対象であり、そのオムニバス法において、新たな投資奨励事業及び各種優遇措置が定められている。奨励事業の対象として、次の条件を1つでも満たす事業を奨励するとされている。大きくはインドネシアの全ての地域にて対象となる特定の事業分野と特定の地域内に限り優遇措置の対象となる事業分野に区分できる。

図表 9-1 奨励事業の全体像

奨励事業の区分	具体的な事業例
インドネシアの全ての地域において優遇の対象となる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの労働者を雇用 ・ 優先分野に含まれる事業 ・ インフラ開発への投資 ・ 技術移転の実施 ・ 先駆的な事業の実施 ・ 自然環境保護の維持 ・ 研究開発、イノベーションの創出活動 ・ 零細・中小企業または協同組合とパートナーシップを締結して行う事業 ・ 国産の資本財、機械または設備を利用 ・ 観光事業の拡張
特定の地域内に限り優遇の対象となる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辺境地、後進地、境界地域またはその他必要とみなされる地域への投資

（出所）JETRO の情報を基に作成

2. 輸入関税免除

新規事業や事業拡張（30%以上の生産能力の拡張）に係る2年分の生産のための設備機器・部品・原料については、2年間（投資金額の30%以上国産機械を使用する企業の場合は4年間）輸入関税を免除する。関税免除期間は、1年間延長できる。

また、輸入関税免除となる設備機器・部品・原料の条件は、①インドネシア国内で生産されていない物、②インドネシアで生産されているもののスペックが合わない物、または③インドネシアで生産されているものの数量が足りない物でなければならない、となっている。大統領規程 2021 年 10 号（大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された 246 分野が対象となる。

3. タックスアローワンス（法人税優遇措置）

投資優先事業分野に指定された分野のうち 183 分野について、特定の事業分野、特定の地域への既存の投資に対し法人税に関わる優遇措置がある。優遇内容は以下の通りである。

- ① 総投資金額の 30%までの法人税算定の基礎となる課税所得の軽減（各年総投資金額の 5%まで、最長 6 年間）
- ② 減価償却期間の短縮
- ③ 欠損繰越期間の最高 10 年間への延長
- ④ 非居住者に対して支払われる配当に関する法人税を 10%に軽減（該当する租税条約により低い税率が定められている場合には、租税条約における税率が優先される）

4. タックスホリデー（法人税減免措置）

以下の 18 分野のパイオニア産業については、その投資規模に応じて、商業生産を開始してから 5 年から 20 年間、50%から 100%の法人税の減免が認められている。

- ① 金属上流産業（鉄鋼・非鉄鋼）
- ② 石油ガス精製産業
- ③ 石油・天然ガスを利用した有機基礎化学産業
- ④ 農林産物を利用した有機基礎化学産業
- ⑤ 無機基礎化学産業
- ⑥ 医薬品原材料産業
- ⑦ スマートフォン製造産業に統合される通信機器主要部品製造産業
- ⑧ 放射線・エレクトロメディカル・エレクトロセラピー機器製造産業に統合される医療機器主要部品製造産業
- ⑨ コンピュータ製造産業に統合される半導体・その他のコンピュータ主要部品製造産業
- ⑩ 製造機械製造産業に統合されるロボティック部品製造産業
- ⑪ 機械製造業に統合される産業機械主要部品製造産業
- ⑫ 四輪以上の自動車製造産業に統合される機械主要部品製造産業
- ⑬ 造船産業に統合される船舶主要部品製造産業

- ⑭ 鉄道製造産業に統合される鉄道主要部品製造産業
- ⑮ 航空機製造産業に統合される航空機主要部品製造産業
- ⑯ 発電機械産業、ゴミ発電機械産業含む
- ⑰ 経済インフラ
- ⑱ デジタル経済

5. インベストメントアローワンス

大統領規程 2021 年 10 号（大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された分野のうち 45 分野には、労働集約型産業向けの法人税軽減とグロス所得の軽減の便宜が供与される。優遇内容は、商業稼働開始時の税務年度から 6 年間、年 10%のペースで、メインストリームの事業活動に使用される、土地を含む有形固定資産の投資額の 60%までネット所得を軽減する形で法人税軽減措置がある。なお、インドネシア人労働者を少なくとも 300 人雇用することが条件となっている。また、労働訓練、実習、及び／あるいは学習の活動に支出されたコスト総額の最大 200%相当の所得軽減が認められている。

第10章 外資規制業種

1. 外資参入規制

インドネシア大統領による、雇用創出オムニバス法の施行細則の1つとして、投資に関する新たな規制である大統領規程2021年第10号が制定され、2021年3月4日に施行された。これにより、外資の参入禁止分野や参入規制分野が定められていた2016年大統領令第44号（ネガティブリスト）は失効し、外資規制が大幅に緩和された。以前は外資上限67%以上としていた卸売業などが100%解放された。中小企業・協同組合に留保される事業分野及びパートナーシップが義務付けられる事業分野は145業種から89業種に削減され、また、外資比率規制など特定の要件を持つ事業分野は350業種から46業種に大幅に削減された。本章では、大統領規程2021年10号（大統領規程2021年第49号で改訂）に基づく、規制対象となる主な事業分野と規制内容の概要を紹介する。

(1) 外資の参入が禁止される分野

外資の参入が規制される分野は、①外資・内資ともに参入が禁止される分野、②外資の参入が禁止される分野に分かれる。

①外資・内資ともに参入が禁止される分野

人体や環境を害するおそれのある分野をはじめとして、以下の分野が規定されている。（図表10-1）。

図表 10-1 外資・内資ともに投資が不可能な分野の概要

分野	主な対象
農業	特定の麻薬の栽培と製造
海洋・漁業	ワシントン条約で指定された魚類の捕獲
	サンゴの採取や利用、および建材／石灰／カルシウム、水族館、および土産物／装飾に使用する目的での天然サンゴ、ならびに生きたサンゴ礁、天然よりの死んだばかりのサンゴ礁の採取や利用
製造業	アルコール飲料、ワイン飲料、モルト含有飲料の製造
	化学兵器の製造
	工業化学原料とオゾン層破壊原料の製造
国防関連活動	中央政府によってのみ実施されることができ活動（国防・安全にかかわる活動、公共サービスの活動）

（出所）大統領規程2021年第49号より作成

②外資の参入が禁止される分野

外資参入が禁止される分野は、内資の中小企業や協同組合への影響が懸念される 60 業種とされている（図表 10-2）。基準となっているのが、①テクノロジーを使用しない、または簡易なテクノロジーしか使用しない事業活動、②工程がユニーク、労働集約的、かつ伝統的な文化遺産を有する事業活動である。これらの基準のほかに、土地建物を除く資本が 100 億ルピアを超えない事業活動は外国投資には認められない。

図表 10-2 内資の中小企業や協同組合のために留保されている分野

分野	主な対象
農業	米・トウモロコシ・大豆、落花生、グリーンビーンズ等
林業	シナモン等の森林プランテーション事業、ユーカリ、竹事業、養蜂業、ラタン加工一次産業等
製造業	手描きのバティック製造、特定の文化遺産や芸術的価値を有する手工芸産業（刺繍産業、ラタン・竹の編み細工産業等）、家庭用の粘土製品（特に陶磁器）産業、二輪車の修理・メンテナンス産業等
建設事業	電気の供給または利用のための設置に伴う電力設備の検査および試験等
ヘルスケア	プライマリークリニック私立産院、伝統医療ビジネス等
サービス業	ゲストハウス、オフィスサポート、インターネットカフェ等

（出所）大統領規程 2021 年第 49 号より作成

③特定の業種を内資 100%の企業に限定している分野

地理的表示を得たコーヒー加工、バティック（チャップ）、木製建築資材、伝統化粧品、ヒト向け伝統生薬とその原材料、伝統造船、メッカ巡礼旅行代理店、芸能団といった分野も、外資の参入が禁止されている。

(2) 条件付きで外資が参入可能な分野

次に、条件付きで外資が参入可能な分野は、以下のように分けられる。

- ① 内資とのパートナーシップが義務づけられるもの（図表 10-3）
- ② 外資の出資比率が制限されるもの（図表 10-4）
- ③ 特別な条件が課されるもの（図表 10-5）

図表 10-3 内資とのパートナーシップが義務づけられる分野

分野	主な対象
農業	鶏の飼育
林業	年間生産量2000M3以下の製材業等
海洋・漁業	魚の養殖業（海水、汽水、淡水）、水産物加工業、水産物販売・流通業等
製造業	ココナッツ、砂糖、塩、精油、石灰・セメント業、各種部品（釘、ナット、ボルト等）製造業等
建設事業	簡素な技術を利用した橋梁・高架橋の建築やオフィス・産業ビルの建築工事等
商業	郵便およびインターネットを通じた小売り

（出所）大統領規程 2021 年第 49 号より作成

図表 10-4 外資の出資比率が制限される業種

主な対象事業	外資比率 上限
旅客用定期及び不定期国内海上輸送	外資 49%
観光用国内海上輸送	外資 49%
旅客用国内パイオニア海上輸送	外資 49%
貨物用定期及び不定期国内海上輸送	外資 49%
特殊貨物用国内海上輸送	外資 49%
貨物用国内パイオニア海上輸送	外資 49%
伝統的航海による (pelayaran rakyat) 国内海上輸送	外資 49%
貨物用定期及び不定期海外海上輸送	外資 49%
特殊貨物用海外海上輸送	外資 49%
州間一般連絡輸送	外資 49%
州間パイオニア連絡輸送	外資 49%
県/市間一般連絡輸送	外資 49%
県/市間パイオニア連絡輸送	外資 49%
県/市内一般連絡輸送	外資 49%
定期路線による旅客用河川及び湖輸送	外資 49%
不定期路線による旅客用河川及び湖輸送	外資 49%
不定期路線による観光用河川及び湖輸送	外資 49%
一般貨物及び/又は家畜用河川及び湖輸送	外資 49%
特殊貨物用河川及び湖輸送	外資 49%
危険物用河川及び湖輸送	外資 49%
クーリエ活動	外資 49%
定期商用航空輸送	外資は 49% まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
国内不定期商用航空輸送	外資は 49% まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
航空輸送活動	外資は 49% まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
新聞、雑誌、ニュースレターの発行 (プレス)	設立の枠組みにおいては内資 100%、事業追加又は開発の枠組みにおいては (資本市場を通じて) 外資 40% まで
民間放送機関	設立の場合は内資 100%、事業追加又は開発の場合は外資 20% まで
サブスクリプション放送機関	設立の場合は内資 100%、事業追加又は開発の場合は外資 20% まで

(出所) 大統領規程 2021 年第 49 号より作成

図表 10-5 特別な条件が課される業種

主な対象事業	必要な条件
主要設備産業： ・ 武器・弾薬産業 ・ 戦車産業 ・ 武装システム用防衛レーダー産業 ・ 戦艦産業 ・ 軍用機産業	外資 49%まで、又は 戦略的利害がある場合、防衛 大臣の承認に基づき外資が 49%を超えることが可能

(出所) 統領規程 2021 年第 49 号より作成

2. 現地調達比率規制

2018 年から政令 2018 年第 29 号の下、国産品優先 (P3DN) 政策が実施されている。インドネシア産の原材料・部品の利用を積極的に促進することで、産業の競争力強化を狙った政策である。これまでもインドネシア政府は現地調達率の引き上げに関して、政府調達などを対象に規定の制定や規制を課すことを行ってきたが、2018 年にはロードマップを示し、国産品の購入・使用を推進し、インドネシア製造業の成長と投資家利益の双方を図ることを目的とした「国産品優先政策」を本格的に開始した。政令で政府調達品は、現地調達率 40%以上の製品である「国産品」の使用を義務化した他、特定の商品の国産化率が定められている。これまでに、携帯電話、太陽光発電関連機器、バッテリー電気自動車などで、個別商品ごとに国産化率の算出規定が定められている。

図表 10-6 現地調達比率の向上に係る義務など

区分	現地調達比率に係る義務
政府調達品	中央政府、地方政府及び国営・公営企業（例：国立病院、国営企業の PLN、プルタミナ）などの公共事業体による購入・調達の場合は、国産化比率と会社貢献比重の合計が 40%以上と義務付けられている。具体的には以下が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外のローンまたは無償支援を含め、国家予算、地方予算を財源とする物品・サービス調達 ・ 資金調達が国家予算または地方予算に由来する事業 ・ 中央政府及び／または地方政府と事業体との協力を通じて実施される工事 ・ 国家が占有する資源の事業化
工業省が定める特定の商品	携帯電話、太陽光発電関連機器、バッテリー電気自動車などが対象であり、個別商品ごとに国産化率が定められている。
輸入品	一般的な規制はないが、輸入が必要である理由・国際代替品の有無・国産化に切り換える予定の有無を確認され、回答内容によっては許可される輸入量や許可期間が削減されるケースがある。

(出所) JETRO より作成

第11章 許認可・進出手続・組織再編・M&A

1. 株式会社の設立手続と必要書類

インドネシアに進出し操業を開始するまでの通常の手続として、従前は OSS (Online Single Submission - 事業許認可電子サービス) のオンラインシステムにて、NIB (事業者番号) と事業許可が自動的に発行されてはいたものの、許可条件が実現するまで事業許可は下りず、手続や基準が不透明で、監視の標準化・適正化ができていないという声が聞かれた。2020年11月に施行された「雇用創出オムニバス法」によって、リスクベースの事業許可制度が導入され、KBLI と呼ばれる5桁の事業分類コードごとに各事業のリスクを低・中の低・中の高・高の4段階に分けた上で、事業許可が必要とされるものは高リスクに分類される事業に限定された。それ以外はNIBの取得及びスタンダード証明書だけで事業許可は不要になった。また、OSSのオンライン上で完結できる事業分野も増加した。手続の簡素化により、全体のプロセスが随分と短縮化され分かりやすくなった。

(1) 会社の設立登記

まず、登記前には以下の準備を行う必要がある。

- a. 会社名を決定
- b. 公証人の下で定款を作成
- c. 会社が入居するオフィスビル管理会社などから会社が所在する旨の証明書を取得
- d. 納税番号 (NPWP) を税務署から取得
- e. 銀行口座の開設 (資本金の払込。銀行から資本金払込証明を取得)

そして、公証人が法務人権省一般法務総局 (AHU) のオンライン・システム (SABH) を通じて会社設立登記を行うこととなっているが、会社設立が認められると同時に NPWP の番号も割り振られるシステムになっているため、NPWP 取得の前に、会社設立の登記を行うこともある。

(2) NIB の取得

外国資本企業は、事業ライセンスを取得する上で、OSS システムに登録を行った上、事業者基本番号 (通称 NIB) を取得しなければならない。NIB 取得のために必要な書類は以下の通り。

図表 11-1 税務当局への提出書類（事業者基本番号取得時）

資料	注釈
定款及び法務人權省の承認書	—
株式会社の担当者の身分証明書	担当者は株式会社の取締役であることが多い。
株式会社の納税者番号	—
その他 OSS システムにより求められる書類	—

（出所）各種資料より作成

NIB は、従来別々に取得されてきた輸入業者認定番号（API）、通関アクセス権、国家社会保障への登録、最初の労務報告としても機能するため、一部の事業を除き、これらの別途取得は不要である。

（3）事業ライセンスの取得

NIB が発行される際、事業活動の内容により OSS システムが、該当事業活動のリスクレベルを判定する。このリスクレベルにより、取得すべき事業許認可が異なる。リスクレベルは、低、中の低、中の高、高リスクの 4 段階に分けられる。

リスクレベル低は NIB の取得のみで 事業運営が可能となる。なお、同じ KBLI 番号であったとしても、企業規模によりリスクレベルが異なってくる。一律に大事業とみなされる外国投資企業の多くが該当することが予想される中の高リスクレベルでは基準認証、高リスクレベルは許可が必要となる。

（4）銀行口座開設及び資本金入金

外国投資の資本金などに係る規制は「インドネシア投資調整庁長官規程 2018 年第 6 号」に定められている。当該規程第 6 条 3 項及び 4 項によると、外国投資は製造業や非製造業の区別なく、支払資本金が 100 億ルピア以上（約 8,500 万円）、さらに土地建物を除く投資額の合計が 100 億ルピア（約 8,500 万円）超を満たす必要がある。また、各株主の出資金額は、1,000 万ルピア（約 8 万 5,000 円）以上としなくてはならない。

（5）関連許認可の取得

事業内容に応じて、以下のような関連ライセンスの取得が必要になってくる。

1. 土地を取得する予定である場合、立地許可（Izin Lokasi）を取得する。
2. 建物または工場を建設する必要がある場合、建物建築承認（通称 PGB）を取得する。
3. 建物または工場を使用するにあたっては、建物機能適正認証（通称 SLF）を取得する。
4. 事業内容に応じて、環境許可（Izin Lingkungan）を取得する。

- i. 環境に与える影響の大きさに応じて、環境影響査定（Analisis Mengenai Dampak Lingkungan、通称 AMDAL）または環境管理監督活動（Upaya Pemantauan Lingkungan dan Upaya Pengelolaan Lingkungan、通称 UKL-UPL）を、それぞれ実施する。
- ii. 環境に与える影響がない場合には、環境管理証明レターを当局に提出する。

上記の内容は、事業を行う各地方の地方政府によって修正される可能性がある点に留意すべきである。外国資本企業は、上記の補助ライセンスの取得を完了し、事業許可が効力発生した後で、事業を開始することができる。

2. 組織再編・M&A

(1) 組織再編・M&A の概要

インドネシアにおける M&A の手法としては、買収、事業譲渡、合併、会社分割があるが、実務上の利用頻度が高いのは、買収と事業譲渡である。

合併は、会社法上は可能であるが、日本企業による買収ではあまり利用されていない。会社分割については、会社法に規定が設けられているものの、具体的な手続などを定める規則が未だ制定されておらず、実務上は M&A の手法として利用できない。

なお、株式交換や株式移転に相当する一定の手続を経た上で、株主が保有する株式を強制的に譲渡させる制度は、インドネシアには存在しない。

(2) 買収

インドネシアの会社法では、支配権の移転が生じるような株式の取得は「買収」として、合併などと同じ組織再編行為の一種として扱われ、特別な手続きが要求されている。

買収に該当した場合には一定の手続が必要となるが、どのような場合が支配権の移転に該当するかは明確ではない。会社法には「支配権」の定義は設けられていない。少なくとも過半数の株式を新たに取得することは支配権の移転に該当するということは明確であるが、50%以下の株式しか有していない株主であっても、株主間契約などにおいて取締役の指名権などを有している場合には、支配権を有しているとみなされる可能性がある。買収に該当するにもかかわらず、会社法が定める必要な手続を取らなかった場合、株式取得は無効となり、いつでも、誰でも無効を主張することができる。

買収に該当するかどうかは支配権の移転の有無で判断されるため、グループ会社間で株式を移転する場合には、支配権の移転はなく買収に該当しないと解釈することは可能である。ただし、支配権の移転の有無は、対象となっているインドネシア法人の直接の株主レベルで判断するとの考え方もあり、最終的に支配権を保有している法人に変更がない場合であっても買収に該当する可能性もあることに留意する必要がある。

なお、買収に反対する従業員は、会社を退職することができる。この場合、労働法上、対象会社は、通常の退職金よりも高額な退職金を支払う必要がある。

図表 11-2 買収の主な手続

手続	概要
株式譲渡契約締結	買収者と譲渡者との間における株式譲渡契約を締結する。
債権者に対する公告	買収を承認する株主総会開催日の 30 日以上前に、対象会社は、インドネシアの日刊新聞紙で買収を行う旨の公告を行う。この 30 日という期間は短縮することができない。
従業員への通知	買収を承認する株主総会開催日の 30 日以上前に、対象会社は、対象会社の従業員に対して買収が行われる旨の通知を行う。この 30 日という期間は短縮することができない。
株主総会決議	対象会社は、買収の承認に関する株主総会を開催し、対象会社の株主がこれを承認する。
公正証書の作成	買収者と譲渡者との間で株式譲渡に関する公正証書を作成し、公証人がこれを公証する。
法務人権省への株主変更の通知	対象会社は、公証人を通じて、法務人権省に株主変更が行われた旨を通知する。
OSS システムの更新	対象会社は、公証人を通じて、OSS システムにおける会社の株主情報その他のアップデートを行う。
買収結果の公告	対象会社は、買収の効力が生じた日から 30 日以内に、買収が完了した旨の公告をインドネシアの日刊新聞紙にて行う。

(出所) 各種資料より作成

(3) 事業譲渡

会社法上、事業譲渡については規定されていない。そのため、事業譲渡の手続は法定されておらず、買収の場合よりも自由にスケジュールを決定することができる。

事業譲渡に際しては、日本における事業譲渡の場合と同様に、資産、負債、契約、従業員などを個別に譲受会社に承継させる手続を履行する必要がある。資産の中では不動産の承継に費用と時間がかかることに注意する必要がある。また、譲渡会社が保有していた許認可も、原則として譲受会社で新たに取得する必要がある。従業員の承継に関しては、買収と同様の問題がある。すなわち労働法上、事業譲渡は、買収と同様に「所有権の移転」に該当すると解されるため、事業譲渡に際して退職する従業員に対しても、買収の場合と同額の退職金を支払う必要があると解される。

(4) 合併

日本企業による M&A において合併を利用する機会は限られているが、既にインドネシアに現地法人や子会社が存在する場合には、合併が選択肢に入り得る。しかしながら、合併の場合、対象会社が負担している偶発債務を全て承継することになるため、合併を選択することには慎重になるべきと考えられる。

合併に際しても、債権者保護手続や従業員通知など、買収の場合とほぼ同様の手続を履行する必要がある。また、従業員が合併に際して退職する場合、退職する従業員に対しては、通常の退職金よりも高額な退職金を支払う必要がある。

3. その他の手続

(1) 資本財（設備・機械）、原材料の輸入関税免除申請

生産設備などの資本財、及び当初の生産に必要な原材料・物品の輸入に係る関税の免除便宜を申請することができる。対象分野は計 246 分野であり、OSS システムを通じて申請を行う。

(2) 外国人労働者雇用許可の取得

外国資本企業は、原則としてインドネシア人労働者を雇用する義務があり、インドネシア人では遂行できない管理職や専門職に限り、外国人の雇用が認められている（人事担当責任者を除く）。これは、インドネシアの駐在員に関わる規制でもある。

外国資本企業が外国人を雇用するに際して、外国人雇用計画書（RPTKA）の取得が必要となる。RPTKA は、外国人駐在員が入管当局から取得する滞在許可の根拠書類となる。承認手続及び必要書類の概要を記す。

【外国人雇用計画書（RPTKA）の承認】

- ・外国資本企業は、まず外国人雇用計画書に以下のものを添付して、労働省にオンラインで提出する必要がある。
 - ①外国資本企業と駐在員との間の雇用契約のドラフト
 - ②インドネシア人見習いの任命状及び見習いプログラム計画
 - ③インドネシア人労働者の職業訓練実施に関する書面
 - ④事業許可
 - ⑤NPWP
 - ⑥労働報告
 - ⑦会社組織表
- ・RPTKA は、書類が労働省に正しく受理されてから、遅くとも 2 営業日以内に承認される。

第12章 税制

インドネシアの税体系は、国税と地方税に大別される。主な国税は法人所得税、個人所得税、付加価値税、奢侈品販売税、印紙税などで、主な地方税には土地建物税、自動車税、ホテル・レストラン税などがある。国税一般の徴収や申告は国税通則法で規定されており、各税目に関してそれぞれに法律とその細則となる政令及び関連大臣令が發布されている。

国税の納税方式は申告納税制度に基づくが、地方税の納税方式は税目により異なる。また、課税年度は通常は暦年が採用されるが、事業年度が暦年と異なる場合は暦年でなくても良い。

1. 法人所得税

法人所得税率は、原則 22%である。居住者としての課税対象者は、インドネシアで設立登記された法人や、外国法人でインドネシア国内に保有する駐在員事務所などの「恒久的施設」を通じて事業を実施する法人である。また、インドネシアでは事業を営まないが同国源泉の所得を得ている非居住法人にも、支払時の源泉徴収を通じて課税が行われる。

課税所得は、所定の益金、損金の総額を計算し、益金総額から損金総額を差し引いて算出する（図表 12-1）。預金利子所得、上場株式の売却金額、不動産賃貸料など源泉分離課税の対象になるものについては、受取側の益金には算入しない（図表 12-2）。また、配当や権利使用料、各種サービスの対価は源泉徴収税の対象となり、確定申告上の調整が必要となる。これらは支払側が所定の税率にて源泉徴収し、原則として翌月の 10 日までに納付しなければならない（図表 12-3）。

また、物品の輸入にあたっては、一般的に CIF 価格の 2.5~10%の範囲で「輸入前払税」を納付する必要がある。この金額は法人税の前払いと見なされ、上記源泉徴収税と合わせて確定申告時に調整することとなる。

図表 12-1 損金と益金の主な例

益金の例	損金の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収益 ・ 事業/資産譲渡益 ・ 受取利息 ・ 権利使用料収入 ・ 賃貸料収入 ・ 為替差益 ・ 保険料収入 ・ 配当金収入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料購入費 ・ 給与、賞与、諸手当の支払い ・ 借入利子 ・ 賃借料、ロイヤリティの支払い ・ 交通費、旅費 ・ 支払保険料 ・ 減価償却費 ・ 研修、実習費用 ・ 為替差損 ・ インドネシアで実施する研究開発の費用 ・ 一定の条件を満たす回収不能の債権

（注） 源泉分離課税（最終課税）の対象となるものを除く

（出所） 所得税法（2008 年法律第 36 号）第 4 条、第 6 条より作成

図表 12-2 源泉分離課税の対象となる主な収益項目と課税率

源泉分離課税（最終課税）	税率（%）
上場株式売却収入（取引価額に対して）	0.1
預金金利	20
債券金利	15
建設施工・計画・監督料	2~6
土地・建物賃貸料	10
土地・建物権利譲渡収入	2.5
国際海運・空運	2.64

（出所）所得税法（2008 年法律第 36 号）第 4 条より作成

図表 12-3 源泉徴収税の対象となる主な支払い項目と課税率

源泉徴収税（総合課税対象）	税率（%）	
	居住者向け	非居住者向け
借入利子	15	20
配当		
権利使用料		
賞金、表彰金		
賃借料（土地・建物を除く）		
各種サービス（全62種）への対価	2	

（注 1）非居住者向けについては、二国間租税条約が存在する場合、軽減税率の適用が可能な場合がある。

（注 2）居住者の事業法人（PT）などが関係会社の居住者法人から受領する配当は、①配当を行う会社の払込済資本の 25%を所有すること、②配当が剰余金から払われることの 2 点を満たした場合に法人税が免除される。

（出所）所得税法（2008 年法律第 36 号）第 23 条、第 26 条より作成

通常の事業経費や減価償却費は損金への算入が認められる。贈与や寄付、現物支給などは損金へ算入する条件が存在する。借入に係る支払利子は損金に算入されるが、負債資本比率の上限が 4:1 と定められており、資本の部の金額の 4 倍を超えた債務から生じる支払利子は損金算入が認められない。また、貸倒引当金（銀行・金融リース会社を除く）、退職給付引当金、固定資産やのれんの減損損失、棚卸資産評価損など、会計上要求される見積もり評価については、税務上、損金算入ができない。交際費については、日付、場所、氏名、職位などを確定申告時に添付することを条件に損金算入可能となっている。

なお、本社からの資産購入や役務提供に係る対価の支払、本社からの借入金の利息支払などの損金は、市場価格と大幅な乖離がある場合、後に税務調査を受ける際に問題となる可能性が高いので注意を要する。その他、資産の譲渡、役務の提供などに係る益金についても同様の考え方が適用される。有形固定資産は、定められた分類（耐用年数 4、8、16、20 年）に基づき、定率法または定額法を適用し償却することが求められる。各分類に含まれる品目の詳細は、財務省令にて示されている。なお、建物については 10 年または 20 年の定額法で償却する（図表 12-4）。

図表 12-4 有形固定資産の減価償却

分類	耐用年数（年）	定率法	定額法	対象資産（例）
第1分類	4	50%	25%	コンピュータ、オフィス機器、キッチン器具、手工具等
第2分類	8	25%	12.50%	金属製家具、自動車、コンテナ、建設機械、倉庫・通信設備等
第3分類	16	12.50%	6.25%	採掘用機械（石油・天然ガス以外）、工業用の機械、重機器等、他の分類に含まれていないその他の資産
第4分類	20	10%	5%	機関車、鉄道車両、船舶、建設用重機械等
建物類	10		10%	非常設建物
	20		5%	常設建物

（出所）財務省令（2009年）より作成

インドネシアの納税については、前年度実績に基づき「予納」しなければならない。具体的には、課税対象者は、前年度に実際に支払った所得税額を毎月（12回）に分けて納付する。納付期限は毎月15日で、申告期限は毎月20日である。納付遅延に対しては月利2%の遅延利息が課されるので注意が必要である。

年度確定申告は決算日から4ヵ月目の末日までに行う必要がある。確定税額が納付済みの税額を上回る場合には、不足分となる差額を申告時に納付しなければならない。一方、逆の場合（確定税額が納付済み税額を下回る）には、翌年度の納税分と相殺することはできず、還付申請を行う必要がある。還付申請をすると、税務担当官による税務調査が終了した後に還付となるため、還付には相応の時間（最長12ヵ月）を要する。また、現地企業へのヒアリングによると、税務担当官との見解の相違などから、還付手続がスムーズに進まないケースも多いようである。

税務上の欠損金については翌5事業年度に限り繰り越すことが認められており、当該期間の課税所得と相殺することができる。ただし、欠損金の繰戻しは認められない。

年次決算を経て、法人税などが過払いとなった場合、過払い税の還付請求が可能である。ただし、還付手続を実施する際は、税務調査を経る必要があり、この手続きが企業にとって大きな負担となっている。インドネシアの特徴として、輸入の都度、法人税を前払する制度がある。輸入量が多い場合は還付のポジションとなるケースが多く、長い時間と労力を要する税務調査を経る必要が出てくる。税務調査から係争に持ち込んだ場合には一般的に4～5年程かかるといわれており、この間に必要となってくるコンサルタント費用や管理費用も軽視できない額となる。なお、10億ルピア以下の還付請求の場合は、税務調査を経ない暫定還付の対象である。

年間売上額が500億ルピア以下の小企業については、48億ルピアまでの売上に比例する課税所得に対しては税率が半減される。年間売上額が48億ルピア以下の企業については、売上に対して0.5%の最終課税（源泉分離課税）が行われる。政府が「パイオニア産業」として定める業種については、投資規模に応じて法人税の減免が認められている（「第9章 主要投資インセンティブ」参照）。

なお、2022年以後は20%に引き下げられる予定であったが、2021年10月29日に公布された改正税制により、2022年以降も引き続き22%が維持されることとなった。

ひとくちメモ 2： 税務裁判での勝率は意外と高い

税務に悩むインドネシア進出済み日系企業は多いようである。日系企業へのヒアリングでは、「対応にコストがかかるほか、税務当局の徴税目標が達成されていれば指摘がない年もあり、見通しが立たないために税務リスクは大きい」、「論理的な指摘でもないため、日本本社への説明にも苦慮する」といった声が聞かれた。

「税務裁判」と聞くと、会社経営者や財務担当役員の気持ちも沈みがちになるのではないだろうか。ある大手監査法人の税務マネージャーに尋ねたところ、「日本であれば、税務裁判は納税者側（企業側）の勝率は1%程度」のようである。日本での実情を何度か経験し、インドネシアに駐在した者からすると、インドネシアで「税務裁判」と聞くと、「まず勝ち目のない裁判」と思っても不思議ではない。

しかし、インドネシアでは「納税者側の勝率が6割から7割もある」そうである。ただし、4~5年ほどの時間を要するようである。また、インドネシア当局も、まずは税金を得ることが目的なので、税務裁判に持ち込まれることもある程度は想定しているようである。このようなことから、不合理な追徴納税や想定を下回るVATや前払法人税の還付確定額などに対して、進出済みの一部日系企業では各社の資金繰りと戦略に応じて、税務裁判を行うか検討しているようである。

2. 付加価値税

付加価値税（VAT : Value Added Tax）は日本の消費税に相当する間接税で、インドネシア関税地域内における物品の販売、サービスの提供、輸入などに対して 11%の税率で課税される。ただし、一部 VAT が免除される物品、サービスがある²。輸入品に対しては CIF 価格に 11%課税され、輸出品に対してはゼロ税率が適用される。現行の付加価値税制度は 2009 年における付加価値税法改訂（2009 年法律第 42 号）に基づいている。なお、2025 年 1 月 1 日以降においては 12%の税率で課税される予定である。

VAT の負担者は最終消費者だが、企業にその徴収と納税義務が課せられている。このため、企業は予め税務署で被課税事業者登録を行う必要がある。VAT 納税企業は、取引ごとの税務伝票 (Tax Invoice: インドネシア語では Faktur Pajak) を用いて、販売時に受け取った VAT (アウトプット VAT) と仕入れ時に支払った VAT (インプット VAT)³との差額を積算して納税する。具体的には、納付・申告の順に翌月の末までに月次で手続を行う。インプット VAT の金額の方が多い場合は、会計年度末に還付申請を行う。なお、VAT 課税対象物品及びサービスの年間売上額が 48 億ルピア未満の小企業は、VAT の納付を免除される。

物品やサービスの輸入の際、非居住者たる売り手は VAT の税務伝票を発行することができないため、それらの買い手に該当するインドネシア居住者が代理で非居住者のアウトプット VAT を納付する義務を負う。また、政府や国営企業など、VAT 徴収主体 (VAT Collector) への物品・サービス販売に際してはアウトプット VAT を受け取ることができないため、これらと取引を行う事業者は基本的に VAT 過払いのポジションとなり、還付請求の必要が生じる。

3. 個人所得税

個人所得税は、年間 183 日以上インドネシアに滞在する居住者と、インドネシア国内で源泉所得のある非居住者に課される。居住者の場合は国内所得と国外の源泉所得が、非居住者の場合は国内の源泉所得が課税対象となる。

居住者の国内所得の例として、給与・諸手当、賞与、資産譲渡益、利子、配当、賃貸料などが挙げられる。総所得金額から、各種控除金額（図表 12-6）を差し引いた金額が、課税所得となる。個人所得税の税率は、5~30%までの累進税率となっている（図表 12-5）。課税年度は一律に暦年である。ただし、インドネシアでも日本と同様に給与所得に関する源泉徴収制度があり、企業は各個人の月給から毎月の個人所得税額を算出し、給与から天引きして納税する義務を負う。この場合、企業は給与支払い月の翌月 10 日までに納付し、20 日までに申告する必要がある。給与所得者が納税者番号を未取得の場合は、「通常税率+20%」の税率で源泉徴収がなされる。なお、源泉徴収対象以外の収入（親会社からの給与・賞与受取や留守宅の家賃収入など）がある場合は、法人所得税と同様に前年度実績に基づき翌月 15 日までに納付、20 日までに申告する必要がある。

² 原油や天然ガス、石炭などの鉱物資源、米や大豆などの生活必需品、ホテルやレストランで提供される飲食物が非課税となっている。また、医療・福祉・金融・保険・教育サービスなども非課税である。

³ 税額表を紛失した場合や正しく記入されていない場合などは、インプット VAT 額を控除してもらえないので、注意する必要がある。

個人所得税の基礎控除額は現状 5,400 万ルピアであるが、現地報道によると、今後の税制改正にて引き下げられる可能性があるとのことである。

図表 12-5 個人所得税の累進税率

控除適用後の課税対象所得額	税率 (%)
6,000万ルピア以下	5
6,000万ルピア超～2.5億ルピア以下	15
2.5億ルピア超～5億ルピア以下	25
5億ルピア超～50億ルピア以下	30
50億ルピア超	35

(出所) 所得税法 (2008 年法律第 36 号) より作成

図表 12-6 個人所得税の各種控除制度

控除種別	控除対象	控除額	備考
基礎控除・扶養控除	納税者本人	5,400万ルピア	—
	配偶者	450万ルピア	—
	その他の扶養家族	450万ルピア	3人まで
勤労控除	納税者本人	総所得の5%	月額上限 50万ルピア 年額上限 600万ルピア
政府認可の年金基金への掛け金	納税者本人	総所得の5%	月額上限 20万ルピア 年額上限 240万ルピア
老齢貯蓄預金への拠出金	納税者本人	拠出分全額	毎月、賃金の2%が拠出される

(出所) 所得税法 (2008 年法律第 36 号)、財務省令 (2016 年) より作成

4. 海外支払に対する源泉徴収課税

インドネシアの居住者が、非居住者に対して先出の図表 12-3 の総合課税対象に示した項目などについて支払 (送金) を行う場合、原則税率 20% の源泉徴収が要求され、支払日の属する月の翌月の 10 日までに納付する必要がある。

なお、日本への支払にあたっては日インドネシア租税条約の適用を受けることができる。各種サービスへの対価については二重課税防止の観点からインドネシアでの課税が免除される他、配当・支払利息・権利使用料などへの課税も軽減される。(「本章 10. 日本・インドネシア租税条約」参照)。

5. 奢侈品販売税

奢侈品販売税は、インドネシアの課税地域で奢侈品を製造する企業が完成品を引き渡した時、または奢侈品を輸入した時の 1 回に限り課税される。税率は政令により 10~200%の範囲で政府が決定するが、現状では二輪・四輪自動車や高級不動産などに 10~125%の税率が設定されている(2019 年 10 月時点)。ジョコ政権による景気浮揚策の一環として、2015 年に多くの家電製品・香水・家具・宝飾品が奢侈品販売税の対象品目から除外された。なお、輸出にあたっては VAT と同様ゼロ税率が適用される。

6. 物品税

物品税は、輸入品を含め、主に酒類とタバコに対して課せられている。課税方法は税率ではなく、酒類ではアルコールの度数に応じて 1 リットルあたりの課税額が、タバコではその原材料と製法に応じて一本あたりの税額が指定されている。

7. 印紙税

印紙税は、文書に応じて 3,000 ルピアと 6,000 ルピアの 2 種類の税額が設定されている。

8. 土地建物税

土地建物税は、土地または建物の所有者に課税される。県・市の管轄する地方税であり、地方政府により発行される納税義務通知書に従って毎年納付が必要となる。地方政府規則に従って課税されるが、課税率は最大 0.3%で、不動産課税評価額 (NJOP) に対して適用される。また、県・市ごとに非課税枠 (最低 1,000 万ルピア) が設定されており、その額を NJOP から控除することができる。また、土地建物の権利譲渡にあたっては、みなし利益に関して所得税が発生する。簡易アパートなどを除いては、原則として譲渡総額または NJOP のいずれか高い方を課税ベースとしてその 2.5%を納付 (源泉分離課税) する必要がある (参考:「本章 1. 法人所得税」図表 12-2)。この税金が全額納付されるまで、権利移転証書に公証署名を得ることが出来ない。

同時に、権利を取得した側には、地方税である土地建物権利取得税が発生する。課税ベースは、上記所得税同様に「譲渡総額または NJOP のいずれか高い方」を定めることが多い。各地方政府が定める課税免除価額 (最低 6,000 万ルピア) を控除した上で、最大 5%の金額を納付しなければならない。この支払が行われるまで、権利移転証書に公証署名を得ることができない。

9. その他地方税

地方税は州税と県・市税に分けられる。

州税には自動車税、自動車名義変更税、自動車燃料税、表層水税、タバコ税の 5 種があり、各州が独自にその税率を決定する。県・市税にはホテル税、レストラン税、広告税、駐車場税などのほか、上述の土地建物税と土地建物権利取得税を含めて計 11 種がある。

各税目には徴税主体別、徴収金法別に税率の上限や下限が定められており、各地方政府はその範囲内で税率設定を行っている。また、同法で定めのない税目を独自に設けることは禁止されている。

10. 日本・インドネシア租税条約

インドネシアは、日本と二重課税の回避、脱税の防止のために、1982年に日伊租税条約を締結している。この条約の対象となっている租税は、日本側の課す所得税と法人税、インドネシア側の課す法人所得税、個人所得税、及び利子・配当・権利使用料に対する税である。当該条約ではこれらの税に関し、どのような場合にどちらの国が課税するかといった課税分担を定めている。また、この条約では、①インドネシア側で課税された税額は日本で納付すべき法人税額から控除される、という二重課税排除規定のほかにも、②日本企業がインドネシア法人から配当を得る場合や貸付や預金から利子を得る場合には軽減税率（各10%。ただし、議決権比率が25%未満の法人からの配当所得の場合は15%。インドネシア国内法上ではいずれも20%）が適用されること、③インドネシアでの勤務に対する給与所得であっても一定の条件下では日本側に課税権があること、などを規定している。

11. 納税と申告期限

納税義務者は、指定された納税受付銀行（Bank Persepsi）を通じて税金を納付し、その後税務署に納税申告書を提出する必要がある。対象となる税目に応じて月次・年次での対応が必要である。図表 12-7 は各種税金ごとの納税期限、申告書提出期限をまとめたものである。

図表 12-7 各種納税・申告期限

月次税務申告	納税期限	申告書提出期限
法人税、個人所得税月次前払（第25条所得税）	翌月15日	翌月20日
従業員所得税（第21条所得税）	翌月10日	
源泉徴収税（第23/26条所得税）		
源泉分離課税（最終課税：第4条2項所得税）		
付加価値税（VAT）、奢侈品販売税（LST）	申告書提出前	翌月末日

年次税務申告	納税期限	申告書提出期限
法人税	事業年度末から4ヵ月目 （ただし申告書提出前）	事業年度末から4ヵ月目の末日
個人所得税	暦年末から3ヵ月目 （ただし申告書提出前）	暦年末から3ヵ月目の末日
土地建物税	税額通知書受領日から6ヵ月	

（出所）国税通則法、財務省令、付加価値税法、地方税・徴収金法より作成

12. 移転価格税制

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）が主導してきた移転価格文書の大幅な見直しに基づき、インドネシアでは 2015 年に共通報告様式に関する BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）アクションプラン 13 が公表された。

この対応として、インドネシア財務省は 2016 年 12 月 30 日に「インドネシア財務大臣規則第 213 号」（No.213/PMK.03/2016）を公布・施行した。当該規則では、①グループの全体像に関する情報を表す「マスターファイル」、②インドネシアでの事業活動に関する特定の情報を表す「ローカルファイル」、③グループを構成する各社の詳細な財務などの情報を表す「国別報告書」の 3 つの文書の作成が、関連当事者取引について要求されている。なお、関連者とは持株比率が 25%以上のグループ企業を指している。

上記の①マスターファイルと②ローカルファイルを作成しなければならない企業は、(1) 前年度の売上総額が 500 億ルピア（約 3.9 億円）超、(2) 有形資産の関連者間取引（原材料や物品の売買など）金額が 200 億ルピア（約 1.5 億円）超、(3) 無形資産の関連者取引（利子、ロイヤリティ、サービスなど）金額が 50 億ルピア（約 3,900 万円）超、(4) インドネシアの現行の法人税率である 22%よりも低い法人税率の国や地域に所在する関連者との取引がある場合、のいずれかに該当する企業である。

また、①マスターファイルと②ローカルファイルの作成は、会計年度末から 4 ヶ月以内に、インドネシア語か英語で作成し、提出可能な状態になっていなければならない。英語での作成は英語での会計帳簿が許可されている場合であるが、その際もインドネシア語の翻訳を添付する必要がある。なお、マスターファイルとローカルファイルは提出準備が完了した旨を法人税申告から記載することが求められるが、インドネシア税務局への提出を義務付けられるものではない（ただし、税務局から提出を求められた場合は提出が必須となる）。

上記③の国別報告書を作成しなければならない企業は、(1) インドネシア法人の当該会計年度の連結売上高が 11 兆ルピア超、(2) 親会社が所在地国で国別報告書の作成が必要とされていない、(3) 親会社の所在地国がインドネシアとの間で情報交換規程を締結していない、(4) 親会社の所在地国の税務当局から、インドネシア税務当局が情報交換規程を通じて国別報告書を手でできない、のいずれかに該当する企業である。また③国別報告書は会計年度の終了から 12 ヶ月以内に作成しなければならず、翌会計年度の法人税申告書に添付して提出する必要がある。

実際には、マスターファイルとローカルファイルの作成要件の 1 つである「売上総額が 500 億ルピア）超」に該当するため、これらの移転価格文書を準備している日系企業は多いようだ。

13. 税務上の問題点と留意点

インドネシアへの投資に関して、インフラの問題と並んで常に主要な問題に挙げられるのが法運用の恣意性・不透明性である。税法の運用はその代表例であり、各税務署長に税収目標が課されている中で外国企業が徴税ターゲットとなりやすい状況である。インドネシアでは各税目に関してはそれぞれに法律が存在し、その細則となる政令及び関連大臣令が發布されている。しかし、法律の記載が曖昧な部分も多く、現地進出企業の中には、税務当局の裁量で運用されていると指摘する声もある。以下に、現地進出企業が直面する 4 つの主要な税務問題の概要を紹介する。

(1) 税務調査

インドネシアでは、税の還付請求が行われた場合、税務調査が入る。インドネシアの税金納付は前年実績に基づく月割予納制度を採用しており、例えば前年比で利益（課税所得）が減少すると年度末に還付請求が必要となるが、それに伴って税務調査を受けることになる。加えて、物品輸入時にも輸入額の2.5～10%を前払法人税として予納する必要があるが、この制度も年度末の還付原因となりやすい。

税務調査自体が長期化する例も多く、それに対する準備と対応は現地企業側にとって大きな負担となっている。税務調査官によって事例の解釈が異なることもしばしばであり、前回まで問題なかった処理が新たに問題となることもある。

また、申告に対する税務署側の否認理由も不明確であることが少なくない。回答期限を定めた膨大な質問状と確認要求を送りつけられ、結局時間切れとなって納税せざるを得なくなるケースも報告されている。税務調査に伴う資料の要求が税務署からあった場合は、その要求から1ヵ月以内に当該資料を提出する必要があり、期限までに提出できなかった書類は、その後の係争にて考慮されないことが法律で規定されている。

インドネシア政府は近年になって、一定の条件を満たす「低リスク納税者」の資格を定め、その資格保有法人に対しては付加価値税の暫定還付を認める制度を打ち出した。しかしこれも暫定還付に過ぎず、後日の調査で追徴となる可能性は消えないため、実際にこの暫定還付制度の利用例は多くないとの声がある。

(2) 異議申立と税務裁判

追徴課税などの措置に不服な場合は、国税総局に対して異議申立を行うことができる。税金査定書に不服がある場合、発行日から3ヵ月以内に申立が必要である。国税総局は異議申立の受領から12ヵ月以内に決定を下す義務があり、決定が下されない場合には申立が認められたものとみなされる。ただし、当局の判断となるため却下されることも少なくなく、同判断を受け入れる場合には未払税金に対して30%の追加課徴金が課される。

異議申立に対する決定に不服がある場合は、未払税金と追加課徴金の支払を行わずに税務裁判所への提訴（税務裁判）が可能である。提訴を行う場合、異議申立の審査決定から3ヵ月以内に実施しなければならない。近年では税務裁判に訴えるケースも増え、多くの日系企業が何らかの税務裁判を抱えている状況である。

しかし、インドネシアでの税務裁判の実態として、勝訴実績のある論法で同様な裁判を起こしても勝訴できるとは限らないことには留意が必要である。また、税務裁判での決着に至るには係争の発生から3年程度を要することも少なくない。

異議申立から税務裁判に臨むにあたっては、係争対象の税額を納付した上で争うか、未納付状態で争うかによってリスクも異なる。納付した状態であれば納税分の現金が固定化される一方、敗訴しても追徴課税は発生しない。他方、未納付状態で敗訴した場合には、60%の追徴課税が発生し、係争額の2倍を納めるリスクが生じる点、留意が必要である。

(3) 恣意的な税務行政

外国企業は各税務署の徴税目標達成上のターゲットになりやすいこともあり、不当な処分を科されるリスクも存在する。例えば日本本社へ支払うロイヤリティがドル建てで請求されているとすると、会計基準上、通常は請求時などのインドネシア中央銀行の TTM を使用する。一方、VAT や源泉税の換算レートは財務省が発表しているものを使用する必要があるため、使用するレートの誤りで指摘されることが多い。また、VAT インボイスを準備していたとしても、VAT インボイスの記載内容に不備があるために、仕入税額控除が認められないケースも散見される。今後も各税務署や担当者のレベルで不当処分が発生するリスクはゼロではない。法的根拠が示されず、是正も行われない不当な処分に対しては、日本の公的機関とも連携して対処する必要がある。

(4) 移転価格税制を巡る問題

移転価格税制への対応に頭を悩ませていると答える日系企業が多く見られた。税務当局は規定と異なる指摘を行い、追加納税を求められる事例がある。例えば、比較対象企業の複数年の財務諸表を用いて、独立企業間レンジを算出するのが OECD ガイドラインでも規定されているが、単年度で検討をすべきという指摘があったりする。また、比較対象企業のレンジを用いるのではなく、最大値と比較すべきという、あまりにも国際的な移転価格ルールを無視した指摘をしてくるケースもある。ただ、こうした指摘は、税務調査官が移転価格税制を理解していないことが理由ではなく、多くの場合、政府の徴税目標を達成するために恣意的に比較対象企業の利益率を高く設定されている模様である。

ひとくちメモ 3： 移転価格のロイヤリティに対するインドネシア当局の指摘

移転価格税制はルールがあいまいで、税務調査において指摘されやすいとの意見が、2022年12月に実施した現地調査にて各社から上がった。特にインドネシア子会社から日本の親会社に無形資産の対価として支払われるロイヤリティへの指摘が多いという。ロイヤリティについては、既に長期間にわたってインドネシアで製造しており、技術はインドネシアに移転されているはずであるためロイヤリティの支払いの必要はない、との指摘がされることもある。こうした非論理的な指摘を受けていることを日本本社側に報告しても、当たり前ではあるが、なかなか理解してもらえず、担当者は苦勞しているケースが多い。

国外へのロイヤリティ支払いはインドネシア VAT の課税対象取引となり、その納税手続として、インドネシア法人が国外の事業者に代わって VAT を納付し、かつ、そのインドネシア法人は同額の仕入れ VAT について仕入税額控除の対象とすることができる。法人所得税法上損金算入が認められないことになった場合、VAT の仕入税額控除の適用も認められないことになり、同額のペナルティも課されることも留意されたい。

この税務リスクを軽減するため、移転価格税制への対応として、税務コンサルタントなどのアドバイスを受けつつ、法令に準拠した文書化を行うなどの対応が必要となる。

なお、移転価格文書の作成完了日は4ヶ月以内とされており、ソフトコピーで提出する場合であってもプロパティに記載される最終更新日をチェックされることもあるという。ただし、必要な文書を準備していたとしても指摘があることもあり、事前に全ての対策をとることは難しい。また、インドネシア国内関連社の取引も移転価格の対象となっていることにも注意が必要である。

第13章 用地取得

1. 土地利用の概要

インドネシアの土地法制は、土地の自由保有権という概念を認めていない。その代わりに、土地に関する多様な権利が様々な名称の基に細かく定められている。土地に関する権利には、所有権、事業者権、建設権、利用権、区分所有権、開発権などがある。農地基本法（1960年法律第5号）では国有森林地域以外でのさまざまな土地利用権を認めている。一方、国有森林地域に対しては林業基本法（1967年法律第5号）が適用される。インドネシアにおける土地所有権は、インドネシア国民とインドネシア政府により指定された法人にのみ認められている。外国人投資家にとって重要な権利として、国内投資家と同様に事業者権（HGU：Hak Guna Usaha）、建設権（HGB：Hak Guna Bangunan）、利用権（HP：Hak Pakai）の3つがある。これら権利は特定の方法での土地の使用を認めるものである。その違いは、主に有効期間、利用の性格、抵当方法（資産または担保としての利用に関する）、権利所有の証明方式の違いにある。インドネシアの土地法制は、慣習法（adat）と法令が交錯する複雑な分野であり、また土地の登記がなされておらず権利関係が不明確な土地も多い。不動産に関する権利を取得する前には慎重な検討が必要である。

2. 事業者権（HGU）

事業者権は、プランテーションや漁業、牧畜を含む農業目的で国有地を使用する権利である。この権利の期間は法律で最大35年まで認められているが、土地の使用管理が適切に行われている場合は最大25年延長することが可能である。当該延長期間満了時には、更に最大35年間延長することができる。この権利はインドネシア人、または外国投資（PMA）企業を含めたインドネシア内の法人に与えられ、政府の認可を受けて抵当に入れることや他人に譲渡することができる。譲渡に際しては、譲渡証書を公証人の下で作成した上で、土地管理局に登録を行う必要がある。

3. 建設権（HGB）

建設権は、土地の上に建物を建てて所有する権利である。この権利は、インドネシア人またはインドネシア内のPMA企業を含めた法人に対して最大30年間与えられ、最大で20年延長することができる。当該延長期間満了時には、更に最大30年間延長することができる。また、抵当に入れることや他人に譲渡することもできる。譲渡に際しては、譲渡証書を公証人の下で作成した上で、土地管理局に登録を行う必要がある。この権利は、工業団地の賃借人に対しても適用されており、通常は認可される。

4. 利用権（HP）

地上利用権は、特定の目的のために土地を利用する権利で、25年の期限で与えられる。更に、当該の土地が特定の（通常の）目的に使用されている限り、最大20年の延長が可能である。当該延長期間満了時には、更に最大25年間延長することができる。この権利は、抵当に入れることもでき、政府の認可を得て他人に譲渡することもできる。

譲渡に際しては、譲渡証書を公証人の下で作成した上、土地管理局に登記を行う必要がある。他人が所有権を有する土地に利用権が設定されている場合、利用権の譲渡前に土地所有者の承諾を取得しなければならない。

なお、オムニバス法により、法令の規定に従った許可を持つ外国人も今度ミニマムの所有権を取得できるようになった。新型コロナウイルスの影響を受け、居住許可を有する外国人が帰国し、コンドミニアムの買い手がなくなったことが背景の一つと言われている。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

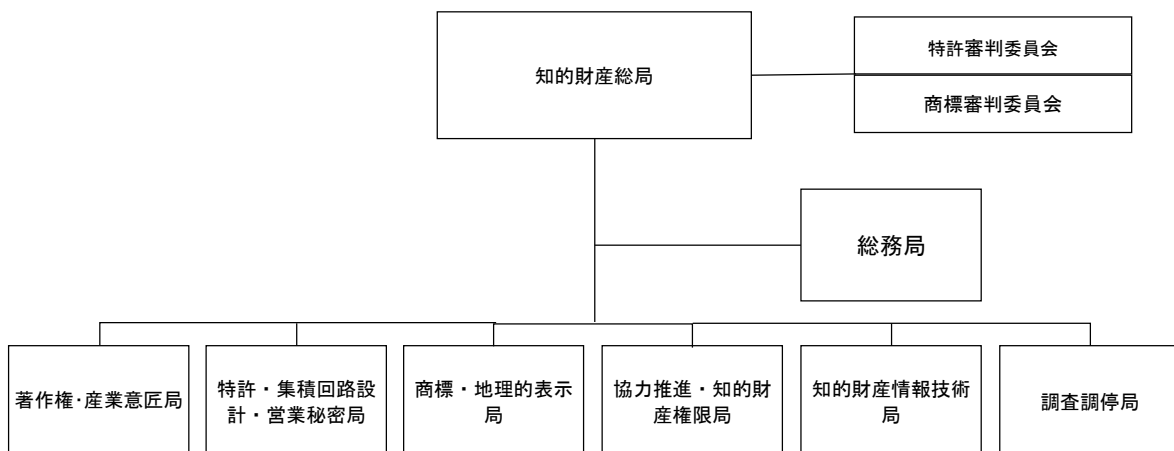
インドネシアは、工業所有権の国際的保護を目的とするパリ条約や、複数の国々での特許取得簡素化を図る特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）などの国際条約を批准し、特許や商標など知的財産権の保護に取り組んでいる（図表 14-1）。インドネシアの知的財産権の所管は法務・人権省知的財産総局（図表 14-2）である。ただし、植物新品種に関する知的財産権は、農業省植物品種保護センターが所管している。

図表 14-1 インドネシアが加盟する知的財産権関連の条約・機関

加盟条約・国際機関	加盟日
パリ条約	1950年12月
ヘーグ条約 ロンドンアクト	1950年12月
世界知的所有権機関（WIPO）	1979年12月
世界貿易機関（WTO）	1995年1月
ベルヌ条約	1997年9月
商標法条約（TLT）	1997年9月
WIPO 著作権条約	2002年3月
WIPO 実演・レコード条約	2005年2月
マドリッドプロトコル	2018年1月

（出所）特許庁（日本）、JETRO「模倣対策マニュアル」より作成

図表 14-2 知的財産総局の組織



（出所）知的財産総局より作成

2. インドネシアで保護される知的財産権

インドネシアの現行の知的財産権関連の法律と保護される対象は図表 14-3 の通りである。

図表 14-3 インドネシアで保護される知的財産権の概要

	法律（施行）	所管	登録要件/ 保護対象	保護期間
特許	改正 特許法 (2016/8/26)	法務・人権省 知的財産総局	新規性、進歩性、産業上利用性	出願から20年
簡易特許 (実用新案)	改正 特許法 (2016/8/26)	法務・人権省 知的財産総局	形状、形態、構造またはそれらの組み合わせにより実用的価値を有する物品の発明で新規なもの	出願から10年
産業意匠	産業意匠に関する 法律第31号 (2000/12/20)	法務・人権省 知的財産総局	新規性	出願から20年
商標	商標及び地理的表示 に関する法律第8号 (2016/11/25)	法務・人権省 知的財産総局	商品またはサービスに使用する商標および地理的表示・原産地表示	出願から10年 (10年毎に更新可)
著作権	改正 著作権に関する 法律第19号 (2014/10/16)	法務・人権省 知的財産総局	文字/口頭で表現された著作物、視覚教材、あらゆる芸術作品等、翻訳、ビデオゲーム、隣接権（実演家、製作者、放送業者）	最初の公表から 70年
集積回路配置	集積回路配置設計に 関する法律第32号 (2000/12/20)	法務・人権省 知的財産総局	新規性	最初の商業使用または出願日の早い方から10年間
植物新品種	植物品種保護法 (2000/12/20)	農業省植物品種 保護センター	種苗、収穫物	出願から20年 (樹木は25年)
営業秘密	営業秘密に関する 法律第30号 (2000/12/20)	法務・人権省 知的財産総局	秘密性を有し、経済的価値があり、当然取られるべき方法で秘密性が維持されている情報	—

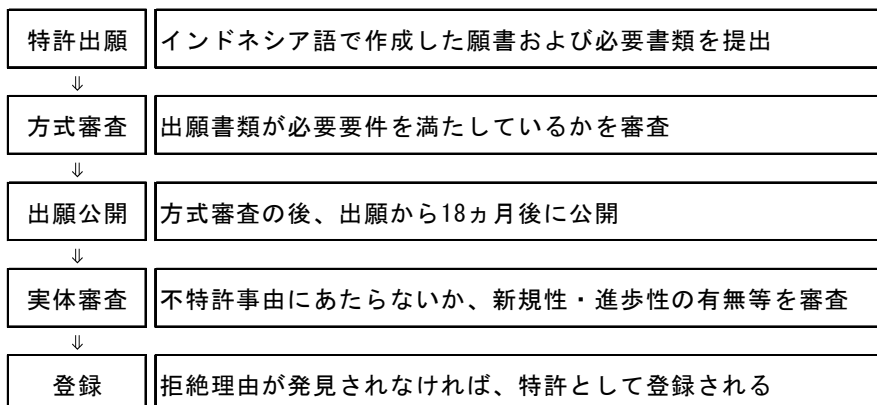
(出所) JETRO「模倣対策マニュアル」を基に作成

(1) 特許

インドネシアにおいて特許は、2016年制定の改正特許法により保護される。特許の保護期間は出願から20年間であり、法律や宗教規範・公序良俗に反する場合や、生物（微生物を除く）などは特許の対象とは認められない。

また、インドネシアは特許協力条約（PCT）に加盟しているため、国際出願を行うことが可能である。インドネシアの特許取得手続概要は図表 14-4 の通りである。

図表 14-4 特許取得手続概要



(出所) 各種資料より作成

特許法では、特許のほかに「簡易特許」の保護も規定されている。「簡易特許」は、形状、形態、構造またはその組み合わせにより実用的価値を有し、新規で実用的なものを対象とする。

特許との主な相違点は以下の通り。

- ・ 保護期間は出願から 10 年 (※特許では 20 年)
- ・ 公開時期は出願から 3 ヶ月後 (※特許では 18 ヶ月後)
- ・ 実体審査期間は出願から 12 ヶ月以内 (※特許では 30 ヶ月以内)

知的財産総局により公表されている特許及び簡易特許に関する情報を図表 14-5 に示す。2018 年の特許の出願件数総数を国別で見ると、インドネシアが最も多く、次いで日本が多い(図表 14-6)。

図表 14-5 インドネシアの特許・簡易特許の出願と登録件数

出願年	特許	
	出願	登録
2019	11,529	10,532
2020	8,209	8,005
2021	8,848	6,870

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

図表 14-6 国別特許出願件数（上位 4 カ国：2020 年）

順位	国名	件数
1	日本	2,318
2	インドネシア	1,309
3	米国	1,074
4	中国	746
-	その他	2,713

(出所) JETRO より作成

(2) 産業意匠

インドネシアでは 2000 年 12 月 20 日より第 31 号産業意匠法が施行されている。産業意匠の保護期間は 10 年間で、延長はされない。出願後、書類の不備などのチェックを行う方式審査を経て、公共の秩序、宗教・道徳に反しないことがチェックされた後、出願が公開される。規定上は、異議申立がなければ実体審査は行われないとされているが、運用上の問題もあり、実際には全て審査が行われている模様である（手続きについては図表 14-7 参照）。知的財産総局により公表されている産業意匠に関する情報を図表 14-8 及び図表 14-9 に示す。

図表 14-7 産業意匠登録手続概要

意匠出願	インドネシア語で作成した願書および必要書類を提出
↓	
方式審査	出願書類が必要要件を満たしているかを審査
↓	
公序良俗 チェック	公序良俗や新規性等についての要件を満たしているかを審査
↓	
出願公開	実体審査の後、出願公告（通常は出願から3ヵ月以内）
↓	
実体審査	異議申し立てがあった場合に実施
↓	
登録	実体要件を満たしていれば、意匠登録される

(出所) 各種資料より作成

図表 14-8 産業意匠出願数と登録数

出願年	出願件数	登録件数
2019	2,947	4,966
2020	3,592	5,612
2021	4,532	6,553

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

図表 14-9 国別産業意匠出願件数（上位4カ国：2020年）

順位	国名	件数
1	インドネシア	2,300
2	中国	293
3	日本	264
4	米国	141
-	その他	522

（出所）JETRO より作成

(3) 商標

インドネシアでは、2016年11月25日施行の商標及び地理的表示に関する法律により、商標権は保護される。保護される期間は10年間で、10年ごとに更新が可能である。法律や宗教規範・公序良俗に反する標章や、識別性がなく既に公共財産となっているような標章などは登録の対象とならない。商標登録手続きの概要は図表14-10参照のこと。

図表 14-10 商標登録手続概要

商標出願	インドネシア語で作成した願書および必要書類を提出
↓	
方式審査	出願書類が必要要件を満たしているかを審査
↓	
出願公告	拒絶理由にあたらなければ出願公告
↓	
実体審査	絶対的拒絶理由、相対的拒絶理由に関する審査
↓	
登録	異議申し立てがなければ商標登録

（出所）各種資料より作成

知的財産総局により公表されている商標に関する情報を図表 14-11 及び図表 14-12 に示す。

図表 14-11 商標出願件数

出願年	出願件数	登録件数
2019	96,171	52,308
2020	129,389	223,606
2021	132,784	180,416

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

図表 14-12 国別商標出願件数（上位 4 カ国：2020 年）

順位	国名	件数
1	インドネシア	76,506
2	中国	5,748
3	米国	3,550
4	日本	2,556
-	その他	12,688

(出所) 知的財産総局

(4) 著作権

インドネシアの著作権は、2014 年 10 月 16 日施行の改正著作権法に規定される。権利発生自体には特段の手続きは必要ないものの、権利を行使するにあたっては登録した方が良いといわれる。

保護の対象は、以下の①～⑧である。

- ① 文字で書かれた著作物
- ② 講演など口頭での著作物
- ③ 視覚教材
- ④ 歌、音楽、演劇、絵画、映画、写真などの芸術作品
- ⑤ 翻訳
- ⑥ 創作またはデータの集積（デジタルフォーマットを含む）
- ⑦ 伝統的表現の集積
- ⑧ ビデオゲームなど

出願にあたっての書類は、インドネシア語で作成する必要がある。著作物の見本とともに願書を知的財産総局に提出する。知的財産総局が公表する著作権に関する情報を図表 14-13 に示す。

図表 14-13 著作権申請数と登録数

出願年	出願件数
2019	19
2020	90
2021	604

(出所) 知的財産総局 (2021 Annual Report)

(5) 集積回路配置

インドネシアでは2000年12月20日施行の集積回路配置設計に関する法律により、集積回路配置の保護が規定されている。保護期間は、最初の商標使用日または出願日のいずれか早い方から10年間であり、実体審査は行われない。

3. 日・インドネシア経済連携協定

2008年7月1日、貿易・投資の自由化、円滑化の推進や、互恵的経済連携構築により経済の活性化を図ることを目的に、「日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA)」が発効された。JIEPAには、両国での知的財産権保護に関する項目が盛り込まれている。

JIEPAに盛り込まれている知的財産権保護に関する内容は以下の通りとなっている。

【総論】

- ・ 知的財産（特許、意匠、商標、著作権及び関連する権利、植物の新品種、不正競争の防止など）の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保（内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護）
- ・ 知的財産分野での協力及び協議メカニズム

【各論】

- ・ 知的財産関連手続の簡素化・透明化
 - ① 公証義務の原則禁止
 - ② 包括委任状制度の導入など
- ・ 知的財産の保護の強化
 - ① 特許審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度の導入
 - ② 部分意匠保護制度の導入
 - ③ 外国周知商標保護制度の導入
 - ④ 不正競争行為の禁止など
- ・ 権利行使の強化
 - ① 税関差止め対象を輸出品に拡大
 - ② 著作権侵害物品の積み戻し禁止対象化など

第15章 環境規制

1. インドネシアの環境問題

インドネシアでは水質汚濁、大気汚染の他、廃棄物処理が環境問題の中心となっている。水質面において、河川では一部工場から未処理排水が流れ込んでしまっている上、生活排水の下水処理が整備されていないことから上水・地下水でも衛生問題が生じている。

大気汚染については、急激な都市化と渋滞により首都圏の排ガス汚染が問題となっているほか、農村部では野焼きや森林火災による煙害が生じ、現状、隣国マレーシア・シンガポールを巻き込んだ国際問題となっている。

また、経済成長に伴い、廃棄物が増加しており、その適切な処理が課題となっている。インドネシア環境林業省によれば、2020年の国内のごみ総排出量 6,850 万トンのうち、適切に処理されたのは 64%に留まっている。廃棄物の多くは分別されることなくトラックで処分場に運ばれ、そのまま埋め立てられている状況にある。ジョコ大統領からはごみ問題を早急に解決するように指示が出ており、廃棄物処理に関して自治体の役割が高まっているとともに、企業による廃棄物処理の事業化を後押ししていく方針を出している。

2. 環境保護の体制

インドネシアの環境行政は環境省（Kementerian Lingkungan Hidup : KLH）が主管している。同省内に公害・気候変動・有害廃棄物などの課題に対応する各部局が置かれ、環境汚染を含めた広範な分野を監督している。

他方、工業活動及び製品に関する問題は工業省（Kementarian Perindustrian）が所轄しており、有害化学物質の規制や同取扱いについては同省が担当となる。

各地での環境政策の施行は、地方環境局が中心に担っている。なお、環境行政及び監視に係る権限は中央政府から県・市レベルの自治体へと大幅に委譲されている。各自治体は国の定める水準よりも厳しい基準を設定する権限を有しており、また独自の規則を規定することも可能である。

上記の分権体制から、環境行政の執行状況は地方自治体ごとの実務執行能力によってばらつきが見られる。人材や資金面での多寡に加え、一部では環境法規制の執行が罰金の負担能力に鑑みて外国企業・大手企業に集中したり、担当者の利権の源泉となっていたりする事例もある。

3. 環境保護の法体系

インドネシア憲法は、何人も適正かつ健康な環境を得る権利を基本的人権の一つとして定めるとともに、国民経済を環境へ配慮しながら運営することも定めている。このインドネシア憲法や環境破壊・地球温暖化などの諸問題に対処する必要性に基づき、環境保護及び管理に関する法律（2009年法律第32号）が制定され、環境保護に関する基本原則を規定している。環境保護に関しては、各種法令が制定されているが、そのうちで主要な法律は次の図表 15-1 の通りである。

図表 15-1 インドネシアの主な環境法一覧

1	環境保護及び管理に関する 2009 年法律第 23 号	環境分野の基本法
2	環境ライセンスに関する 2012 年政令第 27 号	環境影響評価（AMDAL）などに関する規制
3	危険または有害廃棄物の管理に関する政令（2014 年政令第 101 号）	廃棄物などの規制
4	水質基準に関する 2014 年環境林業大臣規則第 5 号（2018 年、2019 年環境大臣規則による一部改正を含む。）	排水に関する環境ライセンスに関する規制
5	森林法	森林保護区などにおける伐採、植林など規制
6	鉱業法	鉱業開発・運営などにおける規制

（出所）各法律より作成

4. 環境基準

環境保護法に基づき、危険有害廃棄物に関する 2014 年政令 101 号や水質基準に関する 2014 年環境林業大臣規則第 5 号が施行され、その中で、廃棄物や水質処理基準について規定している。

廃棄物の排出者は、政令が定めるリストに廃棄物が掲載されているか否かを確認しなければならない。廃棄物リストに掲載されている場合、法令に定められた手続に従って、廃棄物を処理する。排出者は、まず環境汚染を緩和し、緊急事態に対処できる施設で廃棄物を貯蔵する。そして、排出者または排出者が委託した第三者が環境大臣の許可を得た方法で廃棄物を処理する。また、処理された廃棄物の廃棄に際しても、環境大臣からライセンスを取得する必要がある。廃棄物を処理する者は、廃棄物処理に関するライセンス取得前に、研究所で環境大臣規則が定める基準を充足しているかに関する試験を受けるものとされている。

排水処理の基準は、地方政府により決定される。排水基準の調査のため、5 年に 1 回科学的調査が行われ、汚染レベルが環境容量を超えない場合、2014 年環境大臣規則第 5 号が定める排水基準が適用される。他方、汚染レベルが環境容量を超えるとの調査結果が出た場合、地方政府は、より厳しい排水処理の基準を定めることができる。なお、2014 年環境大臣規則第 5 号が定める排水基準の一部は、2018 年及び 2019 年に改正が行われており、既存の繊維産業への基準などに改正が加えられている。

5. 環境影響評価

環境保護と管理に関する法令により環境許可取得に際して環境影響評価（AMDAL）取得が必要となるのは、図表 15-2 に掲げられた場合である。環境影響評価が必要とならない場合であっても、環境許可取得に際して、環境管理とモニタリング計画（UKL-UPL）の審査が必要となる場合がある。環境管理とモニタリング計画（UKL-UPL）の審査が不要とされた事業主は、環境管理計画書（SPPL）を作成する必要があるが、環境に関する審査を受ける必要はない。

図表 15-2 環境影響評価が必要な場合

分野	活動の種類	分野	活動の種類	
複数セクターにまたがる分野	海岸地域及び小島の埋立て	公共事業	ダム/貯水池、その他の貯水施設の建設	
	丘の掘削及び土地埋立て		灌漑施設の建設	
	湖、川、泉又はその他の水源からの淡水取得		湿地開発、灌漑のための湿地浚渫	
	地下水採取（浅井戸・深井戸）		海岸保安施設および河口改善施設の設置	
	建物建設		分路を含む水路正常化および洪水対策用運河設置	
防衛	海軍基地建設		道路用地外の土地取得を必要とする有料道路建設および改修	
	空軍基地		道路用地外の土地取得を必要とする道路建設および改修	
	訓練場建設		地下鉄、地下通路、トンネル、高架道路、橋の建設	
農業	食品作物の栽培（加工場の有無を問わない）		家庭廃棄物処理のための管理型最終処分場/衛生埋立施設設置、運搬施設建設、統合水処理施設建設、焼却炉・堆肥化施設設置	
	園芸作物の栽培（加工場の有無を問わない）		汚水処理施設（IPLT）、家庭廃棄物の排水処理施設（IPAL）、液体廃棄物配管システムの建設	
	プランテーションによる食品作物栽培	一次的・二次的排水パイプライン建設		
水産・漁業	中・高レベルの技術による魚/エビの養殖（加工施設の有無を問わない）	大都市における浄水ネットワーク		
	水上養殖	居住・定住地域		
林業	自然林における木材利用	居住および定住地域の建設		
	人工林における木材利用	エネルギー・鉱物資源	鉱物資源、石炭、金属資源、非金属資源、岩石、放射性鉱物の採掘	
交通	鉄道建設（駅の有無を問わない）		金属資源、非金属資源、岩石、石炭、放射性鉱物の精製、加工	
	乗客ターミナルおよび陸上貨物輸送ターミナルの建設		洋上での鉱業	
	新規浚渫による浚渫		海中への尾鉱投棄	
	岩石（珊瑚を含まない）掘削の新規浚渫による川および/または海の浚渫	石油・天然ガス	生産開発を含む石油および天然ガスの採掘	
	浚渫物の海洋廃棄		洋上の石油、ガスおよび燃料パイプライン設置	
	港湾建設		精製所建設	
	空港および施設建設		液化天然ガス再ガス化ターミナル	
衛星通信	衛星通信施設の建設および運営		石油精製所建設	
	ロケット発射施設の建設	工業	生産井の掘削、生産施設および周辺施設の開発、生産運営活動並びに運営後の活動を含む、探鉱および生産段階の炭層メタン層の開発	
	ロケット推進薬製造施設の建設		電力	送電ネットワーク建設
	ロケット製造			発電所開発
静止試験施設の建設	その他の工業で一定以上の面積を利用するもの			

分野	活動の種類	分野	活動の種類
再生可能エネルギー	探鉱段階の地熱発電	原子力	原子炉の設置および運営
	バイオ燃料精製所建設		核物質濃縮、核物質転換および核物質精製施設、使用済み核燃料の再処理施設、使用事務核燃料の一次的保管施設、最終処理場を含む原子炉以外の各施設の建設および運営
観光	観光業、レクリエーション/パーク		中・低レベル放射性廃棄物の処理、中・低レベル放射性廃棄物の貯蔵を含む放射性廃棄物処理施設の建設・運営
	ゴルフ場（ゴルフ練習場を除く）		放射性同位体生産
危険・有害廃棄物処理	利用、加工および/または埋立を含む危険および有害廃棄物処理業		

(注) 規模要件の記載は省略。

(出所) 各種資料より作成

上記の活動のうち、一定の規模以上の事業について環境影響評価が必要となる。なお、環境影響評価が必要な場所は下記の通りである。

1. 保護林区域
2. 泥炭地域
3. 給水地域
4. 海岸
5. 河口
6. 湖または貯水池周辺地域
7. 野生生物保護及び海洋生物保護地域
8. 保護地域及び海洋保護地域
9. マングローブ林
10. 国立公園及び国立海洋公園
11. 森林公園
12. ネイチャーツーリズム及び海洋生物ツアー公園
13. 文化及び科学遺産地域
14. 地質保護地域
15. 地下水供給地域
16. 泉周辺地域
17. 遺伝資源保護地域
18. 野生生物避難所
19. 珊瑚礁
20. 動物及び海洋生物相保護のための回廊

なお、オムニバス法の環境分野に関する施行規則である「環境保護・管理に関する政府規則 2021 年第 22 号」（以下「2021 年政府規則 22 号」）の制定によって、環境分野で必要とされる許認可やほかの手続が簡素化され、環境許可証に関する従来の 2012 年政府規則 27 号は廃止された。オムニバス法の制定以前は、企業が事業ライセンスを取得するための前に、環境許可証を取得することが求められていた。オムニバス法による 2021 年政府規則 22 号の下では、別の環境許可証を取得する必要がなくなり、環境許可証は企業の事業ライセンスに統合された。これにより、企業は事業ライセンスを取得する前に、上述した環境影響調査に関する書類を作成するだけで良いことになった。

6. 最近の環境関連規制の動向

2019 年、インドネシア政府は、生産者における廃棄物の削減に向けたロードマップを策定し、一部の製造業、飲食サービス業、小売業について、ごみの 3 割削減に向けたロードマップを作成し、22 年末までに環境・林業省に提出することを規定した。具体的には、2029 年までの 10 年間に発生する、プラスチック、紙、ガラス、アルミニウムでできた商品や包装容器のごみの数量予測を算出した上で、29 年にその 3 割を削減することを定めた内容となっている。企業は、3 割削減の目標達成に向けて毎年実施する行動計画などをロードマップに盛り込まなければならない。また、ペットボトルによく使用されるポリエチレンテレフタレート (PET) の発生を抑制する方策としては、飲料用ボトル容器に使用する場合は容量を 1 リットル以上とすることと規定しており、伝統的な小規模商店「ワルン」で販売されている小袋入りのシャンプーや菓子、飲料などは全て製造できなくなる。この関連規制は、一部包装資材の使用禁止など、企業への影響が甚大であるという声も上がっており、代替できるような包装資材の調達は難しく、企業にとって悩みの種となっている事例もある。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

インドネシアの貿易管理は、①工業省、②商業省、③財務省（関税総局）、④農業検疫庁が管轄している。それぞれの役割は、①工業省では産業全般に関わる大臣令の発令などを、②商業省では通商・貿易を含む大臣令の発令などを、③関税総局では関税業務一般や物品税の免除・還付などを、④農業検疫庁では動植物・水産物の輸入に際しての検疫制度を担当している。

輸出入の規制内容は国内及び世界経済や産業の状況に応じてしばしば変更されるため、常に最新法令を注視しておくことが肝心である。

(1) 輸入規制

①輸入地域規制

現状、輸入元として禁じられている地域・国は存在しない。ただし、国連によって貿易取引禁止の制裁を受けている国からの輸入は、禁止されている。

②輸入品目規制

輸入規制対象品目は、輸入禁止品目と輸入制限品目に分けられている。輸入禁止品目には、危険・有毒原料廃棄物や中古車などがあり、近年特定の魚や農具・農園用具が追加された（詳細は図表 16-1 参照）。

また制限品目には各種食料品・石油・ガス・化学品など多数の品目が該当するが、品目によって要求内容は異なる。これらの輸入にあたっては、通常の輸入業者登録に加えて、当局の輸入承認、特定港を通じた輸入、各種業者認定の取得、荷物検査などが義務付けられる。輸入品は新品であることが原則ではあるが、商業大臣の許可の下、中古で輸入可能な品目もある。なお、複数の義務が課されている品目も多く、例えば危険原料の輸入においては業者認定取得と荷物検査が必須となり、加えて特定港（空港または6つの海港）での輸入が求められる。

輸入規制の品目リストは1997年の工業・商業大臣決定がベースになっており、対象品目は8桁のHSコードで延べ3,677品目にのぼる。品目ごとの随時改正や改定が行われている。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入制限品目のリスト

輸入禁止品目	品目数	管轄省庁
特定の種類の砂糖	6品目	商業省
特定の種類のコメ	8品目	商業省
オゾン層破壊物質	6品目	商業省
中古の布袋や衣料	3品目	商業省
CFCやHCFC-22ベースの冷蔵システム	室温調節機、冷蔵/冷凍庫、コンテナ63品目	商業省
医薬品と食品の特定原料	炭化水素よりのハロゲン化合物など3品目	商業省
有毒危険物質	炭化水素よりのハロゲン化合物など24品目	商業省
有毒危険廃棄物と登録された非有毒危険廃棄物	金属や化学産業よりの残留物質や金属スクラップなど45品目	商業省
農具や農園用具	スコップや鍬・鋤、斧、園芸ばさみなど6品目	商業省
水銀を含有する医療機器	手動の血圧計や体温計など3品目	商業省
エビ	2品目	商業省と海洋水産省
モツツアレラチーズ	1品目	農業省畜産総局
特定の魚	危険、有毒、寄生の性質から市民、養殖、水産物資源とその環境、人の健康を脅かす可能性のある魚75種	海洋水産省
医薬・食品の原料	医薬食品の原料としてのカリソプロドール、シブトラミンHCl 水和物、シブトラミン、リンデンの4品目	国家食品医薬監督庁

制限・要求内容の例	主な対象例
当局の輸入承認の取得	米、水産物、砂糖、塩、家畜・家畜製品、林業製品、石油・ガス、食品包装原料、生薬原料、パティックの繊維・繊維製品、カラーコピー機、中古資本財など
輸入港の限定	水産物、アルコール飲料、オゾン層破壊原料、危険原料など
製造輸入業者または登録輸入業者等の認定取得	アルコール飲料、家畜・家畜製品、石油・ガス、携帯電話・タブレット、潤滑油、鉄鋼、繊維・繊維製品、真珠、廃棄物、一部化学物質、オゾン層破壊原料、中古資本財など
荷物検査の義務付け	一般食料・飲料品、砂糖、塩、伝統生薬、石油・ガス、電子・電気製品、衣料、玩具、履物、繊維・繊維製品、真珠、廃棄物、陶磁器、カラーコピー機、ガラスシートなど

(出所) JETRO 資料より作成

③輸入業者登録

輸入業務を行う者は原則、輸入内容に応じて商業省など対応する政府関係機関に申請して認可を受け、登録番号を取得する必要がある。以下、登録番号ごとに対象となる企業と申請先機関について説明する。

(A) 輸入業者認定番号 (API)

一般の輸入業務を行う場合は一般輸入業者用登録番号 (API-U) を、製造業者が原料を輸入する場合は製造業者用の登録番号 (API-P) を取得しなければならない。外国投資 (PMA) 企業の API はいずれも投資調整庁 (BKPM) にて申請・取得を行う。

従前 API-U 保有企業が輸入可能な品目は、特別の証明を取得しない限り、企業ごとに関税率表の 1 セクション (1 bagian) の範囲内とされていた。2015 年 9 月の商業大臣規定第 70 号にて同規定が削除されたため、以後は個社による多様な品目の輸入が可能となった。

また、2015 年 12 月の商業大臣規定第 118 号により、API-P 企業による事業開発・投資目的での製品輸入が認められ、国内で生産できない製品のテストマーケティング目的での輸入やアフターセールス関連物品の輸入も可能となった。

(B) 通関基本番号 (NIK)

輸入業者は財務省関税総局に登録し、通関基本番号 (NIK) を取得しなければならない。輸入業者認定番号 (API) と通関基本番号 (NIK) の両方を取得した業者のみ、輸入を行うことができる。

なお、12 ヶ月間にわたり一切の輸入を行わなかった場合、NIK は凍結されるため留意が必要である。解除には輸入実績の証明を要する。

2018 年 7 月には、一時輸入品やプロモーション品など一部品目について、事業基本番号 (NIB) を取得することで、API と NIK の取得なしに輸入が認められるようになっている。

④インドネシア国家規格の遵守義務

インドネシア国家規格 (SNI: Standar Nasional Indonesia) の遵守が義務付けられた製品については、輸入業者が SNI 証明 (SPPT-SNI) を取得することが義務付けられる。この証明は、国家認証委員会の認めた製品認証機関による試験・検査の上、発行される。SNI 取得義務の対象となる主な品目は図表 16-2 の通り。

図表 16-2 インドネシア国家規格 (SNI) 遵守の対象となる主な品目

SNI基準遵守の対象品目	
・セメント	・LPGガスコンロ/ボンベ/関連部品
・鉄鋼製品	・上水メーター
・自動二輪車用ヘルメット	・タイヤ
・食品原料用小麦粉	・一次無機肥料
・一次電池	・LPGガス・コンロ
・ガラス	・ミネラルウォーター
・ライター	・陶製テーブルウェア
・水ポンプ	・照明
・電気アイロン	・玩具
・鋼材	・エアコン・冷蔵庫・洗濯機
・建設用鉄線	・建設用ガラスブロック
・ケーブル	・木材梱包

(出所) JETRO 資料などより作成

(2) 輸出規制

①輸出地域規制

輸入の場合と同様に、国連から貿易禁止の制裁を受けている国への輸出は禁止されている。しかし現状、輸出先として禁じられている地域・国は存在しない。

②輸出品目規制

基本的には自由に輸出を行えるものの、一部に輸出規制対象品目があり輸出禁止品目と輸出制限品目に分けられている。輸出禁止品目には、SIR（インドネシア標準ゴム）規格外の天然ゴムなど、2021年商業大臣令第18号にて6分類にわたり規定がなされている（詳細は図表16-3参照）。また制限品目には、コーヒーや石油・ガス、鉱物製品など多品目があり、品目によって要求内容は異なる。例えば、コーヒーであれば登録輸出業者認定の取得が必要であり、一部の鉱物製品であれば認定に加えて商業省の輸出承認が必要である。

③輸出許可

輸出業務に際しては、財務大臣規定2014年第59号に基づき、関税総局へ登録の上、通関基本番号（NIK）を取得することが義務付けられた。

図表 16-3 輸出禁止品目と輸出制限品目の例

輸出禁止品目分類	主な対象例
農産物	ゴム、イモ類など28品目
林産物	木材、枕木、ラタンなど28品目
政府補助付き肥料	ex 3105.10.90
工業製品	金属スクラップなど6品目
鉱業製品	珪砂、加工カオリン、ベントナイト、フーラー土、ムライト、シャモット、ボールクレー、重晶石、スレート、大理石、グラナイトをはじめとした193品目、およびスズの14品目。 さらに鉄や砂鉄、マンガン、銅、鉛、亜鉛、クロマイト、イルメナイト、ルチルのコンセントレート、陽極スライム、ボーキサイトといった13品目は、2023年6月11日から輸出禁止。
水産物	特定の観賞魚とエビ
文化財類	骨董品など3品目

制限・要求内容の例	主な対象例
登録輸出業者としての認定の取得	農園作物、スズ塊、鉱物製品、コーヒー、特定の石油・ガス品目、石炭、ツバメの巣、医薬品等の前駆体など
当局の輸出承認の取得	米、一部の家畜・家畜加工品、野生動植物、一部鉱物製品、特定の石油・ガス品目など
船積み前検査の義務付け	鉱物製品、特定の石油・ガス品目、石炭など

（出所）商業大臣令より作成

④インドネシア国家規格（SNI）遵守義務

輸出されるインドネシア技術明細付き天然ゴム（SIR）には、該当するインドネシア国家規格（SNI）に従うことが義務付けられている。加えて、そのSIRは商業省発行の製造者認証（TPP）を有する天然ゴム製造業者が供給したものでなくてはならない。

⑤輸出のための原産地証明の発行

国際協定や貿易協定などに基づいた、特定の国への輸出にあたっての関税減免措置を利用するために、原産地証明の発行が必要となる場合がある。原産地証明は、特惠原産地証明と非特惠原産地証明に分かれ、電子プロセスで発行される。申請には、証明書発行申請書に加えて、関税局査閲済の物品輸出通知書、輸出許可証、船荷証券（B/L）、航空貨物運送状（AWB）、輸出荷物の明細などを添付する。発行はオンラインで行われている。

⑥輸出標準価格

輸出価格安定のため、パーム油ほかパーム関連品目、木材類、カカオ豆などの輸出には輸出標準価格が設定されており、輸出にあたって売値の事前審査を受ける必要がある。輸出標準価格は定期的に商業省令により発表される。

2. 関税制度

インドネシアでは、かつては、国内産業保護のために輸入品に対して高い関税を課していたが、近年では、国際的な貿易自由化の流れを反映して、関税の引き下げや関税区分の簡素化、国内産業、とりわけ中小企業の競争力強化に配慮した原材料や生産財の関税率引き下げなどが図られ、輸入工業品に対する関税は大幅に引き下げられてきた。

ASEAN 域内からの輸入の場合には、1992 年に合意された ASEAN 自由貿易地域（AFTA）への参加（インドネシアは原加盟国）に伴い、2010 年 1 月 1 日より撤廃が開始された。また、日本からの輸入の場合には、2008 年 7 月に日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）が発効したことで、両国の往復貿易額（2004 年 5 月～2005 年 4 月貿易実績）の約 92%が無税となった。この他、インドネシアは ASEAN 加盟国として、中国、インドとの FTA が発効済みとなっている。

関税には輸入関税と輸出関税がある。この内、輸入関税については関税率が 2 国間、多国間協定によって異なっている。これらの例として、①基本輸入税率（BM）、②ASEAN 域内共通効果特惠関税（CEPT）税率、③ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）税率、④WTO 情報技術協定（ITA）、⑤ASEAN 中国自由貿易協定（ACFTA）による特惠関税、⑥ASEAN 韓国自由貿易協定（AKFTA）による特惠関税、⑦日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）、⑧ASEAN 豪州・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）、⑨ASEAN インド自由貿易協定（AIFTA）、⑩インドネシア・パキスタン特惠貿易協定、⑪日本 ASEAN 包括的経済連携（CEP）協定、⑫パレスチナからの特定製品のための貿易便宜についての相互理解覚書がある。

の基本輸入税率（BM）では、品目ごとに最必需品には 0～10%、贅沢品には 200%までの税率が設定されており、協定や特例が存在しない相手国・品目についてはこれらが適用される。ASEAN 域内からの輸入は、2010 年 1 月より②の CEPT に代わって③の ATIGA が発効し、域内原産割合 40%以上または関税番号変更 4 桁レベルで ATIGA 特惠関税が適用されている。④の ITA では、情報・通信機器の輸入関税が撤廃された。⑤の ACFTA では、中国からの輸入において対象品目の 9 割で関税が撤廃された（2010 年 1 月時点）。⑥の AKFTA では、2007 年より韓国からの輸入における税率引き下げが始まっている。⑦の JIEPA は上述した通りである。⑧の AANZFTA、⑨の AIFTA はインドネシアではそれぞれ 2012 年、2010 年に発効している。

⑩のインドネシア・パキスタン特惠貿易協定は FTA ではないものの、2013 年の財務大臣規定により 220 品目について関税が軽減された。⑪の CEP 協定は、2018 年 3 月に発効、⑫のパレスチナからの特定製品のための貿易便宜は、2018 年 4 月に批准されている。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税のほかに付加価値税（税率 10%）が課せられるほか、一部については物品税も課せられる（「第 12 章 税制」参照）。ただし、①新規事業及び拡張事業に係る設備機器・部品に係る輸入関税は 5%に軽減、②保税区内の企業の資本財・設備・原材料の輸入税は免除、③経済開発統合地域に立地する企業の資本財・原材料・その他機器の輸入税が免除、などの免税措置がある。これらの特典を受けずに輸出製品製造用の機器や原材料を輸入する場合でも、後で還付請求を行うことが可能である。

3. 通関手続

(1) 輸入通関手続

輸入の許可申請や通関の流れは、①輸入関税の納付、②輸入申告、③書類審査、④現物検査、⑤搬出許可、の順に行われている。必要となる書類は、輸入申告書 (PIB)、輸入関税納付書 (SSP)、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）、そのほか原産地証明など必要に応じて提出する書類などである。

①輸入関税の納付に際しては、輸入者が輸入品の HS コードと原産地から計算された税額を銀行などで納付する。②の輸入申告では、輸入申告書をインボイス、パッキングリスト、輸入業者登録証、納税者番号などの添付書類とともに税関に提出し、申告書登録番号を受ける。③の書類審査で、申告内容や添付書類、輸入関税の計算などがチェックされる。この際、レッドラインに判定された輸入品は、④の現物検査の対象となる。これらを経て、税関からの搬出許可が出た後、輸入品を引き取ることができる。

(2) 輸出通関手続

輸出の許可申請や通関の流れは輸入の流れとほぼ同じで、①輸出関税の納付、②輸出申告、③書類審査、④現物検査、⑤船積み、の順に行われている。必要となる書類は、輸出申告書 (PEB)、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）、そのほか原産地証明や輸出関税納付証明など必要に応じて提出する書類などである。

①輸出関税が課される輸出品の場合は輸出関税を納付する。②の輸出申告では、輸出申告書をインボイス、パッキングリスト、事業許可書、納税者番号などの添付書類とともに税関に提出し、申告書登録番号を受ける。③の書類審査で、申告内容や添付書類、輸出関税の計算などがチェックされる。この際、レッドラインに判定された輸出品は、④の現物検査の対象となる。これらを経て、税関からの搬出許可が出た後、輸出品を引き取ることができる。

図表 16-4 輸出入通関手続に必要な書類

書類名	内容・解説
申告書	輸入の場合：輸入申告書（PIB） 輸出の場合：輸出申告書（PEB）
インボイス	発送者の名称と住所、発送地と発送日、荷受人の名称と住所、荷物の内容・数量・重量等が記載されたもの
梱包品明細書	法律で明記はされていないが、手続きの迅速化のために通常は要求される
船荷証券（B/L） または航空貨物運送状（AWB）	発送者の名称と住所、発送地と発送日、荷受人の名称と住所、目的地、荷物の内容等が記載されたもの。インボイスの内容と整合していなくてはならない
関税等の納付証明書	輸出入に関わる各種税金の納付証明（SSPCPなど）
保険証書	積荷にかけられた海上保険等の証書
その他	関連政府機関からの輸出入許可、原産地証明等

（出所）関税総局ホームページなどより作成

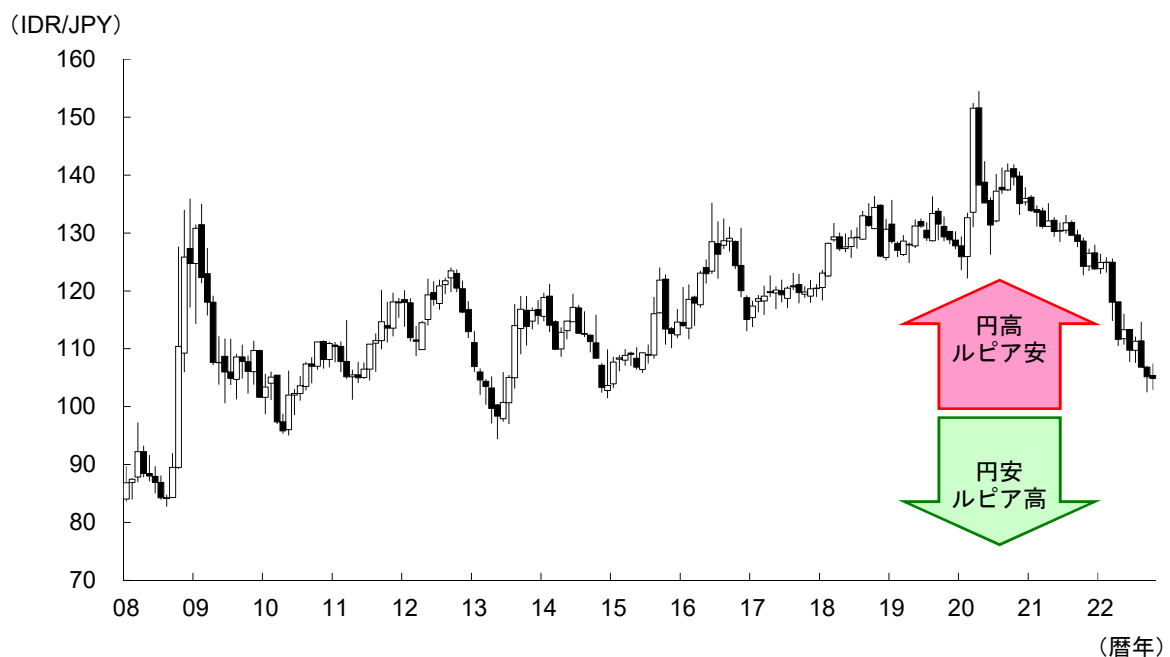
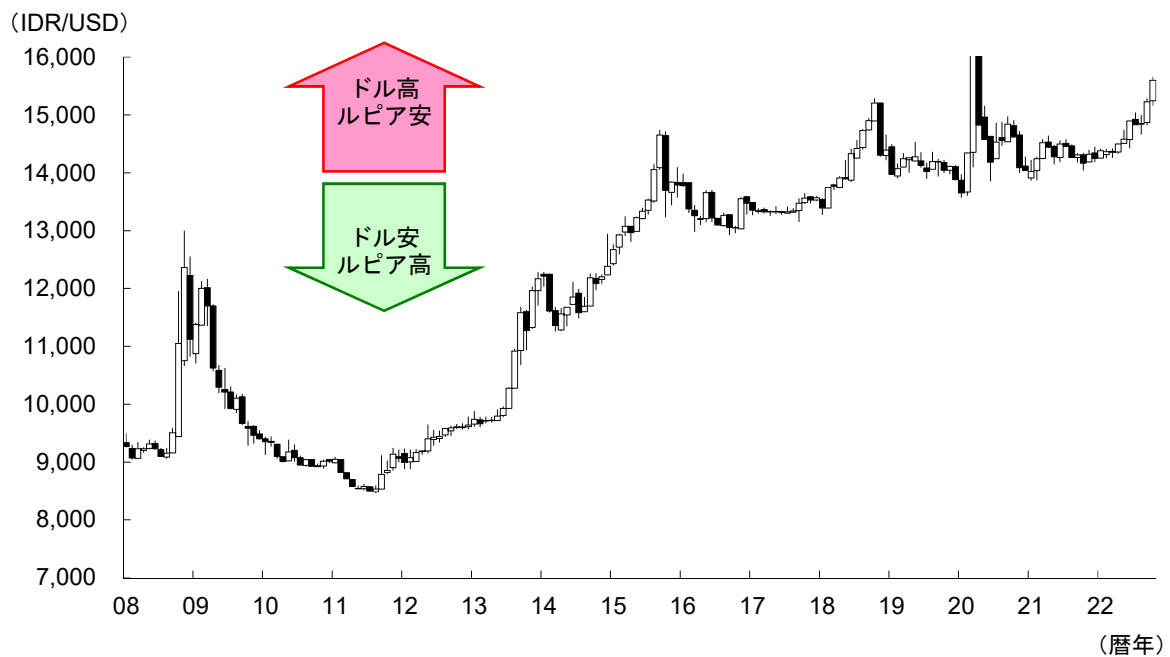
4. 為替制度

インドネシアでは、基本的に外国為替取引を行うことができる。外国為替管理法にあたる基本法はなく、インドネシア中央銀行による「外国為替取引施行細則」及び大統領令、財務省令、中銀通達などで個別の規制が行われている。

現在、インドネシアの外国為替制度は変動相場制が採用されている。これまでのインドネシアの為替制度の歴史を見ると、まず1970年4月に複数為替相場制から単一為替相場制（固定相場制）に移行。その後、1978年11月にドルペッグ制からバスケット制を採用し、管理フロート制に移行した。以後、1983年、1986年、1993年にルピアはドルに対して大幅に切り下げられていったが、アジア通貨危機の影響により、1997年8月に変動相場制へと移行した。

直近ではドル高、円安傾向にあり、2023年1月末時点での為替レート（終値）は1ドル＝14,959.15ルピア、1円＝115.03104ルピアとなっている。

図表 16-5 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

日本を含む特定 62 カ国との輸入取引では、一般的な取引決済である L/C (ユーザンスを含む)、支払時書類渡し、引受時書類渡し、前払金、委託販売方式などが可能である。62 カ国以外の国との取引については、前払金または L/C (ユーザンスを含む) による決済が原則とされる。期限付き払いの L/C の場合、支払い留保期間は関係者の合意に基づく。

輸出取引においては、米ドルの他、日本円や中国元を含めた全 25 の指定受領通貨のいずれかで代金を回収する必要がある。また、2014 年 5 月付中銀総裁規則により国内の外国為替銀行を通じた受領が義務付けられている。

資本取引においては、外貨の持込、持出は、通貨、金額にかかわらず自由であるが、非居住者との受払及び国内での外貨の受払いのうち取引額が 1 万ドル以上となる場合は、中央銀行への報告が必要である。

ルピア現金の海外への持出及び海外からの持込についても自由であるが、1 億ルピア以上の場合、それぞれ中央銀行の許可、税関での真偽検査が必要である。また、2008 年以降ルピアによる多額の外貨購入にも制限が加えられており、1 ヶ月間に 1 顧客あたり 10 万ドル相当を超える外貨の購入には輸入取引などの必要性証明書類を準備しなければならない。また、投機目的とみなされる外貨購入は認められていない。

6. ルピア使用義務

ここで進出日系企業に影響を与える施策として、ルピア使用義務を挙げる。インドネシア中銀は 2015 年 3 月末にインドネシア国内で行われる全ての商取引について原則としてルピアの使用を義務付ける規定を公表した（中銀規定 No.17/3/PBI/2015）。現金決済については 2015 年 3 月 31 日から、送金などの非現金決済については 2015 年 7 月 1 日から、ルピア使用が義務となる。ただし、貿易取引や銀行預金などの一部取引は対象外であり、2015 年 7 月 1 日以前に契約された書面に基づく取引については、契約終了時まで米ドルなどの外貨建て決済が認められる。

このように、一部例外はあるものの、現在、インドネシア国内における取引決済はルピアでの価格表示・決済が義務付けられている。これは、現金/非現金決済を問わず適用されており、日本企業現地法人間の取引であってもドル建価格表示などは認められなくなった点に留意が必要である。このため、従来、米ドル建て販売比率が高い企業は、売掛債権などの資産がルピア建てとなるため、外貨建て債務または外貨建て借入（親子ローンや国内銀行借入）に係る為替リスクへのヘッジ対応が必要になる点、留意が必要である。

第17章 金融制度

1. 金融機関（銀行）

インドネシアの金融機関（銀行）は、商業銀行（国営銀行、民間銀行、地方開発銀行、外国銀行）と地方銀行に大別される。両者の違いとして、地方銀行は営業地域が限られることや、支店数や取扱商品に制限が課せられている点が挙げられる。2022年7月時点、インドネシアには、商業銀行が107行、地方銀行が1,451行存在する。金融機関全体の総資産のうち商業銀行が全体の98.3%を占めるなど、商業銀行は規模の面で地方銀行を圧倒している（図表17-1）。

商業銀行107行の内訳は、国営銀行4行、民間銀行68行、地方開発銀行27行、外国銀行8行となっている。また、商業銀行は、コア資本の規模別に4段階（BUKU1～BUKU4）に分類されており、分類に応じた業務内容の制約がある。コア資本が50兆ルピア（約35億ドル）以上の商業銀行は制約が最も少なく、2022年7月時点では31行ある。

図表 17-1 総資産における商業銀行業態別シェア

	銀行数	コア資本の規模別銀行数（金額の単位は兆ルピア）				支店数	総資産	
		1,000億以上 1兆未満 (BUKU1)	1兆以上 10兆未満 (BUKU2)	10兆以上 50兆未満 (BUKU3)	50兆以上 (BUKU4)		兆ルピア	構成比
全体	1,558				31,593	10,499	100.0%	
商業銀行	107	-	17	59	31	25,568	10,325	98.3%
国営銀行	4	-	-	-	4	13,212	4,235	40.3%
民間銀行	68	-	13	36	19	8,315	4,719	44.9%
地方開発銀行	27	-	3	20	4	4,018	880	8.4%
外国銀行	8	-	1	3	4	23	492	4.7%
地方銀行	1,451					6,025	174	1.7%

（注） 数値は2022年7月時点。

（出所）OJK、“Indonesia Banking Statistics – July 2022”より作成

(1) 中央銀行

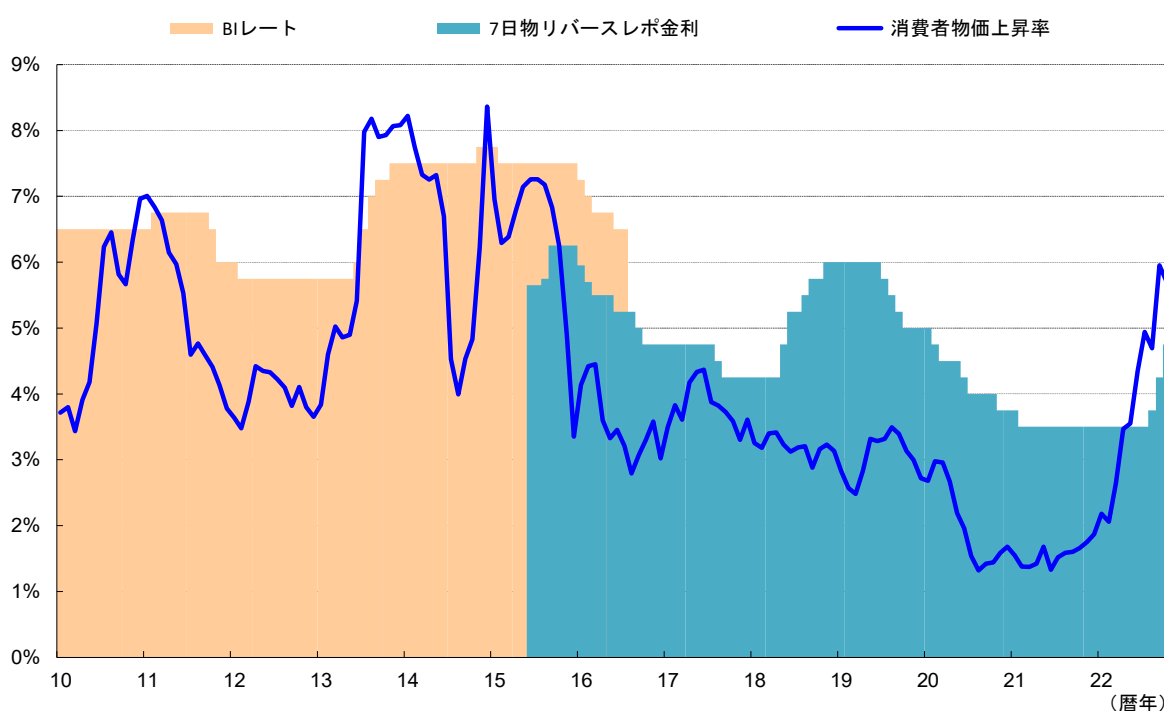
インドネシア中央銀行（Bank Indonesia : BI）は、1945年のインドネシア憲法に基づき、政府から独立した組織として設立された。当初は金融（貨幣供給）、銀行、決済システムが主な担当分野であった。しかし、アジア通貨危機に見舞われたことで1999年に新中央銀行法が施行され、中央銀行の役割は自国通貨ルピアの価値安定となった。インドネシア・ルピアは1970年から1978年までは固定相場制をとり、1978年から1997年の管理フロート制を経て、アジア通貨危機に見舞われた1997年8月以降、変動相場制に移行している。

その後、2004年の中央銀行法の改訂ではガバナンスの強化を、世界的な金融危機に直面した2008年の改訂では、国内の銀行の回復力を強化するために、中央銀行による短期資金の供給などが規定されるなど、機能の強化が図られてきている。

現在のインドネシア中央銀行は、通貨の発行、外国為替管理、金融機関の監督業務などを行い、公開市場操作や金利操作（政策金利の変更）、預金準備率操作を手段に金融政策を実施し、経済の安定成長が維持できるよう努めている。2005年には金融政策のターゲットとして、それまでの貨幣供給量（ベースマネー）からインフレ・ターゲットに変更した。また、政策金利の指標レートは2016年8月まで12カ月の金融オペレーションを基準とするBIレートが用いられたが、市中金利水準からの乖離を踏まえ、7日物リバースレポ金利へと変更された。

なお、2022年10月末時点での7日物リバースレポ金利誘導目標は4.75%である（図表17-2）。

図表 17-2 政策金利と消費者物価（CPI）上昇率の推移



（注1）コアインフレ率は、基準年の変更のため2014年1月より算出。

（注2）2016年8月からBIレートは政策金利指標ではなくなったため、以後記載せず。

（出所）Bank Indonesia 資料より作成

(2) 商業銀行

①新規参入と淘汰の歴史

1988年、インドネシア政府は、競争環境の整備による効率的な資金配分の実現を目指す金融改革を実施した。この規制緩和により、1968年以降厳しく規制されていた銀行の新設が解禁され、1989年初めに106行だった銀行数は、アジア通貨危機前の1997年7月には237行に急増した。なお、銀行数が最大であったのは1995年10月の241行である。しかし、競争の激化による収益性の低下とアジア通貨危機により多くの銀行で不良債権が急増したため、政府はIMFの支援を受けて金融制度改革を進めた。具体的には1998年1月に「金融制度再建プログラム」を発表し、金融機関の再編（経営不振銀行の監視と資産管理を担当）を推進するインドネシア銀行再建庁（IBRA）を設立した。

この IBRA は、監視下に置いた 54 行の営業停止・合併（1998 年 8 月）を断行し、民間銀行への公的資金の注入（1999 年 3 月）などの措置を講じ、2000 年 10 月には資本注入を完了した。なお、IBRA は 2004 年 2 月に解散し、吸収した資産は新設される譲渡専門機関に移管された。また IBRA 解散時のインドネシアの銀行数は 138 行と、アジア通貨危機前に比べてほぼ 100 行減少した。

②最近のインドネシア銀行業界の再編

近年は、邦銀が絡む銀行部門の合併・買収などもあり、銀行業界の淘汰・再編が進んでいる。

2018 年 8 月には、三井住友銀行が、同行子会社のインドネシア三井住友銀行と、40%を出資している地場商業銀行バンク・タブンガン・ペンシウナン・ナショナル（PT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk : BTPN）との合併計画を発表し、翌 2019 年 2 月に BTPN を存続会社として合併した（PT Bank BTPN Tbk）。三井住友銀行の持株比率は合併当初は 97.34%だったが、2022 年 3 月時点では 93.49%となっている。

また、三菱 UFJ 銀行は、2019 年 1 月、同行が 40%分の株式を保有するバンクダナモン（PT Bank Danamon Indonesia, Tbk）と、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ傘下のアコムが 67.59%分の株式を保有するバンク・ヌサンタラ・パラヒヤガン（PT. Bank Nusantara Parahyangan : BNP）との合併計画を発表し、同年 5 月にバンクダナモンを存続会社として合併した。2022 年 3 月時点三菱 UFJ 銀行の持株比率は 92.47%となっている。

2018 年 10 月、りそな銀行は、2018 年 10 月、インドネシア子会社りそなプルダニア銀行（PT Bank Resona Perdania）の株主として、横浜銀行と大同生命を加え、りそなプルダニア銀行の株主構成は、りそな銀行が 48.44%、横浜銀行が 30.00%、大同生命が 14.90%となったことを発表した⁴。

③総資産ランキングと邦銀の位置付け

2019 年 8 月時点の商業銀行の総資産や貸出残高を比較すると、国営銀行 4 行（PT. Bank Rakyat Indonesia Persero : 総資産 1 位、PT. Bank Mandiri Persero : 同 2 位、PT. Bank Negara Indonesia Persero Tbk : 同 4 位、PT. Bank Tabungan Negara Persero : 同 5 位）がいずれも上位にあり、国営銀行の存在感は大きい（図表 17-3）。

また、2019 年に MUFG フィナンシャル・グループが地場 2 行を合併させたバンクダナモンが第 10 位（179 兆ルピア）ランクされており、邦銀では、三菱 UFJ 銀行（外国銀行支店）の総資産が 166 兆ルピアと地場上位行に続き、みずほ銀行（合弁銀行）が 55 兆ルピア、りそな銀行（合弁銀行）が 15 兆ルピアとなっている。なお、第 7 位にランクされている Bank Syariah Indonesia は、2021 年 2 月、Bank Syariah Mandiri、BNI Syariah、BRI Syariah の 3 つの銀行の統合により誕生したシャリーア銀行（イスラム銀行）である。

⁴ https://www.resonabank.co.jp/about/newsrelease/detail/20181029_899.html

図表 17-3 主要商業銀行の勘定残高（2022年2月末）

	銀行名	分類	総資産
			兆ルピア
1	PT Bank Rakyat Indonesia Persero (BRI)	国営銀行	1,527
2	PT Bank Mandiri Persero	国営銀行	1,350
3	PT Bank Central Asia Tbk (BCA)	民間銀行	1,221
4	PT Bank Negara Indonesia Persero Tbk (BNI)	国営銀行	904
5	PT Bank Tabungan Negara Persero (BTN)	国営銀行	363
6	PT Bank CIMB Niaga Tbk	民間銀行	307
7	Bank Syariah Indonesia	国営銀行	269
8	PT Bank OCBC NISP Tbk	民間銀行	229
9	PT Pan Indonesia Bank Tbk	民間銀行	182
10	PT Bank Danamon Indonesia Tbk	民間銀行	179
-	MUFG Bank Ltd	外国銀行	166
-	PT Bank Mizuho Indonesia	合併銀行	55
-	PT Bank Resona Perdania	合併銀行	15

(出所) CEIC より作成

④国営銀行

国営銀行は、1968年特別法に基づき政策金融機関として特定産業向け金融を担っていた。しかし、その後、業務としての実態は通常の商業銀行と差がなくなり、1992年の新銀行法により各設置法が廃止され、現在は通常の銀行と同じ業務を行っている。現存する4行については、業務効率化と国際競争力向上の観点から、同一の持株会社への移管を通じた統合が検討されている。2022年7月時点の支店数は13,212店と、インドネシア全体の5割以上を占めている。

⑤民間商業銀行

民間商業銀行は、1988年10月の金融規制緩和以降、63行から166行へと大幅に増加したが、アジア通貨危機後のIBRA主導による再編・淘汰で2005年には70行へと大幅減少した。民間商業銀行は、有力企業グループの経理機能から発展したものが多く、一部を除けば小規模な銀行が多い。なお、このうち小規模な銀行については、外為取引が禁止されている（民間非外為商業銀行）。2022年7月時点の民間商業銀行数は68行、支店数は8,315店。

⑥地方開発銀行

地方開発銀行は、ほぼ全ての州に設置され、地域経済の振興のための中小企業向け融資を主業務としている。かつては長期金融専門機関と位置づけられていたが、1992年の新銀行法によって商業銀行に変更され、一般顧客からの預金も受け入れている。

2022 年 7 月時点の地方開発銀行数は 27 行、支店数は 4,018 店。

⑦外国銀行支店

インドネシアでは、外国銀行の支店に銀行免許を交付するにあたっては、全世界で総資産規模上位 200 行以内の銀行であることなどの要件が求められる。新規の免許交付は長らく行われておらず、邦銀では三菱 UFJ 銀行が 1968 年に支店形態で進出している。2022 年 7 月時点、インドネシアに支店で進出している外国銀行は 8 行で、支店数は 23 店。

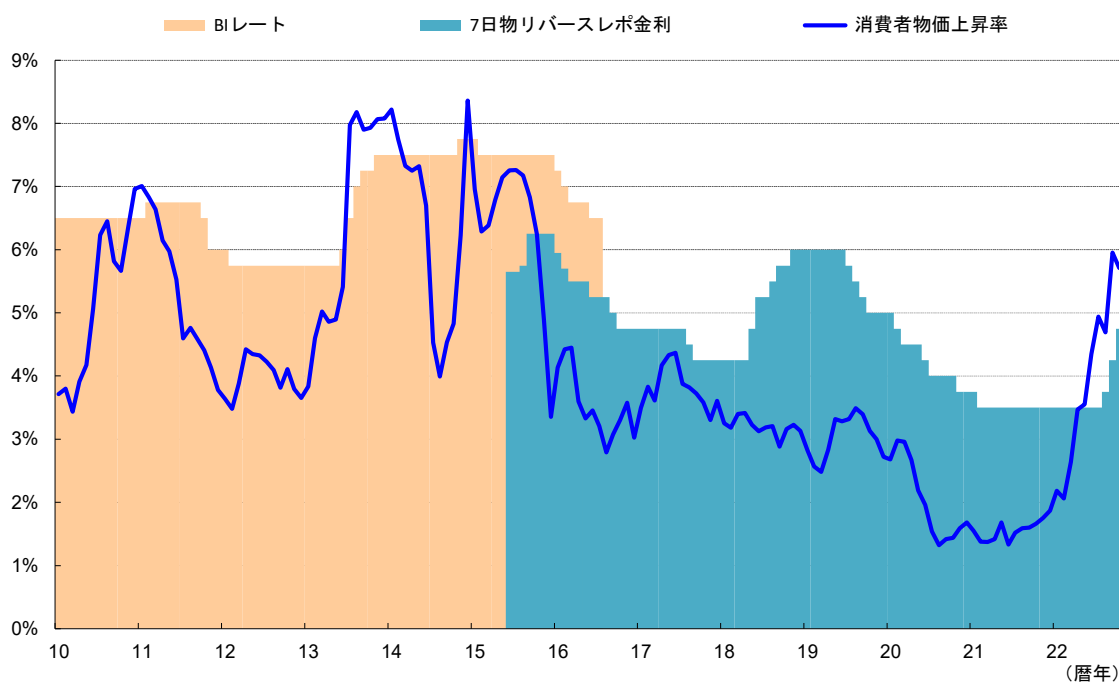
2. インドネシアの金融市場

(1) 金融政策の変化と金利動向

インドネシアの金融政策決定会合は、大幅な外部環境などの変化がある場合を除き、毎月中旬に開催される。インドネシア中央銀行は基本的に金利調節で物価の安定を図っており、政策金利は CPI 上昇率を上回るよう調整されている（図表 17-4）。

政策金利の指標レートは、かつては中央銀行の貸出レート（BI レート）が用いられていたが、BI レートを参照した国内資金取引は限定的であり、市中金利への波及効果を期待しにくくなってきたことから、2016 年 8 月に 7 日物リバースレポ金利（当時 5.25%）へと変更された。

図表 17-4 政策金利指標と消費者物価上昇率の推移（再掲）



（出所）Bank Indonesia 資料より作成

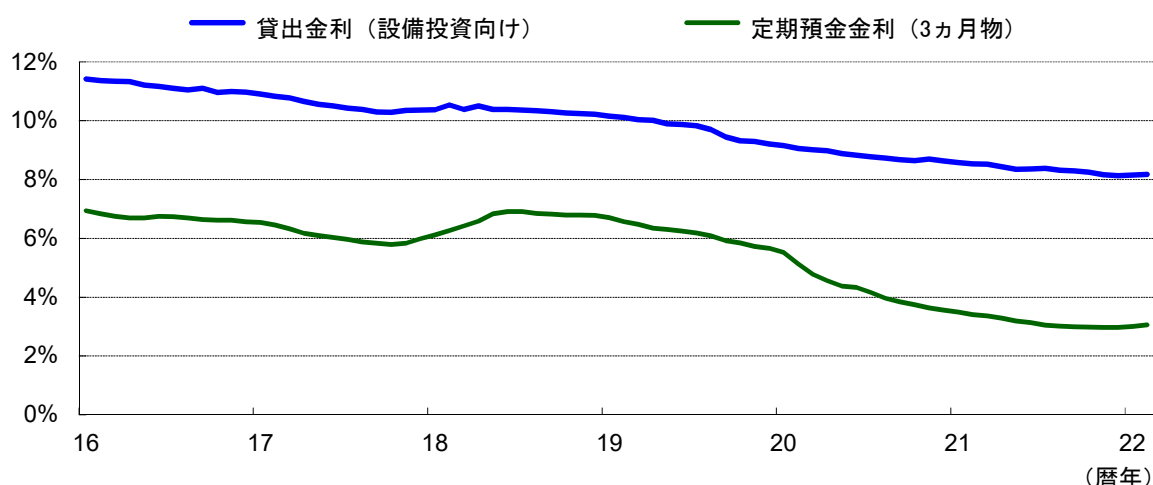
(2) 金融市場の構造

商業銀行の貸出金利や預金金利は、いずれも商業銀行が自由に設定している。基本は両金利とも政策金利の影響を受けるが、金利の変化幅や方向性は必ずしも政策金利のそれとは一致しておらず、特に貸出金利は他行との競争もあり、従前に比べて政策金利の変動の影響が現れにくくなっている。

例えば、政策金利が7日物リバースレポ金利となった2016年8月から2018年4月までは政策金利の変動幅（▲1.00%）と同程度に、預金金利（商業銀行、3ヵ月物、▲1.10%）と貸出金利（商業銀行、設備投資向け、▲1.12%）は低下している。しかし、利上げ局面となった同年5月から12月までは政策金利が1.75%分引き上げられたのに対し、預金金利の上昇分が1.01%、貸出金利が同0.08%と限定的な動きを見せている。

このような状況の下、金融機関の利ザヤとなる貸出金利と預金金利の差は、2018年後半から縮小基調にあったが、2020年以降は再び拡大しており、足下、設備投資向け貸出金利と定期預金金利（3ヵ月物）の差は約5.1%と、2019年末の約3.6%から拡大している（図表17-5）。

図表 17-5 政策金利と貸出・預金金利の推移



（出所）CEIC、Bank Indonesia より作成

3. 資本市場

インドネシアの資本市場の設立は古く、1912年に同国最初の証券取引所（The Batavia Stock Exchange）がオランダ・東インド会社（The Dutch East Indies）によって設立された。この証券取引所は第一次世界大戦の影響で閉鎖され、同戦争終了後に一時再開されるが、第二次世界大戦によって再び閉鎖された。

第二次世界大戦後、1952年に再び証券取引所が復活するが、当時の取引は株式の売買は活性化せず、インドネシア国債のみの売買に留まり、1988年時点においても上場企業は24社に留まっていた。

1988 年の銀行部門や資本市場の規制緩和を契機に外国人投資家の関心が高まる中、インドネシアの上場企業数も 1989 年末には 56 社、翌 90 年末には 122 社へと増加に転じた。上場企業数が増加する一方、国内の証券取引所の統合も進み、1995 年には Indonesia Prael Bourse がスラバヤ証券取引所に合併され、そのスラバヤ証券取引所も 2007 年にはジャカルタ証券取引所に合併され、合併後の取引所名はインドネシア証券取引所に改められた。

(1) 株式市場

インドネシア証券取引所には株式、債券、株価指数先物、オプションなどが上場し、取引されている。上場会社に民営化した国営企業が多いことや、時価総額や取引において上位銘柄への集中度が高い点がインドネシアの株式市場の特徴となっている。

従来、インドネシアでは少数のファミリーが上場企業の株式を集中して保有していることから、海外投資家などより、ガバナンス面で透明性が低く、ディスクロージャーや少数株主保護が不十分であるとの指摘がされていた。このため、監督官庁 OJK（インドネシア金融庁）やインドネシア証券取引所は、これらの解決を最優先の課題として取り組んでいる。

2022 年 9 月末時点、時価総額が最も大きい企業は、民間商業銀行最大手のバンク・セントラル・アジアで、時価総額は 890 兆ルピアとなっている（図表 17-6）。また、国営銀行のバンク・ラヤット・インドネシア（616 兆ルピア）やバンク・マンディリ（324 兆ルピア）が時価総額の上位に入るなど、全般的に銀行の時価総額比率は高い。

また、時価総額上位銘柄には、外資系企業が多い点も特徴的である。時価総額第 7 位のユニリーバ・インドネシア（156 兆ルピア）は欧州のパーソナルケア大手であるユニリーバ、第 10 位のタバコのハンジャヤ・マンダラ・サンプルナは米フィリップモリスのインドネシア子会社である。

図表 17-6 時価総額ランキング

	会社名	産業分類	時価総額 (兆ルピア)
1	バンク・セントラル・アジア	銀行	890
2	バンク・ラヤット・インドネシア	銀行	616
3	テレコムニカシ・インドネシア	情報・通信	400
4	バンク・マンディリ	銀行	324
5	バンク・ジャゴ	銀行	219
6	チャンドラ・アスリ・ペトロケミカル	化学	158
7	ユニリーバ・インドネシア	化学	156
8	エラン・マコタ・テクノロジー	情報・通信	139
9	バンクネガラインドネシア（ペルセロ）	銀行	124
10	ハンジャヤ・マンダラ・サンプルナ	タバコ	112

（注 1）2022 年 9 月末時点。

（出所）Refinitiv より作成

株式市場の値動きを表す代表的指標として、ジャカルタ総合指数とジャカルタ LQ-45 種がある。前者はジャカルタ証券取引所に上場する全銘柄から構成される時価総額加重平均指数で、1982 年 8 月 10 日を基準日とし、その日の時価総額を 100 として算出される。

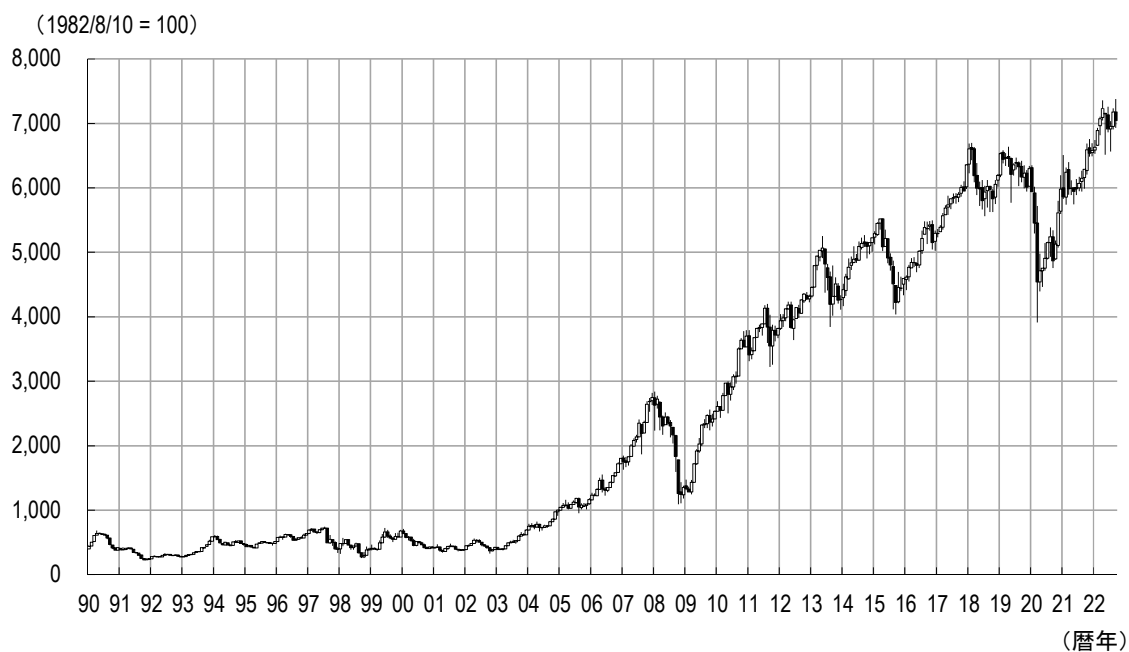
後者は同取引所で最も流動性が高い 45 銘柄から構成される時価総額加重平均指数である。上場銘柄全体の時価総額と売買高それぞれの 70%以上をカバーするよう銘柄が調整されている。後者は 1994 年 7 月 13 日を基準日とし、その日の時価総額を 100 として算出されている。よって、株式市場全体の値動きを見るには、ジャカルタ総合指数の方が適している。

ジャカルタ総合指数の 1990 年以降の推移を見ると、2003 年までは 500 ポイント前後で推移していたが、2003 年からは世界的な株高を反映して同指数も上昇に転じた。2008 年 1 月には一時 2,838.48 ポイントと、2003 年 1 月の終値 (388.44 ポイント) に比べ 5 年間で約 7 倍の水準に高騰した。その後、リーマン・ショックの影響を受けてジャカルタ総合指数も大幅に下落し、2008 年 10 月には一時 1,089.34 ポイントまで低下した。

しかし、内需主導の安定成長の期待が高いこともあり、インドネシア株式市場は、他の ASEAN 諸国のそれと比較してリーマン・ショックからの回復は早かった。ジャカルタ総合指数は 2010 年にはリーマン・ショック前の高値を更新している。

右肩上がりで推移していた中で 2020 年は新型コロナウイルスの影響により、大幅な落ち込みを見せた。一時的に総合指数は 3911.72 ポイントまで下落したものの、2020 年末には新型コロナウイルス前の水準まで回復しており、以降も堅調に上昇を続け、2022 年 9 月末のジャカルタ総合指数は 7,040.80 ポイントまで上昇している (図表 17-7)。

図表 17-7 株価指数 (ジャカルタ総合指数) の推移



(注) 1982 年 8 月 10 日を基準日とし、その日の時価総額を 100 として算出。

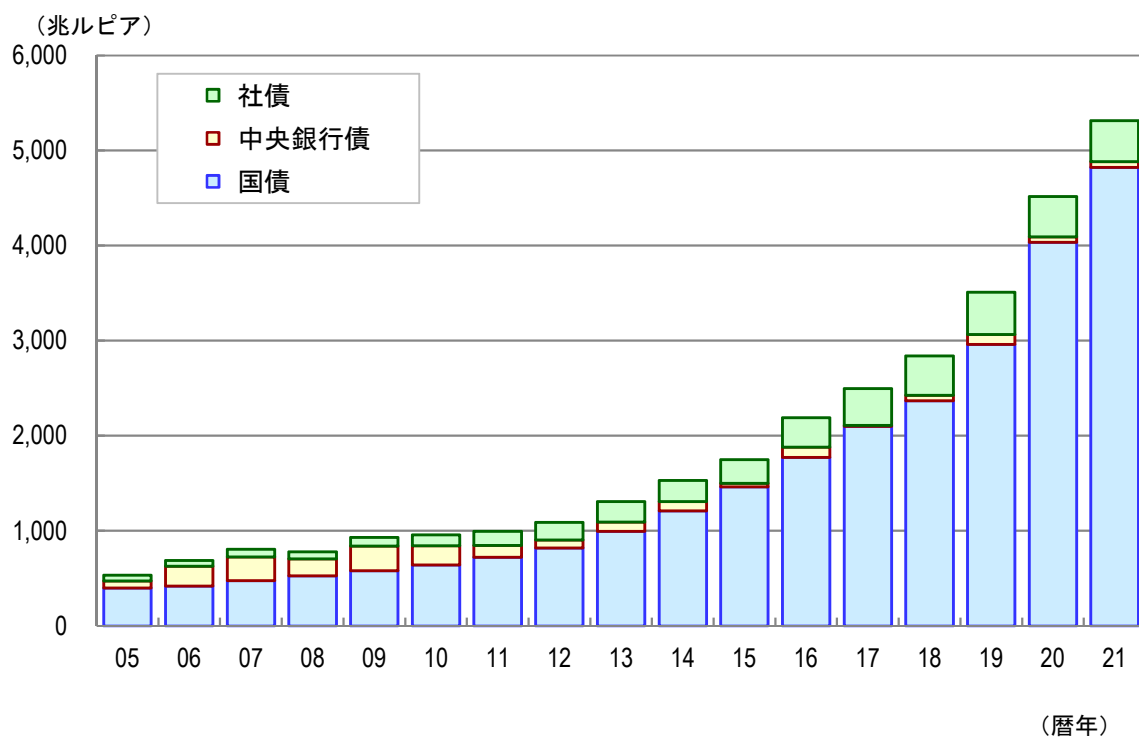
(出所) Bloomberg 資料より作成

(2) 債券市場

インドネシアの債券市場は年々拡大している。ルピア建ての債券（国債、中央政府債、社債）の発行残高は 2005 年末の 532 兆ルピアから 2021 年末には 5,314 兆ルピアと、当該 16 年間で市場規模は約 10 倍、年率平均 15.5% のペースで拡大している。

債券市場では、インドネシア国債のシェアが最も大きい。インドネシア政府は 2002 年の国債法制定後、国債を定期的に発行している。ちなみに 2006 年からは個人向け国債を、2008 年にはシャリーア（イスラム法）国債も発行している。なお、インドネシアでは外貨建債権も多く発行されており、2022 年 9 月時点の外貨建債券発行残高は 1,536 億ドルであり、内訳は外貨建て国債 896 億ドル、同社債は 640 億ドルとなっている。（図表 17-8）。

図表 17-8 債券残高の推移



(出所) Asian Bonds Online より作成

第18章 資金調達

1. 日系企業の資金調達の現状

現地に進出している日系企業は現地通貨（ルピア）または外貨（ドル、円）を民間地場銀行、国営商業銀行、外国銀行支店、外資系合弁銀行などから借り入れることができる。2019年6月及び2022年12月に実施した現地ヒアリングでは、親会社からの出資（増資など）や親会社またはグループ会社からの借入（親子ローン、CMS）が主な資金調達先となっているが、一方、インドネシアはオフショアからの借入規制を踏まえ、グループ間の資金融通が難しいことから地場銀行からの借入を行っている日系企業もある。インドネシアでは2014年10月に一般事業法人の外貨建て対外債務規制に関する通達が発出されており、一定基準に該当する場合はインドネシア中央銀行への報告と外貨建て債務のヘッジなどを義務付けられることとなっている（詳細は次頁「2. 資金調達に係る規制」参照）。

株式公開（株式上場）での資金調達に関しては、日系企業の上場企業数自体は増加傾向にあるものの、現地パートナーである既上場企業の子会社化などのケースが多くを占めており、資金調達目的の上場はわずかである。また、社債での資金調達については、一部の金融機関、ノンバンク企業を除けば実施されていない。

邦銀による地場銀行やノンバンクへの出資・買収の動向としては、2019年2月には、インドネシア三井住友銀行がPT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk（BTPN）と合併、同年4月には、三菱UFJ銀行がBank Danamonと合併している。邦銀現地拠点は図表18-1を参照のこと。

図表 18-1 日系銀行の現地拠点リスト

邦銀名	銀行名	拠点名	都市圏
三菱UFJ銀行	MUFG Bank, Ltd.	ジャカルタ支店	ジャカルタ
		ブカシ出張所	
		MM2100出張所	
		チカンベック出張所	
		デルタマス出張所	
		スルヤチプタ工業団地出張所	
		PT Uファイナンス・インドネシア	
		スラバヤ出張所	スラバヤ
三井住友銀行	PT Bank BTPN Tbk	バンク・ビーティーピーエヌ	ジャカルタ
		SBCSインドネシア	
みずほ銀行	PT BANK MIZUHO INDONESIA	インドネシアみずほ銀行	ジャカルタ
りそな銀行・横浜銀行	PT BANK RESONA PERDANIA	ジャカルタ本店	ジャカルタ
		チカラン出張所	
		カラワン出張所	
		MM2100出張所	
		デルタマス出張所	
		バンドン支店	バンドン
		スラバヤ支店	スラバヤ
		りそな・インドネシア・ファイナンス	ジャカルタ

（出所）各行ウェブサイトより作成

2. 資金調達に係る規制（外部格付取得義務など）

アジア通貨危機の際、ルピア下落により対外債務の返済負担が大幅に増大した苦い経験を踏まえ、インドネシア政府は急増する外貨建て債務の規制を強化した。具体的には、2014年10月インドネシア中央銀行が、一般事業法人に対する外貨建て対外債務に関する規制（中銀通達16/20/PBI/2014）を、同年12月に、この規制を一部改訂した規制（中銀通達16/21/PBI/2014）と詳細を定めた Circular Letter（16/24/DKEM）を発表した。

これによると、外貨建て対外債務（外貨建てオフショアローン）を保有する一般事業法人は、①ヘッジ比率規制、②流動性比率規制、③外部格付取得義務の3つの規制の対象となる。①ヘッジ比率規制では、四半期末時点で（1）3ヵ月以内、（2）3ヵ月超6ヵ月以内に期日の到来する外貨建て債務が外貨建て債権を10万米ドル以上超過する場合、この超過部分の少なくとも25%をヘッジすること、②流動性比率規制では、四半期末時点で3ヵ月以内に期日が到来する外貨建て債務残高に対し、その残高の70%にあたる外貨建て債権残高保有が義務付けられること、③外部格付取得義務では、外貨建て対外調達を行う場合、事前に「BB-」以上の外部格付取得が義務付けられること、である。

外貨建て債務とは、基準となる四半期末から（1）3ヵ月以内、（2）3ヵ月超6ヵ月以内に決済期日の到来する外貨建て債務で、外貨建て調達の元利金、外貨建て買掛金、外貨売ルピア買為替予約、スワップ、オプション取引などが含まれる。

一方、外貨建て債権とは、現金、当座預金、普通預金、定期預金、市場売買可能な証券、基準となる四半期末から（1）3ヵ月以内、（2）3ヵ月超6ヵ月以内に決済期日の到来する外貨建て債権、基準となる四半期より前に約定され、四半期末から（1）3ヵ月以内、（2）3ヵ月超6ヵ月以内に決済期日の到来する外貨買ルピア売為替予約、スワップ、オプション取引などが該当する。更に、過去1暦年における輸出比率が売上高の50%を超える輸出企業については、在庫も算入が可能となる。その場合、算入可能となるのは完成品では100%、仕掛品では50%、原材料では25%となり、治具や付属品は計算に含まれない。

①ヘッジ比率規制によると、ヘッジはインドネシア国内の銀行（邦銀の在インドネシア支店を含む）と行わなければならない。インドネシア国外の銀行とヘッジ取引を行った場合は外貨建て資産と認識せず、ヘッジ比率や流動性比率の計算にも含めない。

また、③外部格付取得義務では、格付有効期限は取得日から2年間とされている。格付会社はインドネシア国内の格付機関（PEFINDO、ICRA など）も国外の格付機関（JCR、R&I、Moody's、S&P、Fitch など）も同等に扱われる。ただし、新規格付取得には1件あたり100万円以上の費用が必要とされ、格付維持にも費用が生じるだけでなく、BB-以上の格付取得は多くの中堅・中小企業にとって困難でもある。したがって、③外部格付取得義務は、本邦中堅・中小企業のインドネシア子会社のオフショアローンの調達に大きな制約となることが懸念される。国際協力銀行はこれに対し、国際機関などの保証が付与された債務の借入は外部格付取得義務の例外とされる条項を利用して、中堅・中小企業向けに、外貨建てオフショアローンによる長期資金調達を可能とする保証付借入スキームを提供している。

このほか、「同一グループ向けの貸出は資本金の25%以内、同一企業向けでは同20%以内」とする銀行の1企業グループあたりの法的貸出限度（Legal Lending Limit：LLL）も導入されている。

3. 商業銀行からの借入

日系企業の場合、材料の調達や設備投資をドルで行う企業を中心に、ドル建ての借入が多いようだ。一方、ルピア建ての借入は、運転資金やバイクの販売金融会社などでニーズが高い。ルピア建てであっても設備投資向けに最長7年の借入が可能だが、多くの場合3~5年となっている。

インドネシアの借入期間は総じて短い。売掛金も買掛金もサイクルが1ヵ月程度であるため、借入期間も7日から1ヵ月の運転資金のニーズが多く、6ヵ月を超える資金ニーズは少ない。設備導入に伴う長期借入に関しても、5年以下が多いようである。

インドネシアでは、銀行の貸出金利の実質的な下限として、オーバーナイト資金の吸収オペに用いられる FASBI (Fasilitas Simpanan Bank Indonesia) レートが参照されている。企業が短期借入をする際には、FASBI レートが基準となり、信用力に応じてスプレッドが上乘せされる。従来、中銀の貸出利率である BI レートも参照されたが、2011 年頃からインターバンク金利が FASBI との連動を強め、BI レートから乖離する傾向が目立ってきた。インドネシアでは、コロナ禍の始まった 2020 年 3 月から利下げを開始、段階的に政策金利を引き下げ、その後は長い間政策金利は据え置きとされた。直近では、世界金融市場の不確実性や国内経済の堅調な動きを踏まえ、また、インフレ率上昇のリスクを軽減するために、2022 年 8 月に政策金利の引き上げが実施され、その後も金利の引き上げが続いた。引き上げ以前は 2.50% であった FASBI は、2022 年 12 月現在において 4.75% まで上昇している。

各銀行が公表する最優遇貸出金利 (Prime Lending Rate) を確認すると、邦銀の金利水準は、地場商業銀行と比べて低い (2022 年 12 月時点で各行のウェブサイトを確認したところ、PT. Bank Rakyat, PT. Bank Mandiri, PT. Bank Central Asia のインドネシア上位三行の法人向け最優遇貸出金利が 8.00%~8.05% であるのに対し、MUFG、SMBC、みずほの邦銀三行の同金利は 6.95%~7.20% であった)。これは、規模の小さい地場銀行が、預金獲得のため預金金利を高め設定した上、マージンを確保するため、貸出金利を高め設定することに理由があるようだ。ただし、実態の貸出金利を商業銀行間で比較すると、ドル・ルピアともに邦銀と地場銀行との差が縮小しており、必ずしも邦銀の金利が低いわけではない、との情報もある。

4. 株式・債券市場からの資金調達

インドネシアでは、外国企業の現地法人であっても株式市場や債券市場からの資金調達が可能であるが、実際に資金調達の場としてこれらの資本市場を利用している日系企業は少ない。特に株式公開については、日本の親会社が現地子会社の経営の主導権を保持したいと考えたり、株式公開では上場審査のほかに上場後も財務諸表の提出や開示などの義務が課せられたりすることが、資金調達の手段として選択されにくい主な理由のようだ。

(1) 株式上場による資金調達

インドネシア証券取引所に上場している日系企業の例を挙げると、1993 年にはマングム (化粧品などの製造・販売) が新規公開し、1994 年には住友電工 (電力ケーブルの製造・販売) が既上場企業に資本参加する形で、インドネシア子会社が上場している。2015 年には、地場シナルマスグループとの合弁で GIIC 工業団地を開発する双日の関連会社が新規に上場した。

また、ユニ・チャーム（ベビー用品、女性用品、ヘルスケア用品の製造・販売）は 2019 年 12 月 20 日に上場した。

2019 年以降は、日系金融機関がパートナー企業の株式取得などを進めることにより、結果的に上場企業の最終親会社となるケースが目立つ。2019 年 2 月には三井住友銀行の現地法人であるインドネシア三井住友銀行と Bank Tabungan Pensiunan Nasional が合併して Bank BTPN が発足し、三井住友銀行の上場子会社となった（図表 18-2 の No. 2 の Bank Tabungan Pensiunan Nasional Syariah は上記 Bank BTPN のイスラム金融子会社）。また、同年 5 月には三菱 UFJ 銀行が Bank Danamon Indonesia を子会社化している。三井住友海上火災保険は同年 7 月に Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG への出資比率を 80%にまで引き上げ、同時に上場した。

また、最近のニュースでは、インドネシアで日本人が創業した、従業員向け福利厚生・短期ローンを提供するスタートアップ VENTENY が 2022 年 12 月にインドネシア証券取引所で上場した。日本人が創業したスタートアップの、東南アジアでの上場は初めてとなる。

図表 18-2 インドネシアで株式を上場している日本企業（2022 年 10 月末時点）

会社名	最終親会社
PT Bank Danamon Indonesia Tbk	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
PT Bank BTPN Syariah Tbk	三井住友フィナンシャル・グループ
PT Bank BTPN Tbk	三井住友フィナンシャル・グループ
PT Asahimas Flat Glass Tbk	AGC
PT Adira Dinamika Multi Finance Tbk	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
PT Hexindo Adiperkasa Tbk	日立建機
PT Uni-Charm Indonesia Tbk	ユニ・チャーム
PT Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk	MS&AD インシュアランスグループホールディングス
PT Bank JTrust Indonesia Tbk	Jトラスト
PT Mandom Indonesia Tbk	マンダム
PT Mizuho Leasing Indonesia Tbk	みずほリース
PT Champion Pacific Indonesia Tbk	藤森工業
PT Sumi Indo Kabel Tbk	住友電気工業
PT Century Textile Industry Tbk	東レ、兼松、東海染工

（注） Refinitiv において最終親会社の本社所在国が日本である企業を参考に作成

（出所） Refinitiv より作成

（2）社債の発行による資金調達

債券市場についても、流動性が低いことやルピア建ての調達金利が高いために、これまでの活用例は少なかった。

ただし、2011年12月にFitchがインドネシアの格付けをBB+からBBB-へ、Moody'sがBa1からBaa3へ、2017年5月にS&PがBB+からBBB-へと、いずれも投資適格に引き上げたことが、現地債券発行に追い風となった。(各機関ともその後格付けを1ノッチずつ引き上げており、2022年12月時点の格付けはFitchがBBB、Moody'sがBaa2、S&PもBBBとなっている。現在、現地商業銀行が積極的に手掛けていない中長期(5~10年)の資金ニーズに対し、社債がその資金調達手段として検討されるケースも出てきている。

2022年11月時点における日系企業の社債(Bond及びIslamic Skuk)の発行状況については、Bank BTPN(三井住友銀行)が2件でおよそ64百万米ドル、Bussan Auto Finance(三井物産)が11件でおよそ264百万米ドル、Mitra Pinasthika Mustika Finance(ジャックス)が6件でおよそ64百万米ドル、Bank Danamon Indonesiaの子会社で消費者金融サービスを提供するAdira Dinamika Multi Financeが19件でおよそ356百万米ドルの社債を発行している。

年限は主に1・3・5年の3種、クーポンレートは3.500~9.750%で、総額748百万米ドルを調達している。インドネシアの上場債券のプライシングは、基本、国債のイールド・カーブを基に信用力に応じたスプレッドが考慮されて決まる。ただし、流通市場における流動性は依然として低い。

図表 18-3 インドネシアで社債を発行している日本企業(2022年10月末時点)

会社名	最終親会社
PT Adira Dinamika Multi Finance Tbk	三菱UFJフィナンシャル・グループ
PT Bank BTPN Tbk	三井住友フィナンシャル・グループ
PT Bussan Auto Finance	三井物産
PT JACCS Mitra Pinasthika Mustika Finance Indonesia	ジャックス

(注) Refinitivにおいて発行体親会社所在国が日本である企業を参考に作成。

(出所) Refinitivより作成

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

インドネシアの主な労働法制として、雇用関係については2003年制定の労働に関する法律及び2000年制定の労働組合に関する法律があり、社会保険関係については2011年制定の社会保障団体に関する法律及び1992年制定の年金基金に関する法律、労働紛争関係については2004年制定の労使紛争解決法がある。

2019年10月、ジョコ大統領は、外国直接投資を誘致し、経済成長を促し、雇用機会を創出することを主な目的として、新たな雇用創出法の草案を提案した。この新たな雇用創出は、オムニバス法⁵と呼ばれ、ビジネスライセンスの簡素化、投資条件、雇用などの11のポイントから成り立っている。現在インドネシアでは、オムニバス法に基づき、従来の労働法（2003年法律第13号）を改訂しつつ、新しい法律を制定しようとしている。インドネシアの労働法は以前から労働者有利な内容となっていたが、オムニバス法が運用されれば、解雇や最低賃金上昇率の計算方法などの面で企業側に有利な改正が行われることとなる。そのため、草案提出以降、労働組合や学生団体から反発の声が上がっている。他方、コロナ禍からの経済回復を優先した政権は、2020年10月にオムニバス法を国会で採決し、以降、オムニバス法に基づき、既存の労働法を改正する幾つかの政令が発出されている。しかし、2021年11月には、憲法裁判所が政府に対して、オムニバス法の立法手順に欠陥があったと指摘、2年以内の一部法改定を命じ、改定がなされなければオムニバス法は違憲となるとの判決がなされた。以上の通り、オムニバス法に基づく労働法の改正には流動的な部分が残っているものの、本章では、オムニバス法に基づく主要な変更ポイントについても併せて記載する。

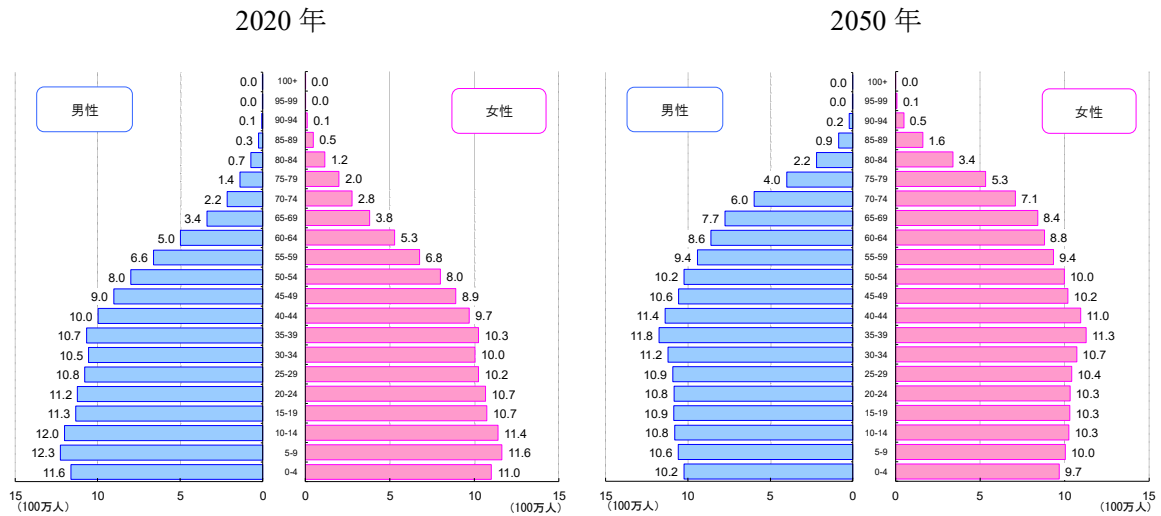
2. 労働市場と雇用情勢

(1) インドネシアの労働市場

図表19-1は、インドネシアの人口構成を2020年と2050年で比較したものである。2020年の総人口は約2.72億人で、そのうち、15歳から64歳までの労働人口は約1.83億人と、総人口の68%を占める。人口ピラミッドは富士山型を示している。一方、2050年の推計では、人口ピラミッドは釣鐘型に変化している。総人口は約3.17億人に増加し、労働人口も2.08億人まで増加する。2050年の総人口に占める労働人口の比率は66%と、2020年よりも2%ポイント低下するものの、依然として労働力は豊富である。

⁵ オムニバス法とは、幾つかの法定の規制を正式に一つの新しい法律としてまとめる（改正する）ことといわれる。

図表 19-1 インドネシアの人口構成の変化

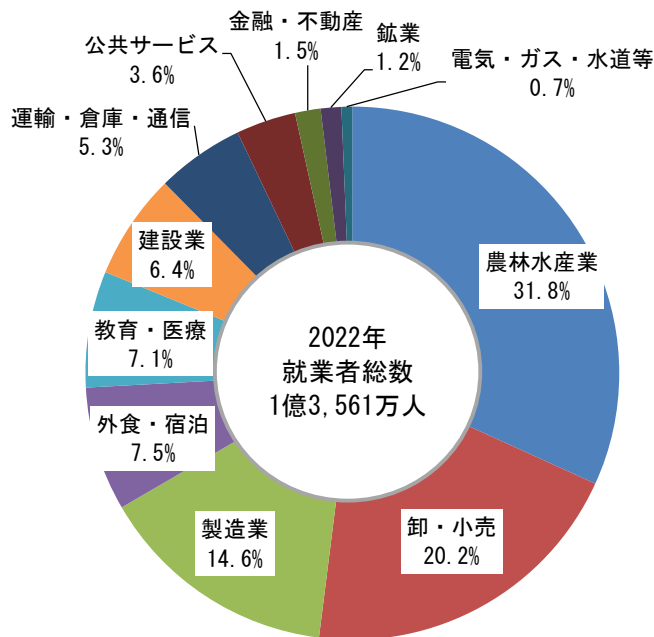


(出所) 国際連合「World Population Prospects 2022」より作成

(2) インドネシアの就業構造

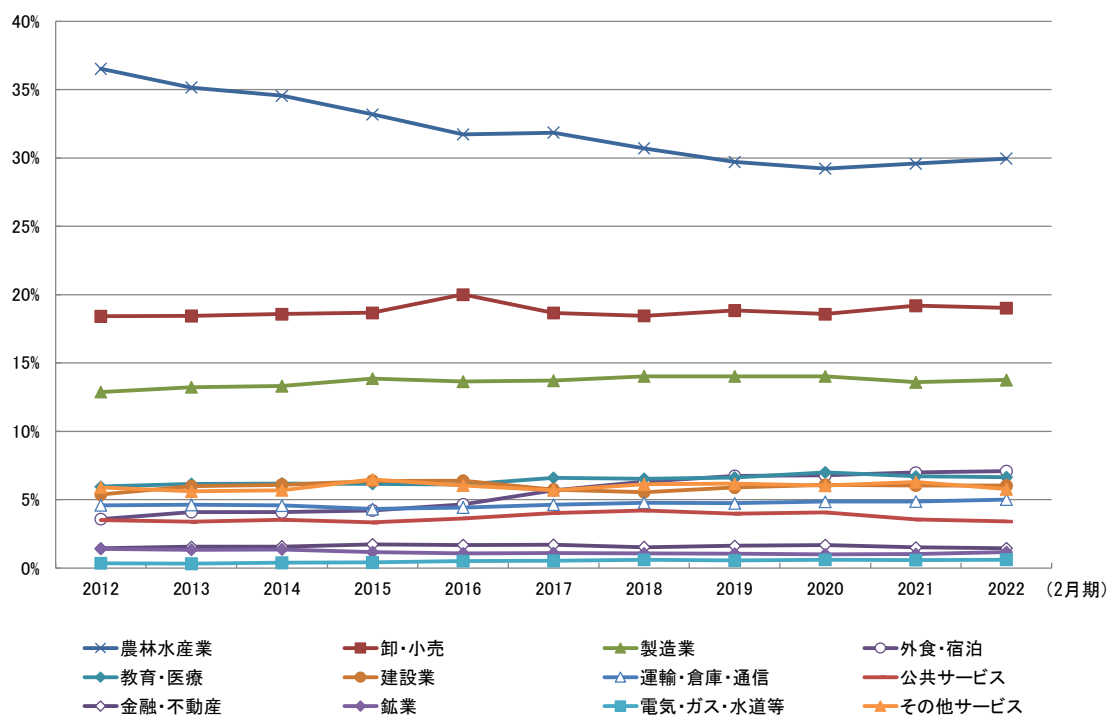
就業者の産業別構成比（2022年）を見ると、農林水産業従事者が全就業者の31.8%を占め、構成比では最大となっている。以下、構成比が大きい順に、卸・小売（20.2%）、製造業（14.6%）が続く（図表 19-2）。また、時系列で見ると、2012年から2021年かけて、農林水産業従事者の構成比が低下（△6.6%）し、卸・小売・外食・宿泊業の割合が上昇（△3.5%）していることが窺える（図表 19-3）。

図表 19-2 就業者の産業別構成（2022年2月）



(出所) インドネシア中央統計庁より作成

図表 19-3 産業別構成比の推移



(出所) インドネシア中央統計庁より作成

(3) インドネシアの雇用情勢

インドネシアは、労働人口は多い。このため、どちらかと言えば労働者の「質」よりも「量」が求められる一般ワーカーの採用では、企業の「買い手市場」にあり、「量を確保する」という点はあまり問題にはならないようである。

2022年12月の現地日系企業インタビューにおいても、一般ワーカーの採用は容易との意見が多かった。一方、優秀なエンジニアやスタッフの採用は、専門的な知識や技術を有する人材が少ないことなどから、それほど容易ではない。現地ではインターンで受け入れた学生を採用する事例なども聞かれている。また、将来的には現地スタッフに権限を委ねることを目的に、次期幹部候補となり得る、日本語のできる優秀なインドネシア人材の採用を積極的に行う企業なども存在する。

3. 賃金

(1) 賃金に関する法制度

賃金に関する法令には、労働法（2003年第13号）の他、時間外労働と時間外労働手当に関する労働移住大臣令2004年102号、最低賃金の決定方法を定めた同大臣令2013年7号、最低賃金設定の根拠となる最低生活費について定めた労働大臣令2016年21号、最低賃金の上昇率に関して定めた「賃金に関する政令2015年第78号」などがある。

賃金は解雇時の解雇手当及び退職金の算出の基準となり、基本給以外に、家族手当、交通費、食事手当、残業代などを含む。また、賃金のうち75%以上が基本給でなくてはならないことが労働法で定められている。また、オムニバス法では「同一労働同賃金」の原則が、労働法に明記されることとなった。

(2) 最低賃金

「賃金に関する政令 2015 年 78 号」では、最低賃金の上昇率がインフレ率と経済成長率を足し合わせた水準と定められている。従来、インドネシアでは、アジア通貨危機後の民主化と地方分権の流れを反映して、最低賃金は地方別に決定されることが法令で規定され、更にこの地方別最低賃金に基づいて地方ごとに産業分野別の最低賃金が決定されることとなっていた。

新たなオムニバス法では、県・市ではなく、州が統一の最低賃金額を決定するとされ、また、業種別の最低賃金も撤廃された。また、零細・小企業（外資企業は該当せず）は、最低賃金を下回る賃金設定も可能とされた。

最低賃金は進出する地域や業種によって異なる。日本企業の進出が多いジャカルタ特別州、西ジャワ州地域の最低賃金を見ると、工業団地の多い西ジャワ州のブカシ県やブカシ市、カラワン県の最低賃金が首都のジャカルタ特別州の最低賃金を上回っている（図表 19-4）。

図表 19-4 日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移（再掲）

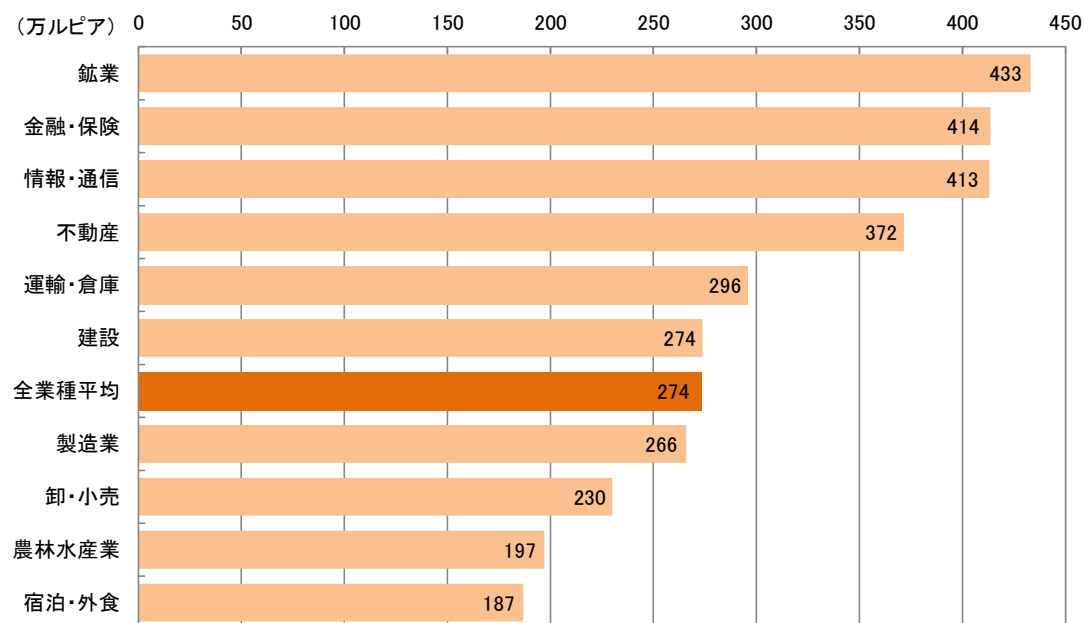
（単位：1,000 ルピア）	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
ジャカルタ首都特別州	4,276	4,416	4,473	4,902
西ジャワ州	1,810	1,810	1,841	1,987
ブカシ市	4,590	4,783	4,817	5,158
ブカシ県	4,499	4,792	4,792	5,137
カラワン県	4,594	4,798	4,798	5,176
プルワカルタ県	4,039	4,174	4,174	4,465
デポック市	4,202	4,340	4,377	4,694
ボゴール市	4,170	4,170	4,330	4,639
ボゴール県	4,084	4,217	4,217	4,520
バンドゥン市	3,624	3,742	3,775	4,048

（出所）JETRO 資料より作成

(3) 平均的な賃金水準

インドネシアの 2021 年の全産業平均の賃金水準は月額 274 万ルピアであり、ほぼ全産業セクターで上昇傾向にある。主要産業について見ると、鉱業（433 万ルピア）、金融・保険（414 万ルピア）や情報・通信（413 万ルピア）などでは賃金水準が平均を大きく上回る一方、製造業（266 万ルピア）、卸・小売（230 万ルピア）、農林水産業（197 万ルピア）、宿泊・外食（187 万ルピア）の賃金水準は平均を下回る水準であり、産業間で大きな格差が生じている（図表 19-5）。

図表 19-5 主要産業における平均賃金（2021年8月、月額）



（出所）インドネシア国家統計局より作成

（4）周辺諸国との賃金比較

ジャカルタの日系企業の従業員賃金を周辺諸国の主要都市と比較すると、ジャカルタはビエンチャン（ラオス）、プノンペン（カンボジア）、マニラ（フィリピン）より高く、バンコク（タイ）やクアラルンプール（マレーシア）よりも低い（図表 19-6）。2021年の賃金上昇率は3.27%（ジャカルタ）、0.50%（バタム）となっているが、2019年、2020年とルピア建ての賃金上昇率は8%台の高水準で推移していたことには留意が必要である。なお、日系企業が多く進出しているバタム島においては、ワーカー、エンジニア、中間管理職のどの賃金もジャカルタよりも低い水準となっている。

図表 19-6 周辺諸国との日系企業平均賃金比較（米ドル）

	香港	シンガポール	上海	バンコク	マニラ
ワーカー（一般工職）	2,199	1,907	1,124	447	272
エンジニア（中堅技術者）	n. a.	2,813	1,304	798	409
中間管理職（課長クラス）	4,027	4,306	2,509	1,629	1,092
日系企業名目賃金上昇率	2018年：3.5% 2019年：3.4% 2020年：1.1%	2017年：3.8% 2018年：4.6% 2019年：3.9%	2018年：8.1% 2019年：7.8% 2020年：7.9%	2017年：△0.05% 2018年：1.35% 2019年：2.26%	2017年：4.28～4.63% 2018年：4.88～5.26% 2019年：0%

	クアラルンプール	ムンバイ	ジャカルタ	バタム	ホーチミン
ワーカー（一般工職）	431	328	421	317	266
エンジニア（中堅技術者）	867	944	582	444	508
中間管理職（課長クラス）	1,650	1,852	1,260	1,028	1,064
日系企業名目賃金上昇率	2017年：5.44% 2018年：4.88% 2019年：4.96% (非管理職)	2017年：11.5% 2018年：18.0% 2019年：6.4%	2019年：8.03% 2020年：8.51% 2021年：3.27%	2019年：8.03% 2020年：8.51% 2021年：0.50%	n. a.

	ビエンチャン	プノンペン	ダッカ	ヤンゴン
ワーカー（一般工職）	210	222	115	181
エンジニア（中堅技術者）	360	408	257	329
中間管理職（課長クラス）	771	1,003	704	836
日系企業名目賃金上昇率	n. a.	n. a.	2017/18年度：6.46% 2018/19年度：6.50% 2019/20年度：6.35%	n. a.

（出所）JETRO「投資コスト比較」より作成

なお、インドネシア（ジャカルタ、バタム）の中間管理職の賃金はベトナム（ホーチミン）やカンボジア（プノンペン）をやや上回る程度であるが、インドネシアのワーカーの賃金は継続的な最低賃金引き上げによりカンボジアとの差は相対的に大きく、2019年3月時点では、インドネシアのワーカー賃金はカンボジアの2倍近い水準となっている。

4. 雇用関係

(1) 労働規制の概要

インドネシアでは、1990年代後半から労働関連法の整備が進められている。1997年10月に制定された改正労働法は、労使双方からの反対により施行が凍結され、2002年9月に廃止された。それに代わる法律として2003年3月に新たに労働法が公布された。更に、2004年には労使紛争解決法も制定された。

2003年3月の労働法は労働民主化と評され、雇用、賃金、ストライキ、解雇、退職金などを規定し、労働関連各法規の基本法と位置付けられている。労働者保護に重点を置いた内容となったことから、企業にとって労務管理が大きな課題となっている。特に、経営側による一方的な労使関係の終了（解雇）は原則として産業関係紛争解決機関による決定が必要とされることが特徴である。

(2) 従業員の採用

一般ワーカーの採用は、新聞広告・自社ホームページ・工場門扉での求人掲載や、人材会社の利用、学校での求人など様々な方法で募集が行われている。採用形態では、当初は期間の定めのある契約社員として採用した後、優秀な人材を社員として採用するケースが多い。なお、契約社員としての契約期間は最長 2 年間である。更新は 1 回に限り認められており、更に継続して雇用する場合には、正社員として採用しなければならない。

一方、スタッフやエンジニアについては、当初から期間の定めのない正社員として採用する企業が多い。採用にあたっては、人材会社や自社ホームページなどでの募集に加え、既存スタッフ社員からの紹介や、閉鎖・撤退した企業のスタッフ経験者の採用などで補充される。

外資企業には原則としてインドネシア人従業員の雇用が義務付けられており、外国人の採用には制限がある（詳しくは同章「9. 外国人就労規制と労働許可の取得」を参照）。更に、一定以上の従業員を域内居住者から採用することを求める通達を出す地域もあり、留意を要する。

(3) 従業員の解雇

通常、雇用期間の定めのない被雇用者（いわゆる正社員）には 3 ヶ月間の試用期間が与えられ、その期間内に不十分な点が見つかった場合は、解雇することができる。試用期間経過後の正社員の解雇の前には、原則として労働裁判所の許可を得る必要がある。労働裁判所の許可を得るためには、書面による警告を 3 回実施することや窃盗やその他の犯罪のような深刻な違反があることが必要である。警告は、6 ヶ月間が経過すると無効になり、その後同一被雇用者による違反行為があったとしても、1 回目の警告と見なされることになる。

オムニバス法では、解雇規制の一部が緩和された。まず、従前は、解雇について労使間の協議がまとまらなかった場合、労働者を解雇するには、原則、労働裁判所の決定を得なければならないが、この要件が撤廃され、労働者を解雇する際に、労働裁判所の決定は不要となった。ただし、労働者を解雇するためには、配置転換、労働時間の調整などの解雇回避に向けた努力を行わなければならないことは、改正後も変わらない。その上で、今回の改正によって、労働者を解雇する際には、まず、使用者は、解雇理由を労働者（または労働組合）に通知しなければならない。そして、労働者が解雇に応じない場合には、労使間交渉によって解決を図らなければならない。それでもなお解決しない場合は、労使紛争解決制度に委ねられることになる。

次に、法定の解雇事由の拡大がなされ、法廷の解雇事由が労働法にまとめられた。また、雇用契約、就業規則または労働協約をもって、その他の解雇事由を定めることもできる。オムニバス法に基づく労働法では、使用者が支払猶予の裁判所決定を受けたこと、企業が赤字を理由に閉業を伴わずに経営合理化を行うことなどが解雇事由として追加された。

(4) 退職金

業務の効率化のために正社員を解雇する場合、従業員は図表 19-7 に基づき退職金を受ける権利が与えられる。原則的に、退職金は勤務年数に応じて増額される仕組みとなっている。

ただし、自発的に退職した正社員は、雇用契約などで別途定めていない限り、図表 19-7 に記載の費用以外の金額を受ける権利はない。同表の退職金を受ける権利は、労働法に基づくものである。

図表 19-7 退職金表

勤務期間		A (給料)	B (給料)	
1年未満		1ヵ月	-	
1年以上	2年 "	2ヵ月	-	
2年 "	3年 "	3ヵ月	-	
3年 "	4年 "	4ヵ月	2ヵ月	
4年 "	5年 "	5ヵ月		
5年 "	6年 "	6ヵ月		
6年 "	7年 "	7ヵ月	3ヵ月	
7年 "	8年 "	8ヵ月		
8年 "	9年 "	9ヵ月		
9年 "	12年 "			4ヵ月
12年 "	15年 "			5ヵ月
15年 "	18年 "			6ヵ月
18年 "	21年 "	7ヵ月		
21年 "	24年 "	8ヵ月		
24年 "			10ヵ月	



$$\text{退職金} = A \times 2 + B + \text{費用}$$

上記費用は、以下の金額の合計となる。

- ① 未消化の有給休暇分の給料
- ② 従業員及びその家族が当初の勤務地に帰宅するための旅費
- ③ 住宅費及び医療費として解雇手当（上記 A）及び長期勤務手当（上記 B）の 15% に相当する金額
- ④ その他雇用契約、就業規則または労働協約により定められた金額

図表 19-7 に記載の給料は、原則として過去 3 ヶ月の平均金額であるが、ボーナスなどにより変動する場合には過去 12 ヶ月の平均金額となる。

インドネシアは、一旦正社員として採用すると解雇することは容易でなく、ゆえに解雇コストも大きい。そのため、従業員の半分程度を契約社員（コントラクトワーカー）として採用し、景気変動に伴う雇用調整を行っている企業もある。

なお、インドネシアの退職金は、退職手当、勤続功労金、権利補償金、送別金の 4 つで構成されているが、オムニバス法に基づく労働法改正により、権利補償金に関する制度に変更があった。権利補償金については、従前は、未消化の年次有給休暇、帰省費用、住宅・医療・健康手当に対する補償金（退職手当と勤続功労金の合計額の 15% で計算）、雇用契約・就業規則・労働協約のいずれかによって定められたその他の補償金の 4 つで構成されていたが、このうち、住宅・医療・健康手当に対する補償金が撤廃された。

また、旧労働法には、雇用契約の終了事由に応じて退職金の金額を定める規定があった（例えば、経営合理化のための整理解雇の場合には、退職手当は 2 倍になるなど）が、これらの規定は新たな労働法では削除されている。

5. 労働条件

(1) 雇用契約

インドネシアでは、契約社員の定義（雇用期間に制限がある社員）、就業可能業務、就業時間、賃金などは、労働法（2003 年法律第 13 号）に基づき決定されている。

従来の労働法では、期間 2 年以内での契約を結び、最長 1 年の契約期間の変更（契約期間の変更は 1 回のみ可能）及び最長 2 年の更新が認められているため、合計で最長 5 年間まで契約社員として就業することが可能とされていたが、オムニバス法に基づく改正によって、このような契約期間と延長・更新の制限が撤廃された。その上で、「契約期間は雇用契約書によって定められる」旨が明記された。ただし、当事者の合意によって無制限に有期雇用契約が認められるようになったわけではなく、「仕事が長期にわたらずに完成する見込みである」「仕事の種類・性質は永続的であってはならない」「永続的な業務には有期雇用契約を用いることができない」との制約が付されている。なお、就業可能業務や契約期間に関する規制に企業側が違反した場合、契約社員は、期間の定めがない正社員扱いとなる。

有期雇用契約は、書面であつインドネシア語で締結しなければならないとされている。従来の労働法では、契約書不作成の場合のペナルティが規定されていたが、新たな労働法ではこの規定が撤廃された。

また、今回の改正によって、新たに、使用者は、雇用期間の満了時または業務の完了時に、労働者に補償金を支払わなければならないとなった。この補償金は、雇用期間に応じて決定されるとされているが、その詳細は、政令で定められる予定である。

(2) アウトソーシング

改正前の労働法では、業務委託や派遣などのアウトソーシングについて規制が設けられており、基本的には、アウトソーシングは、例外的な場面として位置付けられ、「付随的な業務に限られる」とされていた。オムニバス法に基づく労働法改正により、これらの規制は全て削除された。また、以前の労働法では、規制に違反した場合には、業務委託会社や派遣受入企業が法的責任を負うとされていたが、今回の改正では、業務受託会社や派遣会社が法的責任の主体であるとされた。

(3) 就労規制

以下は、インドネシアにおける主要な就労規制である。オムニバス法に基づく改正のポイントと併せて記載する。

【主要就労規制】

①賃金：

- ・ 固定手当を含む基本給は、その地域の最低賃金を下回ってはならない。

②就業時間：

- ・ 週 5 日の場合、1 日 8 時間以内、週 40 時間以下。
- ・ 週 6 日の場合、1 日 7 時間以内、週 40 時間以下。
- ・ 超過勤務は、労働者の同意を得て、1 日 3 時間以内、週 14 時間以下。

(1 日の最大残業時間は 4 時間、そして 1 週間の残業は合計 18 時間までとする。)

<改正のポイント>

旧労働法では、最大残業時間は 1 日 3 時間、1 週間 14 時間であるとされていたが、改正で残業時間が延長された。

③休日：

- ・ 法律で定める有給休暇のほか、忌引、結婚休暇、病休、出産休暇、国民の義務や宗教的な義務を果たすための休暇。

(休日は 6 日営業日の 1 週間に対し 1 日休みとする。)

<改正のポイント>

旧労働法では、1 週間のうち最低 2 日の休日もしくは 1 日と選択肢が用意されていたが、今回の改正で選択肢がなくなり、最低 1 日とされた。ただし、1 週間合計の就業時間が 40 時間以内であれば問題なく、業界によっては、8 時間労働の 5 日営業日の 1 週間のままでも良いとされている。

また、旧労働法では、6 年間継続して勤務している労働者に対し、2 ヶ月の長期休暇を与える必要があったとなっていたが、改正によりこれは義務ではなくなり、自由に設定できるようになった。

④休憩：

- ・ 4 時間以上連続で勤務した場合、雇用者は、30 分以上の休憩を与える。

⑤退職金・慰労金など：

- ・ 勤続年数に応じた退職金、慰労金などの支払い。

主要な労働条件は、雇用契約で規定する必要がある。10 人以上の従業員を雇用する雇用者は、就業規則を制定しなければならない。また、インドネシアでは、労働組合と雇用者が自主的かつ自由に交渉を行い、賃金や雇用条件に関して団体協約を結ぶことができる。このような協約は政府の認可を受けなければならないが、最長 2 年まで有効であり、1 年間の延長も可能である。

(4) 賃金表の作成と全従業員への通知義務

インドネシアでは、2017 年 3 月 21 日に「インドネシア労働大臣令 2017 年第 1 号」が発令された。これは「賃金に関する政令 2015 年第 78 号」で定められていた、賃金の構成表の作成と全従業員への通知の詳細を記したものである。賃金表に記載すべき情報は、それぞれの役職（または等級）の賃金の最低額と最高額である。

また、労働大臣令 2017 年第 1 号では、賃金の構成表を策定していない企業は、2017 年 10 月 23 日までは①賃金表の作成、②作成したことを全従業員に通知することの 2 点が義務付けられている。なお、労働局から求められた場合の「提示」や有効期限が 2 年である就業規則や労働協約の登録・更新の申請時での「提示」は必要だが、労働局への「提出」自体は必要ない。本規制の対象は、就業規則の提出義務の対象（社員が 10 人以上の企業）と異なり、現地社員を 1 人でも雇っている企業が対象となる。

(5) 宗教大祭手当（レバラン手当）

宗教大祭手当（レバラン手当）とは *Tunjangan Hari Raya*（略称：THR）のことで、各宗教（イスラム、カトリック、プロテスタント、ヒンズー、仏教、儒教）の大祭日に合わせ、基本給と固定手当からなる固定給 1 ヶ月分の支給が義務付けられた手当を意味している。

2016 年 3 月 8 日、インドネシア政府は会社の労働者の宗教大祭手当に関する労働大臣規程 1994 年第 4 号の規程を取り消した上で、新たに同内容に係る 2016 年第 6 号を発令した。勤続期間が 1 年未満の従業員（正社員・契約社員）に関し、従来は、勤続期間 3 ヶ月以上の従業員が月割計算での THR の支給義務対象者であったが、当該大臣令の規定により「1 ヶ月以上」の勤続期間に改正された。

(6) その他

インドネシア国民の約 90%がイスラム教徒であり、1 日 5 回のお祈りが義務付けられている。そのため、就業時間内に少なくとも 2 度のお祈りの時間を考慮に入れる必要がある。1 回あたりのお祈りの時間は約 10～15 分である。また、金曜日にはモスクを訪れて礼拝する「金曜礼拝」の習慣があり、金曜日の午後からは社員が退社するケースが多い。

6. 社会保険

インドネシアの社会保険には、以下①～⑤がある。

- ① 労働者災害保険
- ② 死亡保険
- ③ 退職保険
- ④ 年金保険
- ⑤ 健康保険

退職保険は、本人の自己負担分（給与の2%）と雇主負担分（給与の3.7%）から構成されるが、労働者災害保険、死亡保険、健康保険については、自己負担はなく、全て雇主が負担する仕組みとなっている。また、年金保険は退職保険と同様に、本人の自己負担分（給与の1%）と雇主負担分（給与の2%）から構成される。

労働者災害保険の負担率は月給の0.24～1.74%（業種により負担率が異なる、全額雇用主負担）であり、死亡保険の負担率は月給の0.3%（全額雇用主負担）であり、健康保険は本人の自己負担分（給与の1%）と雇主負担分（給与の4%）からなる。

なお、オムニバス法により国家社会保障制度法の一部が改正されて、新たに、失業保険が導入された。対象は、解雇された労働者であり、失業保険の内容は、6ヵ月分の月給、労働市場の情報へのアクセス、職業訓練となる。その詳細は、政令で定められる予定となっている。

7. 労働組合・労使紛争

インドネシアでは、長い間、労働組合の設立が規制されていたが、1998年6月、政府がILO第87号条約（結社の自由及び団結権の保護条約）を批准し、労働組合の設立を自由化した。全ての従業員は、労働組合を結成し、労働組合の組合委員となる権利を有する。労働組合は、10名以上の労働者が加入することにより、結成することができる。その結果、インドネシアではSPSI（全インドネシア労働組合総連合）をはじめ、多数の労組が設立・登録されている。

ストライキは最低賃金や賃上げなどの賃金に関する事項及び労働者社会保障などの福利厚生に関する事項を原因とし、発生件数は年により大きく変動する。

8. 労使紛争の種類

インドネシアにおいては、2004年に制定された労働裁判所及び労働事件訴訟法に基づき、労働関係に関する紛争は以下の4種類に分類される。

- ① 権利に関する紛争：法規、雇用契約、就業規則または労働協約の解釈及び適用に関する相違の結果として生じる、権利が認められていないことを主張する紛争
- ② 利害に関する紛争：雇用契約、就業規則または労働協約において定められた雇用条件に関する理解の不一致の結果として雇用関係において生じる紛争

- ③ 雇用契約終了に関する紛争：雇用契約の当事者の一方による雇用契約の終了に関する理解の不一致から生じる紛争
- ④ 労働組合間の紛争：労働組合の加入者、権利及び義務に関する、労働組合間の紛争

9. 外国人就労規制と労働許可の取得

(1) 労働法（2003 年法律第 13 号）による規制

労働法は、第 VIII 章第 42 条から第 49 条において、インドネシアでの外国人労働者の就労について規定している。

- ・ インドネシアにおける外国人の就労には労働大臣などの許可が必要である。
- ・ 外国人の就労は特定の役職及び期間^(注1)に限られること、当該の外国人には役職規定や能力基準^(注2)を遵守することが求められる。
 - (注1) 外国人の就労を制限する「特定の役職及び期間」、外国人労働者が守るべき「役職規定や能力基準」については、いずれも労働大臣決定で詳細を規定。
 - (注2) 能力基準とは専門の知識や技術のほか、インドネシア文化に対する理解も指す。

(2) 外国人労働者雇用許可及び暫定居住許可の取得

外資系企業は、原則としてインドネシア人労働者を雇用する義務があり、インドネシア人では遂行できない管理職や専門職に限り、外国人の雇用が認められている。

インドネシアに外国人社員を派遣し就労させるためには、一時滞在ビザ（ビザ区分 312）の取得が必要である。一時滞在ビザの取得には、投資調整庁（BKPM）から外資進出の認可を取得し、現地子会社の法人設立手続を完了することが必要とされる。なお、ビザ発給の手続の詳細は以下①～④の通りである。

- ① 外国人雇用計画書（RPTKA）の提出と許可取得
- ② 通知書（Notifikasi）の取得
- ③ 外国人労働者利用補償基金（DKPTKA）の支払い
- ④ ビザ発給

外国人労働者雇用計画書は、使用者がどのような外国人をどのような理由で雇用するかを定める計画書であり、使用者による外国人雇用のための枠取りとして機能するものである。外国人労働者雇用計画書には、通常フォームのほかに、一時的業務のための外国人雇用計画書（RPTKA）と緊急性を有する業務のための RPTKA がある。緊急性を有する業務のための RPTKA の対象となる業務には、機械または生産設備の故障に対する対応業務も含まれる。通知書（Notifikasi）には、就労を予定している外国人の就業場所や通知書の有効期間（雇用契約期間に準じる）などが記載される。

なお、労働法では、外国人雇用計画書が例外的に不要となる場合が規定されているが、オムニバス法に基づく労働法改正により、雇用計画書が不要となる要件の拡大がなされた。雇用計画書が不要となるのは、①一定の株式を保有する取締役や監査役、②在外公館職員、③特定の目的のために必要とされる外国人労働者とされており、③が今回の改正によって新たに追加された。③については、緊急事態のために停止された生産活動、職業訓練、テクノロジーを基盤とするスタートアップ、商用訪問、特定の期間における研究が目的として明記されている。

外国人労働者利用補償基金（DKPTKA）は、外国人を雇用することの対価として使用者が支払うべき金銭であり、外国人1人の雇用につき月額100米ドルが課される。DKPTKAの支払いが確認された後、労働省から入国管理総局へのデータ送信が行われ、入国管理総局にてデータを確認した後、データが在外公館に送信される。外国人労働者は、指定された在外公館に出頭してビザの発給を受けてインドネシアに入国する。

(3) インドネシア人労働者の教育義務

使用者は、外国人労働者を雇用する場合、外国人労働者から技術や専門的知識を移転させるために、インドネシア人労働者を代役として選び、教育・職業訓練を施さなければならないとされている。

以前の労働法では、前記のインドネシア人労働者の教育義務が免除される要件は、外国人労働者が取締役や監査役である場合に限られていたが、オムニバス法に基づく改正労働法では、「特定の職位に就く外国人労働者である場合」という内容に変更された。「特定の職位」の内容については、現時点では決められておらず、政令によって特定される予定である。

ひとくちメモ 4： インドネシアにおける労務管理

2022年12月の現地調査では、各社における様々な労務管理上の苦勞の声を聞いた。

労働人口が豊富なインドネシアでは、ワーカーの採用には苦勞することはなく、自分自身より若い労働人口も多く代替はいつでも可能との認識をワーカー自身も持っているため、すぐに離職するようなことはないという。

他方で、バックオフィス業務を行うようなスタッフや管理職はリソースが少なく、自社内でしっかりとケアをして転職を防ぐ必要があるとのことであった。特にジャカルタ市内では、新しい綺麗なオフィスで働きたいという理由での転職もできるような状況である。自分自身の給与を他の人に伝えることに抵抗がないため、給与を特別に上げるような対応ができず、一方で給与面以外で対応できることも限られているために苦慮している、と答えた企業もいた。バックオフィス業務での優秀な人材確保に苦勞しているため、採用後に自社で育てる方が早いこともある、といった声もあった。

さらに、正社員については、会社都合での解雇や昇給後の降格が労働法の規定で許されていない点を経営上のリスクとする企業も複数であった。

その他、インドネシア人の国民性としては、「長時間労働もいとわずに残業する風習はある」、「直属の上司に対して不満や文句を直接伝えることはせず、人事経由で意見を主張するなど、表立って意見は伝えず忸度する傾向がある」、「火事場の馬鹿力は強いが、地道にコツコツ作業を進めることは苦手な人が多い。臨機応変に対応できる力はある」といった考察があった。

第20章 物流・インフラ

この章ではインドネシアの物流インフラ（港湾、空港、道路、鉄道）及び電力、水道、ガス、通信インフラの現状を紹介する。

1. 主要な国際空港と港湾の位置

図表 20-1 はインドネシアの主要な国際空港と港湾の位置を表している。以下、それぞれについての特徴と利用状況について解説する。

図表 20-1 インドネシアの主要な国際空港と港湾



(出所) 各種資料より作成

2. 港湾

インドネシアは 1.4 万以上の島から構成される海洋国家であるため、国際輸送のみならず国内輸送においても海運が重要な役割を果たしている。

インドネシアの港湾は PT. Pelabuhan Indonesia (PELINDO) I~IV と呼ばれる 4 つの国営港湾会社によって管理・運営されている。1998 年 4 月に合意された IMF との経済構造改革協定に基づき、ターミナル整備、運営の一部について民間企業との合弁会社を設立する形で民営化された。港湾運営合弁会社の例は図表 20-2 を参照のこと。

図表 20-2 港湾運営合併会社の例

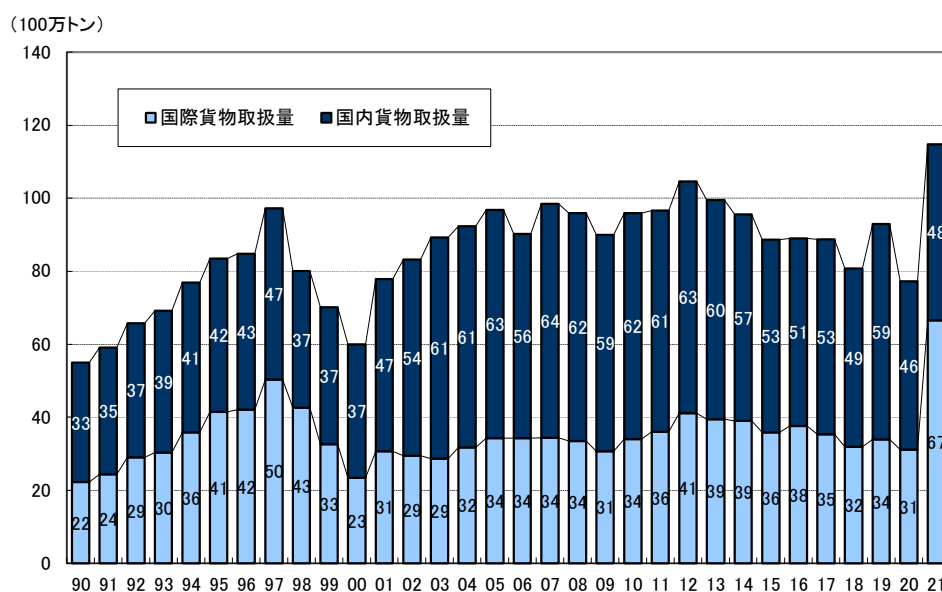
国営会社（運営港）	合併先（国・地域）	合併会社名	設立年
PELINDOⅡ （タンジュンプリオク港）	Hutchison Port Holdings（香港）	Jakarta International Container Terminal	1999年
	Hutchison Port Holdings（香港）	TPK-Koja (Koja Container Terminal)	2000年
	三井物産、PSA International（シンガポール）、日本郵船	New Priok Container Terminal One	2014年
PELINDOⅢ （タンジュンペラク港）	P&O社（英国）	Terminal Petikemas Surabaya	2000年

（出所）各種資料より作成

インドネシアには約 700 の公共港湾がある。そのうち約 100 港は商業港湾であり、約 80 港は国際船が寄港する。このうち最大の港湾はジャカルタ市内のタンジュンプリオク港（図表 20-1①）である。2012 年頃は、特にタンジュンプリオク港の周辺地域では、港湾の絶対的な容量不足を背景に、港湾混雑による物流停滞が深刻な問題となっていた。近年では貨物量が減少傾向にあり、港湾の容量不足を課題と指摘する声は少なくなっているものの、2021 年には国内景気の回復から物流量は大きく増加しており、港湾処理能力の向上は引き続きインドネシアの課題といえよう。

図表 20-3 はインドネシアの主要港湾の貨物取扱量の推移を示しているが、港湾インフラの整備不足による取扱可能量の制約により、2019 年までは貨物取扱量は 8,000 万～1 億トンの中で推移していた。2020 年は、新型コロナウイルスの影響により貨物取扱量は減少し、8,000 万トンを下回る水準となったが、2021 年にはコロナ禍からの回復と資源価格高を追い風とした好景気により、貨物取扱量は 1 億 2,000 万トンに迫る水準となった。

図表 20-3 主要港湾の貨物取扱量推移



（注） 主要港湾は、ベラワン、タンジュンプリオク、タンジュンペラク、スカルノ・ハッタの 4 港。

（出所） 国家統計局資料、CEIC より作成

「タンジュンプリオク港」(図表 20-1①)は、ジャカルタ特別州に位置し、インドネシア全体の国際海運物流のうち約5割の取扱シェアを誇るインドネシア最大の国際商業港湾である。PELINDO II (別名: Indonesia Port Corporation: IPC) が管理しており、ターミナルは複数の会社によって運営されている。コンテナ貨物取扱量が限界に達していたことから、ターミナル拡張計画(ニュープリオク計画)が進行しており、2016年8月には年間150万TEUの取扱が可能な第1ターミナルが操業を開始した。同ターミナルは全長850m、喫水16mと最新鋭の大型船の寄港が可能であり、運営会社には三井物産と日本郵船が出資している。ニュープリオク分を含めたコンテナ貨物取扱量は、2018年は764万TEU、2019年は760万TEUであった。インドネシアでは、近年の経済成長に伴い、首都圏唯一の既存の国際港湾であるタンジュンプリオク港の年間コンテナ取扱可能量は863万TEUであるが、これでは2025年のコンテナ需要予測値の1,024万TEUに対応できなくなる見込みであり、物流機能に必要な用地も不足している模様。PELINDO IIによると、2020年には第2、第3ターミナルの供用を開始する計画であったが、新型コロナウイルスの影響もあって工事は遅延した。

しかし、2020年時点の世界の主要港湾ランキング(Lloyd's List)によると、タンジュンプリオク港は22位(760万TEU)に留まる。その他ASEAN諸国の主要港湾のコンテナ貨物取扱量を見ると、シンガポール港(3,720万TEU、世界2位)をはじめとして、マレーシアのポークラン港(1,358万TEU、同12位)やタンジュンペラパス港(910万TEU、同18位)、タイのレムチャバン港(810万TEU、同20位)が、タンジュンプリオク港の取扱量を上回っている。また、ベトナムのホーチミン港(722万TEU、同25位)はほぼ同水準となっている。



タンジュンプリオク港の様子

なお、ジャカルタ首都圏の道路は慢性的な渋滞が発生しており、自動車産業などの日系企業が多く集積する首都圏東部の西ジャワ州カラワン県から首都中心部に立地するタンジュンプリオク港のアクセスに相応の時間を要することから、インドネシア政府はジャカルタの東部近郊に新港を建設している。当初は西ジャワ州カラワン県のチラマヤが想定されていたが、2015年4月に沖合の石油ガス施設と船舶航行の安全性に懸念があるなどの理由で白紙化され、その後同州スバン県パティンバンに決定した(図表 20-4)。

パティンバン港開発は、第1期から第3期工事の総費用は、約43兆ルピア（約3,600億円）が見込まれており、建設費用には日本国政府による円借款も活用される。第1期については、2017年11月に1,189億円の円借款契約が締結され、2018年に工事が開始した。2020年には自動車用ターミナルとコンテナターミナルが完成、2021年12月には本格稼働が開始した。インドネシア政府は、2027年までに全ての施設を完成させたいとしている。これによりジャカルタ首都圏東部の工業団地群に立地する日系企業の利便性は高まるものと期待される。

図表 20-4 パティンバン港の建設予定地



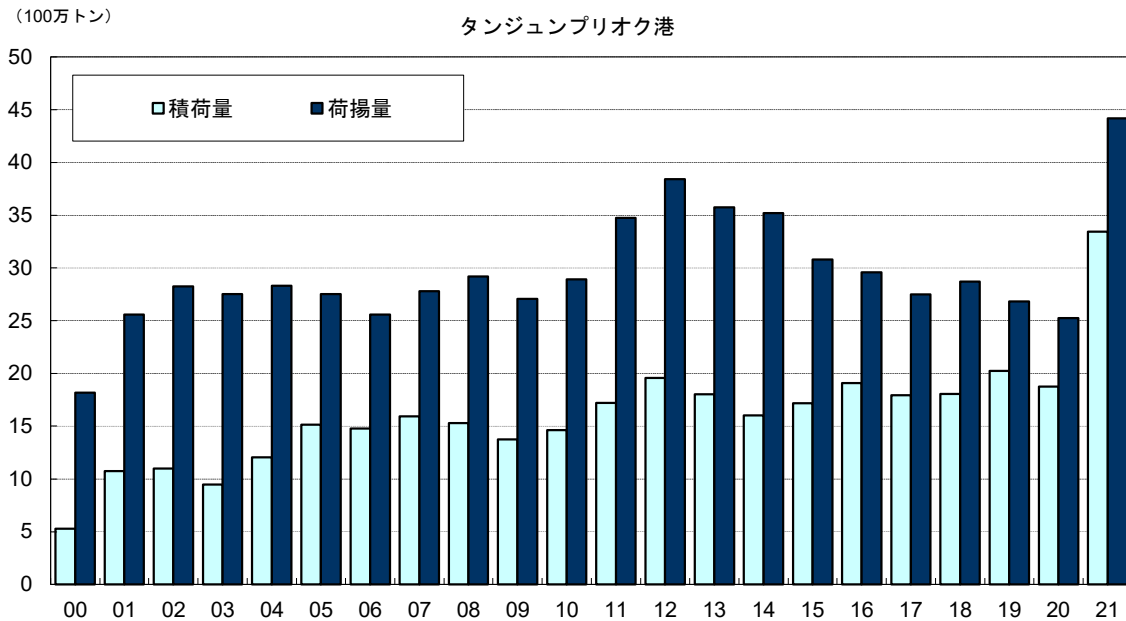
(出所) Google Map より作成

「タンジュンペラク港」(図表 20-1②)は、東ジャワ州都のスラバヤに位置している。同港はスラバヤ大都市圏と東部、西部インドネシア、近隣アジア諸国を結ぶ物流拠点で、インドネシア第2の港湾である。スラバヤコンテナターミナル会社 (PT. Terminal Petikemas Surabaya) が管理する国際船埠頭は喫水 13 m と十分な水深を有する。港湾の管理は PELINDO III が担い、コンテナターミナルは 24 時間営業している。

「ベラワン港」(図表 20-1③)は、北スマトラ州メダンに位置している。マラッカ海峡の国際航路に面しており立地は良いが、水深が 10 m と浅く、大型船の寄港は難しい。従来、コンテナターミナル (24 時間営業) の取扱能力が低く、年間 130 万 TEU に留まっていたが、インドネシア政府は既存施設と合わせてこれを 200 万 TEU まで引き上げる計画としている。港湾の管理会社である PELINDO I は拡張工事を 2019 年 4 月に終了させている。拡張後の岸壁は水深 14 m となり、パナマックス船並みの大型船も入港できるようになる。政府は、マラッカ海峡に位置する同港の戦略的位置付けを重要視しており、国営石油プルタミナが、同港に製油所と貯蔵施設の建設を計画していることから、石油化学産業の誘致などにも期待が持たれている。2022 年 8 月には、UEA の DP World が、PELINDO、インドネシア年金基金のコンソーシアムと、拡張計画に投資する契約を締結した。本投資は、インドネシア投資庁と DP World による 75 億ドルの共同投資の一環であり、拡張工事の完了後は、PELINDO とコンソーシアムが新ターミナルを管理し、東南アジア地域のハブ港として、地域の他港との接続強化を図る。

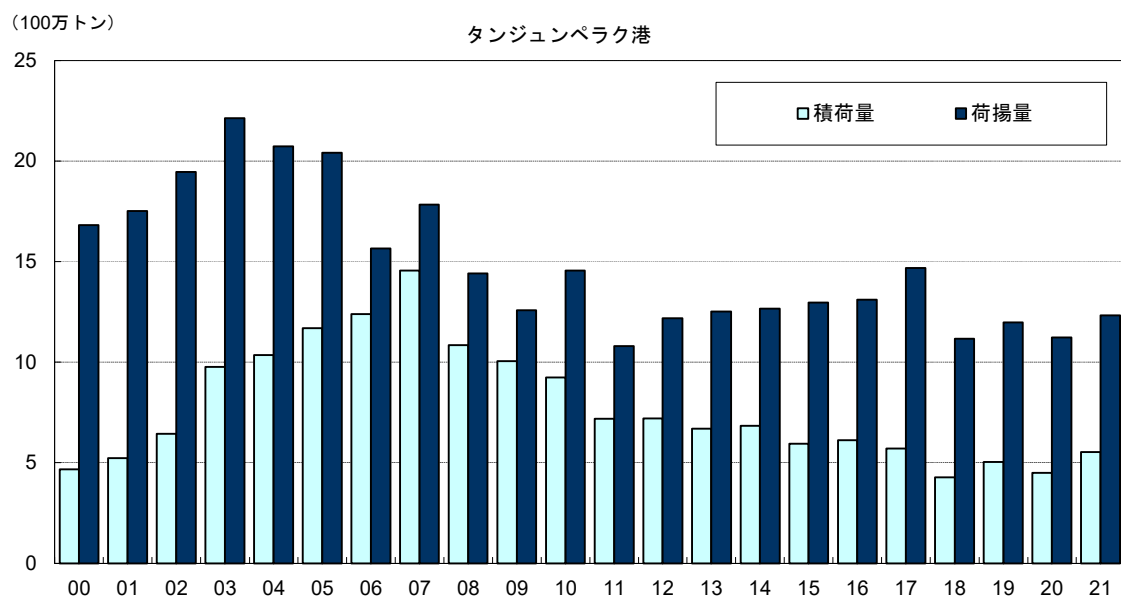
「スカルノ・ハッタ港」(図表 20-1④)は、南スラウェシ州マカッサルに位置する。同港の荷揚げ量は、近年は減少傾向にある。港湾の管理は PELINDO IV が行い、コンテナターミナルは 24 時間営業している。2014 年には自動車専用ターミナルが設置され、2016 年には港湾業務管理システムが他港に先駆けて導入されるなど、インフラ整備が進んでいる。

図表 20-5 タンジュンプリオク港の貨物積荷量・荷揚量の推移



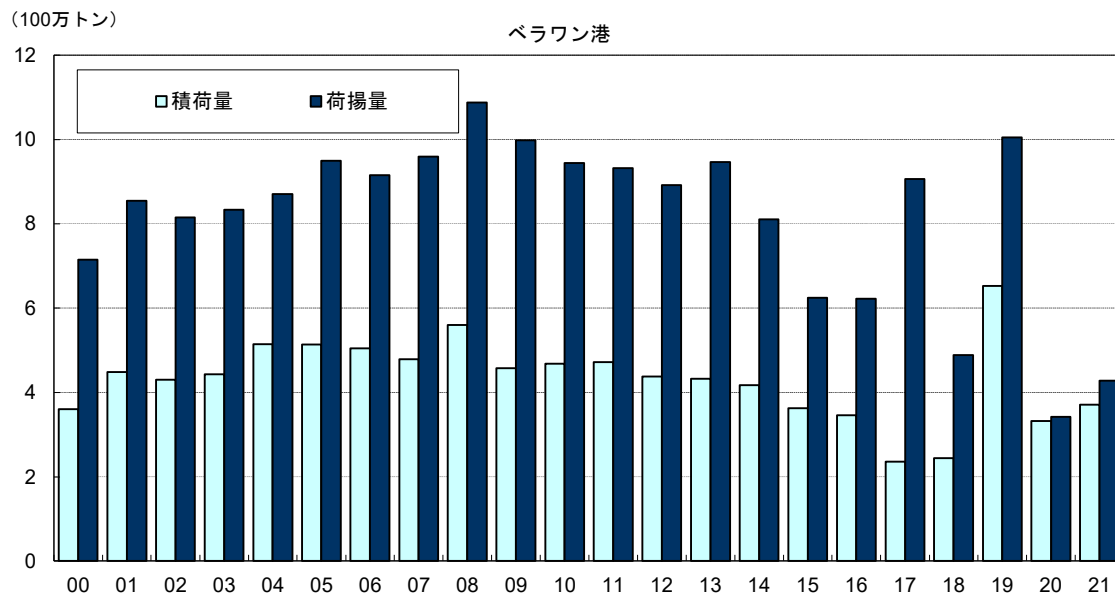
(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-6 タンジュンペラク港の貨物積荷量・荷揚量の推移



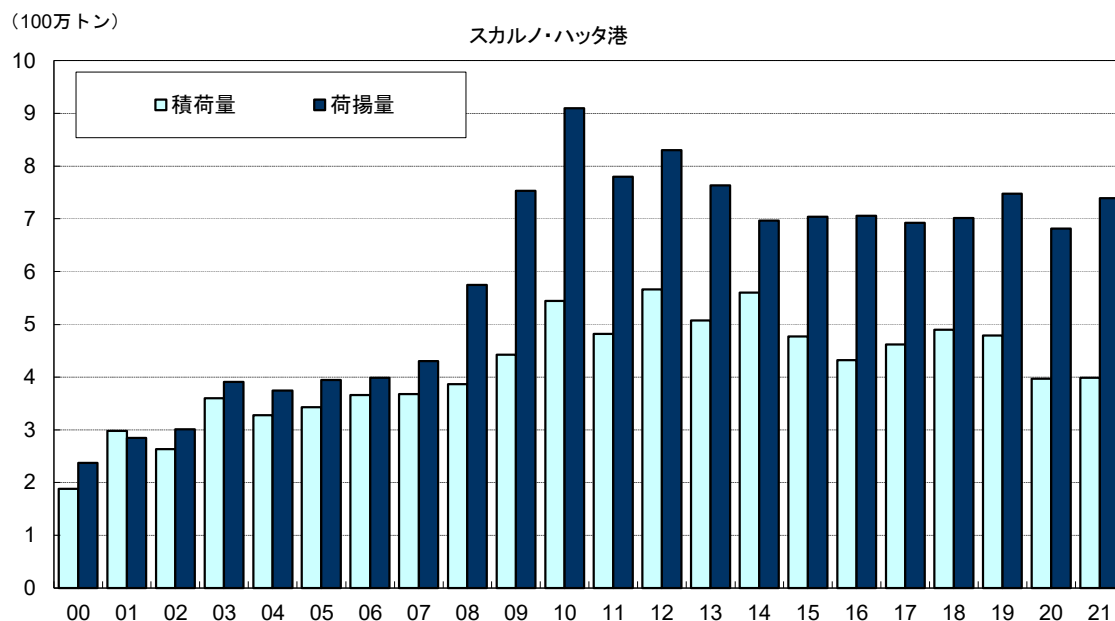
(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-7 ベラワン港の貨物積荷量・荷揚量の推移



(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-8 スカルノ・ハッタ港の貨物積荷量・荷揚量の推移

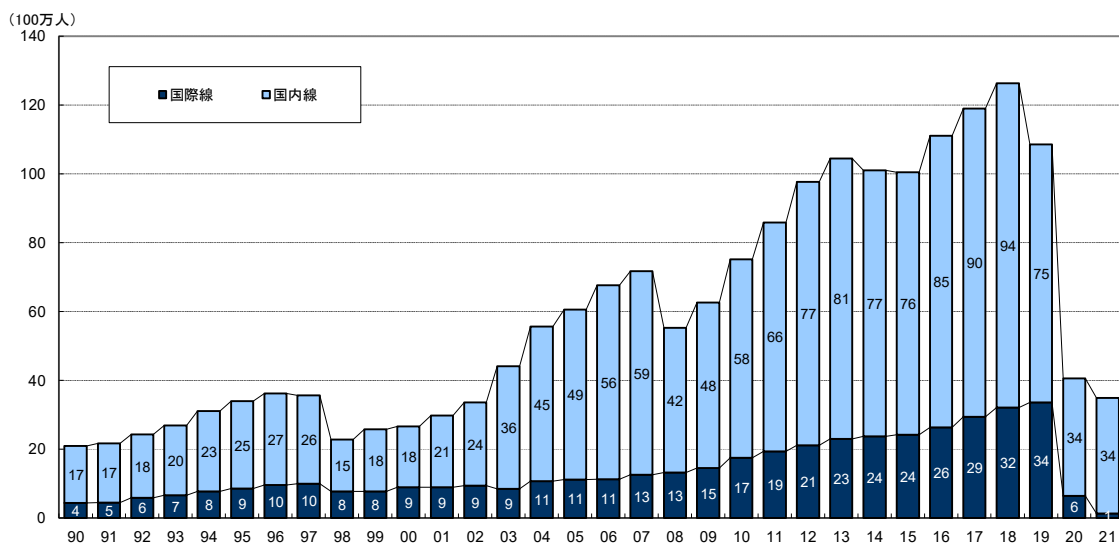


(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

3. 空港

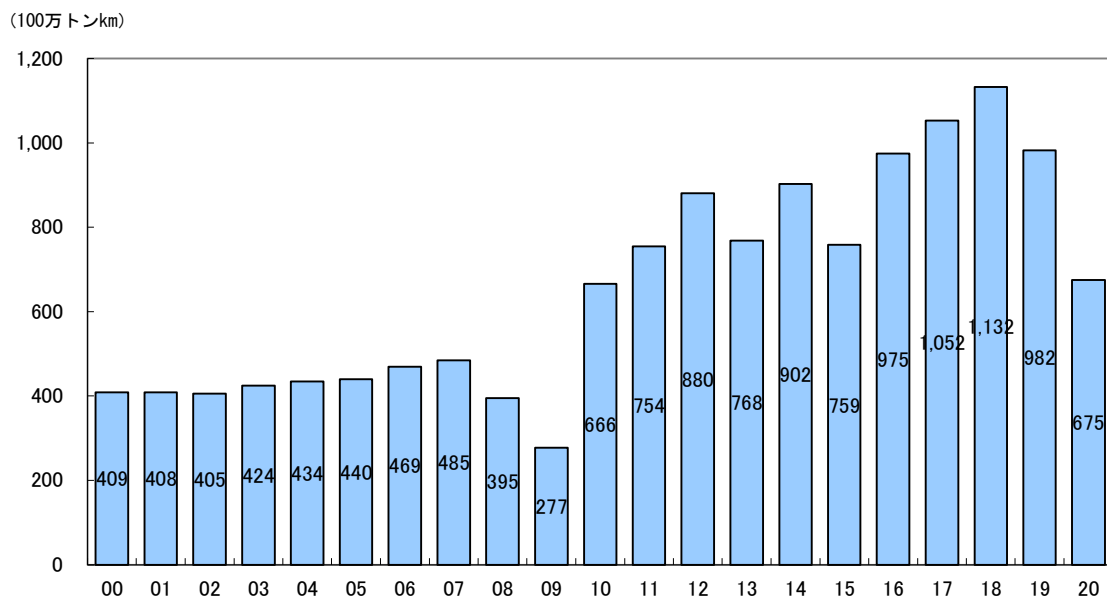
2022 年現在において、インドネシアには、34 の国営の国際空港を含む、少なくとも 684 の空港があるといわれる。利用者数はリーマン・ショック後の 2009 年に落ち込んだ後、概ね右肩上がりに増加していたが、新型コロナウイルスの影響により、近年は著しく落ち込んでいる（図表 20-9）。貨物輸送量についても同様のトレンドである（図表 20-10）。

図表 20-9 空港利用者数の推移



（出所）国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-10 輸送貨物量の推移



（出所）世界銀行資料より作成

スカルノ・ハッタ国際空港（図表 20-1A）は、国際線と近距離路線を除く国内線が発着するインドネシア最大規模の空港であり、ジャカルタの都市部から 20 km 離れた場所に位置している。1985 年に現在の第 1 ターミナルが開港し、1992 年には第 2 ターミナルが、2016 年に第 3 ターミナルが供用開始した。同空港には 2 本の滑走路があり、24 時間営業している。同空港の 2019 年の利用旅客者数は 6,690 万人と、世界 18 位であった。シンガポール（6,560 万人：18 位）を上回る ASEAN 最大規模の旅客数である。ただし、2020 年以降は、新型コロナウイルスの影響により旅客数は激減し、2021 年の旅客数は約 2,400 万人となっている。運営会社である PT Angkasa Pura II は、2024 年を完成目標として、最大 4,000 万人の旅客収容能力を有する第 4 ターミナル建設を計画しており、これによる空港全体の旅客収容能力を年 1 億人に引き上げようとしている。



スカルノ・ハッタ国際空港

ングラ・ライ国際空港は南バリの大規模リゾート地の近くに位置し、24 時間営業である。1930 年に開港し、1966 年より国際線が就航している。インドネシアでは 2 番目に利用旅客者数が多い空港であり、1990 年より段階的に拡張、整備が行われ、2013 年に新国際線ターミナルが開業した。2025 年までに年間 2,460 万人の利用を目標としている。

ジュアンダ国際空港（図表 20-1C）は、スラバヤ市から南に 20 km ほどの場所に位置し、PT Angkasa Pura I が運営している。1964 年に海軍航空基地として発足、1985 年に民間航空機の離発着が始まった。1990 年より国際線が就航し、2014 年に第 2 ターミナルが供用開始した。営業時間は 6 時～24 時。利用旅客者数ではインドネシア国内 3 位の空港である。

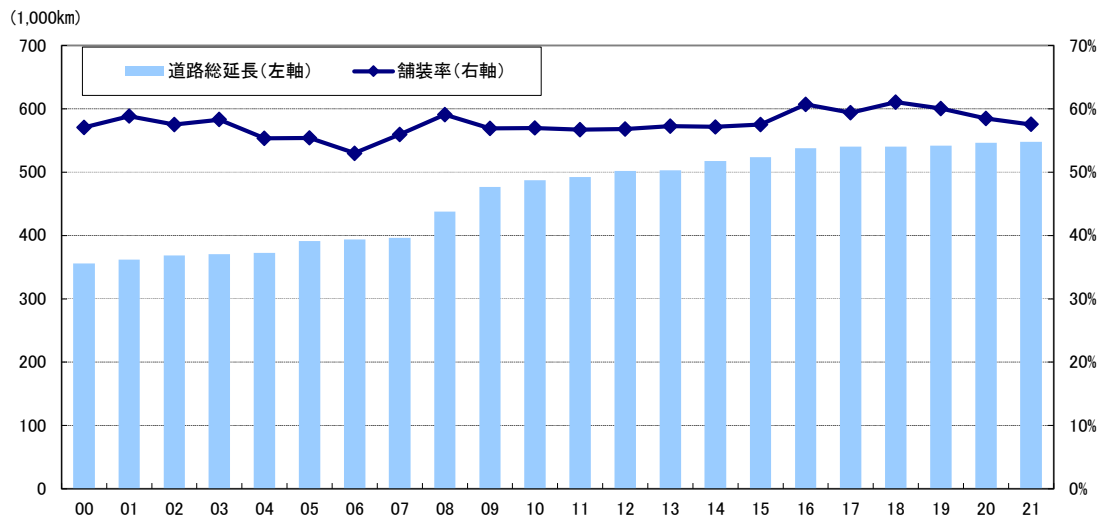
クアラナム国際空港（図表 20-1D）は北スマトラ州の最大都市であるメダンから 39 km の場所に立地しており、インドネシア西部のハブ空港としての機能を持つ。空港運営は PT Angkasa Pura II である。従来、メダンへの航空便はポロニア国際空港（現在は空軍基地）に発着していたが、旅客数の急増に対応するため、2013 年に開設されたクアラナム国際空港に全ての民間路線が移管された。滑走路は 1 本であり、24 時間営業している。政府は、新型コロナウイルス収束後を睨み、クアラナム空港を国際空港として拡張し、年間利用客数をコロナ禍前の 1,000 万人から 5 倍以上の 5,400 万人に増やし、東南アジアのハブ空港として育てたいと考えている。また、空港拡張と併せて、面積約 200 ha の商業エリア開発も計画されている。

4. 道路

(1) 概要

インドネシアの道路総延長は、約 54 万 km（2021 年）。2021 年時点の道路の内訳は、国道が 4.7 万 km、州道 5.4 万 km、県道 44.4 万 km となっている。近年、道路の総延長距離は伸びているものの、舗装率は 2000 年前後からほぼ横ばいとなっている。2021 年の 54 万 km の内、アスファルト舗装総延長は約 31 万 km であり、道路舗装の余地は大きい。高速道路については、日本の道路公団にあたる国営の PT. Jasa Marga（PERSERO）が道路開発・運営のほとんどを実施している。なお、道路の整備・運営は 1985 年から民間の参入が認められ、BOT（Build, Operate and Transfer）方式による道路建設も行われている。2014 年には NEXCO 西日本と日本高速道路インターナショナル（JEXWAY）が地場民間企業との包括的技術連携の覚書を締結し、インドネシアにおける道路事業の質の向上と発展を支援している。近年の主要プロジェクトとしては、2020 年 5 月に開通した A.P.ペタラニ高架有料道路が挙げられる。A.P.ペタラニ高架有料道路は、マカッサル市の港湾とハサヌディン国際空港をつなぐマカッサル環状高速道路の一部で、インドネシア中部スラウェシ島に位置する人口約 150 万人のマカッサル市を通過する都市内高速道路である。港湾からの物流機能の向上や市街地交通の分散・渋滞の緩和を目的とした既存の高速道路を延伸する事業で、交通量の多い既存の一般道路上に、全長 4.3 km の連続高架橋を架設する難易度の高い工事であり、NEXCO 西日本が技術支援を行ったことで注目を集めた。

図表 20-11 道路距離と舗装率の推移



（出所）国家統計局資料より作成

首都ジャカルタでは交通渋滞が慢性化しており、渋滞が複数の交差点を超えて伸びることで広範囲の交通が麻痺する「グリッドロック（金縛り）」もしばしば生じている。渋滞緩和に向けた対策として、ジャカルタ特別州では 2004 年から専用バスレーンを走行する新型バス（トランスジャカルタ、写真参照）の運行を開始した。第 13 路線まで開業しており、世界最長級のサービスとなっている。

また、2016年8月にはジャカルタ市内に規制エリアを設け、指定された時間帯についてはナンバープレートの末尾の数字が奇数か偶数かに応じて、乗り入れを制限するシステムが導入された。タクシーは規制対象外となる。また、2019年8月には対象エリアが従来の9区間から25区間に拡大された。2019年3月にジャカルタ中心部の一部区間で開業したMRTジャカルタも、開業当初の営業区間については、駅に十分な駐輪スペースがないことや、都心部に通勤する人々が多く暮らすベッドタウンにつながっていないことから道路の渋滞を緩和するほどには至っていないが、今後の延伸に伴って混雑緩和に寄与することが期待されている。



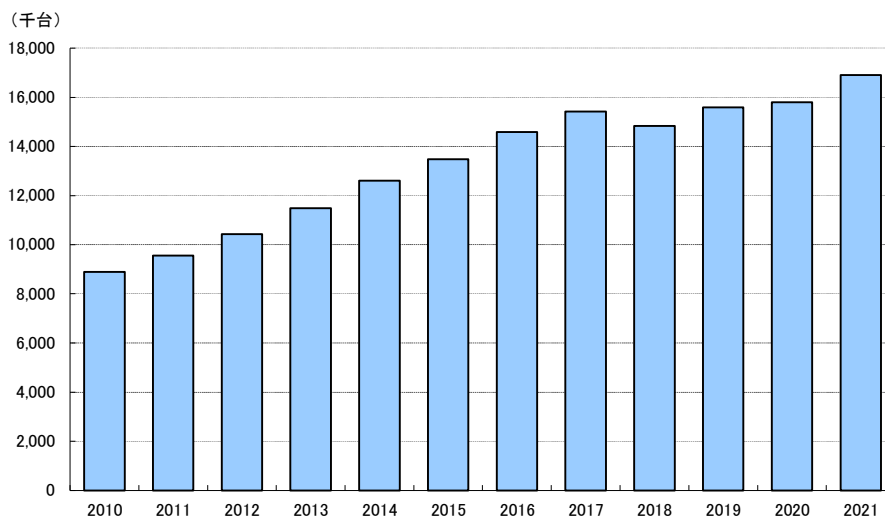
ジャカルタ市内の帰宅ラッシュ



市内を走るトランスジャカルタ

インドネシアの自動車登録台数は年々増加傾向にあり、2010年には889万台だった自動車登録台数は、2021年に1,690万台へと約2倍に推移している。これは、2010年以降年率6.0%で増加しているペースである（図表20-12）。

図表 20-12 インドネシアにおける自動車登録台数の推移



(出所) CEIC より作成

(2) アジアハイウェイ

アジア諸国の幹線道路網を有機的に結び付ける国際幹線道路網の「アジアハイウェイ」については、インドネシアでは路線番号 AH2 と AH25 の2路線、総延長にして4,115 km が計画されている（図表 20-13）。

ジャワ島を横断する AH2 は、バリ島のデンパサールから西に向けて、スラバヤ、スラカルタ、スマラン、チルボン、チカンペック、ジャカルタ、メラクと進む。なお、チカンペックからはジャカルタ方面のほかにバンドン方面にも延びており、これらの総延長距離は1,545 km に及んでいる。

メラクからフェリーでスマトラ島のバカフニにわたり、スマトラ島を南北に縦断する AH25 では、バカフニから北に向かってパレンバン、ジャンビ、ペカンバル、ドゥマイ、メダン、バンドアチエまで続く。AH25 の総延長距離は2,570 km に達する。

双方ともに、工業中心地連絡、農業集積地連絡・主要港湾連絡などのために選定されたルートである。片側2車線以上かつ一定の規格を満たす区間（Class 1 以上）は約1,000 km で、全体のおよそ4分の1を占める。

なお、ジャワ島とバリ島間（バリ海峡：最狭部2.5 km）に架橋する計画は長年議論されているが、バリ島住民の反対から実現していない。また、ジャワ島とスマトラ島間（スンダ海峡：最狭部24 km）への架橋計画も議論が進められてきたが、2014年に就任したジョコ大統領は他のインフラ整備を優先する方針を定め、以後、同計画は棚上げされている。

図表 20-13 インドネシアのアジアハイウェイ路線網



（出所）国土交通省ホームページ

5. 鉄道

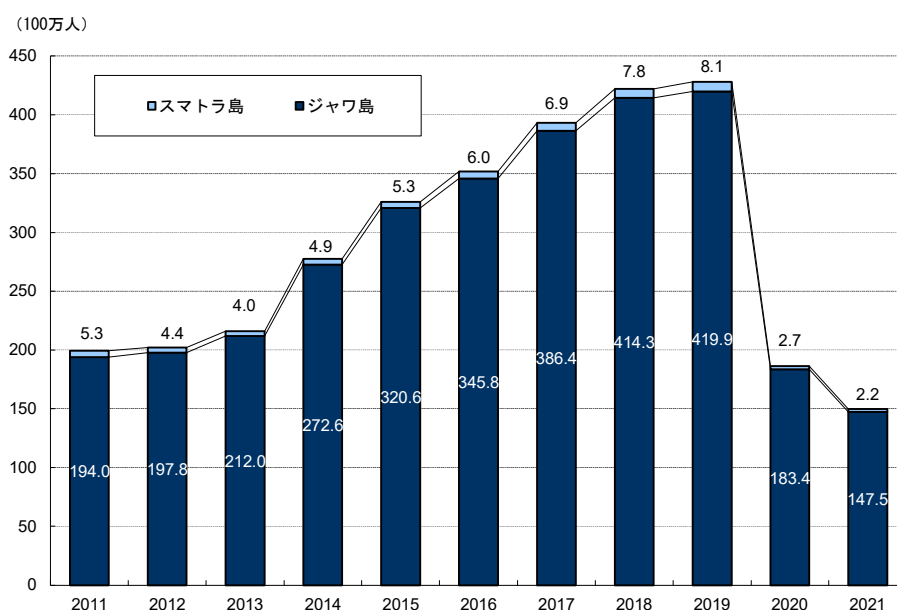
(1) 概要

インドネシアでは1867年に最初の鉄道が開業し1941年にはほぼ全ての路線で軌間を1,067mm（日本と同じ狭軌）に統一した。営業主体は国有企業のPT. Kereta Apiであり、同社の鉄道総延長約5,000kmのうち、約7割はジャワ島、残り3割がスマトラ島に配備されている。

2021年のインドネシアの年間鉄道旅客数は延べ1.4億人（2019年は4.2億人）、貨物輸送量は5,109万トンである（図表20-14、20-15）。ジャワ島の鉄道による旅客輸送及び貨物輸送は、大量輸送が可能であること、環境への負荷が小さいことから、輸送効率や環境対策の観点で注目を集めている。

鉄道路線で複線化されている区画は、ジャワ島ジャボデタベック圏⁶の大部分と（うち一部は複々線化）、スラバヤ近郊の一部の地域に限られる。スマトラ島の鉄道は、そのほとんどが地域物資の輸送を主体とした貨物鉄道である。ジャワ島のジャボデタベック圏と呼ばれる都市圏にはKAI コミューター・ジャボデタベックと呼ばれる通勤電車網（図表20-16）があり、PT. Kereta Apiの子会社によって管理、運営されている。

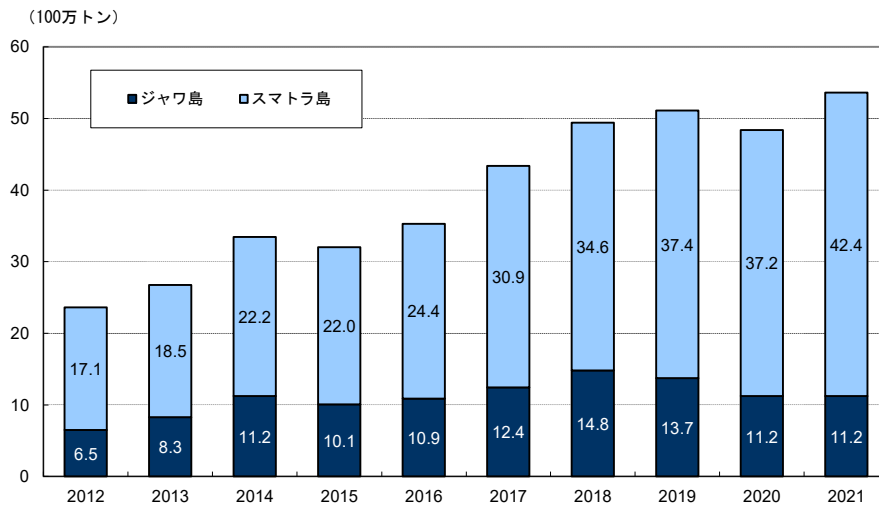
図表 20-14 鉄道利用者数の推移



(出所) 国家統計局資料より作成

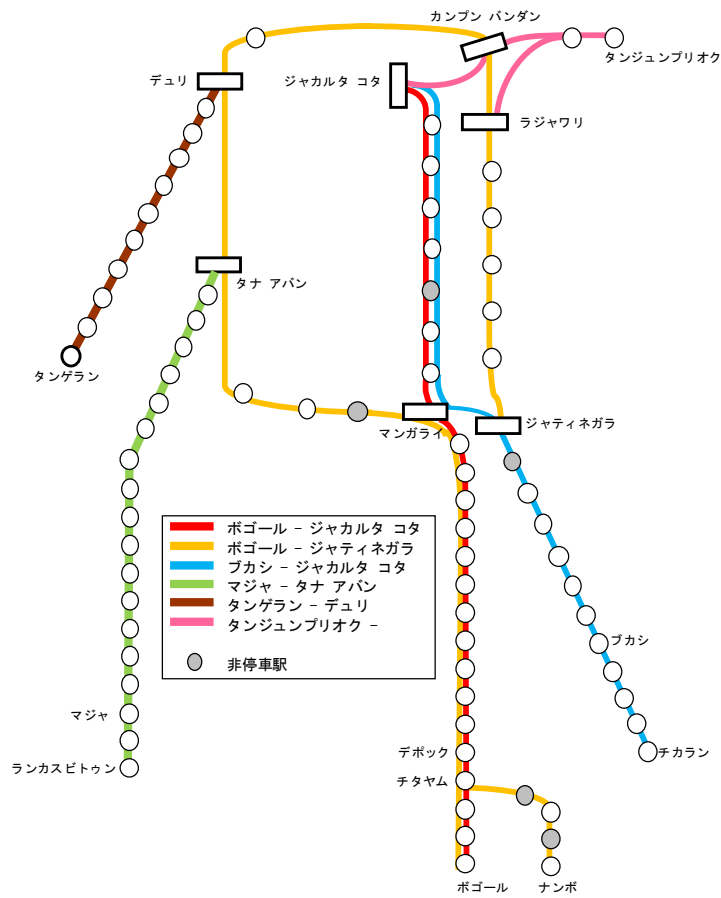
⁶ ジャボデタベック圏：ジャカルタと、西ジャワ州のブカシ、ボゴール、デポック、バンテン州のタンゲランの4つの都市、西ジャワ州のブカシ地区、ボゴール地区、バンテン州のタンゲラン地区の3つの地区から構成されている。

図表 20-15 鉄道輸送貨物量の推移



(出所) CEIC より作成

図表 20-16 KRL ジャボデタベックの路線図



(出所) PT. KAI Commuter Jabodetabek 社ウェブサイト

(2) 高速鉄道計画

2015年7月にインドネシア政府が発表したインドネシア高速鉄道計画は、東南アジアにおいて最初に開通する高速鉄道で首都ジャカルタと西ジャワ州バンドン間150kmを結ぶ計画で、将来的にインドネシア第二の都市である東ジャワ州スラバヤへの延伸が計画されている。日本及び中国が高速鉄道システムの売り込みを行ったが、インドネシア政府は2015年9月、高速鉄道計画の撤回を発表して入札を白紙化し、その直後に事業費を全額融資し、政府保証を求めないと説明された中国案の採用を決定した。当初は、2015年に着工し2019年に開業する予定とされていたが、起工式は2016年1月にずれ込み、その後も現在まで、土地収用の難航や新型コロナウイルスの感染拡大で工事は遅れがちで、開業予定日は延期を繰り返している。2022年11月には、ようやく線路に対する全面的検査が行われた模様である。

なお、上記とは別途、ジャカルタとスラバヤの間のジャワ島横断鉄道（在来鉄道）の高速化計画がインドネシアと日本の協力で進められている。本プロジェクトにより、現在は12時間かかるジャカルタ・スラバヤ間を約半分の5時間半にすることが期待されている。

(3) ジャカルタ都市交通

ジャカルタ MRT とは、インドネシア初の地下鉄を含む本格的な都市鉄道である。交通混雑が深刻なジャカルタ首都圏において、都市高速鉄道システムの導入により旅客輸送能力の増強を図り、同首都圏の交通渋滞の緩和を通じてジャワ島の投資環境改善に資することが期待されている。事業全体では南北線と東西線の全長約87kmの路線が計画されている。

南北線の第1期事業は、南北路線のうち南ジャカルタの「Lebak Bukus（ルバックブルス駅）」から中央ジャカルタの「Bundaran HI（ホテル・インドネシア前ロータリー駅）」までの13駅、15.7kmの区間を対象としており、ルバックブルス駅からシシガマンガラジャ通りの9.8kmが高架区間、スティルマン、タムリン通りの5.9kmが地下区間となっている。日本政府からは総額約1,250億円の円借款が供与されるとともに、土木工事、車両納入、電機・機械システムなどの整備など、ハード・ソフトの両面で日本企業の技術が導入された。第1期事業は2013年10月に着工され、5年半後となる2019年4月に営業運転を開始した。



左：MRT スナヤン駅の入口、右：駅にはホームドアが完備している



左：2019年5月時点の運行区間、中央：駅構内のセキュリティゲート、右：IC乗車券

第2期事業は、「Bundaran HI（ホテル・インドネシア前ロータリー駅）」から北ジャカルタのキャンパンバンダン（全長7.8 km）の区間が対象となるが、同プロジェクトについても2018年10月に約700億円の円借款契約を締結済である。新型コロナウイルスの影響で遅れが発生したが、2020年に着工した。現在は2027年頃の一部開業を目指して、南北線フェブングランHI～コタ：6.3 kmの区間を建設中である。なお、南北線は、北ジャカルタの東アンチョールまでの延伸が決定している。

東西線は、ジャカルタ特別州のみならず、バンテン州タンゲラン県バララジャからジャカルタを経由し西ジャワ州ブカシ県チカランを結ぶ90 kmにも及ぶ路線であり、ジャカルタ特別州のみならず、隣接するバンテン・西ジャワ両州にまたがる。東西線建設についても、日本の円借款が活用されており、現在事前準備調査が完了している。

一方、ジャカルタLRTは、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ特別州、西ジャワ州ボゴール、デポック、ブカシ）を結ぶ鉄道で、国営建設会社であるアディ・カルヤ社が建設中である。第1期事業では①ジャカルタ・チャワン～西ジャワ州チブブール、②チャワン～中央ジャカルタ・ドゥクアタス、③チャワン～東ブカシ、の3区間が対象となり、2019年に一部区間で試験走行が開始した。国鉄クレタ・アピ・インドネシア社（KAI）が50年間の運行権を獲得している。第2期工事の建設事業者にはジャカルタ・プロパティンドが決定し、2020年に着工した。LRTは、2022年中の開業を予定していたが、安全運航を確保する観点から、開業を2023年6月に延期すると発表されている。

6. 電力

(1) インドネシアの電力セクター概況

電力開発計画については、エネルギー・鉱物資源省（MEMR）が20年間の包括的な計画である「国家電力総合計画（RUKN）」を策定し、国営電力公社 PLN がこれを基に10年間の詳細な計画である「電力供給事業計画（RUPTL）」を策定している。RUPTLは2021年に公表された「RUPTL2021-2030」が最新版となっている。

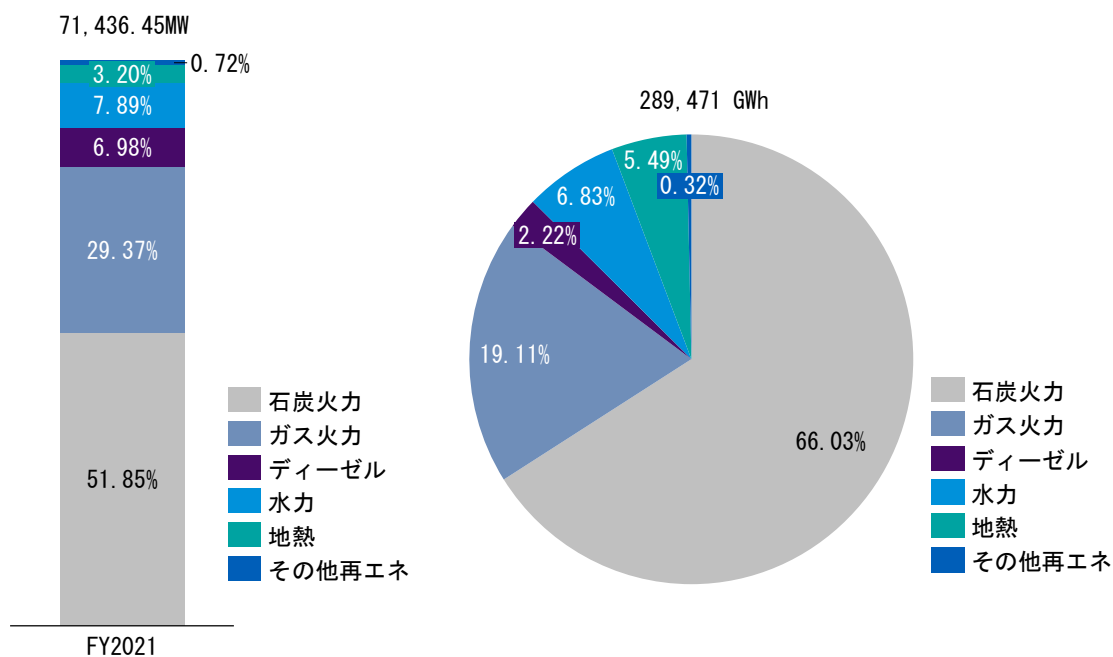
なお、インドネシアは離島が多いことなどもあり、電化率 100%が達成されていない。PLN の統計⁷によれば、国全体の 2021 年時点の電化率は 97.26%である。最も電化率の低い地域はパプア（53.14%）、東ヌサ・テンガラ（63.54%）である。

①既存の電源構成

インドネシアは石油、石炭、天然ガスなどの豊富な化石燃料資源を有しており、発電用石炭は世界最大の輸出国である。経済成長に伴う電力需要の増加に対しては、石炭火力発電の増設で対応してきたため、容量ベースで約 5 割超、発電量ベースで 6 割超を石炭火力発電に依存している。国土は離島が多いことから、ディーゼル発電の割合が比較的高いことも特徴的である。

また、地熱、水力のポテンシャルも非常に大きい、十分に開発が進んでいない。

図表 20-17 2021 年の発電容量構成（左）と電源別発電量（右）



(注) 系統電離力のみを対象としており、オフグリッドは含まない。

(出所) MEMR、“Handbook of Energy and Economic Statistics of Indonesia 2021”

⁷ PLN “2021 Statistics”

<https://web.pln.co.id/en/stakeholders/statistical-report>

②RUPTL2021-2030 概要

COVID-19 パンデミックの影響により、電力予測の前提が修正され、2021-30年の電力需要の年平均成長率が4.4%（前回2019-28年計画では6.5%）に引き下げられた⁸。計画されている総発電容量は40,575 MWであり、うち52%にあたる20,923 MWが再生可能エネルギー（水力、太陽光、地熱など）、34%が石炭火力、14%がガス火力となっている。なお、2022年9月に大統領令2022年第112号が公布され、新規の石炭火力発電の設置を原則として禁止しているが、本大統領令発効前に電力事業計画に記載されていた石炭火力発電は対象外となる。再エネの開発計画は以下の通りとなっている。水力発電、太陽光発電、地熱発電の割合が大きい。

図表 20-18 “RUPTL2021-2030”で開発が計画されている再エネ発電容量（単位：MW）

電源種別	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	計
地熱発電	136	108	190	141	870	290	123	450	240	808	3,355
水力発電	400	53	132	87	2,478	327	456	1,611	1,778	1,950	9,272
小水力発電	144	154	277	289	189	43	-	2	13	6	1,118
太陽光発電	60	287	1,308	624	1,631	127	148	165	172	157	4,680
風力発電	-	2	33	337	155	70	-	-	-	-	597
バイオマス/廃棄物発電	12	43	88	191	221	20	-	15	-	-	590
EBT ベース発電*1	-	-	-	-	-	100	266	215	280	150	1,010
ピーキング発電*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	300
計	752	648	2,028	1,670	5,544	978	981	2,458	2,484	3,370	20,923

（注*1） 再生可能な新エネルギー。

（注*2） ピーク需要が高い場合に稼働する発電所。

（出所） PLN “RUPTL 2021-2030”及び HHP Law Firm 「インドネシア：国有電力公社の新事業計画 -高い期待と「環境により優しい」プロジェクト」（2021年11月）を参考に作成

③IPP(Independent Power Producers)による発電事業参画

RUPTL2021-2030では、電源開発総容量40,575 MWのうち26,306 MWがIPPに割り当てられており、そのうち11,779 MWが再エネ電源となっている。

発電分野ではIPPによる発電事業は認められているが、需要家に直接販売することは認められていない。IPPからの電力買取は公共入札を通じて実施することが原則であり、例外的に一定の要件のもとに直接選定又は直接指名が認められるのみである。

⁸ OECD “RUPTL 2021-30: PLN steps up ambitions to accelerate clean energy RUPTL 2021-30: PLN steps up ambitions to accelerate clean energy investments in Indonesia”

PLN による IPP からの電力買取については、再エネ以外は、BOOT (Build, Own, Operate and Transfer)方式が適用され、事業終了時に事業を PLN に譲渡する必要があるが、再エネについては BOO (Build, Own and Operate)方式が適用され、事業終了時の譲渡は不要である。

電力の買取価格については、MEMR 規則 2017 年第 50 号に定められる平均発電コスト BPP をベースに計算されていたが、この価格が低いことが IPP の参入にあたって一つの障壁ともなっていた。2022 年 9 月に公布された大統領令 2022 年第 112 号では再エネ電力（太陽光、水力、地熱、風力、バイオマス）買取の基準価格が示された。基準価格は、電源別や発電容量ごと、地域ごとに設定されている。しかし、実際の買取価格はこの基準価格を上限として PLN との個別交渉または入札を通じて決定される。そのため、大統領令により買取価格が保証されるわけではないことから、再生可能エネルギーのさらなる普及には引き続き課題が残る⁹。

また、MOI 規程 2017 年第 5 号により、電源種別に最低限のローカル・コンテンツの割合が定められている。一方で、インドネシア国内で生産された太陽光モジュールが輸入品よりも高コストであることや、国内産業の生産能力が追い付いていないという現状がある¹⁰。

(2) 電力の安定性

工業団地については、国営電力会社 PLN との優先供給契約が締結されているケースが多いようである。

2021 年における顧客ごとの平均停電継続時間 (SAIDI)、平均停電回数 (SAIFI) について、日系企業の進出の多いジャカルタ、西ジャワ州では以下の通りとなっている。

図表 20-19 日系企業の進出が多い地域における SAIFI、SAIDI

地域	顧客あたり平均停電継続時間 (SAIDI) (2021 年)	顧客あたり平均停電回数 (SAIFI) (2021 年)
ジャカルタ	2.90	2.02
西ジャワ州	12.81	8.62
インドネシア平均	9.00	6.70

(出所) PLN “2021 Statistics PLN” より作成

7. 水道

インドネシアでは、主に地方自治体に属する水道事業体 (PDAM) が水道事業を運営している。工業用水の料金は 1 m³あたりおよそ 10,000~13,000 ルピア前後であるが、料金水準は自治体によって異なる。また、現地ヒアリングでは工業団地への給水について深刻な問題は聞かれなかった。

⁹ ジェトロ「政府が再生可能エネルギー買取価格などに関するルール整備」(2022 年 9 月)

¹⁰ MEMR 及び英国大使館「Indonesia Local Content Requirement Review」(2022 年 9 月)

<https://mentari.info/2022/09/09/indonesia-local-content-requirement-review/>

日本では水道事業は原則として市町村が経営するのに対し、インドネシアでは運営委託の形式をとるため、政府による直接的な資金援助は行われない。また、地方部を中心として約 3 割の PDAM では給水人口が 1 万人以下にとどまる他、9 割以上の PDAM で無収水率が 20% を超えるなど、運営の効率化も課題となっている。なお、全国的に水源の管理は中央政府の所掌となっている。

インドネシアの上水道は整備途上であり、2020 年時点での普及率は 72% といわれており、2030 年までに 100% を目指している。2016 年時点で適切な飲料水へアクセスできる世帯の割合は、全世界の 61% に過ぎなかったが、2019 年には 84% の人々がアクセスできるようになっており、地域別に見てみると、大都市や観光地での整備が進んでおり、ジャカルタでは 2019 年時点で 99% とほとんどの世帯が適切な飲料水にアクセスできるようになっている。一方、下水道普及率はさらに低く 5% 以下に留まるとされ、特に都市部での下水道整備が喫緊の課題となっている。

8. ガス

インドネシアでは、国有ガス公社（PT Perusahaan Gas Negara : PGN）が最大のガス供給業者である。インドネシアは天然ガス産出国であり、PGN はパイプラインを通じてガス供給を行っている。ジャカルタ近郊の工業団地においても PGN が主たるガス供給業者となっているが、一部工業用ガスについては民間企業からの供給が行われている場合もある。

国有の石油・ガス開発会社であるプルタミナ社（PT. Pertamina）も傘下にガス供給子会社（PT. Pertamina Gas）を有しているが、2018 年 4 月に石油・ガス国営企業持株会社を設立し、同年 6 月に PGN と Pertamina Gas の経営統合を発表した。それまで両方で重複していたガス事業のパイプラインを統合することで効率化を進め、対消費者価格の低減、生産能力や設備容量の増強、持株会社による財務パフォーマンスの改善などを目指す。なお、業務用ガスの料金は、1 m³あたり 0.32 ～0.34 ドル前後である。

インドネシアの 2021 年の LPG 消費量は 795 万トン、このうち 640 万トンが輸入であり、インドネシアは、LPG の輸入に依存している。政府は、補助金削減と貿易収支・国際収支改善のため、LPG の消費を減らすとともに、輸入依存を解消し、2030 年に LPG 輸入ゼロを目指す方針を示している。2022 年には、南スマトラ州で総投資額 23 億ドルの石炭ガス化プラントの着工式が開かれ、ジョコ大統領が出席した。本プロジェクトでは、低品位炭からジメチルエーテル（DME）を製造する計画で、これによりインドネシアの LPG 輸入を 100 万トン削減するとされている。

9. 通信

インドネシアは多くの島に分かれており、国内各地を結ぶ情報通信インフラの整備は不可欠である。アジア通貨危機の際には、インドネシア政府は国内政治の安定に追われ、周辺諸国に比べ情報化に遅れを取った。その後、政府は、2005 年にそれまでの通信情報担当省を通信情報省（KOMINFO）に再編し、2006 年には通信政策や情報化の戦略方針を策定する国家 ICT 委員会を設立し、2011 年には省内所掌の再編を行うなど、情報通信分野の開発に注力してきた。

かつてのインドネシアでは、国営の Telekomunikasi Indonesia (Telkom) が固定電話を、Indosat が国際電話事業を独占していたが、1989年の法改正以降の一連の規制緩和により、通信サービスへの民間企業の参入が可能となった。近年では、固定電話の普及を待たずに携帯電話の普及が加速し、携帯電話を通じてのインターネットの利用者が急増している。

日系企業は古くからインドネシアに対して通信機器や放送機器、インフラシステムの導入などを行っていた。インドネシアは島嶼国であり、ジャングルなどの地域もあるため、光回線ではなく無線や海底ケーブルの需要も大きい。ただし、昨今は、ハードウェアにおいて中国、台湾、韓国が強くなってきている中、通信インフラを主体としつつも、徐々に軸足をソフトやサービスに移しつつあるとの日系企業コメントもあった。

(1) 電話

①固定電話

固定電話には、基地局と電話器がケーブルで接続される「有線固定電話」と、基地局と電話器が無線で接続され、一定エリア内であれば無線で通話が可能な「固定無線アクセス電話」がある。有線固定電話と比較して、無線アクセス電話は、①加入回線あたりの敷設コストが半額以下であること、②敷設に要する期間が短いこと、③限定的ながら携帯が可能で利便性が高いことなどの利点から、2000年代に複数の事業者が参入した。しかし、その後の携帯電話の普及に伴い、固定電話全体の加入者数は2010年の4,093万人から2020年には966万人まで減少している。

有線固定電話の事業者は、現在、Telkom と Indosat Ooredoo で、Telkom が事実上独占する状態となっている。もともとは両社とも国有企業であり、Telkom が国内通話、Indosat が国際通話を独占的に担ってきた。2000年代に入り、規制緩和が進められるとともに Indosat が民営化され、相互参入が行われた。なお、Indosat は2015年に Indosat Ooredoo へ改称し、さらに2022年に Hutchison 3 Indonesia と合併して Indosat Ooredoo Hutchison となっている。

②携帯電話

固定電話の契約数が減少する一方、2021年時点の移動体通信（携帯電話）加入者数はのべ3.5億人に上っている。1人あたりの契約数は約1.30台となり、ほぼ全ての人々に普及した状況である。

2014年12月から4G（第4世代）規格での高速通信サービスが開始され、ジャカルタ首都圏、スラバヤ、メダン、デンパサールといった主要都市部から順次サービス範囲が広がっている。

大手携帯電話会社としては、Telkom 系の Telkomsel、XL-Axiata、Indosat Ooredoo Hutchison の上位3社で市場シェアの9割以上を占めている。インドネシアでは、従来からSIMフリー端末でプリペイドSIMカードを利用する形態が主流となっているが、スマートフォンの普及に伴いデータ通信とセットでのパッケージプランも提供されている。

(2) 郵便・宅配

インドネシアの郵便事業者は、国営企業の PT. Pos Indonesia である。郵送対象は重量上限が 2 kg の手紙 (Surat) と、小包 (Paket) の 2 種に分けられる。郵送サービスには普通 (Biasa)、特別速達 (Kilat Khusus)、エクスプレス (Express) がある。

このうち、普通郵便については配達の未着や遅延の問題が多い。特別速達とエクスプレスサービスは、地方の村まで配達が可能で、配送状況の追跡も可能である。エクスプレスについては即日及び翌日配達サービスがある。また、ジャカルタ市内で確実に物品を届けるには、GOJEK と呼ばれるバイク・タクシーへの依頼が便利である。

日本向けなどの国際郵送及び配送サービスには、普通郵便のほかに速達郵便、国際エクスプレス・メール (EMS)、Fedex、DHL などが利用できる。到着までの日数に関しては、日本への普通郵便物を送る場合、投函する郵便局によって 5 日から 1 ヶ月まで大きく異なることもあるようである。遅延や紛失を避けたい場合は、追跡可能で配達も速い EMS や Fedex、DHL の利用が安全である。これらを利用する場合、ジャカルタやバタムなどの主要都市からであれば通常は 2~4 日ほどで日本に届くようである。

(3) インターネット

インドネシアではインターネットの普及が進んでおり、2017 年時点で、全人口の 2 分の 1 超にあたる約 1.4 億人の利用者がいるとされる。同国のインターネット利用の特徴は、スマートフォン・タブレットなどのモバイル端末からのアクセスの多さであり、2017 年時点では国民の 44% がモバイル端末から、4% が PC から、39% が両方からアクセスしている (13% はアクセスなし)。モバイル端末の普及前は、街中に点在した Warnet と呼ばれるインターネットカフェが、インターネットの普及を後押しした。

ブロードバンド加入者数は、2014 年の約 340 万人から 2020 年の 1,172 万人へと、事業者のサービス競争激化に伴って急激に増加している。近年は、高速インターネットや無線 LAN が利用できるホテルやオフィスなども増えている。

主要な工業団地では既に光ケーブルが敷設されて高速インターネット環境が整っており、複数のインターネット・サービス・プロバイダー (ISP) を自由に選択できる。国内の主要な ISP としては、Telkom、Indosat、BiZNET などがあり、様々な回線速度及びそれに応じた価格のプランが提供されている。例えば Telkom が提供する「Dual Play package 1」では、月額 38 万ルピアで 20Mbps の高速インターネットと 300 分の無料通話を、月額 52.5 万ルピアで 30Mbps の高速インターネットと 300 分の無料通話を利用することができる (2019 年 10 月時点)。

しかし、日系企業の場合のように国際通信、特に日本との通信が主となる場合、契約するプロバイダが国際回線を独自に持っているかがデータ転送速度を決定的に左右する。これに関しては、既に NTT が日系の ISP としてインドネシアに進出済みであり、日本向けの高速通信回線の保有を強みとしてサービスを展開中である。なお、インドネシアでは国内全土の高速通信網を整備する「パラパ・リング」プロジェクトを推進しており、西部・中部・東部の各 3 地域において、光ファイバーケーブルによる通信網が完成した。

政府は今後、各地域の「パラパ・リング」を結ぶ光ファイバーケーブルを新設して、全地域の国民が高速通信網にアクセスできるようにする計画である。

インドネシアでは 5G は始まったばかりで、既存の周波数帯を利用した通信事業者による限定的な立ち上げが行われている。大手 Indosat Ooredoo Hutchison は 2021 年にスラカルタ市で、同社初めての 5G サービスを開始した。また最近になり、スラカルタ市政府との提携の一貫として、中小零細企業の能力強化やデジタル人材の育成、スマート都市の開発などを手掛けると発表した。インドネシアは今後、5G ネットワークをジャカルタやスラバヤ、マカッサルなど主要都市に広げていく方針としている。

ひとくちメモ 5： 就業ビザを巡る問題（2022 年 12 月時点）

2022 年 12 月にインドネシアに進出している日系企業を訪問した際に、就業ビザを巡る問題が発生しているので駐在員は気を付けるようにとのアドバイスを受けた。具体的には、就業ビザには役職が登録されているほか、就業できる地域が定められているため、もし登録先と異なる地方都市で打合せをしたり、登録されている役職とは異なる職務を行っていたりする場合には拘束されたり罰金が科せられることがあるという。インドネシアに駐在する社員が、地方都市へ出張し打合せをしている時に入国管理当局の担当者が摘発に来る事案が起こるようである。なお、このような場合は、訪問先の企業から当局へ通報されているケースが多いとのことであった。

いつ、どこで、どのような理由によって摘発されるか分からないため、全てのリスクに備えることは難しいのが現状であり、日系企業としては、ルールをしっかり守る姿勢を示すしかない。また、就労ビザに限らず、出張者が利用するビザにも活動制限がある種類もあるため、日本からの出張の際にもビザの種類や許可されている活動内容を注意して確認することが必要である。

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 進出先としての企業の見方

(1) 進出先として注目を集めるインドネシア

日系企業は、事業展開先としてインドネシアをどのように見ているのか。海外に子会社を有する企業を対象とした国際協力銀行のアンケート調査結果（2022 年）によると、インドネシアは、インド、中国、米国、ベトナム、タイに次いで 6 番目に位置付けられている（図表 21-1）。2021 年度調査と同順位であり、回答企業の約 2 割の企業が、インドネシアを今後 3 年程度において有望な事業展開先国として認識している結果となった¹¹。人口大国が上位に名を連ねる中、インドネシアも有望な進出先の一つとして引き続き日系企業の注目を集めている。

図表 21-1 中期的に事業展開先として有望とされる国・地域

順位	2020 年度調査結果			2021 年度調査結果			2022 年度調査結果		
	有望とする 事業展開先国	回答数 (社)	得票率 (%)	有望とする 事業展開先国	回答数 (社)	得票率 (%)	有望とする 事業展開先国	回答数 (社)	得票率 (%)
1 位	中国	168	47.2	中国	162	47.0	インド	148	40.3
2 位	インド	163	45.8	インド	131	38.0	中国	136	37.1
3 位	ベトナム	131	36.8	米国	113	32.8	米国	118	32.2
4 位	タイ	111	31.2	ベトナム	105	30.4	ベトナム	106	28.9
5 位	米国	98	27.5	タイ	77	22.3	タイ	85	23.2
6 位	インドネシア	96	27.0	インドネシア	67	19.4	インドネシア	77	21.0
7 位	フィリピン	37	10.4	フィリピン	31	9.0	マレーシア	31	8.4
8 位	マレーシア	34	9.6	メキシコ	30	8.7	フィリピン	28	7.6
9 位	メキシコ	32	9.0	マレーシア	27	7.8	メキシコ	27	7.4
10 位	ミャンマー	25	7.0	台湾	19	5.1	台湾	23	6.3

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

(2) インドネシアの有望理由と課題

インドネシアを有望と選んだ回答企業に対してその理由を尋ねる設問では、8 割近い企業が「現地マーケットの今後の成長性」（78.9%）を挙げており、「現地マーケットの現状規模」（48.7%）、「安価な労働力」（34.2%）が続く結果となった。

¹¹ 海外現地法人を 3 社以上（うち、生産企業 1 社以上を含む）有している製造企業を対象に、中期的（今後 3 年程度）に有望な事業展開先国と考える 5 ヶ国を選ばせる設問となっている。調査名は「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」。

インドネシアの市場の成長性と人口規模に期待していると回答した企業の割合が多いことが分かる（図表 21-2）。

図表 21-2 有望とされる国とその理由（上位3項目）

インドネシア		インド		中国		ベトナム		
1	現地市場の今後の成長性	78.9%	現地市場の今後の成長性	85.5%	現地市場の現状規模	67.2%	現地市場の今後の成長性	69.2%
2	現地市場の現状規模	48.7%	現地市場の現状規模	43.4%	現地市場の今後の成長性	64.2%	安価な労働力	55.8%
3	安価な労働力	34.2%	安価な労働力	31.0%	産業集積がある	27.6%	他国のリスク分散の受け皿として	30.8%

（注） パーセンテージの数字は、当該国・地域を有望と選んだ企業のうち、その理由として該当項目に回答した企業の割合を表す。

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

一方、インドネシアを進出先として有望とする企業が、事業展開上で課題と考えている項目が図表 21-3 である。インドネシアでは「法制の運用が不透明」と回答した企業が最も多く、44.8%を占めた。インドネシアの法制は、文書中にあいまいな表現があり役所の担当者によって見解が異なることが多いこと、外資企業を狙った恣意的な運用と考えられる事例も少なくなく役所への対応に要する労力が経営上無視できない負担となっていること、また、政令を中心に改廃が頻繁であることなどが、日系企業により課題として指摘されている。

次に、「他社との厳しい競争」と回答した企業が 43.3%を占めている。インドネシアへの日系企業の進出は 1960 年代から始まっており、大手企業の進出は既に一巡している。また、業種によっては地場財閥系企業を中心としたローカルの競合先も力をつけてきており、市場競争が厳しくなっている状況を反映していると思われる。

続いて、「労働コストの上昇」を指摘する企業も 34.3%を占めた。労働コストの上昇は、最低賃金の上昇率の計算式（インフレ率+GDP 成長率）が明示され、オムニバス法で県・市による最低賃金や業種別最低賃金が撤廃されたこともあって、ある程度予見可能となったが、日系企業から依然として大きな経営課題として認識されていることを反映したものである。

図表 21-3 有望国の課題（上位 3 項目）

	インドネシア		インド		中国		ベトナム	
1	法制の運用が 不透明	44.8%	法制の運用が不 透明	38.8%	労働コストの上 昇	63.8%	労働コストの上 昇	40.9%
2	他社との厳しい 競争	43.3%	他社との 厳しい競争	37.3%	他社との 厳しい競争	59.2%	法制の運用が不 透明	39.8%
3	労働コストの 上昇	34.3%	インフラが 未整備	32.8%	法制の運用が不 透明	49.2%	他社との 厳しい競争	32.3%

（注） パーセンテージの数字は、当該国を有望視する企業のうち、その理由として該当項目に回答した企業の割合を表す。

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

2. 投資先としての優位性

（1）国民所得の増加による巨大な国内市場

2004～2014年のユドヨノ政権期、2014年以降のジョコ政権期を通じ、インドネシア経済は毎年5%程度の堅調な成長を続けている。リーマン・ショックの影響を受け、輸出依存度の高い周辺諸国が2009年にマイナス成長に陥った際にも、内需を中心とするインドネシアは影響を軽微に抑え、4.6%の成長を遂げている。IMF推計値によると、2020年には新型コロナウイルスの影響により▲2.07%とマイナス成長に陥ったが、2021年には3.69%、2022年には5.33%（見込み）と経済は順調に回復している。2021年後半の新型コロナウイルス感染者数の減少や行動制限の緩和が、経済回復を後押ししたと考えられ、ワクチン接種の加速、経済開発、インセンティブ政策の継続などによって今後、内需が更に大きく伸びることも期待されている。

家計所得の上昇により内需が堅調に拡大していることから、日用品を中心とした市場が着実に成長してきている。1人あたりGDPは2021年時点で4,291.81ドルに達し、自動車や電化製品など、耐久消費財の購入が本格化する水準に達してきたことから、国内生産の拡大を後押しできる状況になっている。加えて、人口規模が大きく平均年齢も若く、中長期的な展望も良好である。堅調な経済成長と国民所得の増大を背景に、旺盛な内需が見込める人口2.7億人の巨大市場は、外資企業にとっても魅力的であるといえる。

（2）政治・社会の安定性

インドネシアは通貨危機によってスハルト大統領の独裁政権が倒れた後、それまで抑圧されてきた地方の民族運動や分離独立運動が噴出し、またイスラム過激派の大規模テロが発生するなど、2004年まで政治・社会の混乱が続いた。しかし、2004年末にユドヨノが直接選挙による初の大統領に就任して以降は、大きな懸案だったアチェ独立推進勢力との和平が締結され、イスラム過激派の取締も徹底されるなど、政治と社会は概ね安定を取り戻している。また、通貨危機時の暴動に際して標的となった華僑に対しても、中国の旧正月が国民の祝日として加えられるなどの宥和政策がとられている。

2014年にユドヨノ大統領の任期満了から権力継承が注目されたものの、国民の支持を受けて当選したジョコ大統領は、内閣改造などを通じて着実に政権基盤を固め、堅実な政権運営を行ってきた。2019年の選挙は第1期ジョコ政権の実績に対する信任を問う選挙となったが、堅調な経済成長が評価されて再選を果たし、今後5年間、安定的な政権運営が期待されている（第2期政権は2019年～2024年）。第2期ジョコ政権では、人材育成や、インフラ開発、経済規制緩和を優先事項とし、インドネシア建国100年を迎える2045年の先進国入りを目指している。

世界的なイスラム過激思想の扇動も見られる中、インドネシアもリスクから無縁ではないものの、社会の根幹を揺るがすような状況には陥っておらず、政治・社会情勢は安定していると評価できる。

(3) FTA 網を活用した無関税での輸出入

ASEAN 物品貿易協定（ATIGA：前身は AFTA）や、2000年代後半以降の ASEAN を通じた中国など各国との自由貿易協定や日本との経済連携協定（EPA）の発効に伴い、インドネシアを取り巻く貿易環境は大きく変化した。このことは、インドネシアに展開する企業の多くにとっては、部材や原料を各国から安く輸入できる利点をもたらし、他国への輸出にあたっての競争力向上につながる。実際、日本との EPA が発効した 2008 年には、鉄鋼製品やエンジンなど、インドネシアに進出済みの日系企業が必要とする部材の関税が EPA によって撤廃されたことで、日本からの産業用部材の調達が大幅に増加した。輸出では ASEAN 各国や中国、インド、豪州など成長の見込める市場で無関税特典が受けられるなど、FTA 網の様々な恩恵を享受できることは、インドネシア進出の強みの一つである。

インドネシアは TPP に加盟しておらず、ベトナムやマレーシアと比べて貿易上不利となることを懸念する声も聞かれる。しかしインドネシアは、2018年には当時のユスフ・カラ副大統領が TPP 加盟への関心を明らかにしており、今後のスタンスが注目されるが、2022年現在、協定の締結への動きには至っていない。

また、インドネシアは 2022年11月に RCEP 協定の批准書を寄託者である ASEAN 事務局長に寄託した。これにより、RCEP 協定は、既に発効済みの日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランドの 12カ国に加え、2023年1月に、インドネシアについても発効することとなる。

3. 投資にあたっての留意点

(1) 労働問題と賃金上昇

インドネシアに進出する企業が直面する問題の1つが労働問題である。インドネシアの労働法は、労働者の地位・権利の保護に重きが置かれている。オムニバス法に基づく労働法改正により規制は若干緩和される見込みではあるものの、解雇手続が非常に複雑で困難な上に、解雇に際しては多額の退職金や補償金を支払わなければならない。過去には労組による大規模デモで工業団地が閉鎖され、操業不能になる事態も発生したようだ。他方、現地では、定期的に労組との話し合いの場を持ち不満を取り除くことで、労働者とは比較的良好な関係を築くことができていると答える日系企業も目立った。

もう 1 つの問題が、賃金の上昇である。ジャカルタ特別州の最低賃金の伸び率は 2012 年 18.5% 増、2013 年 43.9% 増、2014 年 11.0% 増、2015 年 10.6% 増と毎年 10% を上回るペースで上昇した。更に日系の製造企業が多く所在する西ジャワ州のカラワン県では 2013~2015 年にかけてジャカルタ特別州を上回る賃金上昇率となり (57.6% 増→22.4% 増→22.0% 増)、労働コストの上昇は企業経営者を悩ます喫緊の課題となっていた。近年は、かつてよりは賃金上昇は落ち着き、2017 年以降の基準上昇率は 1 桁台に落ち着いている (2019 年は 8.0%、2020 年は 8.5%)。2021 年は新型コロナウイルスの影響により計算式に基づく賃金上昇は 1% 程度に留まったが、ジャカルタ州知事は州知事決定で賃金上昇率を 5.1% とした。これに対して、企業側が法令違反と裁判を起こすという事態も発生している。いずれにせよ、労働集約型で低賃金の労働力を前提とする産業にとって、既に、ジャカルタ特別州や工業団地が集積する西ジャワ州は必ずしも最適な立地とは言えなくなっている。縫製業などの軽工業企業の一部には、当該地域にある工場を最低賃金が低い中部ジャワ州などの地域へ移設する動きも見られる。

(2) 法務・税務処理の難しさ

インドネシアでは通貨危機以降、民主化の進展とともに税法をはじめとした各種法制度の整備が進められてきた。しかし、日本企業にとっては、言葉の壁や法律自体の曖昧さ、政府機関の対応の緩慢さもあり、法律の解釈や運用をめぐる生じる法務処理、あるいは税務処理に関連した当局との行き違いが非常に大きな問題となっている。

インドネシアにおける外資系企業は、投資法、労働法、各種税法、それらの細則となる政令や各種の大臣令などに従って事業を行う。進出済みの日系企業関係者によると、この法令などの記載が曖昧であることが多く、解釈や適用方法が担当者により異なっているなど、運用方針が不統一であるために戸惑うことが多いという。特に近年は、移転価格税制の問題で巨額の追徴を受けた事例や、不当に付加価値税 (VAT) 課税業者登録が抹消され、商売を一時停止せざるを得なくなった事例も発生した。2022 年 12 月の現地企業ヒアリングによると、特に還付ポジションになると解決に長い時間を要し、また、企業側の対応策としては、弁護士や税理士などと相談したり、ジャカルタ・ジャパン・クラブ (JJC) や在インドネシア日本大使館を通じて、インドネシア政府に対応を要請するなどの手段も考えられるものの、特に係争となった場合には、弁護士や税理士などの専門家の費用が負担となっているとのことであった。

(3) インフラの制約

2000 年代以降の急速な経済成長に伴う二輪車や自動車の普及、大都市周辺への産業の集積により、特にジャカルタ周辺では交通渋滞が大きな問題となっている。都市部を含め、上下水道、道路、港湾、電力、通信などのインフラは経済規模に比して貧弱であり、慢性的に物流の停滞やエネルギー不足が発生している。このため、インドネシア政府は、日本などの諸外国からの経済援助や民間資本を活用しながら、全土における道路、港湾、空港、電力、通信などのインフラ整備に積極的に取り組んでいる。ジョコ政権が優先課題に位置付け取り組んでいるのが、鉄道である。

しかし、ジャワ島は人口密度も高いことから土地の収用が容易ではなく、インフラ開発は遅れがちである。例えば中国が受注したジャカルターバンドン間的高速鉄道は、当初 2019 年の開業を目標としていたが、土地収用などの遅れからスケジュールの遅延が続いており、2022 年 12 月時点まで開業していない。

一方で、ジャカルタ市内を東西・南北に走る MRT や、スカルノ・ハッタ空港—ジャカルタ中心部—郊外を結ぶ LRT、ジャカルタ東部に立地する工業団地からのアクセスが良いパティンバン港など、大型インフラプロジェクトが着実に進行している。ジョコ大統領は第 2 期政権においても引き続き、インフラ開発に優先的に取り組むことを明言しており、インフラの制約は解消が進むと期待されている。

(4) 高度人材の確保難

インドネシアでは、高度人材の確保の難しさを訴える企業が多い。経済成長と外資企業の進出に伴い、高度人材の需要が高まる中で、人材供給が追いつかない状況である。高度なエンジニアの募集では、有名大学などでの公募、人材紹介会社の利用や他社からの人材の引き抜きが行われている。

また、幹部級の人材の場合には、一定の賃金水準の相場があり、同等の能力であれば企業規模にかかわらず同水準の賃金を支払うことが不可欠である。例えば経理マネージャーの場合、月給 2,000 ドル前後に加え、社用車を準備することが求められる。地方であれば、優秀な人材の確保はさらに難しいことから、都市部よりも高額となる場合が多い。

インドネシア政府は引き続き教育環境整備による人材開発を優先課題として取り組んでいることから、中長期的には人材不足も解消へ向かうことが見込まれる。近年の所得水準の上昇に伴って国民全般の教育熱も高まっていることから、今後は能力のある若手層が厚みを増すことが期待される。

(5) 言語と宗教の問題

インドネシアの公用語はインドネシア語で、日常で英語が使用されることは非常に少ない。インドネシア語は、アルファベットで表記される上に発音も日本語に近い。そのため、タイ語やベトナム語など他の東南アジア諸国の言語と比較して日本人にとっては取り組みやすい。しかし、現地語での意思疎通は容易ではなく、駐在員の努力が求められる。一部企業では社内スタッフには英語と日本語を教育している例もあるが、従業員との円滑な意思疎通だけでなく現地社会への浸透のためにも、必要最低限のインドネシア語は勉強するのが良いという意見が多い。また、日本語を解するインドネシア人スタッフを重用しすぎた場合、当該スタッフの影響力が強まり、駐在員による実質的なコントロールが利かなくなってしまうケースもあるとのことで、安易な依存は禁物である。

インドネシア人の約 9 割がイスラム教徒であるため、従業員も大多数がイスラム教徒になると思っている。インドネシアのイスラム教は、解釈が柔軟で従業員との間で宗教が原因の摩擦が起こったという例はあまり聞かない。

ただし、企業は従業員に対して礼拝の場所と時間を与えることが法律で義務付けられているなど、宗教の違いからくる習慣や考え方の違いには留意が必要である。

(6) 日系社会と駐在生活

外務省の「海外在留邦人数調査統計」（2017年10月1日時点）によると、インドネシアの在留日本人数は約1万9,700人、進出企業数は1,911社である。企業の多くがジャカルタ周辺に進出しており、ジャカルタの日本人会であるジャカルタ・ジャパン・クラブには、2022年3月現在で、法人部会に日系企業689社、個人部会に邦人など約1,400人が加入している。ジャカルタ以外では、シンガポール対岸のバタム島やジャワ東部のスラバヤ周辺に進出する事例が多い。

ジャカルタに関しては、スーパーマーケットやコンビニエンスストアも多く、食料品や日用品などの生活必需品の入手はほとんど問題ない。日本と同じ稲作文化圏であり、中国やインドの影響もあり食生活面での大きなギャップはない。日本食や日本風レストランも多数出店しており、日本人が日常生活で特に困ることはそれほど無いようである。治安に関しては、日本に比べると不安が伴うものの重犯罪は多くなく、外出時間帯やカバンの持ち方など、一般的な海外生活の注意事項を守れば大きな問題はないとされる。

駐在員にとっては家族、特に子供の帯同の可否が関心事であるが、教育環境面ではジャカルタの日本人学校には小・中学部のほか幼稚部も併設されている。このほか、スラバヤとバンドンにも小・中学部を持つ日本人学校があり、中学校まで子弟は帯同できる。2019年4月には日系製造業企業の工場が集積するブカシ県チカランにも日本人学校（小・中学部）が開校した。しかし、上記以外の都市には日本人学校が存在せず、現地学校やインターナショナル・スクールに入学させない限りは、事実上帯同を断念せざるを得ないのが実情である。バタム島拠点への駐在にあたっては、家族がシンガポールに居住した上で、駐在員は単身赴任するケースも見られる。シンガポールからバタム島はフェリーで1時間程度のため、週末に家族の元へ帰ることは容易であるが、家族の生活費は高くなる点に留意する必要がある。

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. インドネシアの主要産業

2021 年の名目 GDP 産業構成比は、第 1 次産業が 12.6%、第 2 次産業が 39.0%、第 3 次産業が 44.4%となっており、第 2 次産業と第 3 次産業の比率が高い（この他、生産物に課される税から補助金を除いた部分が 4.0%を占める）。ただし、第 2 次産業のうち、「鉱業・採石業」が GDP 全体の 7.4%、建設業が同 9.9%と多くを占めており、製造業に限ってみれば同 20.5%と、第 2 次産業の半分を占める程度である（図表 22-1）。また、製造業の内訳を構成比の高い順で見ると、①「食品・飲料」（同 7.0%）、②「化学・医薬品」（同 2.1%）、③「石炭、原油、ガス精製」（同 1.8%）、④「輸送機器」（同 1.7%）、⑤「金属製品、電気、光学製造」（同 1.7%）、となっている。

製造業の中の「食品・飲料」は、規模が最も大きいだけでなく、比較可能な 2011 年に比べて構成比が+1.5%ポイントと、製造業の中で構成比の拡大幅が最も大きい（5.5%→7.0%）。また、日本企業にとっては、2 億人を超す人口は魅力だが、イスラム教徒が多く、2019 年に「ハラール製品保証法」が施行されていることから、どのような留意点があるかなどの関心も高い。

「輸送機器」は、自動車やバイクの製造だけでなく、第 3 次産業の「卸売・小売業」でも 2.4%を占めていることから、合わせてインドネシアの GDP の 4.1%を占める。また自動車、バイクともに日系メーカーの販売シェアが 9 割を超えるなど、インドネシアの輸送機器セクターは日系企業にとって重要な市場となっている。

第 3 次産業の中では、「卸売・小売業（自動車・二輪を除く）」の構成比が 13.0%と突出している。日系企業では、コンビニエンスストアの「ミニストップ」や「セブン-イレブン」は撤退したものの、「ローソン」や「ファミリーマート」、「イオン」など、店舗拡大を進める日本企業も多い。

「不動産」では、ジャカルタ首都圏（バンテン州と西ジャワ州の一部を含む）での日本企業の動きが高まっている。GDP 統計中では、サービス業としての「不動産業」は微増（2.9%→3.0%）であり、第 2 次産業の「建設業」も増加している（9.4%→9.9%）。

本章では、インドネシアの産業構成の特徴や日本企業の進出状況を踏まえ、次節以降、インドネシアの主要産業として、「輸送機器」の中から、ASEAN 諸国の中で最も販売台数の多い「自動車」と「バイク」を、経済成長に伴う所得の向上から市場規模が拡大している「食品・飲料」（加工食品）を、主要セクターの中で最も構成比が高い「卸売・小売業」（小売業）を、ジャカルタ首都圏を中心に日系デベロッパーの動きが活発化している「不動産」を取り上げ、その現況を詳述する。

図表 22-1 インドネシアの産業構成比（名目）

	2010年基準価額（兆ルピア）			構成比		
	2011	2021	（年率）	2011	2021	（差分）
全体	7,288	11,119	4.3%	(100.0%)	(100.0%)	-
第1次産業	994	1,404	3.5%	(13.6%)	(12.6%)	(-1.0%) ↓
第2次産業	3,123	4,334	3.3%	(42.8%)	(39.0%)	(-3.9%) ↓
鉱業・採石業	749	822	0.9%	(10.3%)	(7.4%)	(-2.9%) ↓
製造業	1,607	2,285	3.6%	(22.1%)	(20.5%)	(-1.5%) ↓
石炭、原油、ガス精製	233	204	-1.3%	(3.2%)	(1.8%)	(-1.4%) ↓
食品・飲料	400	775	6.8%	(5.5%)	(7.0%)	(+1.5%) ↑
タバコ	67	84	2.3%	(0.9%)	(0.8%)	(-0.2%)
繊維、衣料	103	127	2.2%	(1.4%)	(1.1%)	(-0.3%)
革製品、履物	22	28	2.6%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
木材・木製品	55	56	0.1%	(0.8%)	(0.5%)	(-0.3%)
紙・印刷	71	78	1.0%	(1.0%)	(0.7%)	(-0.3%)
化学・医薬品	124	234	6.5%	(1.7%)	(2.1%)	(+0.4%)
ゴム・プラスチック	68	69	0.1%	(0.9%)	(0.6%)	(-0.3%)
非鉄金属	55	65	1.7%	(0.8%)	(0.6%)	(-0.2%)
鉄鋼、同製品	62	108	5.8%	(0.8%)	(1.0%)	(+0.1%)
金属製品、電気、光学製造	142	190	2.9%	(2.0%)	(1.7%)	(-0.2%)
一般機械	26	33	2.5%	(0.4%)	(0.3%)	(-0.1%)
輸送機器	143	188	2.8%	(2.0%)	(1.7%)	(-0.3%)
家具	22	29	2.9%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
その他製造業	15	16	0.8%	(0.2%)	(0.1%)	(-0.1%)
公益業	83	125	4.2%	(1.1%)	(1.1%)	(-0.0%)
建設業	683	1,103	4.9%	(9.4%)	(9.9%)	(+0.5%) ↑
第3次産業	3,026	4,931	5.0%	(41.5%)	(44.4%)	(+2.8%) ↑
卸売・小売業	1,013	1,450	3.7%	(13.9%)	(13.0%)	(-0.9%) ↓
自動車・二輪（修繕含）	191	262	3.2%	(2.6%)	(2.4%)	(-0.3%)
その他の卸売・小売業	822	1,188	3.7%	(11.3%)	(10.7%)	(-0.6%)
運輸・倉庫業	266	406	4.3%	(3.6%)	(3.7%)	(+0.0%)
ホテル・飲食業	214	311	3.8%	(2.9%)	(2.8%)	(-0.1%)
情報・通信業	282	696	9.5%	(3.9%)	(6.3%)	(+2.4%) ↑
金融業	256	465	6.1%	(3.5%)	(4.2%)	(+0.7%) ↑
不動産業	213	333	4.6%	(2.9%)	(3.0%)	(+0.1%)
ビジネスサービス業	108	197	6.2%	(1.5%)	(1.8%)	(+0.3%)
公共サービス業	276	364	2.8%	(3.8%)	(3.3%)	(-0.5%) ↓
教育サービス業	215	351	5.0%	(3.0%)	(3.2%)	(+0.2%)
医療・社会福祉活動	73	157	8.0%	(1.0%)	(1.4%)	(+0.4%)
その他サービス業	109	201	6.3%	(1.5%)	(1.8%)	(+0.3%)
生産物に課される税一同補助金	145	450	12.0%	(2.0%)	(4.0%)	(+2.1%)

(出所) 国家統計局より作成

2. 自動車

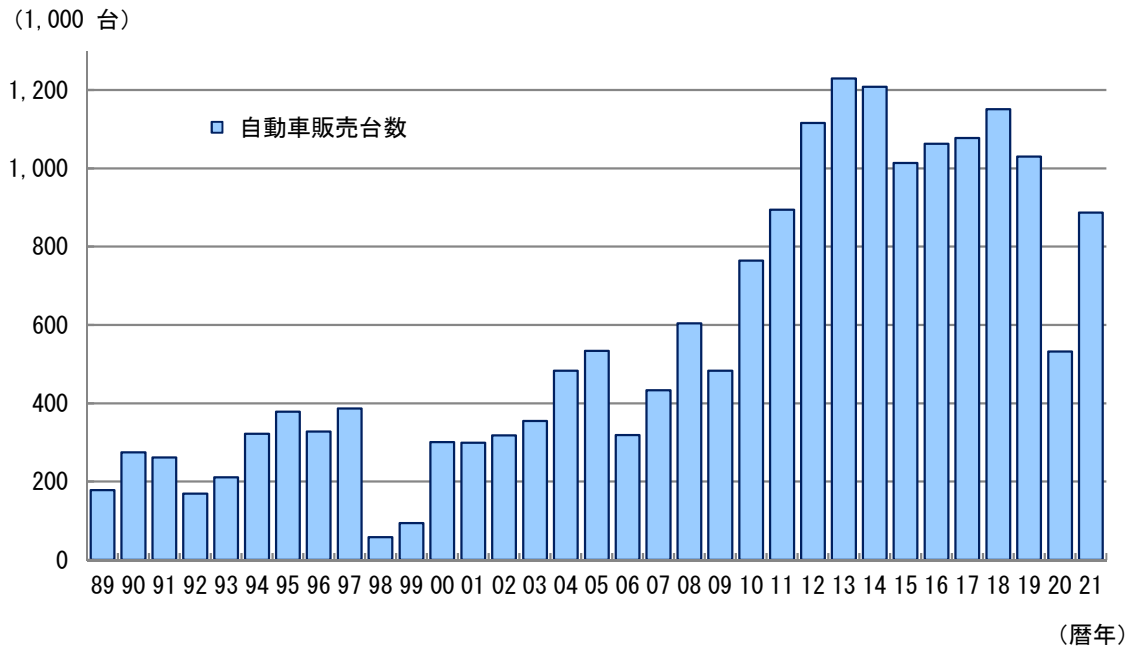
(1) 自動車産業の歴史

インドネシアの自動車産業では、かつて国産化政策がとられていた。1993年以前は、「ローカルコンポーネントとペナルティによる規制」が存在し、インドネシア製でなければならないと指定された部品を輸入した場合には、輸入価額の50%のペナルティが課されていた。また、1994年に「ローカルコンテンツとインセンティブによる規制」が発令され、国産化率が高いほど輸入関税が下がる方式がとられるようになった。これらはいずれも国内産業を保護する内容で、自動車産業の自由化は、1993年以降に始まった二輪車産業の自由化に比べて遅れをとっていた。

しかし、1998年のアジア通貨危機の影響を受け、インドネシア政府は自動車産業もそれまでの国内産業保護政策から自由化に方向を転換し、国内の産業保護政策は輸入関税（完成車、部品、CKDが対象。CKD：Complete Knock Downの略。部品単位で分解されている自動車を指す）が残されるのみとなった。更に、1999年7月、インドネシア政府は長期的に効率的で国際競争力のある自動車産業を育成することを目標に、新自動車政策を導入した。当該政策の下、インセンティブ制度を廃止し、国産化率を問わず、カテゴリ・排気量・部品供給形態別に部品（HSコード）毎に輸入税率を設定する制度に移行した。アジア通貨危機に見舞われた1998年のインドネシアの自動車販売台数は5.8万台だったが、2004年には48.3万台と、それまでの過去最高だった1997年（38.7万台）を上回った。更に、2013年には販売台数は123.0万台にまで増加した（図表22-2）。ただし、2014年以降の自動車販売台数は、それまでの伸びを牽引してきた小型（1,500cc未満）の多目的車（Multi Purpose Vehicle：MPV）の販売台数が税制優遇政策の変更に伴い減少に転じ、2015～2019年の年間販売台数は100万台を上回るも、2013年の水準は超えていない。2020年は、新型コロナウイルスによる各メーカーの工場稼働停止などの影響から、53万台と大幅な減少となった。

現在インドネシアの自動車産業はコロナ禍からの急速な回復を果たしつつある。インドネシア政府は、経済回復に向けた取組の一環として、2021年3月初旬から対象となる自動車の奢侈品販売税（PPnBM）の減免措置を実施した。この他、Gaikindoインドネシア国際オートショー（GIIAS）2021の開催などもあり、2021年の販売台数は、89万台と大幅な増加となった。2022年に入っても回復基調は続いており、2022年上半期（1～6月）の販売台数は48万台と前年同期をわずかに上回っている。なお、奢侈品販売税の減免措置は、数度の延長を繰り返し、2022年12月までの延長が決定されている。原材料部品の国内調達率が80%以上で、価格が2億ルピア（約192万円、1ルピア＝約0.0096円）以下などの条件を満たした車種（トヨタの「アギラ」やダイハツの「アイラ」など）が対象に含まれている。

図表 22-2 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



(出所) Association of Indonesian Automotive Industries より作成

(2) 「低燃費小型車」から EV の普及に向けて

2013 年までのインドネシアの自動車販売市場の主役は多目的車 (Multi Purpose Vehicle : MPV) であった。しかし、2013 年に政府が低価格で燃費効率の良い小型車「ローコスト・アンド・グリーンカー」(LCGC) への奢侈税の優遇を規定 (政令「2013 年第 41 号」) すると、消費者の需要が MPV から LCGC へと大きくシフトした。具体的には、2012 年には自動車 (乗用車+商用車) 販売の 66.2% を MPV が占めていたが、2018 年に同比率は 55.1% に低下し、その一方で、LCGC 市場は 2016 年以降、市場全体の 2 割を越える水準となった。

2013 年に規定された LCGC の要件は、排気量 1,200 cc 以下で、燃料 1L あたりの走行距離が 20 km 以上、地方税や自動車税などを除いた参照価格が 8,500 万~9,500 万ルピア (日本円換算 70~80 万円) とされている。参照価格はインフレ率、ルピア相場、原材料価格の動向に応じて調整され、またオートマチック車は参照価格に 15% まで、エアバックや ABS などの安全装置の搭載車は 10% まで、それぞれ上乘せすることが認められている。インドネシアでは自動車に対する奢侈税の影響は大きい。例えば、1,500 cc の乗用車 (セダン、ステーションワゴン除く) に対する税率は 10% だが、同タイプの乗用車で 2,500 cc 超 3,000 cc 以下の車種の税率は 40% に達する。また同国ではセダン車に対する税率も高く、1,500 cc のセダンの奢侈税率は 30% である。

なお、インドネシア政府は 2022 年から電動化車両の生産を開始し、2025 年までに生産台数の 20% を電動車とする目標を表明し、豊富なニッケル・鉬石の輸出を禁じ、国内で EV バッテリー用に加工・製品化する事業も振興する計画としている。奢侈税についても、LCGC に対する実質税率を 0% から 3% に引き上げる一方、プラグインハイブリッド電気自動車 (PHEV) とバッテリー EV (BEV)、燃料電池自動車 (FCEV) に対する実質税率を 0% とすることが決定され、優遇対象を LCGC から電動車に移行させる方針を打ち出している。LCGC の奢侈税は、2021 年度第 1 四半期までは全額免除であったが、第 2 四半期に 1%、第 3 四半期に 2%、第 4 四半期に 3% となった。

図表 22-3 車種別販売台数と構成比の変化

	販売台数 (1,000台)											
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全体	764.7	894.2	1,116.2	1,229.8	1,208.0	1,013.5	1,062.7	1,077.4	1,151.3	1,030.1	532.0	887.2
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
乗用車	541.5	602.0	780.8	880.0	879.4	736.8	862.0	842.5	874.7	785.5	388.9	659.8
	(70.8%)	(67.3%)	(69.9%)	(71.6%)	(72.8%)	(72.7%)	(81.1%)	(78.2%)	(76.0%)	(76.3%)	(73.1%)	(74.4%)
セダン	33.1	26.5	34.2	34.2	21.6	17.4	13.8	8.3	6.7	6.4	4.7	5.6
	(4.3%)	(3.0%)	(3.1%)	(2.8%)	(1.8%)	(1.7%)	(1.3%)	(0.8%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.9%)	(0.6%)
多目的車 (4×2タイプ)	504.5	569.9	739.2	788.1	679.9	545.3	608.0	596.1	634.4	557.6	275.9	503.5
	(66.0%)	(63.7%)	(66.2%)	(64.1%)	(56.3%)	(53.8%)	(57.2%)	(55.3%)	(55.1%)	(54.1%)	(51.9%)	(56.8%)
スポーツ・ユーティリティ (4x4タイプ)	3.8	5.6	7.4	6.5	5.9	8.6	4.9	3.4	3.1	4.1	3.6	4.1
	(0.5%)	(0.6%)	(0.7%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.8%)	(0.5%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.7%)	(0.5%)
Affordable Energy Cost Saving Cars	0.0	0.0	0.0	0.0	172.1	165.4	235.2	234.6	230.4	217.5	104.7	146.5
	-	-	-	-	(14.2%)	(16.3%)	(22.1%)	(21.8%)	(20.0%)	(21.1%)	(19.7%)	(16.5%)
商用車	223.2	292.2	335.4	349.8	328.6	276.7	200.6	234.8	276.6	244.6	143.1	227.4
	(29.2%)	(32.7%)	(30.1%)	(28.4%)	(27.2%)	(27.3%)	(18.9%)	(21.8%)	(24.0%)	(23.7%)	(26.9%)	(25.6%)

(出所) The Association of Indonesian Automotive Industries より作成

(3) 日系完成車メーカーの存在感が大きいインドネシア自動車市場

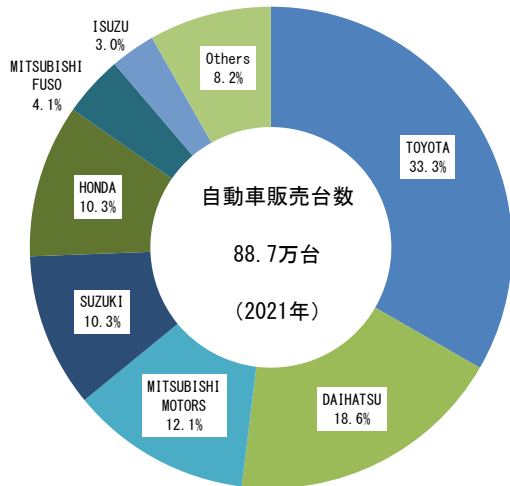
2021年の自動車販売台数は89万台であるが、このうち、トヨタのシェアが33.3%と最も高く、次いでダイハツが18.6%、三菱自動車のシェアが12.1%であった。これら上位3社にホンダ、スズキを加えた大手5社の合計の市場シェアは84.6%に達し、インドネシアの自動車市場は、日系メーカーが席卷している。

今後注目されるのは、電気自動車 (Electric Vehicle : EV) の開発・生産に向けた動きであろう。2019年8月、政府は電気自動車開発促進に関する大統領令 (2019年第55号) を公布・施行した。EVの完成車や部品の製造拠点を国内に設置する企業に対し、一定期間の輸入を認めるものの、現地調達率を「四輪以上の場合には2021年までに35%以上、二輪・三輪車の場合には2023年までに40%以上とする」ことを定めた。また、既述の通り、2019年10月には自動車奢侈税の課税対象品目に関する政令が公布され、PHEV、BEV、FCEVは税率が実質0%となった。

報道などで確認された各メーカーの動きは以下の通りである。

- トヨタ：2024年までにインドネシアに28兆ルピアの投資を行い、HVやEVの生産に割り当てる計画。また、トヨタは、今後5年以内にインドネシアに少なくとも10車種の電動車を投入、エンジンの年産能力を現在の25万台から41万台に増強し、2024年までに輸出先を現在の80カ国から100カ国に拡大する。
- ホンダ：2024年までにインドネシアに5.2兆ルピアを投資する計画。投資は、インドネシア向け新型モデルの開発や電動車モデルの生産準備に充当する。
- 三菱自動車：2025年までにインドネシアで11.2兆ルピアの投資を計画し、年産能力を現在の22万台から25万台に増強する。また、HVの開発を強化し、輸出先を現在の30カ国から39カ国に拡大する。
- スズキ：開発拠点に1.2兆ルピアの投資とEV生産を計画。
- 現代自動車：2021年末に西ジャワ州の新工場を生産を開始。総投資額は2030年までに15.5億ドル。当初の年産能力は15万台。2030年完工時の年産能力は25万台の予定。

図表 22-4 自動車のメーカー別販売シェア（2021 年）

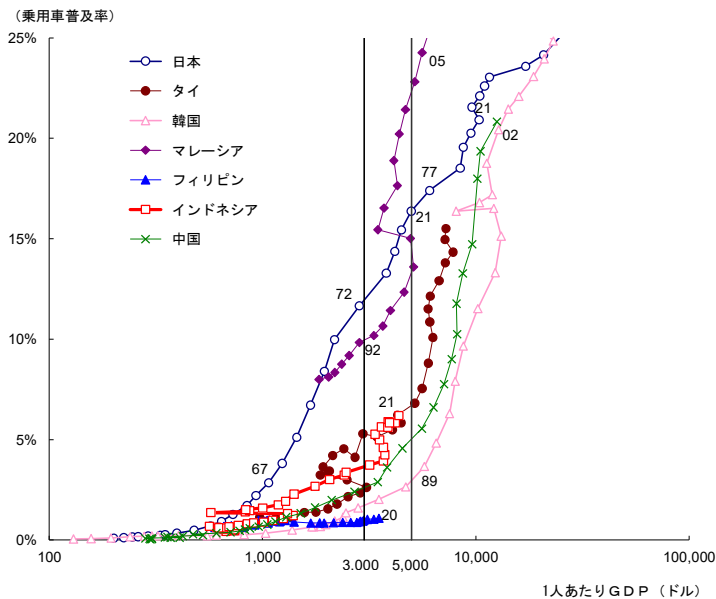


(出所) The Association of Indonesian Automotive Industries より作成

(4) 所得水準の向上より乗用車普及の加速が期待される

政府の 2020 年の自動車生産台数の目標（250 万台）は、達成のハードルは高いが、長期的に見てインドネシアの自動車市場の魅力は大きい。アジア諸国の過去の経験則では、1 人あたり GDP が 3,000 ドルから 5,000 ドルの範囲に達すると、その国の乗用車普及率が急伸する傾向がある（図表 22-5）。例えば、インドネシアよりも所得水準の向上が先行する中国やタイでも、1 人あたり GDP が 3,000 ドルを越えた時期に乗用車の普及が加速した。1 人あたり GDP が 4,000 ドルを超えたインドネシアも既に同様の傾向にあり、今後同国での自動車普及率の上昇が期待される。

図表 22-5 所得水準と乗用車普及率



(出所) IMF、各種資料より作成

(5) 東南アジアの「EVのハブ」に向けた政策

インドネシアにおいて、EVの2021年における販売台数は3,193台であり、自動車販売全体を占めるEVの割合はまだ小さいものの、前年比2.5倍と増加している。インドネシア政府は、政策としてEVの国内生産の増加・普及を促進し、東南アジアの「EVのハブ」となることを目指している。2019年8月には、バッテリーEV（BEV）の開発促進に関する大統領規定を公布し、2025年までに四輪車の生産台数の20%を、BEVにする方針を示した。また、工業省は、2019年に発表した「自動車産業ロードマップ」で、2035年の四輪車全体の生産台数目標400万台に対し、低炭素排出車（LCEV）の生産台数目標を30%（120万台）に設定するなど野心的な目標を掲げている。

バッテリー生産に向けた動きも活発化している。2021年3月には、国営企業4社（鉱業持株会社 Mind Id、石油会社 Pertamina、電力公社 PLN、資源 Antam）がバッテリー製造の合弁会社、Indonesia Battery Corporation（IBC）を設立すると発表した。総投資額は238兆ルピアであり、2023年までにバッテリー生産を開始し、2030年までに年産能力140GWhを整備、うち50GWhは輸出する計画としている。また、IBCは、中国CATLや韓国LG化学とも提携し、サプライチェーンとなる複数の合弁会社を設立する計画である。

税制面について、奢侈税優遇の対象が、LCGCからEVに移っていることは既述の通りであるが、政府は2021年3月に奢侈税改正案を発表し、EVについては0%を維持する一方、HV車の税率を2段階に分けて引き上げることを決定しており、EV優先の姿勢を明確に打ち出している。本改正により、第1段階ではPHVの税率が0%から5%に、マイルドHVとフルHVの税率が2～12%から6～12%に引き上げられた。第2段階の引き上げは、EV製造の投資実行額が5兆ルピアに達してから2年後、または5兆ルピアの投資案件が商業生産を開始した際に実施することとされており、PHVの税率は8%、マイルドHVとフルHVの税率は10～14%に引き上げられる。

3. バイク

(1) 1993年の自由化以降、2011年にかけてバイク市場は急速に拡大

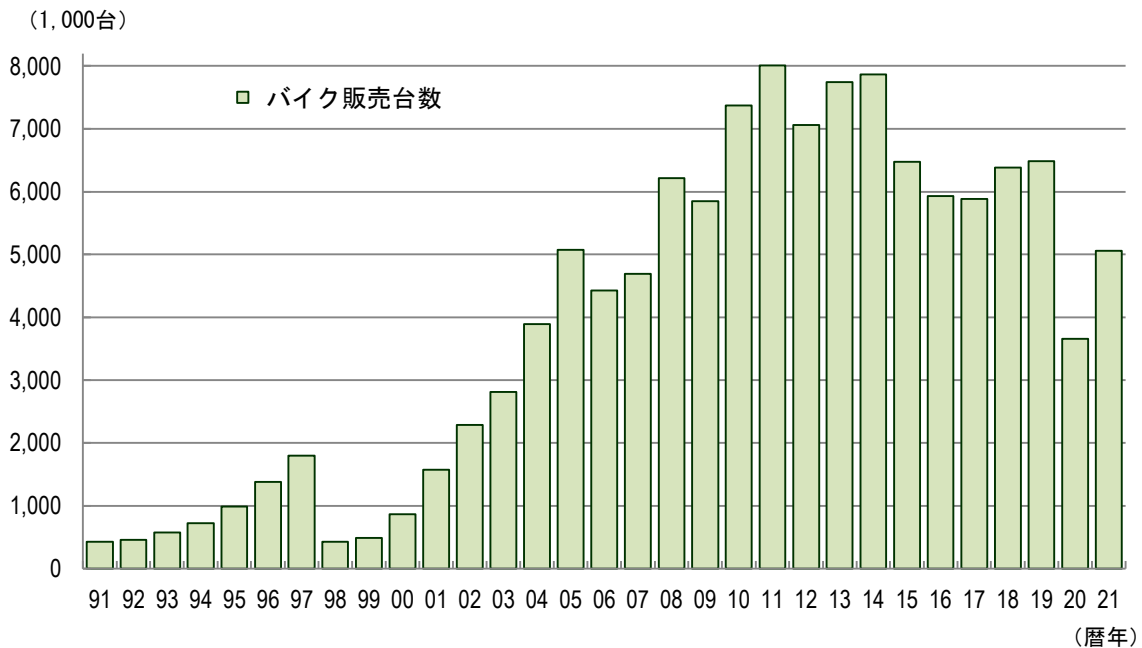
インドネシアの二輪車市場は、1993年の自由化移行を契機に急速に成長し、2011年の800万台規模に成長した後は縮小に転じ、2015年以降、年間販売台数は600万台前後で推移していた。2020年には新型コロナウイルスの影響を受け、販売台数が400万台を下回る大幅な減少となったが、2021年には回復基調となり、販売台数は500万台を若干上回ったが、コロナ以前の水準には及ばない。

1969年、発足後間もないスハルト政権は、二輪完成車（CBU：Complete Build Up）の輸入を禁止し、ノックダウン車両（CKD：Complete Knock Down）輸入による国内組立を義務付けた。これにより、1971年にホンダ、74年にはヤマハが現地組立を開始した。更に、1977年から1980年代半ばにかけて、インドネシアは二輪車部品の国産化政策を段階的に進めた。対象となったのは、ワイヤーハーネス、バッテリー、フィルター、エンジン鋳造部品などである。

しかし、このような国産化政策は、1993年以降、徐々に自由化へと転換する。1993年には品目指定による国産化の義務付けを止め、組立事業の外資参入を自由化した。1999年には国産化政策を全面的に廃止し、完成車と部品の関税率を引き下げた。また、同時に総代理店制を廃止し、完成車・部品を自由に輸入できるようになった。

アジア通貨危機に見舞われた 1998 年のインドネシアの二輪車販売台数は 43 万台だったが、2002 年には 229 万台とそれまでの過去最高だった 1997 年の 180 万台を上回り、2011 年には 801 万台にまで増加した。ただし、その後緩やかに販売台数が減少し、2015 年から 2019 年にかけては、およそ年間販売台数およそ 600 万台程度で推移した。(図表 22-6)。

図表 22-6 バイクの販売台数の推移



(出所) PT Astra より作成

(2) コロナ禍から回復途上のバイク市場

インドネシア二輪車製造業者協会 (AISI) 加盟メーカー5社の2020年の国内二輪車販売台数(出荷ベース)は前年比43.6%減の366万台となり、コロナ禍の影響で市場規模がほぼ半減する状況となった。2020年の輸出台数は13.6%減の70万台にとどまり、生産規模は436万台水準と見られる。2022年現在、インドネシアの個人消費は堅調であり、商品輸出も好調であるものの、バイク市場はまだ回復の途上にある、2021年は、コロナ禍からの反動もあって販売台数は前年対比で大幅に増加したものの、2022年に入り第1四半期、第2四半期の販売台数は前年同期を下回っている。第3四半期は、やや需要が回復し、前2四半期までのマイナスを一部相殺したものの、通期では前年対比マイナスが見込まれている。9月までの累計販売台数は、320万台(前年対比5.1%減)となっている。

インドネシアのバイク市場はホンダやヤマハなどの日本メーカーが業界を支配している。特にホンダは、通勤、通学の足として使い勝手の良いATスクーターで先行したことから一気にシェアを伸ばした。2022年現在も、ホンダはおよそ7割のシェアで首位に立っている。

(3) インドネシアで広がる電動二輪車

2022年時点での電動自動車の登録台数は20,000台強とその比率は小さいものの、急速にその台数を増加させている。2022年のこれまでの販売台数では、L1セグメント(50cc以下)は9割増以上、L3セグメント(50cc~150cc)は約5割増となっている。インドネシアではEV(四輪)よりも実用的な電動二輪車の方が容易に受容されやすいとの調査結果もある。二輪車は価格も安く、小型電動二輪車は1,000万ルピア前後で購入できる一方、EVは6億ルピア超である。

インドネシア政府は2019年8月にEV促進の政令を公布しているが、国産車両の現地調達率について、二輪・三輪の場合は2023年までに40%以上、2025年までに60%以上、2026年以降は80%以上に引き上げるとの計画を示している。2021年6月にはエネルギー相が2050年までに国内で販売する四輪車及び二輪車を全てEVとする方針を表明しているが、二輪車の新車販売については2040年以降に全て電動車となる見込みである。エネルギー・鉱物資源省は2021年8月に、内燃エンジン搭載の二輪車を電動二輪車に改造するパイロットプロジェクトを発表した。このプロジェクトでは、ジャカルタ首都圏で100台の二輪車を改造する計画であり、各省庁や機関、地方政府、国営企業、GrabやGojekなどの民間企業にもプロジェクトへの参加を呼び掛けられた。

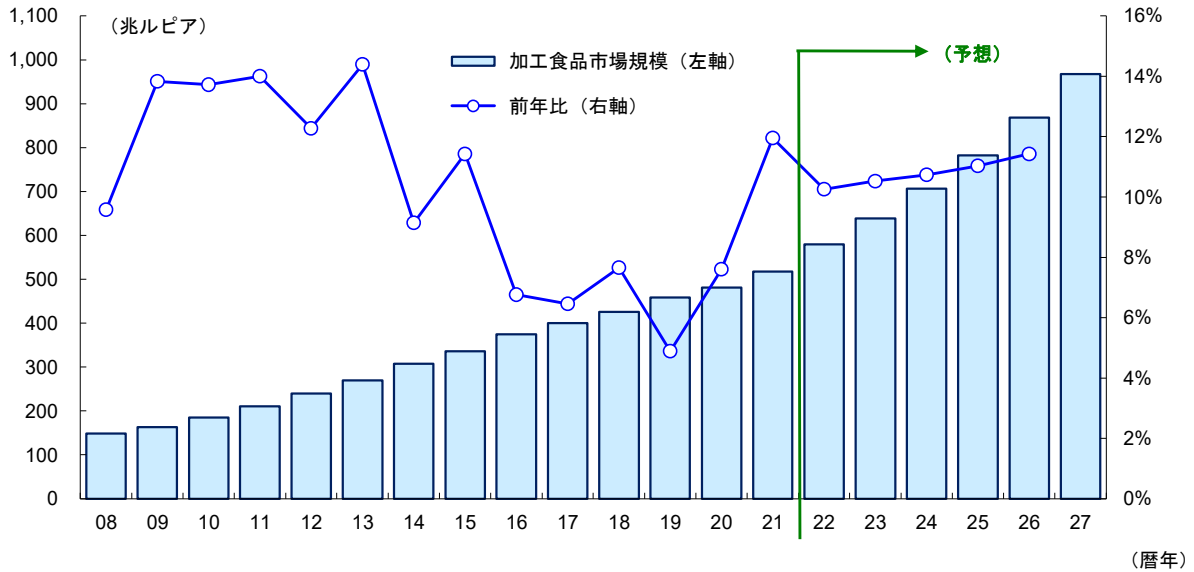
二輪メーカーも電動二輪を積極的に開発しているが、その主力は台湾や中国の技術や部品あるいは資本を使いインドネシア政府の支援も得たローカルブランドである。例えば、産官学によるEV新興メーカーのWIMA(PT Wika Industri Manufaktur)は2019年のモーターショーで国産化率9割超を達成した電動スクーター「Gesits」を披露した。2020年11月にはインドネシア国営電力会社PLNが配車サービス大手のGrabやWIMAなどとEV事業で提携すると発表しており、政府によるEVプログラム加速支援でのシナジー創出で、各社の知見とリソースを活用していくという。日系メーカーでは、国内シェア第1位の本田は、2018年からパナソニックなどと共同で電動二輪車のバッテリーシェアリング実証研究を行っている。2019年7月に開催されたモーターショーではEVスクーター「PCX Electric」と充電ステーションを展示した。本田の提携先であるAstraグループはライドシェア大手のGojekと協力し、「PCX Electric」を使用してEV利用の試験プロジェクトを始めると発表している。

4. 食品

(1) 食品加工業の市場規模とその推移

2021年のインドネシアの加工食品市場は517兆ルピア(約360億ドル、Euromonitor調べ)である(図表22-7)。2011年からの10年間、市場全体は年率9.4%増と名目GDP成長率(同8.0%増)を上回るペースで成長している。また、この期間、1人あたりの加工食品の売上高(現地通貨建て)は2.2倍に増えている。

図表 22-7 加工食品の市場規模と成長率



(出所) Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

約 2.7 億人の人口を抱えるインドネシアの加工食品市場は、ASEAN 諸国の中でも最も大きい。2021 年のドル建ての市場規模は 282 億ドルと、2 位のフィリピン (162 億ドル)、3 位のベトナム (152 億ドル)、4 位のタイ (144 億ドル) とは 1.5 倍以上の差がある。市場規模は大きいですが、現地調査では人口の多い大都市圏ほど地場企業などとの競争が激しいとの声があった。

ジェトロ「農林水産物・食品 国別マーケティング基礎情報」¹² (2022 年 8 月) によれば、インドネシア人の嗜好として、「日本人と比較すると、食事は味が濃く、スパイスが効いた辛いものを好む。菓子類は甘いものを好む。酸味はあまり得意ではなく、梅干し、酢が効いたドレッシングなどはあまり好まれない。」という傾向があるようだ。また、国民の間に日本食品への信頼感は一般にあるが、ASEAN 諸国産の日本ブランド食品と日本製日本食品の区別ができない状態であり、日本産品は高価であるため、一般消費者は他国の類似商品でより安価な商品を購入する傾向もあるようである。2022 年 7 月 26 日にインドネシア政府は東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃しており、また、日本産品が売られるスーパーマーケットは富裕層を中心としたものからアップミドル層を対象にしたものまで範囲が広がってきているなど、日本食関連の輸出の機会は広がりそうである。

(2) カテゴリー別に見たインドネシアの加工食品市場の変化

Euromonitor 社のデータによれば、2011 年から 2021 年にかけての大分類 (「調味料・食材」、「乳製品など」、「菓子など」、「主食」) で見た加工食品市場の売上高構成比の変化を見ると、4 つの大分類の内、構成比が上昇したのは「調味料・食材」(+0.5%) と「主食」(+2.0%) である。中でも、「米」(+2.8%)、「テーブルソース」(+0.7%) のカテゴリーが相対的に伸びている。

¹² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/2022/marketing_basicinfo_Indonesia_2022.pdf

他方、構成比が低下した大分類は、「菓子など」(▲2.2%)と「乳製品」(▲0.2%)である。「菓子など」の中比較的市場規模が大きい「チョコレート菓子・ガム類」(▲2.7%)の低下が大きい、「アイスクリーム・冷凍デザート」(+1.5%)と成長しているカテゴリーもある。

「乳製品など」の中では「ベビーフード」(▲1.8%)が低下している一方、「乳製品」(+1.5%)は増加している。ベビーフードの低下は出生率の低下も関係していると考えられる(図表 22-8)。

図表 22-8 加工食品の売上高と構成比 (2011年→2021年)

分類	金額 (10億ルピア)			構成比		
	2011	2021	年率成長率	2011	2021	差分
加工食品	210,428	517,485	9.4%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	27,809	70,854	9.8%	13.2%	13.7%	0.5% ↑
食用油	14,631	35,061	9.1%	7.0%	6.8%	-0.2%
オリーブオイル	472	1,461	12.0%	0.2%	0.3%	0.1%
パームオイル	13,681	32,650	9.1%	6.5%	6.3%	-0.2%
レディー・ミール	88	206	8.9%	0.0%	0.0%	-0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	12,015	32,416	10.4%	5.7%	6.3%	0.6% ↑
調味料	4,784	10,840	8.5%	2.3%	2.1%	-0.2%
テーブルソース	6,735	20,227	11.6%	3.2%	3.9%	0.7% ↑
スープ	42	114	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%
スプレッド	1,033	3,057	11.5%	0.5%	0.6%	0.1%
乳製品等	42,301	102,886	9.3%	20.1%	19.9%	-0.2% ↓
ベビーフード	18,770	36,794	7.0%	8.9%	7.1%	-1.8% ↓
乾燥ベビーフード	953	2,238	8.9%	0.5%	0.4%	-0.0%
粉ミルク	17,275	32,794	6.6%	8.2%	6.3%	-1.9% ↓
乳製品	23,143	64,558	10.8%	11.0%	12.5%	1.5% ↑
飲料乳製品(ミルク、豆乳等)	10,655	33,176	12.0%	5.1%	6.4%	1.3% ↑
ヨーグルト・乳製品	2,098	8,384	14.9%	1.0%	1.6%	0.6% ↑
その他乳製品(コンデンスミルク等)	8,764	16,089	6.3%	4.2%	3.1%	-1.1% ↓
菓子等	44,558	98,079	8.2%	21.2%	19.0%	-2.2% ↓
チョコレート菓子・ガム類	16,246	25,849	4.8%	7.7%	5.0%	-2.7% ↓
チョコレート菓子	7,984	13,172	5.1%	3.8%	2.5%	-1.2% ↓
キャンディ等	7,212	11,388	4.7%	3.4%	2.2%	-1.2% ↓
アイスクリーム・冷凍デザート	2,636	14,154	18.3%	1.3%	2.7%	1.5% ↑
ナッツ・クラッカー類	12,387	27,477	8.3%	5.9%	5.3%	-0.6% ↓
ナッツ類	3,668	9,849	10.4%	1.7%	1.9%	0.2%
ソルティアー・スナック	6,625	13,906	7.7%	3.1%	2.7%	-0.5% ↓
ビスケット菓子類	13,290	30,600	8.7%	6.3%	5.9%	-0.4%
主食	95,760	245,665	9.9%	45.5%	47.5%	2.0% ↑
パン類	18,101	37,921	7.7%	8.6%	7.3%	-1.3% ↓
パン	3,575	7,683	7.9%	1.7%	1.5%	-0.2%
ケーキ	1,921	4,834	9.7%	0.9%	0.9%	0.0%
菓子パン	11,480	22,641	7.0%	5.5%	4.4%	-1.1% ↓
朝食用シリアル	500	2,112	15.5%	0.2%	0.4%	0.2%
加工果物・野菜	344	700	7.4%	0.2%	0.1%	-0.0%
加工肉・シーフード	8,920	25,491	11.1%	4.2%	4.9%	0.7% ↑
加工肉	5,523	18,133	12.6%	2.6%	3.5%	0.9% ↑
加工シーフード	2,317	5,227	8.5%	1.1%	1.0%	-0.1%
米・パスタ・麺類	67,895	179,441	10.2%	32.3%	34.7%	2.4% ↑
麺	20,316	48,078	9.0%	9.7%	9.3%	-0.4%
インスタント麺	19,620	46,408	9.0%	9.3%	9.0%	-0.4%
カップタイプ	857	2,256	10.2%	0.4%	0.4%	0.0%
袋タイプ	18,763	44,152	8.9%	8.9%	8.5%	-0.4%
常温の非インスタント麺	696	1,670	9.2%	0.3%	0.3%	-0.0%
米	47,398	130,921	10.7%	22.5%	25.3%	2.8% ↑

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 0.5 以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitor より作成

(3) 「ハラール製品保証法」への対応が必要

経済発展に伴って今後も拡大が期待されるインドネシアの加工食品市場であるが、イスラム教（ムスリム）の戒律によって食べることが許されたことを示す「ハラール認証」への対応は、その成長ペースを押し下げる一因となり得る。

2014年に制定されたハラール製品保証法「2014年第33号」では、2019年10月からインドネシア国内で流通・売買される全ての製品に、ハラール認証の取得を義務付けることを規定されていたが、スケジュールが後ろ倒しにされていた。2021年2月、ハラール製品保証の実施に関する政令2021年第39号が公布、施行された。同政令ではハラール表示義務化に向けた具体的な日程が記載されている。（図表 22-9）。

ハラール製品保証法や政令などは、ハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal：BPJPH）が発行するハラール認証の有効期間について、材料構成に変更がない限り4年間有効と規定。

図表 22-9 ハラール製品保証法に関する運用スケジュール案

対応期限	主な対象物、サービス
2024年10月17日	飲食料品
2026年10月17日	化粧品、伝統医薬、医薬部外品、サプリメント、化学品、衣料品、文房具など
2029年10月17日	市販薬など

（出所）JETRO ビジネス短信より作成

認証取得は、政令2021年第39号などにより、①BPJPHに直接申し込む、または②BPJPHが同政令119条、120条に基づき各国政府と合意書（MoU）を締結し、それに基づき認定された各国のハラール検査機関を活用しなければならない。

(4) 今後の見通し

Euromonitorの調べに基づくと、2021年から2027年までの6年間の加工食品市場の成長率は年率11.0%と、引き続き順調な成長が予測されている。「米」（+1.9%）、「加工肉」（+1.3%）、「乳製品」（+0.9%）、「食用油」（+0.8%）に、構成比の上昇が見込まれる（図表 22-10）。

図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2018年→2023年）

分類	金額（10億ルピア）			構成比		
	2021	2027	年率成長率	2021	2027	差分
加工食品	517,485	967,013	11.0%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	70,854	142,915	12.4%	13.7%	14.8%	1.1% ↑
食用油	35,061	72,876	13.0%	6.8%	7.5%	0.8% ↑
オリーブオイル	1,461	3,451	15.4%	0.3%	0.4%	0.1%
パームオイル	32,650	67,883	13.0%	6.3%	7.0%	0.7% ↑
レディー・ミール	206	386	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	32,416	61,486	11.3%	6.3%	6.4%	0.1%
調味料	10,840	20,078	10.8%	2.1%	2.1%	-0.0%
テーブルソース	20,227	38,776	11.5%	3.9%	4.0%	0.1%
スープ	114	183	8.1%	0.0%	0.0%	-0.0%
スプレッド	3,057	7,985	17.4%	0.6%	0.8%	0.2%
乳製品等	102,886	178,996	9.7%	19.9%	18.5%	-1.4% ↓
ベビーフード	36,794	44,723	3.3%	7.1%	4.6%	-2.5% ↓
乾燥ベビーフード	2,238	3,518	7.8%	0.4%	0.4%	-0.1%
粉ミルク	32,794	38,363	2.6%	6.3%	4.0%	-2.4% ↓
乳製品	64,558	129,576	12.3%	12.5%	13.4%	0.9% ↑
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	33,176	51,500	7.6%	6.4%	5.3%	-1.1% ↓
ヨーグルト・乳製品	8,384	25,294	20.2%	1.6%	2.6%	1.0% ↑
その他乳製品（コンデンスミルク等）	16,089	30,906	11.5%	3.1%	3.2%	0.1%
菓子等	98,079	151,056	7.5%	19.0%	15.6%	-3.3% ↓
チョコレート菓子・ガム類	25,849	35,715	5.5%	5.0%	3.7%	-1.3% ↓
チョコレート菓子	13,172	18,951	6.3%	2.5%	2.0%	-0.6% ↓
キャンディ等	11,388	15,161	4.9%	2.2%	1.6%	-0.6% ↓
アイスクリーム・冷凍デザート	14,154	22,133	7.7%	2.7%	2.3%	-0.4%
ナッツ・クラッカー類	27,477	45,457	8.8%	5.3%	4.7%	-0.6% ↓
ナッツ類	9,849	17,350	9.9%	1.9%	1.8%	-0.1%
ソルティ・スナック	13,906	22,757	8.6%	2.7%	2.4%	-0.3%
ビスケット菓子類	30,600	47,751	7.7%	5.9%	4.9%	-1.0% ↓
主食	245,665	494,046	12.3%	47.5%	51.1%	3.6% ↓
パン類	37,921	64,951	9.4%	7.3%	6.7%	-0.6%
パン	7,683	12,101	7.9%	1.5%	1.3%	-0.2%
ケーキ	4,834	7,931	8.6%	0.9%	0.8%	-0.1%
菓子パン	22,641	40,140	10.0%	4.4%	4.2%	-0.2%
朝食用シリアル	2,112	4,641	14.0%	0.4%	0.5%	0.1%
加工果物・野菜	700	1,229	9.8%	0.1%	0.1%	-0.0%
加工肉・シーフード	25,491	61,700	15.9%	4.9%	6.4%	1.5% ↑
加工肉	18,133	46,414	17.0%	3.5%	4.8%	1.3% ↑
加工シーフード	5,227	11,370	13.8%	1.0%	1.2%	0.2%
米・パスタ・麺類	179,441	361,526	12.4%	34.7%	37.4%	2.7% ↑
麺	48,078	97,281	12.5%	9.3%	10.1%	0.8% ↑
インスタント麺	46,408	94,179	12.5%	9.0%	9.7%	0.8% ↑
カップタイプ	2,256	4,169	10.8%	0.4%	0.4%	-0.0%
袋タイプ	44,152	90,011	12.6%	8.5%	9.3%	0.8% ↑
常温の非インスタント麺	1,670	3,102	10.9%	0.3%	0.3%	-0.0%
米	130,921	263,503	12.4%	25.3%	27.2%	1.9% ↑

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

（出所） Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

ひとくちメモ 6： 借金をしてまで買い物する？可処分所得の高いインドネシア

2022 年 12 月にジャカルタを訪れて実施した日系企業各社へのインタビューでは、各社から可処分所得の高さがインドネシアの特徴として述べられた。年々物価が上がることもあり、欲しいものは借金をしてでも早く購入する人が多いという。1 年を通して気温が一定で、作物も二毛作や三毛作で収穫でき、雨も数時間ほど雨宿りをすれば止むといった風土から、先々を見越して備える感覚がない楽観的な気質を持つ人が多いためだ、といった興味深い考察もあった。さらに、賃金が上昇傾向にあるために、今使い切っても困らないために、貯金をする習慣もあまりないようである。実際、インドネシアにおける世帯可処分所得は上昇傾向にあり、2020 年の世帯可処分所得が年 10,000 米ドル～34,999 米ドルである世帯割合が 31.7%である一方、2025 年には同割合が 43.6%にまで上昇する予測もある。

このような消費行動を背景に、所得が低い人でもスマートフォンを保有していることが多いことも、インドネシアの特徴である。海や山によって分けられた地方都市に住む人口も多い中で、スマートフォンを介した広告などを活用し、ジャカルタ首都圏以外のインドネシア国民にアプローチしていくことを検討している企業もいる。



ショッピングモール内のスーパーは海外製品も含め、品ぞろえが豊富
12月初旬ということもありクリスマス用の商材も販売されていた

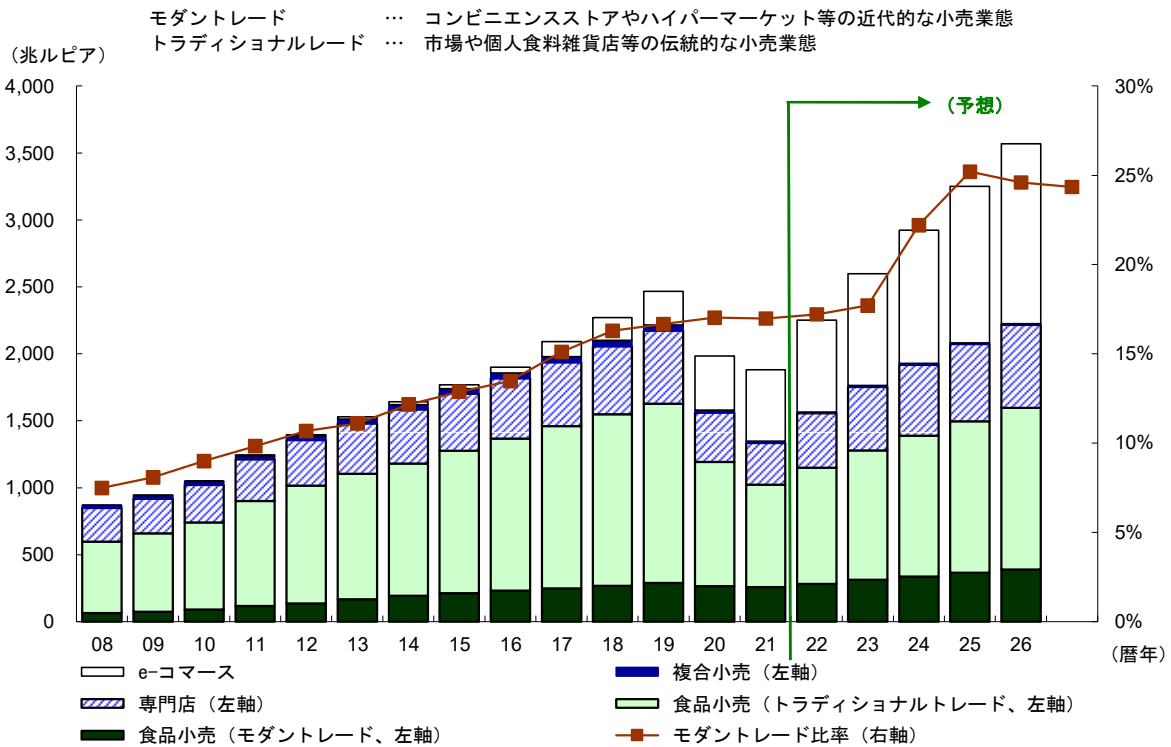
5. 小売

(1) 市場概況

2021年の小売市場の市場規模は1,907兆ルピア（Euromonitor調べ）。市場全体の伸びは2011年からの10年間で年率4.3%と名目GDP成長率（8.0%）を下回っているが、市場規模は拡大している（図表22-11）。

2011年からの10年間の大きな変化は、eコマースの成長が顕著なことが挙げられる（図表22-12）。2017年頃から市場の拡大が見られるが、2019年からのCOVID-19パンデミックの影響もあり、さらに拡大している。インドネシアのeコマースはシンガポール発の越境ECサイトShopeeと地場のTokopediaが2大プラットフォームである。携帯電話の100人あたりの登録数は、世界銀行のデータによれば2011年以降より100を超え、2020年では130となっている。

図表 22-11 小売販売額の推移



(出所) Euromonitor より作成、予想は Euromonitor

図表 22-12 業態別販売額構成比 (2011 年→2021 年)

分類	金額 (兆ルピア)			構成比			
	2011	2021	年率成長率	2011	2021	差分	
小売売上高	1,252	1,907	4.3%	100.0%	100.0%	-	
店舗型小売	1,238	1,347	0.8%	98.9%	70.6%	-28.3%	↓
食品小売店	900	1,024	1.3%	71.9%	53.7%	-18.2%	↓
モダントレード	116	258	8.3%	9.3%	13.5%	4.3%	↑
(内、コンビニエンスストア)	45	184	15.1%	3.6%	9.6%	6.0%	↑
(内、ハイパーマーケット)	27	15	-5.5%	2.1%	0.8%	-1.3%	↓
(内、スーパーマーケット)	44	58	2.9%	3.5%	3.1%	-0.4%	
トラディショナルトレード	784	766	-0.2%	62.6%	40.1%	-22.5%	↓
非食品専門店	310	310	0.0%	24.7%	16.3%	-8.5%	↓
アパレル・靴専門店	80	71	-1.1%	6.4%	3.7%	-2.6%	↓
電化製品専門店	27	25	-0.7%	2.2%	1.3%	-0.8%	
健康・美容関連製品専門店	43	62	3.6%	3.5%	3.3%	-0.2%	
(内、美容専門小売店)	5	5	-0.4%	0.4%	0.3%	-0.2%	
(内、調剤薬局)	24	41	5.5%	1.9%	2.1%	0.2%	
(内、ドラッグストア)	10	12	2.2%	0.8%	0.7%	-0.2%	
日用品、家具、園芸専門店	54	55	0.1%	4.3%	2.9%	-1.5%	↓
D I Y	24	32	3.1%	1.9%	1.7%	-0.2%	
家具・日用品専門店	31	23	-3.0%	2.4%	1.2%	-1.3%	↓
レジャー、スポーツ用品専門店	39	32	-2.0%	3.2%	1.7%	-1.5%	↓
(内、時計・宝飾品)	11	10	-0.4%	0.9%	0.5%	-0.3%	
(内、メディア製品)	13	8	-5.0%	1.0%	0.4%	-0.6%	
(内、スポーツ用品)	6	6	0.0%	0.4%	0.3%	-0.2%	
その他非食品専門店	65	65	-0.1%	5.2%	3.4%	-1.8%	↓
百貨店等	29	13	-7.9%	2.3%	0.7%	-1.6%	↓
(内、デパート)	28	11	-9.1%	2.3%	0.6%	-1.7%	↓
非店舗型小売	14	561	45.1%	1.1%	29.4%	28.3%	↑
訪問販売	9	27	12.1%	0.7%	1.4%	0.7%	
通販 (除くインターネット決済)	0	0	10.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
e-コマース	5	533	60.1%	0.4%	28.0%	27.6%	↑
(内、アパレル・靴)	2	43	39.4%	0.1%	2.3%	2.1%	↑
(内、美容・パーソナルケア)	0	13	138.7%	0.0%	0.7%	0.7%	
(内、白物家電)	0	4	58.5%	0.0%	0.2%	0.2%	
(内、黒物家電)	1	22	38.5%	0.1%	1.2%	1.1%	↑
(内、コンシューマーヘルス)	-	3	-	-	0.2%	-	
(内、食品・飲料)	-	26	-	-	1.4%	-	
(内、ホームケア)	0	3	51.8%	0.0%	0.1%	0.1%	
(内、修繕・ガーデニング)	0	5	117.7%	0.0%	0.2%	0.2%	
(内、家具・食器)	0	15	74.7%	0.0%	0.8%	0.8%	
(内、メディア製品)	2	62	44.1%	0.1%	3.2%	3.1%	↑
(内、眼鏡・アクセサリ)	0	1	53.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
(内、ペットケア)	0	1	96.2%	0.0%	0.1%	0.1%	
(内、玩具・ゲーム)	-	1	-	-	0.0%	-	
(内、ビデオゲーム)	-	0	-	-	0.0%	-	
(内、その他)	1	336	86.7%	0.1%	17.6%	17.5%	↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-	

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitor より作成

(2) 外資規制の緩和は道半ばだが、専門店業態にはプラス

インドネシアの小売セクターでは、外資の出資規制や、フランチャイズの店舗数の上限や国産品使用義務などの運用上の規制が緩和されてきている。

まず、2016年に行われたのが、デパートメントストア業態での中小型店舗の外資比率の緩和である。元々、インドネシアでは、モダントレードの業態を、商業大臣規定 2013 年第 70 号の第 6 条及び同 7 条で売場面積と取扱商品に応じた分類で特定している（図表 22-13）。例えば、食料品や生活用品などの各種消費財の販売業態では、400 m² 未満を「ミニマーケット」、400 m² 以上を「スーパーマーケット」、5,000 m² 以上の大型店舗を「ハイパーマーケット」と分類し、更に、消費者の性別・年齢に応じた売場での衣料品などの各種消費財の販売では、400 m² 以上の売場面積を有する業態を「デパートメントストア」とした。2016 年 5 月、政府は大統領規定「2016 年第 44 号」を公布し、外国企業の出資比率の上限などを定めた「投資ネガティブリスト」を改定し、更に 2021 年にも改訂がなされた。

図表 22-13 小売業店舗の分類

業態	売場面積 (m ²)	取扱商品
ミニマーケット	< 400	食料品、生活用品等の各種消費財の販売
スーパーマーケット	>= 400	
ハイパーマーケット	>= 5,000	
デパートメントストア	>= 400	消費者の性別・年齢に応じた売場での衣料品等の各種消費財の販売

(出所) 商業省規則 2013 年第 70 号より作成

2021 年の改正ではこれまで一定の外資規制が設けられていた売り場面積が 1,200 m² 未満のスーパーマーケット、売り場面積 400~2000 m² のデパートの外資規制が撤廃された。また、2021 年にはこれまで中小零細企業・協同組合とのパートナーシップを条件に認められていた「通信販売・インターネット小売 (e コマース)」でも外資制限が撤廃された。製造に関連しないディストリビューター業や倉庫業も外資規制が撤廃されている。2018~2019 年には、フランチャイズに係る規定が撤廃され、一度は規制が緩和されたが、2021 年に商業省規則 2021 年第 23 号により、近代的な小売業が運営する直営店の店舗数の上限を 150 店とし、151 店目からはフランチャイズによる店舗運営が義務付けられることとなった。中小零細企業の近代小売業への参入を後押しする狙いがあると報じられている。

(3) 日系企業の進出状況

これまでの日系の物販小売企業のインドネシア進出としては、2004 年に 100 円ショップの大創産業 (ダイソー) が現地企業と代理店契約を結んで進出、2009 年には「MUJI」を展開する良品計画が現地企業に商標のライセンス供与と商品供給を行う形式で進出、2013 年には「ユニクロ」を展開するファーストリテイリングが三菱商事と合弁会社を設立して進出している。

また、食品小売企業では、2009 年にセブン-イレブンが初めてインドネシアに出店、2011 年にはローソン、2012 年にはファミリーマートとミニストップが相次いで初出店を果たした。しかし、ミニマーケット業態への外資企業に対する規制が厳しかったことから、2016 年にミニストップが地場企業に対する地域フランチャイズ契約を終了して撤退し、2017 年にはセブン-イレブンが酒類の販売規制などの影響で売上が減少したことから全店を閉鎖した。2022 年時点ではローソン、ファミリーマートがインドネシアで店舗を展開している。

総合スーパー（General merchandise store：GMS）業態では、イオンが 2015 年にジャカルタ南西部の BSD 地区に 1 号店を皮切りに店舗数を増やしており、24 年に開業予定の 5 店舗目が建設中となっている。

（4）今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2021 年から 2026 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 13.6%と予想されている。

店舗型小売の構成比が 10%近く低下する一方、その分 e-コマースの構成比が増加する見込みとなっている。

図表 22-14 業態別販売構成比（2021年→2026年）

分類	金額（兆ルピア）			構成比			
	2021	2026	年率成長率	2021	2026	差分	
小売売上高	1,907	3,604	13.6%	100.0%	100.0%	-	
店舗型小売	1,347	2,225	10.6%	70.6%	61.8%	-8.8%	↓
食品小売店	1,024	1,595	9.3%	53.7%	44.3%	-9.4%	↓
モダントレード	258	388	8.5%	13.5%	10.8%	-2.7%	↓
（内、コンビニエンスストア）	184	253	6.6%	9.6%	7.0%	-2.6%	↓
（内、ハイパーマーケット）	15	29	13.3%	0.8%	0.8%	-0.0%	
（内、スーパーマーケット）	58	106	12.6%	3.1%	2.9%	-0.1%	↓
トラディショナルトレード	766	1,207	9.5%	40.1%	33.5%	-6.7%	↓
非食品専門店	310	620	14.9%	16.3%	17.2%	0.9%	
アパレル・靴専門店	71	187	21.2%	3.7%	5.2%	1.4%	↑
電化製品専門店	25	22	-2.2%	1.3%	0.6%	-0.7%	
健康・美容関連製品専門店	62	99	9.8%	3.3%	2.7%	-0.5%	
（内、美容専門小売店）	5	13	20.7%	0.3%	0.4%	0.1%	
（内、調剤薬局）	41	58	7.2%	2.1%	1.6%	-0.5%	
（内、ドラッグストア）	12	20	9.9%	0.7%	0.6%	-0.1%	
日用品、家具、園芸専門店	55	122	17.4%	2.9%	3.4%	0.5%	
D I Y	32	56	11.5%	1.7%	1.5%	-0.1%	
家具・日用品専門店	23	67	24.3%	1.2%	1.9%	0.7%	
レジャー、スポーツ用品専門店	32	81	20.1%	1.7%	2.2%	0.6%	
（内、時計・宝飾品）	10	30	23.4%	0.5%	0.8%	0.3%	
（内、メディア製品）	8	16	16.0%	0.4%	0.4%	0.0%	
（内、スポーツ用品）	6	14	19.3%	0.3%	0.4%	0.1%	
その他非食品専門店	65	109	10.9%	3.4%	3.0%	-0.4%	
百貨店等	13	10	-4.4%	0.7%	0.3%	-0.4%	
（内、デパート）	11	7	-9.3%	0.6%	0.2%	-0.4%	
非店舗型小売	561	1,378	19.7%	29.4%	38.2%	8.8%	↑
訪問販売	27	35	5.1%	1.4%	1.0%	-0.5%	
通販（除くインターネット決済）	0	0	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
インターネット小売	533	1,343	20.3%	28.0%	37.3%	9.3%	↑
（内、アパレル・靴）	43	99	18.2%	2.3%	2.7%	0.5%	
（内、美容・パーソナルケア）	13	37	23.7%	0.7%	1.0%	0.4%	
（内、白物家電）	4	7	14.3%	0.2%	0.2%	0.0%	
（内、黒物家電）	22	66	24.0%	1.2%	1.8%	0.6%	
（内、コンシューマーヘルス）	3	9	21.1%	0.2%	0.2%	0.1%	
（内、食品・飲料）	26	83	26.4%	1.4%	2.3%	1.0%	
（内、ホームケア）	3	6	18.0%	0.1%	0.2%	0.0%	
（内、修繕・ガーデニング）	5	10	17.5%	0.2%	0.3%	0.0%	
（内、家具・食器）	15	45	23.9%	0.8%	1.2%	0.4%	
（内、メディア製品）	62	120	14.3%	3.2%	3.3%	0.1%	
（内、眼鏡・アクセサリ）	1	2	17.8%	0.0%	0.1%	0.0%	
（内、ペットケア）	1	6	36.6%	0.1%	0.2%	0.1%	
（内、玩具・ゲーム）	1	2	20.5%	0.0%	0.1%	0.0%	
（内、ビデオゲーム）	0	0	35.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
（内、その他）	336	852	20.5%	17.6%	23.6%	6.0%	↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-	

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

（出所） Euromonitor より作成

6. 不動産（居住用住宅）

(1) ジャカルタ首都圏で顕著な人口増加

インドネシア政府統計によると、ジャカルタ首都圏の人口は 3,124 万人（2020 年）と、日本の東京・横浜首都圏（4,434 万人）に次ぐ世界第 2 位となっている。ジャカルタ首都圏の中でも、近年はジャカルタ特別州よりも近接する西ジャワ州やバンテン州の人口が増えている。中央統計局の人口データでは、2008 年から 2018 年にかけての人口増加が最も多かった州が西ジャワ州で、次がバンテン州と、いずれもジャカルタ特別州に隣接している州である。

人口の増加だけでなく、所得水準が上がり中間所得層が増えたことで、良質な住居に対する需要は高まっている。特に 2010 年代に入ると、西ジャワ州を中心に日系製造企業の進出が増え、駐在員向けのサービスアパートの需要が増加したこと、雇用機会が増えたことで都市部のインドネシア人の可処分所得が増加したことなどが、背景として挙げられる。

(2) 新型コロナウイルスの不動産市場への影響

新型コロナウイルスの感染拡大は、不動産市場に大きなダメージを与え、特に、大規模な社会的規制や移動制限措置が導入されていた期間の影響は深刻であった。他方、移動制限が多少緩和され、ニューノーマルと呼ばれる時期に入ると経済活動は徐々に活発化し、政府による経済刺激策も少しずつ効果を示していったと捉えられており、ジャカルタ首都圏の商業不動産セクターは、ホテル需要を筆頭に 2020 年後半より回復の兆しを見せた。インドネシア中銀の報告によると、インドネシア経済全体は 2020 年にマイナス成長を記録したものの、商業不動産の需要自体は比較的安定しており、2020 年第 4 四半期の実績は、前年の同四半期に比較すると 0.52%のマイナスであったが、第 3 四半期に比すると 0.01%の微増となった。

(3) 日系企業の最近の動き

日系企業のインドネシアの不動産市場への進出は早い。東急不動産がインドネシアに進出したのは 1975 年で、以来、累計約 4,500 戸の戸建て住宅を分譲してきた。しかし、日系企業が本格的にジャカルタ首都圏での分譲コンドミニアムの開発、施工の分野に進出したのは、良質な住居に対する需要が高まってきた 2010 年代のことである。

図表 22-15 には、2020 年から 2022 年にかけての日系不動産関連企業のインドネシア事業の主な動きをまとめている。当該 3 年間では、東急不動産、西日本鉄道、京浜急行鉄道、阪急阪神不動産などの鉄道・電鉄系デベロッパーや、住友商事、伊藤忠商事、大和ハウス工業などの新興国での工業団地開発で実績の多い企業の動きが目立つ。分譲予定地は西ジャワ州やバンテン州が多いが、都市開発中の一区画となるケースが多い。このような立地の多くでは、商業施設（イオンモールの予定地）やオフィス施設の建設も予定されている。

図表 22-15 日系不動産関連企業のニュース（2022年）

年月	企業	内容
2020年9月	三菱商事	三菱商事は、シンガポール政府系投資会社 Temasek Holdings の100%子会社である Surbana Jurong 社と合併で設立した Mitbana 社を通じて、インドネシア不動産デベロッパー最大手の1社である Sinar Mas Land 社と共同で、100 ha 超の大規模都市開発を推進することを合意。ジャカルタ郊外の BSD City において、100 ha 超の新規開発用地に対して、インドネシア初となる公共交通指向型開発をコンセプトとした、住宅・商業施設・学校・病院・公園・交通結節点などの都市機能を組み合わせたスマートシティ開発を推進する計画。
2020年10月	住友林業	住友林業は、インドネシア・南スラウェシ州マカッサル市で住宅開発事業に参画する。同国の不動産開発会社スマレコン社、ムティアラ社と共同開発する。総投資予定額は約93億円。販売総戸数は一戸建て500戸、RCラーメン造2階建てで、敷地面積は約14万㎡となる。販売開始は2023年第1四半期を予定。脱炭素社会の実現に向けて環境配慮型戸建て住宅を開発する。
2021年6月	三菱地所	三菱地所は、インドネシアの公務員年金基金運用会社である国営企業 PT Taspen (Persero) の不動産部門子会社である PT Taspen Properti Indonesia と共同で、首都ジャカルタ特別州中心部における大規模複合開発事業「Oasis Central Sudirman」に参画する。インドネシアにおける当社最大規模のプロジェクト。
2022年2月	西日本鉄道	西日本鉄道はインドネシアの中堅住宅開発会社プレミアム・クオリタス・インドネシアの株式の49%を1月に取得。今回初めて資本参加し役員も派遣するなどして開発会社の経営に長期で関わる。国内外で培ったノウハウを活かし、アジア市場を開拓する。
2022年9月	三井不動産	三井不動産は、「MITSUI FUDOSAN (ASIA) PTE. LTD.」（シンガポール）を通じて、現地大手デベロッパー ジャバベカ社の100%子会社である PT. Grahabuana Cikarang 社（グラハブアナ チカラン社、以下「GBC社」と）と共同事業契約書を締結し、インドネシア ジャカルタ都市圏内に位置するベカシ県における分譲住宅事業「ジャバベカスポーツシティ」内の3区画（計808戸）への参画を決定。
2022年10月	阪急阪神不動産	阪急阪神不動産は、インドネシアの西ジャカルタ市にある大規模商業施設「セントラルパークモール」を取得。

（出所）各社報道資料などより作成

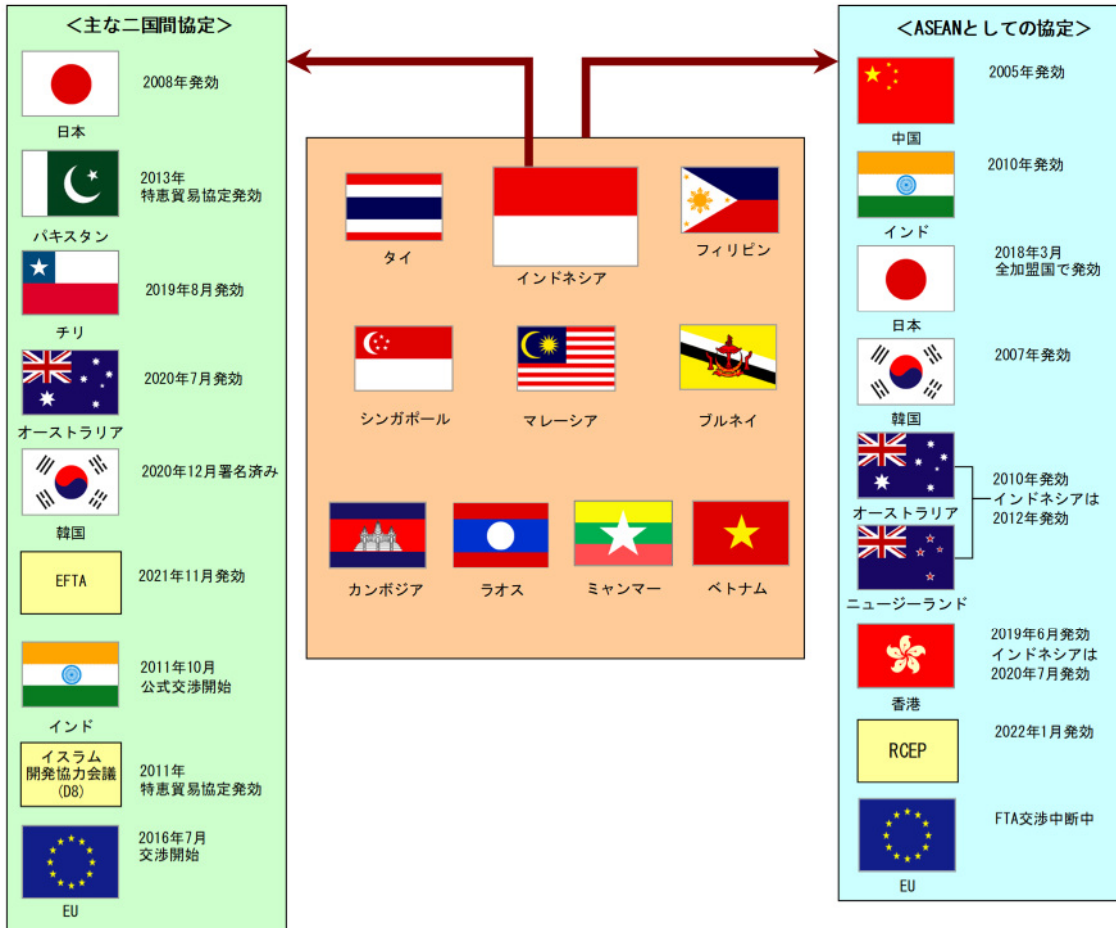
7. FTA、EPAの進捗状況

図表 22-16 から 22-18 にかけて、インドネシアと各国の自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）や経済連携協定（Economic Partnership Agreement : EPA）の交渉・発効の進捗状況をまとめた。インドネシアの FTA・EPA の特徴として、2017 年以前ではインドネシアが主体となって特定の相手国に基づく協定よりも ASEAN を通じた協定の方が多かったが、2018 年以降、インドネシアが主体となる協定発効や合意が増えていることが挙げられる。（図表 22-17、22-18）。

日本貿易振興機構（JETRO）の「世界の FTA データベース」や最近の動向を踏まえると、既に発効されたインドネシアの主な二国間協定は、日本（2008 年 7 月発効）、パキスタン（2013 年 9 月発効）、チリ（2019 年 8 月発効）、オーストラリア（2020 年 7 月発効）の 4 カ国である。

2020 年 12 月には、韓国・インドネシア包括的経済連携協定（CEPA）の批准が承認されたと発表されている。なお、2011 年にはバングラデシュやマレーシアなどを含む「イスラム開発協力会議特惠貿易協定」が発効されたが、JETRO 資料内では「現状、関税譲許はなされていないものと解釈される」と述べられており、当該協定は実質的に機能していない模様である。

図表 22-16 インドネシアの二国間、多国間経済・貿易協定の概要



(出所) JETRO「世界の FTA データベース」を基に作成

インドネシアの ASEAN としての枠組みは、日本（日本とインドネシアとの間での運用開始は 2018 年 3 月）、中国（2005 年 7 月発効）、韓国（2007 年 6 月発効）、インド（2010 年 1 月発効）、豪州・ニュージーランド（2012 年 1 月発効）、香港（2020 年 7 月発効）と 7 カ国に及び、また 2010 年 1 月には ASEAN 域内での物品貿易協定（ATIGA）も発効している。2022 年 11 月には、インドネシアは RCEP 協定批准のための国内手続を終了し、批准書を寄託、RCEP 協定は、2023 年 1 月 2 日に効力を生ずることとなる。ただし、2022 年 12 月の現地日系企業ヒアリングによると、多くの企業の場合、既に FTA がある国と貿易を行っているため、その影響は今のところは限定的なようである。

今後の注目点は、貿易額の1割程度を占めるEUとの交渉となろう。ASEANを通じた枠組みでは中断しているが、インドネシアの枠組みでは2016年7月に交渉再開が公表されている。2019年12月までに計9回の交渉会合が実施されている。2019年6月に行われた第8回の交渉では、「政府調達」、「国有企業」、「反トラスト（市場独占）と合併」、「検疫」などの点で進展があった一方で、「貿易」や「持続可能性」の点では両者の概念上の乖離があり、文書化への進展は見られなかった。コロナ禍以降は、2020年6月、2021年2月・3月、11月にはオンラインで交渉会合を開催されている。また、EFTAとの間では、2021年11月にEFTA・インドネシア包括的経済連携協定が発効した。本協定はインドネシアにとって、欧州の国との間で結ぶ初めての経済連携協定であり、2010年7月に交渉が開始され2018年12月に署名済みだったもので、インドネシア産パーム油に対する関税引き下げが環境破壊につながるとし、スイスの農業団体が国民投票を提起、その後スイスで行われた国民投票で賛成多数で協定が可決された後、発行に至ったという経緯がある。EFTA加盟国（スイス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）への輸出額は、インドネシア全体の輸出入額の0.7%と僅かではあるが、EFTA加盟国の購買力の高さや外国投資の多さなどから、本協定が欧州へのインドネシア産品・サービスの輸出、投資の足掛かりとなることが期待されている。

図表 22-17 インドネシアの署名済み・交渉中のFTA・EPAの詳細

【署名済】

枠組	加盟国・地域	名称	署名/交渉妥結年月	備考
インドネシア	OIC加盟56ヵ国・地域	イスラム諸国会議機構特惠貿易制度 (TPS-OIC)	2010/2	【特惠貿易協定】
	韓国	韓国・インドネシア包括的経済連携協定 (CEPA)	2020/12	2011年7月～10月共同研究を3回実施 2012年3月CEPA交渉開始 2012年10月～2019年10月の間に計10回交渉 2019年11月交渉妥結 2020年12月署名

【交渉中】

枠組	加盟国・地域	名称	交渉開始年月	経緯
インドネシア	インド	インド・インドネシア包括的経済協力協定	2011/10	2005/11：覚書署名 2007/10：共同研究グループ設立 2009/9：共同研究レポート提出 2011/10：公式交渉開始
	EU	EU・インドネシア自由貿易協定	-	2011/5：FTA締結を求める報告書発表 2016/7：包括的経済連携協定の交渉再開公表 2016/9-2018/10：計6回の交渉
ASEAN	EU	EU・ASEAN自由貿易協定	2007/5	2007/5：交渉開始 2009/5：交渉凍結。ASEAN諸国との個別交渉に移行 2013/3：交渉再開の可能性に向けて検討開始 (交渉中断中)

(出所) JETRO「世界のFTAデータベース」、現地報道などを基に作成

図表 22-18 インドネシアの発効済み FTA・EPA の詳細

【発効済】

枠組	対象国・地域	名称	発効年月	主な内容
インドネシア	日本	日本・インドネシア 経済連携協定	2008/7	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。鉱工業品のほとんどを即時撤廃。熱帯果実は無税枠を設定。エビ・エビ調整品も即時関税撤廃。インドネシア側は同90%を無税化。自動車では3,000cc以上が2012年までに関税撤廃、それ以外は2016年までに5%以下に撤廃もしくは削減。鉄鋼は特定用途免税制度により関税不適用措置。
	パキスタン	インドネシア・パキスタン 特惠貿易協定	2013/9	【特惠貿易協定】 インドネシアはパキスタンに対し216品目の関税を優遇する。主な対象品目は、生産果物、綿糸、既製服、扇風機、スポーツ用品、皮革製品など。パキスタンはインドネシアに対し、パーム油など287品目について優遇関税を適用。
	チリ	チリ・インドネシア包括的 経済連携協定	2019/8	【自由貿易協定】 発効後、インドネシアはチリからの輸入品に課している関税のうち、86.1%を撤廃する。他方、チリは89.6%を撤廃する。チリ側の関税のうち、即時撤廃されるものは、パーム油、一部の紙、靴、繊維製品、タイヤ、水産物（エビ、マグロなど）など。自動車部品は5年間で関税が撤廃される。インドネシア側の関税では、チリ産の銅の一部品目などの関税を即時撤廃する。
	豪州	豪州・インドネシア 包括的経済協力協定	2020/7	【自由貿易協定】 物品貿易（原産地規則、通関手続き、貿易円滑化など含む）、サービス貿易（ヒトの移動、金融サービス、通信、専門サービス含む）、投資、電子商取引、競争法規、経済協力などについて規定。
	GSTP42カ国・地域	途上国間貿易特惠関税制度 (GSTP)	1989/4	【特惠貿易協定】
	バングラデシュ、トルコ エジプト、ナイジェリア パキスタン、イラン マレーシア	イスラム開発協力会議 特惠貿易協定	2011/8	【特惠貿易協定】 2014/4に開催された監督委員会では、批准国の国内適用準備状況が報告されており、いずれの国も国内手続き中であることから、実態としては、関税譲許はなされていないものと解釈される。
	EFTA加盟国	EFTA・インドネシア 自由貿易協定	2021/11	【自由貿易協定】 2005/11：共同研究会設立 2018/8までに15回の交渉を経て、2018/11に大筋合意。2018年12月署名、2021年11月発効。 ※EU非加盟国（スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー）
ASEAN	日本	日本・ASEAN包括的 経済連携協定（AJCEP）	2018/3 全加盟国で 発効	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。ASEAN6（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は10年以内に貿易額の90%（品目ベースで90%）を無税化。CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は関税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じてASEAN6との差を設ける。
	ASEAN 10カ国	ASEAN物品貿易協定 (ATTGA)	1993/1：CEPT発効 2009/2：署名 2010/1：発効	【自由貿易協定】 ATTIGAは、従来のAFTA-CEPT協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置などを一本化したもの。域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN先行加盟6カ国（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は2010年に、新規加盟4カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は2015年に域内関税を撤廃。但し、新規加盟国については総品目数の7%を上限に、2018年まで関税撤廃期間の猶予が与えられた。
	中国	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	2005/7	【自由貿易協定】 農産品8分野の関税引き下げを2004/1開始。現在までに農産品の関税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005/7から関税引き下げを実施。中国とASEAN先行加盟6カ国は物品貿易の90%について2010年までに関税を撤廃し、CLMV諸国は2015年までに撤廃することを目指した。 センシティブ品目は、400品目以内で、且つ総輸入の10%以内、高度センシティブ品目は、センシティブ品目の40%もしくは100品目のいずれか少ない方を指定可能。センシティブ品目は2010年末まで、高度センシティブ品目は2014年末までに現行関税を維持でき、以降、段階的に引下げ予定。 2010/1からASEAN先行加盟6カ国と中国との間で約89%の品目で関税が撤廃された。2012/1からセンシティブ品目の関税が20%以下に削減された。高度センシティブ品目は2015/1から50%以下に削減された。
	韓国	韓国・ASEAN自由貿易協定	2007/6	【自由貿易協定】 物品貿易では、双方は原則として2010/1までにそれぞれ輸入の90%（輸入金額、品目数ベース、ノーマルトラック）にあたる品目について関税撤廃。2016年までに残りの7%について関税を0~5%に引き上げ、残りの3%については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外、長期間の関税引き下げ、関税割当設定などAからEまで5つのグループを設定。また、CLMV諸国のノーマルトラックの関税引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも50%を0~5%に（ベトナム：2013/1まで、CLM：2015/1まで）、品目数の90%を0~5%に（ベトナム：2016/1まで、CLM：2018/1まで）、全品目の関税の完全撤廃（ベトナム：2018/1まで、CLM：2020/1まで）との段階を経て削減される。
	インド	ASEAN・インド包括的 経済協力枠組協定	2010/1	【自由貿易協定】 関税については、2013年末と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品貿易では、2008/8にインド側489品目のネガティブリストを含む内容で合意、2010/1に発効した。
	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ ニュージーランド 自由貿易協定	2010/1 インドネシアは 2012/1	【自由貿易協定】 全18章からなる極めて包括的な協定で、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力などを含んでいる。品目数（タリフライン）ベースで、豪州、NZ、シンガポールは100%自由化（関税撤廃）を実現するなど自由化率の高いFTA。
	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	2019/6 インドネシア 2020/7	【自由貿易協定】 ASEANは中国が掲げる「一帯一路」構想においても重要な地域として位置付けられおり、香港および中国からのASEANへのアクセス向上が見込まれる。
	日本、中国、韓国、オース トラリア、ニュージーランド	地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定		【自由貿易協定】 2020年11月の第4回RCEP首脳会合で、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国の計15カ国で署名。2019年11月以降交渉に参加できなかったインドは署名に不参加。

(出所) JETRO「世界の FTA データベース」、現地報道などを基に作成

第23章 最近のトピックス

1. インドネシアのエネルギー・トランジション

インドネシア政府は2060年カーボンニュートラルという野心的な目標を掲げ、当該分野の投資を呼び込む意欲を示している。インドネシア政府によるエネルギー・トランジションに関連する目標（NDCやCOP26などで言及されたものなど）の主要なものは下表の通りである。

図表 23-1 インドネシア政府が掲げるエネルギー・トランジションに関連する主な目標

エネルギーアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 2024年末までに電化率100%を達成する。
エネルギー効率化	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までエネルギー原単位を年1%削減する。
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 一次エネルギー供給における「新・再生可能エネルギー」の割合を、2025年までに23%、2050年までに31%にする。 2021年から2030年にかけての電力設備増設に占める再生可能エネルギーの割合を52%にする。
化石燃料	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な資金協力を条件に、2040年代の脱石炭を加速することを検討する。
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な支援により、2030年までにGHG排出量をBAUレベルより41%削減する。 2060年頃までにネットゼロエミッションを達成する長期戦略を策定する。

（出所）IEA “Southeast Asia Energy Outlook 2022”

(1) 日本政府・日本企業によるエネルギー・トランジション協力

ASEANにおけるエネルギー・トランジションに関する協力方策として、日本政府は「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」を2021年5月に、「アジア未来投資イニシアティブ（AJIF）」を公表している。

この共同声明では、①再生可能エネルギー及び省エネルギーを含む、クリーンエネルギープロジェクトへの日本企業からの投資動員への支援、②次世代再生可能エネルギー技術、水素、燃料アンモニア、CCUS／カーボンリサイクルなどのクリーン技術の導入への資金的及び技術的支援、③東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）と連携した、ベトナムのエネルギー・トランジションのロードマップ策定支援、といった支援方針が盛り込まれている。

2022年1月には日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省との間で、エネルギー・トランジションの実現に関する協力覚書の署名を行っている。覚書に記載されている協力分野は以下の4点である。

- ・ それぞれの国の目標に基づいた排出量実質ゼロに向けたエネルギー・トランジションロードマップの策定
- ・ 水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS など、現実的なエネルギー・トランジションに貢献する技術の開発・展開
- ・ 水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS など、現実的なエネルギー・トランジションに貢献する技術協力を促進するための多数国間フォーラムでの取組の支援
- ・ エネルギー・トランジションとそれに貢献する技術に関する政策立案、人材育成及び知識共有のための支援

また、AETI を具体化するものとして、2022 年の世界経済フォーラム（ダボス会議）や G7 サミットにおいて、岸田首相は「アジア・ゼロエミッション共同体構想」について言及している。同構想では CCUS やアンモニアや水素を燃料とするゼロ・エミッション火力発電の活用に重点が置かれている。

日本政府が支援するアジアのエネルギー・トランジションについては、東南アジア地域は、太陽光については降水量が多いことや平地が人口密集地であること、風力については風速が低いことや台風などの影響などを指摘した上で、東南アジアで再エネを低コストで導入できる地域は一部に限られているという前提に立っている。そのため、経済成長に伴う旺盛な電力需要に対応しつつ、脱炭素化を進めるにあたっては、再エネやエネルギー・マネジメントの推進のみならず、アンモニア・水素などのゼロ・エミッション火力の活用など、幅広い技術の活用が必要という考え方がベースとなっている。

このような考え方のもと、インドネシアでも IHI、三菱重工、三菱商事などが石炭火力へのアンモニア混焼、ガス火力への水素混焼、CCUS などの活用に向けた調査や実証を開始している。

図表 23-2 日本企業による主な動向

企業名	内容
IHI	<ul style="list-style-type: none"> ・ PLN のグループ会社である PT Pembangkitan Jawa-Bali と共同で、アンモニアやバイオマス混焼技術の適用、将来的な専焼技術の適用及び係る経済性の検証を行なう MoU を締結した。(2022. 4)
三菱パワー	<ul style="list-style-type: none"> ・ PLN グループ(PLN 研究所、PJB、IP)、バンドン工科大学(ITB)、三菱パワーにて産学協同で、バイオマス混焼発電の普及に必要な補助制度の提唱を含めたインドネシア政府/MEMR 向けの共同政策提言を策定、提言を 2022 年 4 月に MEMR に提出。 ・ PLN のグループ会社であるインドネシアパワー (PT. PLN Indonesia Power) との間で、同社が所有・運営する発電所における低炭素燃料の混焼 (バイオマス混焼、アンモニア混焼、水素混焼) に関して 3 件の事業化調査を開始する MOU を締結 (2022. 11)。スララヤ石炭火力発電所でのバイオマス混焼、アンモニア混焼、TanjungPriok 発電所 (GTCC) への水素混焼に関する FS など調査を実施しているところである。

企業名	内容
日揮	・ パームオイルの搾油工程で生じる廃液 (Palm Oil Mill Effluent) 由来のバイオメタン活用に向けた共同調査に関する契約を締結。(2022. 4)
三菱商事	・ パンチャ・アマラ・ウタマ (PT Panca Amara Utam) 社などと日本向け燃料アンモニア製造のための CCS 調査。 ・ インドネシア国内での石炭火力発電でのアンモニア混焼スタディ。 ・ 国営石油開発会社プルタミナ、国営肥料製造プブック・インドネシアと水素・アンモニアバリューチェーンで協力。
三井物産	・ インドネシア国営石油会社 PT Pertamina と CCUS の事業化を目指し、共同調査を開始。(2022. 4)

(出所) 各社ウェブサイト、報道資料

(2) 国際機関などによるエネルギー・トランジション

①国際エネルギー機関 (IEA) によるエネルギーセクターロードマップ

IEA は、インドネシアが G20 の議長国となることに合わせて、2060 年ネットゼロを達成するためのエネルギーセクターの包括的なロードマップを作成、公表している¹³。同ロードマップは IEA と MEMR が共同で作成している。

同ロードマップは、①エネルギー効率化、②再エネ導入促進、③運輸交通部門の電化、を柱としている。電源構成のシナリオでは 2030 年以降に石炭火力発電が激減し、太陽光発電及び風力発電が主力電源となっていく想定となっている。なお、排出量の大幅な削減には、上記 3 つの柱だけでなく、CCUS や水素・アンモニアなどのクリーンエネルギー技術を導入する必要がある点も強調されている。

②ADB による石炭火力発電の早期廃止の動き

日本政府、日本企業による石炭火力発電の低炭素化の動きがある一方、石炭火力発電をその寿命よりも早くに廃止させようという動きがある。例えばアジア開発銀行 (ADB) は、2021 年 11 月に開催された COP26 に合わせて Energy Transition Mechanism (ETM) という石炭火力発電の早期廃止のスキームを公表した。ETM は石炭火力発電資産を買い取る基金、クリーンエネルギーに投資する基金で構成されており、欧米の金融機関 (プルデンシャル、HSBC、ブラックロックなど) による資金提供が報道されているほか、日本政府も無償資金を拠出している。2022 年 11 月には、丸紅が出資するチレボン 1 石炭火力発電所の事業期間短縮に向けた相互協力に関する覚書が締結されている。

¹³ IEA/MEMR “An Energy Sector Roadmap to Net Zero Emissions in Indonesia” (2022 年 9 月)
<https://www.iea.org/reports/an-energy-sector-roadmap-to-net-zero-emissions-in-indonesia>

インドネシア政府も石炭火力発電の早期廃止を計画しており、MEMR が第 1 段階で対象となる 32 ヶ所を特定したという報道や、PLN が 2040 年までに 6,700 MW の石炭火力発電を停止するとの声明を出したとの報道が出ている。老朽化したユニットや亜臨界のユニットが対象となると考えられるが、今後の動向が引き続き注目される。

(3) インドネシアにおける電池・EV 生産

インドネシアはオーストラリアと並んで世界最大のニッケル埋蔵量を誇っており、世界の埋蔵量の約 22% を占めている¹⁴。また、生産量も世界最大である。ニッケルは、コバルトやリチウムと並んでリチウムイオン電池の正極の主要な材料であり、世界が脱炭素化へと進んでいる中、EV や定置用電池などの電池需要が高まるに伴ってニッケルへの注目も高まっている。

インドネシア政府はこの豊富なニッケル資源を背景に、国内の電池産業、EV 産業の育成に意欲を示している。2020 年にはニッケルの輸出を禁止し (EU が WTO に異議申立をしており、2022 年 12 月に WTO は EU を支持する裁定を下している)、2021 年 3 月には、車載用電池のサプライチェーン構築などを目指し、国営インドネシアバッテリー公社 (IBC) を設立した。同社には国営鉱業持株会社グループ MIND ID、国営ニッケル鉱山公社アネカ・タンバン、国営石油公社プルタミナ、国営電力公社 PLN が出資している。IBC 社はニッケルの鉱石採掘・製錬、電池製造、充電設備の整備や電池のリサイクルなど電池バリューチェーンの川上から川下までを手掛けることとなっている。

車載用リチウムイオン電池の世界シェアトップクラスの企業は中国の CATL (寧徳時代新能源科技)、韓国の LG エナジーソリューション、パナソニックが挙げられるが、CATL や LG エナジーソリューションは下表の通り、インドネシアで大規模の投資を行っている。

図表 23-3 電池大手企業による主な動向

企業名	内容
CATL (中国)	<ul style="list-style-type: none"> 中国ステンレス大手、青山集団、電池リサイクル大手の格林美 (GEM) などと PT QMB New Energy Materials を設立、ニッケル精錬、水酸化ニッケル製造、コバルト精錬などを行う。 2022 年 4 月、インドネシアで電池工場を新設すると発表した。現地企業と共同で最大約 60 億ドル (約 7500 億円) を投じる。 2022 年 11 月、インドネシア政府系ファンド、インドネシア投資公社 (INA) 中国 CMB インターナショナル (招銀国際) と 20 億ドル規模のグリーン EV 基金設立が発表された。

¹⁴ USGS 2022 年のニッケルデータより <https://pubs.usgs.gov/periodicals/mcs2022/mcs2022-nickel.pdf>

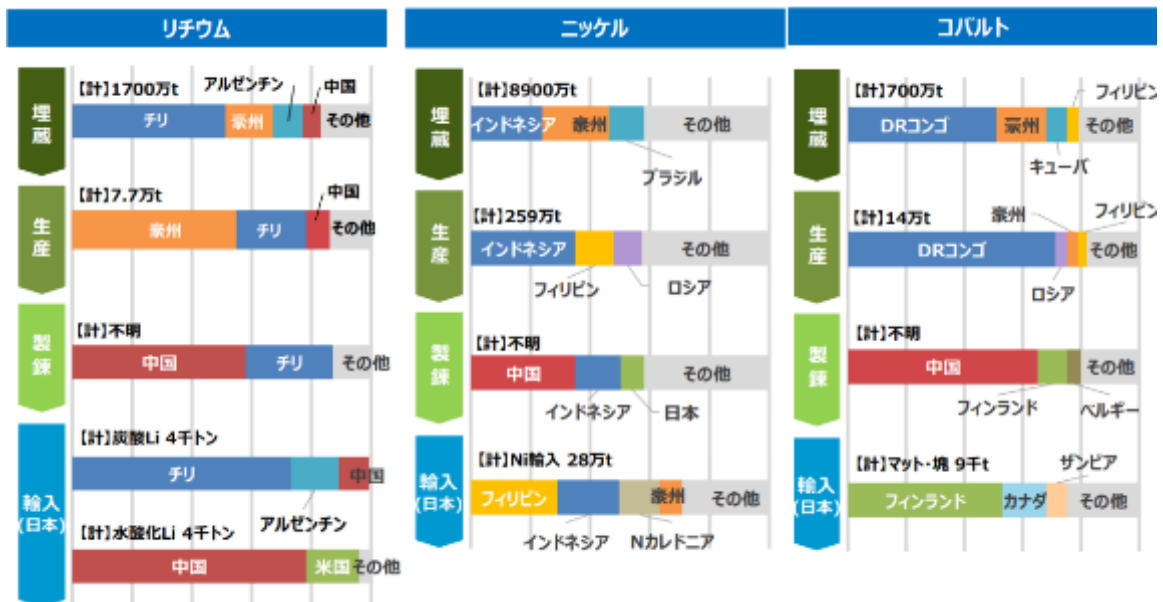
企業名	内容
LG エナジーソリュ ーション（韓国）	<ul style="list-style-type: none"> 2021年7月、現代自動車（韓国）と車載用電池工場を建設すると発表した。投資額11億ドルを折半負担する。 2022年4月、インドネシア政府と連携して現地に電池供給網を構築すると発表した。韓国のポスコホールディングスやインドネシア国営ニッケル鉱山公社アナカ・タンバン、インドネシア国営電池公社IBC、中国のコバルト大手なども参画。

（出所）各種報道資料より作成

EV（特にBEV）の肝である蓄電池であるが、日本では2022年12月、経済安全保障推進法の「特定重要物資」に指定された。有事に海外から供給が途絶えても安定して物資を確保できる体制の整備を国が支援することとなっている。

リチウムイオン電池の正極の材料であるリチウム、ニッケル、コバルトは埋蔵が一部の国に偏在しており、精錬過程は中国に集中している。負極の材料である黒鉛については生産量の62%が中国での生産である。このように供給が特定の国に偏っていることから、有事の際などにサプライチェーン寸断のリスクがある。ロシアによるウクライナ侵攻、COVID-19の感染拡大により様々な分野でサプライチェーンが滞ったことは記憶に新しい。また、ロシアによるウクライナ侵攻後、ニッケル市場は混乱に陥った。蓄電池サプライチェーンは、上流、中流での中国シェアも大きく、国際的な情勢に鑑みると、不確実性も大きい。

図表 23-4 バッテリーメタルのサプライチェーン



（出所）経済産業省「蓄電池産業戦略」（2022年8月）

米国でも蓄電池に関するサプライチェーン強靱化の動きがある。米国エネルギー省が2021年7月に発表した「National Blueprint for Lithium Batteries 2021-2030」ではコバルト、ニッケルの他国への依存度を下げることや（リチウムは米国内での生産が可能）、ニッケル、コバルトフリーの電池の開発などが目標として盛り込まれている。また、ニッケルとコバルトは、2022年8月に成立した米国のインフレ削減法で重要鉱物に指定された。これにより、EV購入者に対する税額控除の要件として、2023年以降に購入するEVの電池に含まれる重要鉱物が、一定の割合で米国または自由貿易協定（FTA）の締結国で抽出または処理、あるいは北米内でリサイクルされる必要がある。日系企業としてはこのような日米の動向にも留意すべきであろう。

なお、インドネシア政府は電池産業の育成だけでなく、EV産業育成や投資の呼び込みにも意欲的であるが、日本企業は政策と現実の両面から今後の展開を見定めようとしている段階にあるようだ¹⁵。EV振興は産業政策的な側面が強いが、そもそも、本来の脱炭素という観点からすると、電源をクリーンにしなければいくら自動車を電動化したところでCO₂の排出量は減らず、石炭火力発電の割合が多い場合はむしろ排出量が増加する可能性もある。

(4) その他の脱炭素関連動向

①炭素税

炭素税は、2021年に法律が制定され、2022年4月1日より施行予定であったが、7月に延期、さらにそれ以降も延期されており、2022年12月時点で施行の目途は立っていない。

②排出権取引制度

インドネシア政府は、2025年に排出権取引制度の導入を目指している。2021年には国内の石炭火力発電所32基が参加したパイロットプログラムが実施された。また、2022年10月には国営企業6社による排出権取引の実施が公表されている。

③タクソノミー

インドネシア金融庁が“Indonesia Green Taxonomy Edition 1.0”を2022年1月に公表している。2022年12月時点の現地調査においては、日系企業のエネルギー・トランジション投資に特に影響は見られないとのことであった。

④首都移転計画における脱炭素化

2022年にジャカルタから東カリマンタンへの首都移転の法案が可決された。新首都は近代的で持続可能なスマートシティ開発を目指しており、開発コンセプトとしては再エネ活用や省エネ建築物による「低炭素」を原則として掲げている。

¹⁵ ジェトロ「EV車両・電池のサプライチェーン拠点化を目指す（インドネシア）」（2022年3月）

(5) 日系企業の脱炭素に関する取り組みとジェトロの取り組み

ジェトロによれば、日系企業による脱炭素化の取組の実施や検討は、2022年11月現在で165社にまで広がっており、インドネシア全土で457件のプロジェクトが日系企業によって実施されているとのことである。

ジェトロではインドネシアにおける日系企業の脱炭素の取組の取りまとめを行っている。「インドネシアでの脱炭素化実現のための日系企業によるビジネスカタログ」を作成し、現在26社程度の製品・サービスを掲載している。地熱発電のトラブル発生を抑制するIoTソリューション、産業用省エネソリューション、空調の省エネ、ビルの省エネソリューションなどのサービス・製品が紹介されている。

図表 23-5 インドネシアでの脱炭素化実現のための日系企業によるビジネスカタログ

企業名	技術・サービス
サントモ・リソース	Battery as a Seervice (BaaS) 事業を行っている。電動バイクの販売、同バイク向けのバッテリー交換ステーションの整備、これらに関わるサービスの提供を行っている。
コンティニューム	エアコン、チラーなどの熱効率を改善する「コンティニューム」を提供している。
ESG Technologies. CO. LTD	エネルギー効率の改善に貢献する、配管内の流動抵抗を軽減させる流体拡販装置を提供している。
PT マーシュインドネシア	再エネ案件の保険ブローカー、保険アドバイザー業務提供を行っている。
Mitsubishi Motors Krama Yudha Sales Indonesia	Vehicle to Home (V2H) 充放電機器、太陽光パネルなどで構成される、家庭などでの使用を想定したシステムのパッケージを提供している。
PT Mitsubishi Heavy Industries Indonesia	高効率冷凍機、Energy Management Systemなどを提供している。
東洋エンジニアリング	以下のサービス、システムを提供している。 ・ プラント全体の省エネコンサルティングサービス ・ 石油化学、石油精製の省エネ蒸留システム
双日	オンサイト太陽光発電設備リースを提供している。
PT ATW Alam Hijau	太陽光発電レンタルを行っている。
新日本コンサルタント	水力発電所の IPP 事業を行っている。
長瀬産業	事業会社向けに物流費改善、燃費改善、ドライバーの運転動向向上などに貢献する Mobility as a Service (MaaS) ソリューションを提供している。

企業名	技術・サービス
日揮ホールディングス	以下の技術、サービスを提供している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄プラスチック、廃繊維リサイクル技術 ・ CCS 技術 ・ パーム油廃液を原料としたクリーンバイオメタン燃料製造事業 ・ 持続可能な航空燃料（SAF）の製造事業
ENEOS	法人向け太陽光発電自家消費支援事業を行っている。
東芝エネルギーシステムズ	地熱発電のトラブル発生を抑制する IoT ソリューションの提供を行っている。
三菱 HC キャピタル	太陽光パネル、ガスタービン、省エネ空調などの機器導入の際のリースを提供している。
ナノフュエル	ナノテクノロジーによる新液体バイオマス燃料の開発、製造、販売などを行っている。
アズビル	ビルの省エネ制御ソリューション（ESCO）の提供を行っている。
古河電エインドネシア	再エネ用商材（ケーブルなど）を取り扱っている。
三井物産/ PTXurya Daya Indonesia	オンサイト太陽光発電のリース事業を行っている。

（出所）ジェトロ

なお、インドネシア語、英語でも資料を作成しており、MEMR へも積極的に情報提供をしているほか、インドネシア企業へもアピールをしていきたいとのことであった。インドネシアからの日本の技術の高さに対する期待は大きいとのこと、オールジャパンで対応していくことが望ましいとコメントを頂戴した。

2. インドネシアのスタートアップ

(1) 概況

2021 年は COVID-19 パンデミックに伴う金融緩和の影響もあり、米国、中国、インドなどをはじめとして世界中でスタートアップへの資金流入が大きく増加し、多くのユニコーンが登場したが、インドネシアも例外ではない。2021 年のベンチャー・キャピタル（VC）によるベトナムスタートアップへの投資は、前年比の 2.5 倍である 107 億 9,900 万ドルとなっており¹⁶、6 社のユニコーンが新たに誕生している。

¹⁶ KPMG & HSBC “Emerging Giants in AsiaPacific” 2022

<https://home.kpmg/xx/en/home/insights/2022/07/emerging-giants-in-asia-pacific.html>

2021 年はシンガポールにおける投資額約 85 億ドルよりもインドネシアにおける VC による投資額が大きく、東南アジアの国では最も大きな投資を集めている。2022 年に入ってから、スタートアップの資金調達額は減少傾向が見られる。また、インドネシアではスタートアップ企業による解雇の報道が複数出ており、後述の Go To 社も 1,000 人規模の解雇の発表を行っている。現地調査では、解雇を発表している企業にはヘルステックやエドテックが多い印象があるという声が聞かれた。ヘルステックやエドテック領域のスタートアップはパンデミックで急激に規模を拡大したが、サービスに対する需要が減少したために事業を縮小しているという背景がある。

(2) インドネシアのスタートアップの特徴

インドネシアのスタートアップといえば、世界でも有数のデカコン企業となったゴジェック社（配車アプリ・決済サービス）を思い浮かべる人が多いのではないだろうか。ゴジェック社は e-コマースプラットフォームのトコペディア社と合併して Go To 社となったのち、2022 年 4 月にインドネシアの証券市場にて上場を果たした。

このゴジェックもそうであるが、インドネシアでは B to C がスタートアップの主要な領域となっている¹⁷。この領域では競争が激化している一方、差別化要因が割引やポイント付与などではなく、そのため収益性が低くなり、キャッシュバーン（現金流出）が生じている模様である。

しかしながら、経済産業省による調査報告書「東南アジア・インドにおけるスタートアップ投資の現状と日本企業への提言」によれば、近年の傾向として、新たな事業領域として個人商店をはじめとする SME（Small and Medium Enterprises）向けのサービスが勃興しつつあるとされている。これは、B to C の延長ともいえる SME に対して、P2P lending（個人間融資の仲介サービス）やマイクロファイナンス（小口融資）、決済サービスなどを提供するものである。この背景には、年間売上高が 300 百万ルピア以下の MicroEnterprise が企業全体の 67.9%を占め、SME の数が多いことや、それらの SME が銀行口座を保有していないといった背景があるとされている。

図表 23-6 SME 向けサービスを提供するスタートアップ例

企業名	事業概要
Investree	中小企業向け融資（P2P レンディング）プラットフォーム。日本からは三菱 UFJ フィナンシャル・グループも出資している。
Modalku	中小企業向け融資（P2P レンディング）プラットフォーム。インドネシアのほか、シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムでも事業を展開している。
Indotrading	企業・ビジネスディレクトリサイト
BukuWarung	在庫・会計アプリ

（出所）KPMG & HSBC “Emerging Giants in AsiaPacific”、各社ウェブサイト、報道資料などより作成

¹⁷ 経済産業省「東南アジア・インドにおけるスタートアップ投資の現状と日本企業への提言」（2022 年 4 月）

また、インドネシアのスタートアップでは人材不足が大きな課題となっているようである。IT 人材はインドからのエンジニアに頼るところが大きく、エンジニア以外の経営人材などの専門性を持つ人材も不足していることが指摘されている。

(3) スタートアップ・エコシステム

今後成長が期待される都市別のエマージング・エコシステムランキング¹⁸では、ジャカルタが 12 位となっている。ASEAN の他都市では、クアラルンプールが 21～30 位、ホーチミンが 81～90 位、バンコクが 91～100 位となっており、ASEAN ではシンガポールに次いで、スタートアップ・エコシステムが評価されている（シンガポールはエマージング・エコシステムではなく、通常のエコシステムランキングで世界 18 位）。

①政府による支援策

通信情報省によるスタートアップ支援策は以下の通りである。スキル面の向上を支援するものが多い。

図表 23-7 情報通信省によるスタートアップ振興策

スタートアップ支援策	概要
1000 Digital Start-ups National Initiative	2020 Go Digital Vision で掲げられた 3 つの目標のうちの一つである「デジタル系スタートアップ 1,000 社の創業支援」に対応するもの。起業家育成のためのコーチングやネットワーキングなどの機会を提供する。
Start-up Studio Indonesia	アーリーステージのスタートアップの育成のためのプログラムを提供。スタートアップが事業規模を拡大するために必要な実践的な知識についてのメンタリングや、市場に適合する製品開発戦略、ビジネス戦略、マーケティング、技術開発などに主な焦点を当てた専門家とのコンサルティングセッションなどを提供している。
HUB. ID	シード以降のスタートアップが地域的に拡大できるようにすることに焦点を当てたプラットフォームです。このプログラムは、短期間のアクセラレータプログラム、ビジネスマッチング、投資家の前でのピッチトレーニングなどを提供している。
Joint Exhibition & Junction of Start-up Landscape in Indonesia	2021 年 10 月から 2022 年 1 月までの 4 ヶ月間でイベントを開催し、米国や欧州、アジア地域のベンチャーキャピタルにアーリーステージのスタートアップ企業を紹介した。

(出所) 情報通信省、各プログラムウェブサイトより作成

¹⁸ Startup Genom “The Global Startup Ecosystem Report 2022” (2022 年 6 月)

②投資家の特徴

上述の経済産業省による調査報告書「東南アジア・インドにおけるスタートアップ投資の現状と日本企業への提言」によれば、アーリーステージのスタートアップへの投資については、各国（地場、日本、中国、韓国、米国、インドなど）から投資家が集まっているが、その後は投資家が少なくなり、調達がしにくくなる傾向にあることが明らかにされている。

今回の現地調査では、2017年と2018年は、中国からインドネシアへのスタートアップ投資が多かったものの、2019年と2020年は中国からの投資に陰りが見えたという声が聞かれた。一方、インドネシアのスタートアップ側から見ると、日本の投資家は意思決定に時間がかかること、その意思決定プロセスが明確でなかったりすることなどから、ミステリアスに見えているようだ。なお、エグジットに関して、インドネシアで特徴的なのは、財閥による買収ケースが多いことが挙げられる。

(4) 日本からスタートアップ投資

インドネシアのスタートアップは、地場のベンチャーキャピタルやアクセラレータ、財閥と関係を構築しているため、インドネシアでスタートアップの投資先を探す場合は、ベンチャーキャピタル、アクセラレータ、財閥などを経由して探す方法が王道であろう、という意見が現地調査で聞かれた。

なお、ジェトロは2022年10月5日、ジャカルタにおいて、日本とインドネシアのスタートアップとの協業やベンチャーキャピタルからの投資促進に向けた大型イベント「Japan Indonesia Innovation Summit 2022」を開催した。インドネシアと日系のスタートアップ21社が、日系企業や地場財閥など企業関係者に対する事業紹介と協業の提案を行った様子である。情報通信省など政府機関主催のマッチングイベントも開催されているため、このような機会を活用したい。

ひとくちメモ 7: EV に使用されるコバルトの採掘と児童労働

WTO で係争中ではあるが、インドネシア政府がニッケルの輸出禁止政策を取っていることから、中国などの精錬事業者のインドネシア進出も進んでいる。

リチウムイオン電池用のコバルトとニッケルの精錬事業を手掛ける中国の浙江華友コバルト社は、インドネシアにおけるニッケルとコバルトの精錬事業プロジェクトを複数手掛けており、2022 年 6 月には大規模な投資（約 122 億元、1 元=19 円換算で約 2,318 億円）を発表したことが報道されている。コバルトについては、埋蔵量、生産量ともにコンゴ民主共和国が大きく、精錬については中国の割合が大きい。

コンゴ民主共和国におけるコバルト採掘では多くの労働者は手でコバルトを採掘しているが、コバルトは眼、呼吸器などに害があるほか、発がん性がある、吸入すると生命の危険性があるなど人体に非常に有毒なものである。このような採掘現場で児童労働が問題となっている。人権団体の報告書によれば、7 歳の子供もいるという。同報告書ではまた、上述の華友コバルト社がコンゴ民主共和国のコバルト取引の中心にあると指摘している。

このような問題に取り組むため、ドイツ国際協力公社（GIZ）、BASF 社、BMW 社、サムスン電子、サムスン SDI、フォルクスワーゲンの各企業の協力により、コバルト・フォー・デベロップメント（C4D）というイニシアチブが立ち上げられ、職業訓練を行うといった動きも出ている。

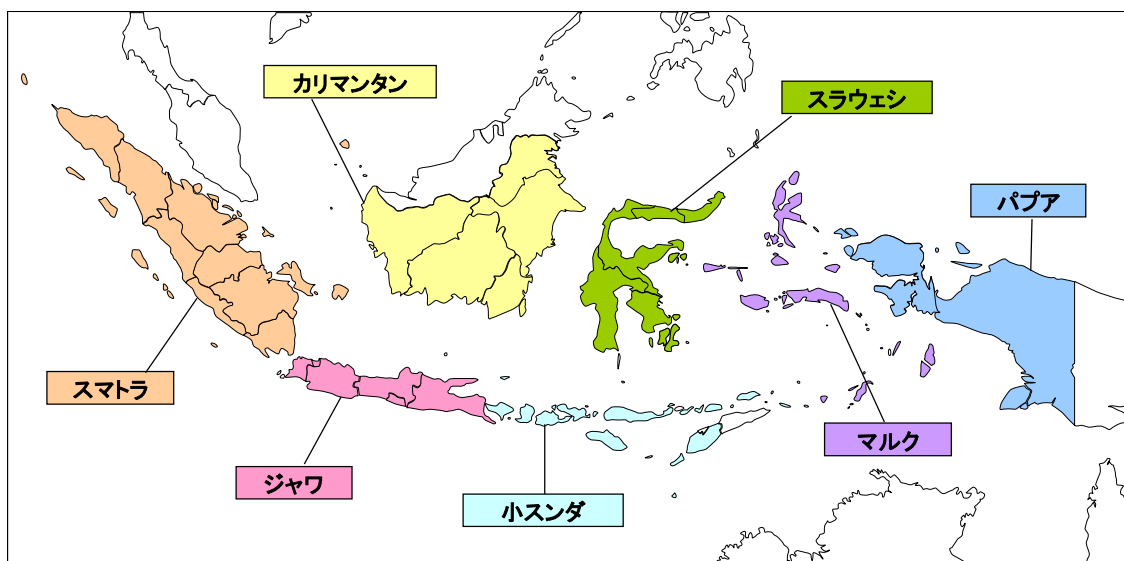
一般的に「サステナブル」というイメージが先行している EV であるが、現在のバッテリーサプライチェーンではこのような人権問題も抱えている。

第24章 地域ごとの特徴

1. インドネシアの地域分類

インドネシアは、地理的にはスマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、ニューギニアの5つの大きな島と、小スンダ、マルクの両諸島から構成される。インドネシアの国土面積は約191万km²（日本の約5倍）であるが、面積では国土の7%の広さしかないジャワに同国人口全体の61%が集中して住んでいる。一方、マルク・パプア、カリマンタンはそれぞれ総面積の26%、29%を占めるが、人口ではそれぞれ3%、7%程度に留まるなど、地域における人口密度の差が非常に大きい（図表24-1）。インドネシアの行政区分は①州（特別州を含め、34ある）、②県・市、③郡・区・村、の3段階で構成されている。特別州として、ジャワ島のジャカルタ首都特別州とジョグジャカルタ特別州の2つが定められている（図表24-2）。なお、本章では、インドネシア統計局の区分に従って記載している。

図表 24-1 インドネシアの地域分類と基本統計（2020年）



	面積		人口		人口密度
	(1,000km ²)	(構成比)	(100万人)	(構成比)	(人/km ²)
全国	1,911	100.0%	270.2	100.0%	141
スマトラ	481	25.2%	58.6	21.7%	122
ジャワ	129	6.8%	151.6	56.1%	1,171
小スンダ	73	3.8%	15.0	5.5%	205
カリマンタン	544	28.5%	16.5	6.1%	30
スラウェシ	189	9.9%	19.9	7.4%	106
マルク・パプア	495	25.9%	8.6	3.2%	17

（出所）インドネシア統計局ウェブサイト、各種資料より作成

図表 24-2 インドネシアの州・特別州一覧

地域	州	州都	
スマトラ	アチェ	Aceh	バンダ・アチェ
	北スマトラ	Sumatera Utara	メダン
	西スマトラ	Sumatera Barat	パダン
	リアウ	Riau	ブカンバル
	ジャンビ	Jambi	ジャンビ
	南スマトラ	Sumatera Selatan	パレンバン
	ブンクル	Bengkulu	ブンクル
	ランプン	Lampung	パンドルランプン
	バンカ・プリトゥン	Kepulauan Bangka Belitung	パンカルピナン
	リアウ諸島	Kepulauan Riau	タンジュンピナン
ジャワ	ジャカルタ首都特別州	DKI Jakarta	ジャカルタ
	西ジャワ	Jawa Barat	バンドン
	中部ジャワ	Jawa Tengah	スマラン
	ジョグジャカルタ特別州	DI Yogyakarta	ジョグジャカルタ
	東ジャワ	Jawa Timur	スラバヤ
	バンテン	Banten	セラン
小スンダ	バリ	Bali	デンパサール
	西ヌサ・トゥンガラ	Nusa Tenggara Barat	マタラム
	東ヌサ・トゥンガラ	Nusa Tenggara Timur	クーパン
カリマンタン	西カリマンタン	Kalimantan Barat	ポンチアナック
	中部カリマンタン	Kalimantan Tengah	パラカラヤ
	南カリマンタン	Kalimantan Selatan	パンジャルマシン
	東カリマンタン	Kalimantan Timur	サマリダ
	北カリマンタン	Kalimantan Utara	タンジュンセロル
スラウェシ	北スラウェシ	Sulawesi Utara	マナド
	中部スラウェシ	Sulawesi Tengah	パル
	南スラウェシ	Sulawesi Selatan	マカッサル
	南東スラウェシ	Sulawesi Tenggara	ケンダリ
	ゴロンタロ	Gorontalo	ゴロンタロ
	西スラウェシ	Sulawesi Barat	マムジュ
マルク・パプア	マルク	Maluku	アンボン
	北マルク	Maluku Utara	テルナテ
	西パプア	Papua Barat	マノクワリ
	パプア	Papua	ジャヤブラ

(出所) 各種資料より作成

2. 地域別の経済動向

(1) 地域別に見た GDP の構成比

2021年の名目GDPを地域別に見ると、地域ごとの構成比はジャワが57.9%、スマトラが21.7%、カリマンタンが8.3%、スラウェシが6.9%、小スンダが2.8%、マルク・パプアが2.5%となり、経済規模についてはジャワが突出して高い。また、この地域ごとの構成比は2015年以降大きな変化がない。

さらに、図表 24-3 は地域ごと、産業ごとの名目 GDP 構成比をマトリックスに表したものである。これを見ると、インドネシアの名目 GDP 中、ジャワの「第3次産業」(インドネシア名目 GDP に占める構成比 30.2%)、ジャワ、スマトラの「製造業」(それぞれ同 16.2%、4.5%)、スマトラとカリマンタンの「鉱業」(それぞれ同 2.4%)、ジャワとスマトラの「第1次産業」(それぞれ同 4.3%、4.9%) の存在感が高いことが分かる。

図表 24-3 地域別に見た名目 GDP の産業別構成比 (全国=100%)

	全国	スマトラ	ジャワ	小スンダ	カリマンタン	スラウェシ	マルク・バプア
全体	100.0%	21.7%	57.9%	2.8%	8.3%	6.9%	2.5%
第1次産業	12.8%	4.9%	4.3%	0.6%	1.1%	1.6%	0.3%
第2次産業	41.7%	9.4%	23.4%	0.6%	4.6%	2.5%	1.2%
鉱業	7.2%	2.4%	1.0%	0.2%	2.4%	0.6%	0.7%
製造業	23.5%	4.5%	16.2%	0.1%	1.3%	1.1%	0.2%
公益業	0.4%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
電気・ガス	0.3%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水道・リサイクル	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	10.6%	2.4%	5.9%	0.3%	0.8%	0.9%	0.3%
第3次産業	45.5%	7.4%	30.2%	1.6%	2.5%	2.7%	1.0%
卸売・小売業	14.3%	2.9%	9.2%	0.3%	0.7%	0.8%	0.2%
運輸・倉庫業	3.8%	0.7%	2.2%	0.1%	0.4%	0.3%	0.1%
ホテル・飲食業	3.1%	0.3%	2.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
情報・通信業	4.8%	0.6%	3.5%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%
金融業	4.2%	0.5%	3.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%
不動産業	3.1%	0.6%	2.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
専門サービス業	1.9%	0.1%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共サービス業	3.8%	0.8%	1.8%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%
教育サービス業	3.6%	0.5%	2.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%
医療・社会福祉活動	1.4%	0.2%	0.8%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
その他サービス業	1.7%	0.2%	1.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%

(注) インドネシア全国の GDP に占める比率が 2.0%を上回っている産業・地域を黄色、0.2%下回っている。産業・地域は青色でシャドーしている。

(出所) 国家統計局より作成

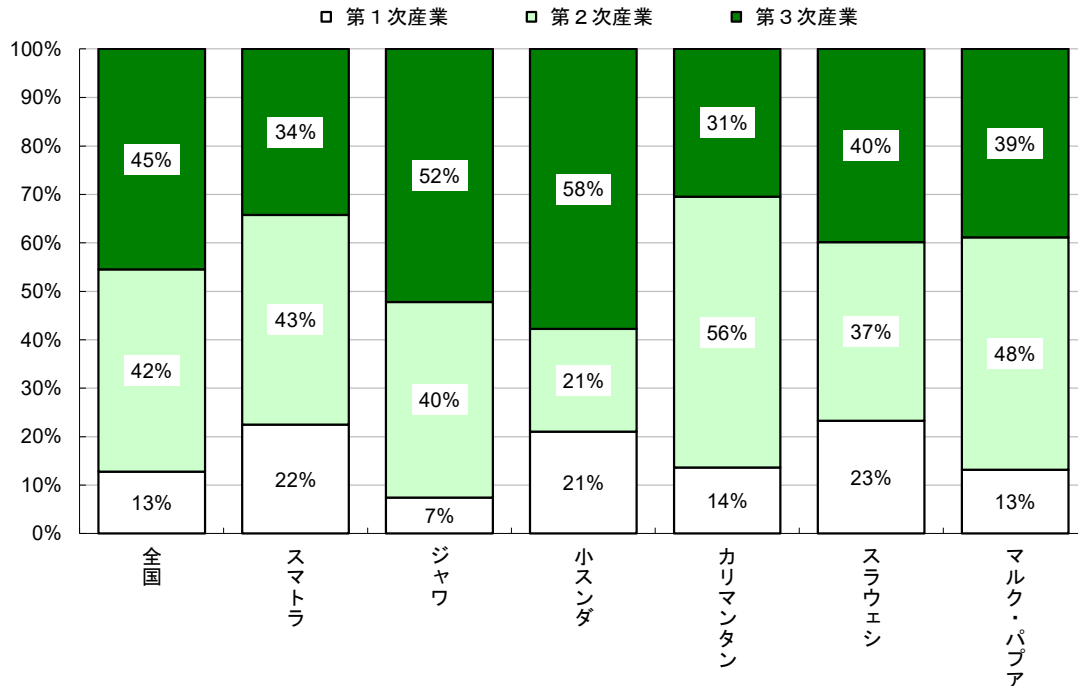
図表 24-4 地域別に見た名目 GDP の産業別構成比（地域＝100%）

	全国	スマトラ	ジャワ	小スンダ	カリマンタン	スラウエシ	マルク・パプア
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第 1 次産業	12.8%	22.5%	7.4%	21.0%	13.7%	23.3%	13.2%
第 2 次産業	41.7%	43.3%	40.4%	21.2%	55.8%	36.9%	48.0%
鉱業	7.2%	10.9%	1.7%	5.9%	29.5%	8.3%	26.3%
製造業	23.5%	20.9%	28.0%	4.6%	16.2%	15.8%	9.2%
公益業	0.4%	0.3%	0.5%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
電気・ガス	0.3%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
水道・リサイクル	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
建設業	10.6%	11.3%	10.1%	10.5%	9.9%	12.6%	12.4%
第 3 次産業	45.5%	34.3%	52.2%	57.8%	30.5%	39.8%	38.8%
卸売・小売業	14.3%	13.5%	15.9%	11.2%	9.0%	12.2%	10.0%
運輸・倉庫業	3.8%	3.4%	3.8%	5.2%	4.4%	3.7%	3.7%
ホテル・飲食業	3.1%	1.4%	4.1%	8.3%	1.4%	1.0%	0.7%
情報・通信業	4.8%	2.8%	6.0%	5.6%	2.3%	4.2%	3.2%
金融業	4.2%	2.3%	5.4%	4.4%	2.4%	3.1%	2.1%
不動産業	3.1%	2.8%	3.4%	3.6%	1.5%	2.7%	1.8%
専門サービス業	1.9%	0.5%	3.0%	0.6%	0.3%	0.3%	0.8%
公共サービス業	3.8%	3.7%	3.1%	7.9%	4.0%	5.1%	11.6%
教育サービス業	3.6%	2.2%	4.0%	6.6%	2.9%	4.3%	2.4%
医療・社会福祉活動	1.4%	1.0%	1.3%	2.6%	1.5%	2.2%	1.6%
その他サービス業	1.7%	0.7%	2.2%	1.8%	0.8%	1.2%	0.9%

（注 1）構成比は小数点第 2 位で四捨五入しているため、合計は必ずしも 100.0%にならない。

（注 2）全国の構成比（左列）に対し、1.2 倍以上であれば黄色、0.8 倍以下であれば青色でシャドーしている。

（出所）国家統計局より作成



（出所）国家統計局より作成

(2) 地域別の産業構造の特徴

【スマトラ（2021年名目GDP構成比：21.7%）】

スマトラの特徴は、「第1次産業」の構成比（22.5%）が全国平均（12.8%）よりも高いことである。スマトラではゴム、タバコ、茶などの大規模農業が行われているため「第1次産業」の構成比が高くなっている。「第2次産業」の構成比は43.3%と全国平均（41.7%）とほぼ同水準であるが、「鉱業」の構成比が10.9%と全国平均（7.2%）より高いことが特徴と言える。これは、同地域では、石油、ガスなど天然資源が豊富なためである。

【ジャワ（同：57.9%）】

ジャワの特徴は、「第3次産業」の構成比（52.2%）が全国平均（45.5%）よりも比較的高いことにある。第3次産業内の「ホテル・飲食業」が4.1%（全国平均：3.1%）、「情報・通信業」が6.0%（同：4.8%）、「金融業」が5.4%（同：4.2%）、「専門サービス業」が3.0%（同：1.9%）と、それぞれが全国平均に比較して高くなっている。

なお、ジャワの「第2次産業」の構成比（40.4%）は全国平均（41.7%）をわずかに下回るが、「製造業」の構成比は28.0%と全国平均（23.5%）を上回っている。ジャカルタ首都圏を中心に人口が集中し様々なサービスのニーズがあることに加え、西ジャワ州を中心に製造業が集積していることなどがこれらの数値に反映されているといえよう。

【小スンダ（同：2.8%）】

小スンダの特徴は、「第3次産業」の構成比（57.8%）が全国平均（45.5%）を上回るとともに、第1次産業の構成比（21.0%）も全国平均（12.8%）を大きく上回っていることである。これは「ホテル・飲食業」の構成比（8.3%）が高いことにも示されるように、バリ島などの観光産業が地域経済を牽引しているためである。また、第1次産業の構成比が高いことは、漁業や畜産業、島によっては水耕農作が盛んであることが反映されたものと考えられる。

【カリマンタン（同：8.3%）】

カリマンタンの特徴は、「第2次産業」の構成比（55.8%）が全国平均（41.7%）を大幅に上回っていることである。その要因として、金や鉄などの鉱物資源や石油・ガスなどの天然資源が豊富であり、鉱業が発展していることがその要因と考えられる。

【スラウェシ（同：6.9%）】

スラウェシの特徴は、「第1次産業」の構成比（23.3%）が全国平均（12.8%）を大幅に上回っていることである。その要因として漁業や農業が盛んなことが考えられる。

【マルク・パプア（同：2.5%）】

マルク・パプアの特徴は、「鉱業」の構成比が 26.3%と全国平均（7.2%）を大幅に上回っていることである。これは、カリマンタンと異なり石油・ガスなどの天然資源の開発は盛んではないものの、同地域では金など貴金属を含む鉱業が発達しており、この動きが数値に反映されていると考えられる。

3. 地域別の労働人口と所得水準

2020 年のインドネシアの人口は 2 億 7 千万人超となっている。中国、インド、米国に次いで世界第 4 位の人口を擁し、ASEAN10 カ国合計人口の約 4 割を占める人口大国である。地域別の人口を見ると、ジャワの人口が最多で 1 億 5,159 万人であり、インドネシア全体の 56.1%を占める。次いでスマトラの 5,855 万人（21.7%）、スラウェシの 1,989 万人（7.4%）が続く。

国連の中位推計によると、インドネシアの人口がピークに達するのは 2060 年（約 3 億 2 万人）である。これは、インドネシアは、タイやベトナムなど周辺諸国に比べ、総人口に占める生産年齢人口の割合が高く、豊富な労働力により経済成長に有利となる「人口ボーナス期間」が長く、労働人口（15 歳以上 60 歳未満の人口）が安定的に増加し続ける見込みであるためである。

さらに、人口が集中するジャワ（総人口 1 億 5,159 万人）について州別に見ると、西ジャワ州の人口は 4,827 万人（ジャワの 31.8%）、東ジャワ州の人口は 4,067 万人（同 26.8%）、中部ジャワ州の人口は 3,652 万人（同 24.1%）となっている。

インドネシアに進出する日系企業の多くは、製造業ならば主に西ジャワに、サービス業ならば主にジャカルタ首都特別州に拠点を構えるケースが多いが、これらの地域に企業進出が集中する理由の一つとして、上述のように豊富な労働力が存在することが挙げられよう。現状では、これらの地域では、ワーカーの確保は比較的問題なくできるようである。

図表 24-5 地域別人口（2020年）

		人口（2020年）	
		万人	構成比
全国		27,020	100.0%
スマトラ		5,855	21.7%
アチェ	Aceh	527	2.0%
北スマトラ	Sumatera Utara	1,480	5.5%
西スマトラ	Sumatera Barat	553	2.0%
リアウ	Riau	639	2.4%
ジャンビ	Jambi	355	1.3%
南スマトラ	Sumatera Selatan	847	3.1%
ブンクル	Bengkulu	201	0.7%
ランブン	Lampung	901	3.3%
バンカ・ブリトゥン	Kep. Bangka Belitung	146	0.5%
リアウ諸島	Kepulauan Riau	206	0.8%
ジャワ		15,159	56.1%
ジャカルタ首都特別州	DKI Jakarta	1,056	3.9%
西ジャワ	Jawa Barat	4,827	17.9%
中部ジャワ	Jawa Tengah	3,652	13.5%
ジョグジャカルタ特別州	DI Yogyakarta	367	1.4%
東ジャワ	Jawa Timur	4,067	15.1%
バンテン	Banten	1,190	4.4%
小スンダ		1,497	5.5%
バリ	Bali	432	1.6%
西ヌサ・トゥンガラ	Nusa Tenggara Barat	532	2.0%
東ヌサ・トゥンガラ	Nusa Tenggara Timur	533	2.0%
カリマンタン		1,652	6.1%
西カリマンタン	Kalimantan Barat	541	2.0%
中部カリマンタン	Kalimantan Tengah	267	1.0%
南カリマンタン	Kalimantan Selatan	407	1.5%
東カリマンタン	Kalimantan Timur	367	1.4%
北カリマンタン	Kalimantan Utara	70	0.3%
スラウェシ		1,989	7.4%
北スラウェシ	Sulawesi Utara	262	1.0%
中部スラウェシ	Sulawesi Tengah	299	1.1%
南スラウェシ	Sulawesi Selatan	907	3.4%
南東スラウェシ	Sulawesi Tenggara	262	1.0%
ゴロンタロ	Gorontalo	117	0.4%
西スラウェシ	Sulawesi Barat	142	0.5%
マルク・パプア		856	3.2%
マルク	Maluku	185	0.7%
北マルク	Maluku Utara	128	0.5%
西パプア	Papua Barat	113	0.4%
パプア	Papua	430	1.6%

（出所） The Indonesian Population Census 2020 - UN Statistics Division より作成

4. 賃金水準

JETRO の「2020 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」によると、職種別の月額給与は図表 24-6 の通りである。ジャカルタの場合、製造業の一般ワーカー（実務経験3年程度）の賃金（月額）は、約 619 万ルピア、中堅技術者で約 857 万ルピアであった。

一般ワーカーの月額賃金は、2010 年（168 万ルピア）からの 10 年で 3.6 倍となっており、物価を考慮しても大きな上昇である。同調査によればジャカルタの対前年昇給率は、2017 年度が 8.3%、2018 年度が 8.7%、2019 年度が 8.0%、2020 年度が 8.5%と 8%台が続いている。

図表 24-6 職種別に見た給与水準（2020 年：ジャカルタ、ルピア/月）

職種		月額 (1,000ルピア)	備考
製造業	ワーカー（一般工職）	6,197	実務経験3年程度の作業員の場合
	エンジニア（中堅技術者）	8,570	専門学校/大卒以上、実務経験5年程度のエンジニアの場合
	中間管理職（課長クラス）	18,559	大卒以上、実務経験10年程度のマネージャーの場合
非製造業	スタッフ（一般職）	7,466	実務経験3年程度の一般職の場合
	マネージャー（課長クラス）	17,898	大卒以上、実務経験10年程度のマネージャーの場合

（注） 正規雇用、基本給。

（出所）JETRO「2020 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」より抜粋して作成

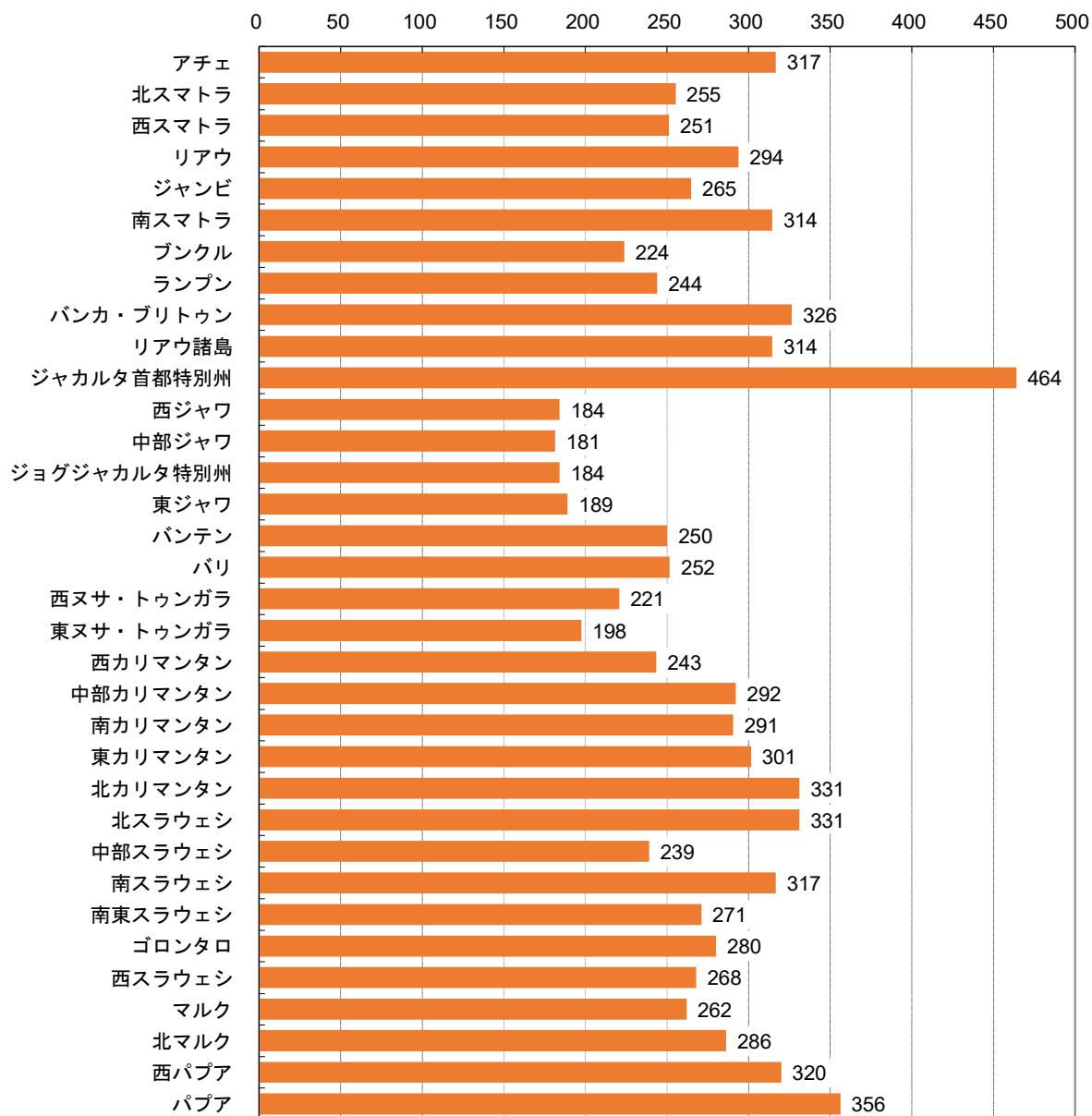
最低賃金は、州別の他、県単位で別途定められているケースもある。ジャカルタ首都特別州では 464 万ルピアと最も高く、続いてパプア州（356 万ルピア）であり、その後北スラウェシ州（331 万ルピア）と北カリマンタン州（331 万ルピア）が続く。

最低賃金が最も低い州は中部ジャワ州の 181 万ルピアであり、最も高いジャカルタの約 4 割の水準で、両者の格差は約 2.5 倍に上のぼる。最低賃金は毎年見直され、州知事によって決定される。

なお、日系企業が多い西ジャワ州の最低賃金は 184 万ルピアと低水準ながら、工業団地が集積するカラワン県、ブカシ県においては県・市単位での最低賃金が別途定められており、それぞれ 459 万ルピアと 449 万ルピアに設定されている点、留意が必要である¹⁹。

¹⁹ JETRO ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/a24207b275e280ad.html>)

図表 24-7 地域別の最低月額賃金（2022年）



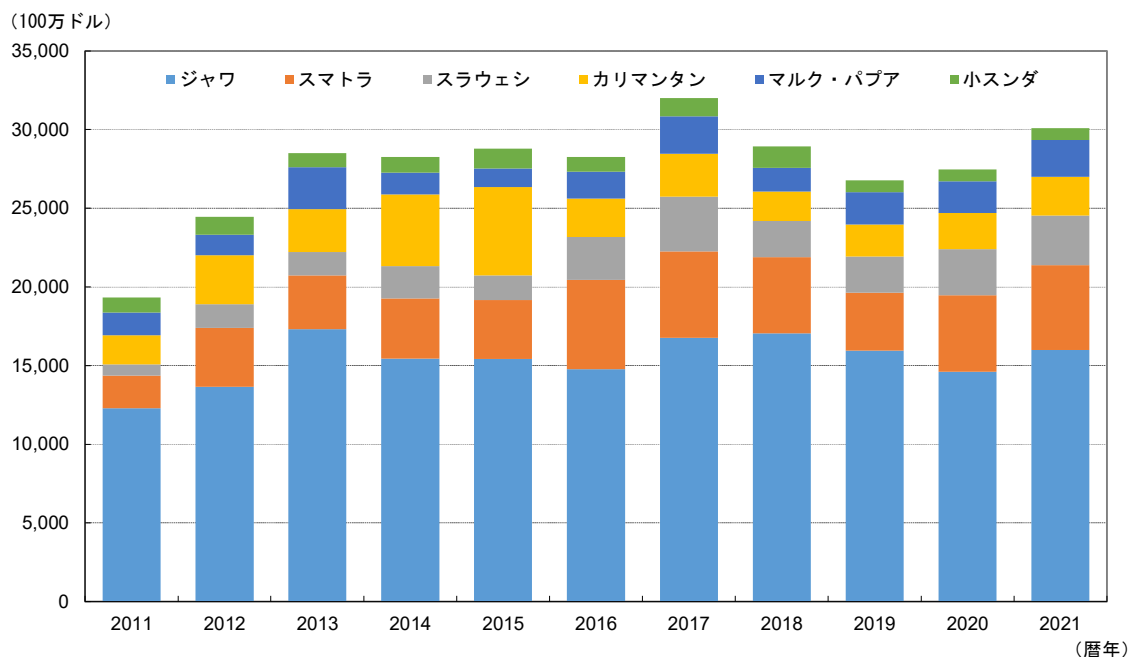
(万ルピア)

(出所) 各種報道資料より作成

5. 外国投資が多い地域

図表 24-8 は、BKPM による地域別の外国直接投資額を示したものである。これによると外国直接投資金額に関して、ジャワは依然として最大の投資先である。地域別の推移を見ると、2011 年から 2021 年の 10 年間で、特にスラウェシ (3.4 倍)、スマトラ (1.6 倍) への投資が増加している。

図表 24-8 主な地域ごとの外国直接投資金額推移



(出所) 投資調整庁資料 (Realization of Investment Based on Location) より作成

2021 年 10 月時点の日系企業拠点の所在分布では、ジャカルタ首都圏を含めたジャワ島西部が圧倒的に多い。図表 24-9 は大使館・総領事館の管轄地域別に集計しており、これに基づくと全 2,046 拠点のうち 1,789 はジャカルタ所在の日本大使館の管轄区域内にある。特に情報通信業 (96.1%) や金融業 (94.7%) といったサービス業は、特に同区域内に集積している。

他方、製造業 (1,046 拠点) では一定の地理的分散も見られる。最も多いのはジャカルタ所在の大使館 (911 拠点) だが、バタム島を擁する在メダン総領事館の管内には 29 拠点、東ジャワ州を中心とする在スラバヤ総領事館管内にも 98 拠点がある。この他、サービス業ではバリ島を中心とする在デンパサール総領事館管内に 28 拠点あり、同総領事館登録数の半分以上を占めている。

図表 24-9 地域別に見た日系進出企業の業種の内訳（2021年）

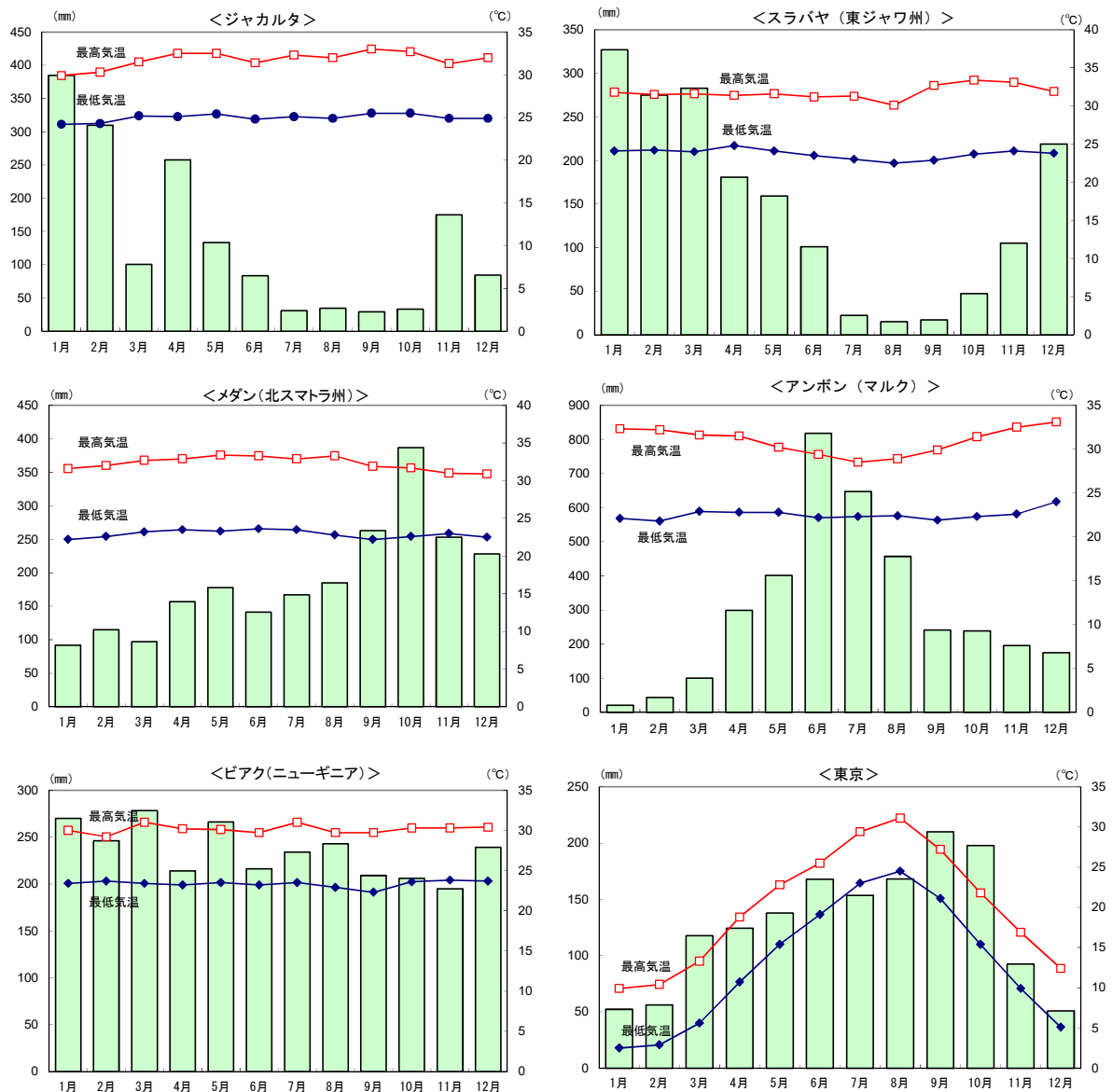
	全地域	在インドネシア 大使館 (ジャカルタ)	在スラバヤ 総領事館	在マカッサル 領事事務所	在デンパサール 総領事館	在メダン 総領事館
全業種	2,046	1,789	157	14	50	36
農業、林業	13	9	2	1	0	1
漁業	13	5	1	3	4	0
鉱業、採石業	13	12	1	0	0	0
建設業	121	107	8	2	2	2
製造業	1,046	911	98	6	2	29
電気・ガス・熱供給・水道業	18	17	0	0	0	1
情報通信業	51	49	0	0	2	0
運輸業、郵便業	109	99	10	0	0	0
卸売業・小売業	287	268	17	1	0	1
金融業・保険業	57	54	3	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	45	42	1	0	2	0
学術研究、専門・技術サービス業	49	44	2	0	1	2
宿泊業、飲食サービス業	14	7	2	0	5	0
生活関連サービス業、娯楽業	10	9	0	0	1	0
教育、学習支援業	7	4	2	1	0	0
医療、福祉	10	9	0	0	1	0
サービス業（他に分類されないもの）	130	94	8	0	28	0
分類不能の産業	11	9	0	0	2	0
区分不明	42	40	2	0	0	0

（出所）外務省「海外進出日系企業拠点数調査（2021年調査結果）」より作成

6. 【参考】地域別気候

インドネシアは熱帯性気候で、年を通して非常に暑く雨が多いが、図表 24-10 の通り地域により違いがある。例えばジャカルタやスラバヤは、平均気温が 28℃前後で一定し、12～4 月ごろの雨量が多い。一方、北スマトラ州は標高が高く、1 年を通してやや涼しいなどの特徴がある。

図表 24-10 地域別の気温と降水量



(注) ジャカルタ以外のインドネシアの都市は 1961～1990 年の 30 年間の月平均、東京は 1981～2010 年の 30 年間の平均。ジャカルタは気温が 1994～1999 年の平均、降水量は 1930～1960 年の 31 年間の平均。

(出所) 世界気象機関 (World Meteorological Organization: WMO) データより作成

第25章 地域編①：ジャカルタ、西ジャワ州

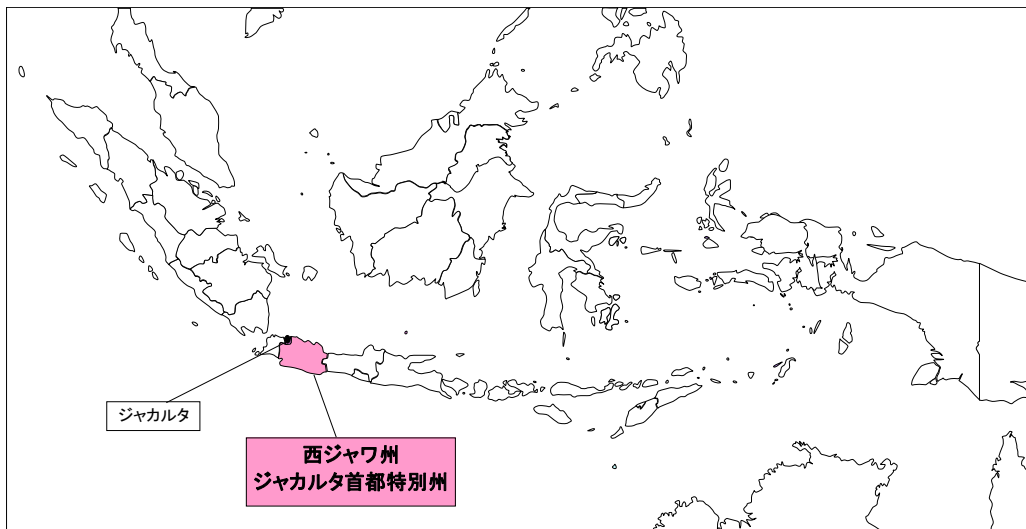
1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

ジャカルタ首都特別州（以下、ジャカルタ）は、ジャワ北西部に位置し、ジャワ海に面している（図表 25-1）。面積では国土の 0.04%の広さしかないが、人口 1,056 万人（2020 年）で、インドネシア全体の 3.9%を占める。人口密度が高く、労働力の流動性、厚みも十分ある。また高等教育機関が多数立地していることから、優秀な人材も集めやすい。

図表 25-1 ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

ジャカルタの市北部にはインドネシア最大の国際貿易港タンジュンプリオク港を擁し、世界市場へのアクセスも容易である。

西ジャワ州はジャカルタに隣接し、北側はジャワ海、南側はインド洋に面している。内陸部には、植民地時代より政治・経済・文化の中心地として発展してきた州都バンドンがあるジャワではジャカルタ首都特別州、東ジャワ州に次いで経済活動が盛んな地域である。さらに、西ジャワ州にはインフラ整備の整った工業団地が国内で最も多く立地し、製造業の進出が進んでいる。他の地域に比べて規模の大きい国際港湾、国際空港に近いことや労働力人口が多いことから、製造企業にとっては進出地域を検討する際の筆頭候補となっている。

②工業団地・日系企業進出動向

2021年に外国直接投資の流入額（認可ベース）が最も多かったのは西ジャワ州で約52.2億ドル（全国への流入の17.34%）、次いでジャカルタへの33.3億ドル（同11.07%）であった。インドネシアの経済活動は依然としてジャワ島、特にジャカルタと西ジャワ州に集中しており、日系企業の進出先も両地域が9割以上を占めている。

西ジャワ州の中でも、ジャカルタから東方に延びるジャカルタ・チカンベック高速道路に沿って、多数の工業団地が立地している。MM2100工業団地（丸紅）、ダイワ・マヌンガル工業団地（大和ハウス工業）、東ジャカルタ工業団地（EJIP、住友商事）、GIIC工業団地（双日）、カラワン工業団地（KIIC、伊藤忠）、テクノパークインドネシア（豊田通商）、インド大成ブキット・インダ工業団地（大成建設）など、日系デベロッパーが参入している工業団地も沿線に多数立地している。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

ジャカルタ市内は交通インフラの整備が立ち遅れており、慢性的な交通渋滞が起きている。特に朝夕や降雨時の渋滞は深刻である。このため、車で移動する場合、到着時間を予測するのがしばしば困難となる。また、事故発生率が高いため、外国人は自家用車での移動では運転手を雇用している。

西ジャワ州には首都ジャカルタからチカンベックへの高速道路が開通しているが、特に朝夕の通勤時は高速道路にも渋滞が発生している。多くの日系企業では、国際港、空港への輸送は1日1往復しかできない。渋滞解消を目的に、従来のチカンベック高速道路の高架道である第2チカンベック高速道が建設され、2021年に開通した。なお、高架道は道路公団が子会社を通じて運営会社が保有しているが、2022年10月、同運営会社の株式の40%を地場インフラ開発企業のヌサントラ・インフラストラクチャーに売却している。

【空港・港湾】

国際空港としてはスカルノ・ハッタ国際空港が、国際港ではタンジュンプリオク港がある。同港は2011年頃から貨物取扱能力が限界に達していたが、2016年9月に新コンテナターミナル「ニュープリオク港」が操業を開始し、貨物取扱能力が3割増強された。

西ジャワ州は首都ジャカルタに隣接しているため、スカルノ・ハッタ国際空港、タンジュンプリオク港に近い。これらの空港・港湾の概要は「第20章 物流・インフラ」を参照のこと。

【電力】

電力はほぼ安定的に供給されているものの、乾季や発電所の定期検査が重なると、電力不足に陥る。洪水による電線の切断なども停電の原因となる。また、瞬間停電は依然として頻繁に起きている模様である。

②労働事情

【人材】

現地調査では、ホワイトカラーの場合は良い人材を採用しようとするコストは高くなり、給与を安くすると質が急カーブで落ちる印象がある、長時間労働もいとわない傾向がある、という声が聞かれた。

他方、ブルーカラーは人余りの状況であり、人材採用には苦労しないようだ。

【賃金】

ジャカルタは経済の中心地であり、市内のワーカーの賃金水準は国内で最も高い。2022年の最低賃金は月額464万ルピアである。2022年12月に発表された2023年の最低賃金は約490万ルピアであり、2022年比で5.6%増となる。

西ジャワ州の最低賃金は184万ルピアで、全国平均(361万ルピア)を下回る。ただし、州内でも日系企業の進出が多いブカシ県(449万ルピア、約32,000円)やカラワン県(459万ルピア)などの最低賃金は、州の最低賃金を2倍以上上回る水準となっている。

③生活環境

【一般】

首都ジャカルタは世界有数の大都市であり、街中には、そごうなどの百貨店やイオンなど大型スーパーが展開している。地場資本の高級スーパーマーケットは品揃えも多く、日本人駐在員にとっては生活しやすい都市であるといわれる。現地駐在員へのヒアリングでは、食材の購入には郊外のイオンモール1号店(イオンモールBSD CITY)、2号店(イオンモール ジャカルタガーデンシティ)などイオンモール4店舗、「PAPAYA」スーパーマーケット、「THE FOOD HALL」、「RANCH MARKET」が多く利用されているようである。

コンビニエンスストアでは、ファミリーマート、ローソンが進出している。地場企業との競争が厳しく、セブン-イレブンは2017年6月に全店(116店)を閉鎖し、2013年6月に進出したミニストップも2016年6月にFC契約を終了してインドネシア市場から撤退している。なお、コンビニは地場の華人財閥サリム・グループの「インドマレット」と、流通大手スンブル・アルファリア・トリジャヤが運営する「アルファマート」が2強となっている。

西ジャワ州へはジャカルタ市内から通勤する日本人社員が多い。ただし近年は、ジャカルタから離れた工業団地近辺の住環境の整備も進んでいる。よって、渋滞が深刻なジャカルタ市内からの通勤を止め、工業団地近辺のサービスアパートに居住する駐在員も増えている。なお、「PAPAYA」スーパーマーケットは、豊田通商が西ジャワ州ブカシ県リッポーチカラン地区に開設したサービス・アパートメント「AXIA SOUTH CIKARANG」に隣接した立地にも店舗を構えている。

【食事】

各国料理のレストランが多数あり、選択肢は多い。「吉野家」や「大戸屋」、「丸亀製麺」など日本のチェーン店が多数進出しており、日本料理店も多い。日本食品専門店もあり、高価ではあるが大抵の食品が入手可能である（味噌、醤油、梅干、ワカメ、日本酒など）。

【教育】

ジャカルタ南西のタンゲラン州に、ジャカルタ日本人学校がある（1969年開校）。2022年10月時点で小学部・中学部を合わせ566人の生徒が在籍している。同校は幼稚部も設置しており、117名の園児が在籍している（2022年11月時点）。

西ジャワ州では、主要工業団地からはやや遠いが、州都バンドン市内にバンドン日本人学校（幼稚園、小学部、中学部）があり、2022年4月時点の生徒数は幼稚園7名、小学部3名、中学部2名である。また、2019年4月にはブカシ県チカランにチカラン日本人学校（小学部、中学部）が開校した。2022年4月時点で計106名が在籍している。

【医療】

現地調査では、医療の質に不安があるという声が複数聞かれた。大きな病気になったときなどには、シンガポール、日本で診断してとの声もあった。なお、インドネシアは熱帯地方で高温多湿な気候であり、下痢や食中毒など消化器系の感染症、デング熱など、日本にはない風土病などに注意が必要である。

【治安】

インドネシアでは、ジューマ・イスラミーヤ（JI）が首謀したとされる大規模な爆弾テロがジャカルタやバリ島で2002年から4年連続発生し、2009年7月にもジャカルタで発生した。その後はテロの実行グループに属すると見られるメンバーの多くが各地で摘発されたため、治安機関を攻撃対象とする小規模な事件は発生していたものの、JIなどのイスラム過激派組織は弱体化したと見られている。

2016年以降は、イスラム過激派組織「ISIL」（イラクとレバントのイスラム国）によるテロが発生している。2016年1月にジャカルタ中心部のスターバックスにおいてテロ事件が発生し、外国人1名を含む民間人4名が死亡し（犯人4名も死亡）、警察官5名や外国人4名を含む26名が負傷した。更に、2017年5月には東ジャカルタのカンプン・ムラユのバスターミナルで警察官を狙った自爆テロ事件が発生し、犯人2名を含む5名が死亡、11名が負傷した。ISILを支持するグループは各地で活動しており、ジャカルタ以外の地方でも自爆テロやキリスト協会への火焰瓶投てきなどの事件が発生している。

2019年5～6月にはジャカルタ中心部において、大統領選挙の結果を不服とする一部の野党支持者によるデモが度々実施された。デモ隊が暴徒化して治安部隊と衝突し、多数の死者、負傷者の発生もあった。日本大使館前のタムリン通りなどの主要道路が封鎖されるなど、市内では大きな混乱が生じた。

この他、首都ジャカルタをはじめとする主要都市では、宗教関係者・学生・労働組合など様々なデモ活動が発生する可能性がある点、留意を要する。

【住居】

住居のタイプは、アパート、サービス・アパートメント、一戸建てなどがあるが、駐在員の場合は安全性を重視したコンプレックス戸建てや中高層マンションに入居するケースが多い。居住地区は、家族帯同の場合、日本人学校に近いジャカルタ南部に住む場合が多い。単身の場合は、中心部など様々である。なお、駐在員は、運転手や家政婦など、複数の使用人を雇うのが一般的である。

【その他】

現地での日本語での情報収集は、在インドネシア日本大使館とジャカルタ・ジャパン・クラブ（JJC）を通じて行うのが一般的である。JJC は 1970 年に創立され、インドネシア国内に点在する 16 の日本人会で唯一商工会の機能も有している（2019 年 10 月現在、会員企業数は 712 社）。西ジャワ州には日本人会として、バンドンジャパクラブがある。

インドネシアでは英語でのコミュニケーションは難しいため、インドネシア語の習得が望まれる。ゴルフ場は多数立地している。

ひとくちメモ 8： 地域ごとに異なる「インドネシア料理」

インドネシア料理と言えば、チャーハンのような「ナシゴレン」と焼きそばのような「ミーゴレン」が有名だが、多民族文化であるインドネシアでは、ジャワ料理、パダン料理、スダ料理、バリ料理など、各地方によって様々なインドネシア料理があり、地方によって辛さや甘さの味付けも大きく異なる。

ジャカルタ中心部のブラザ・インドネシアにあるパダン料理のお店では、入店して席に着くと注文を待たずに次々と小さなお皿に載ったお料理が運ばれてくる。食べたいものを食べていき、最後にお会計をお願いすると、まるで回転ずしのようにスタッフが計算をしてくれるシステムのお店で、様々なパダン地方の料理を楽しむことができる。各料理の料金は決まっているが、お皿に手を付けたかどうかをどのようにチェックしているかは、何度も利用している現地駐在員でも定かではないとのことであった。



また、別のインドネシア料理店では、下の写真のように中心にご飯を円錐型に盛り付け、その周りに様々なおかずを載せた料理も見かける。これはジャワ島発祥の料理で、今ではインドネシア全土で、誕生日パーティーや結婚式などのお祝い事で食べられるナシ・トゥンペンという料理である。「黄色いご飯」を意味するナシ・クニンは、お米を主食とするインドネシアにおける赤飯のような位置づけ（黄色は繁栄を意味する色）で、これを神聖な山の形に盛り付けることで神への感謝を示しているという。



2. 主要工業団地

ジャカルタ特別首都州・西ジャワ州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

【ジャカルタ特別首都州】

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Jakarta Industrial Estate Pulogadung (Pulogadung Industrial Estate)	Jl. Plokbambang No. 1, Kawasan Industri Pulogadung, Jakarta 13920
2	Kawasan Berikat Nusantara (Nusantara Bonded Zone)	Jl. Raya Marunda 1 - Cilincing, Jakarta Utara

(出所) 日本アセアンセンター

【西ジャワ州】

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Artha Industrial Hill	Jl. TSS Raya Duri Utara, Rukan TSS Indah Blok A No. 81 K, West Jakarta
2	Bekasi International Industrial Estate (BIIE)	Menara Pacific 3rd Floor Jl. M. H. Thamrin, Lippo Cikarang, Bekasi 17550
3	Cibinong Center Industrial Estate	Kp. Pasir Tangkil, RT.013/RW.005, Bantarjati, Klapanunggal, Bogor 16820
4	Delta Silicon (Lippo Cikarang)	Gedung Menara Pasifik, Jl. MH. Thamrin Kav. 107 Lippo Cikarang, Bekasi 17550
5	Gobel Cibitung Industrial Estate	No. 34 Jalan Masjid Al-Ikhlas, Village Telaga Asih, West Cikarang, Bekasi 17520
6	Kawasan Industri Terpadu Indonesia China (KITIC)	Kota Delta Mas Cluster Hawaii Blok H 5 Cikarang Km. 37 Bekasi
7	MM2100 工業団地	Cikarang Barat, Bekasi 17520 West Java, Indonesia
8	Marunda Center International Warehouse and Industrial Estate	Jl. Marunda Makmur, Kawasan Industri Marunda Center Blok G/1, Marunda Bekasi

No.	工業団地名	Address (県/市)
9	IT テクノパークインドネシア	Jl. Mitra Raya II Blok E1-6, Parung Mulya Ciampem - Karawang 41361, West Jaya, Indonesia
10	イーストジャカルタ・インダストリアルパーク (EJIP)	Kawasan Industri EJIP Plot 3A, Jl. Cisokan 1, Cikarang Selatan, Bekasi 17550 West Java, Indonesia
11	カラワン工業団地 (KIIC)	Graha KIIC 2nd Fl, Jl. Permata Raya Lot C-1 B Kawasan Industri KIIC, Karawang 41361
12	グリーンランド インターナショナルインダストリアルセンター (GIIC)	Jl. Tol Jakarta-Cikampek KM37, Bekasi, West Java
13	コタブキットインダー工業団地	<p>・Main Office: Wisma Indocement 12th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 70-71, Jakarta 12910, Indonesia</p> <p>・Site Office: Wisma Bukit Indah, Blok L, Kota Bukit Indah, Purwakarta 41183, Indonesia</p>
14	ジャバベカ工業団地 3	Jababeka Center Plaza JB, Jl. Niaga Raya Kav. 1-4, Bekasi 17550
15	スバン・スマートポリタン	Sawangan, Kec. Cipeundeuy, Kabupaten Subang, Jawa Barat, Indonesia
16	スルヤチプタ工業団地 (SCI)	Suryacipta City of Industry, Jl. Surya Utama, Kutamekar, Kec. Ciampel, Karawang, Jawa Barat 41363

(出所) 日本アセアンセンター

第26章 地域編②：バンテン州

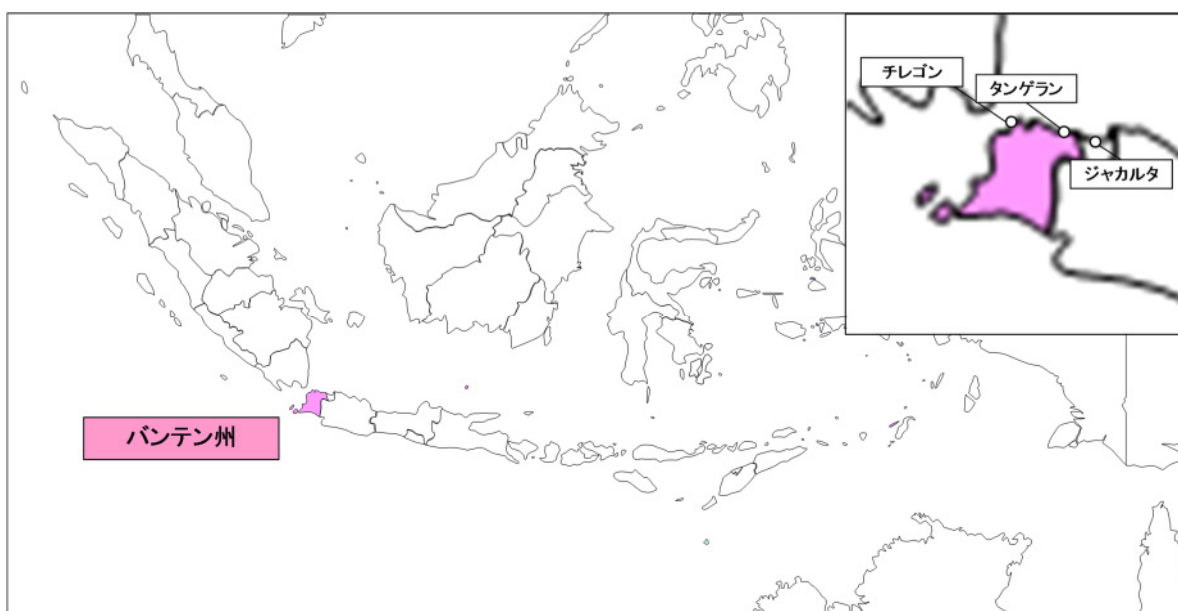
1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシアにおける経済的地位

バンテン州は、ジャワ西端に位置し、ジャワ海とインド洋に面している（図表 26-1）。面積は 9,160 km²（四国の半分程度）で国土の 4.8%。人口は 1,190 万人で、インドネシア全体の 4.4% を占める。

図表 26-1 バンテン州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

②工業団地・日系企業進出動向

2021 年のバンテン州の FDI 受入総額は 28.2 億ドルで、全国の 9.4% を占め、西ジャワ州（52.2 億ドル）、ジャカルタ首都特別州（33.3 億ドル）に次ぐ国内 3 番目の投資先であった。バンテン州の北西に位置するチレゴンは鉄鋼産業の集積地として知られ、2017 年 7 月には新日鐵住金（現、日本製鉄）の自動車用鋼板製造・販売を担う合弁会社である「PT Krakatau Nippon Steel Sumikin」（KNSS）が営業運転を開始（設立は 2012 年 12 月）するなど、日系大手鉄鋼メーカーの進出も見られる。ジャカルタにも近い立地から、近年は日系小売業や外食産業も進出している。スーパーモールカラワチ内には大戸屋がオープンしており、南タンゲラン市にイオンモール BSD CITY 店も開業している。タンゲランはジャカルタのベッドタウンとしての開発が進められており、ジャカルタへのアクセスの良い高速道路や鉄道の駅もあるため、ジャカルタから移り住む人が多く、ポテンシャルの高い商圏として注目されている。

なお、観光を主要産業とする経済特区（SEZ）であるタンジュン・レスン SEZ がバンテン州内に立地している。バンデン州のインフラ・物流、労働事情、生活環境については以下の通りである。

③インフラ・物流

【道路】

ジャカルタの郊外に位置するバンテン州でも、人口の増加に比して交通インフラの整備が立ち遅れているため交通渋滞が発生している。このような中、2014 年 12 月には日本高速道路インターナショナル（NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、首都高速、阪神高速の 5 社の出資により設立）が日本の高速道路会社として初めて現地企業との合弁で道路事業に参入するなど、日系企業の協力の下、道路インフラ整備が進められている。

【空港・港湾】

バンテン州には、国内最大の国際空港であるスカルノ・ハッタ国際空港（詳細は「第 20 章 物流・インフラ」参照）や、年間 960 万トンの貨物取扱能力を持つチワンダン港があり、主要インフラへのアクセスが良い。インドネシア最大のタンジュンプリオク港は、タンゲランから約 30 km の距離にある。

【電力】

電力供給は安定してきてはいるが、他の地域と同様、時により電力不足が起こることがある。2019 年 8 月には、バンテン州を含め、ジャカルタ特別州、西ジャワ州など広範囲にわたる大規模な停電が発生した。主要発電所の設備の故障に他施設でのトラブルが重なって発生したとされ、1 日で復旧したが、一部日系企業に影響が出た模様である。

④労働事情

【人材】

バンテン州の人口は 1,190 万人（国全体の約 4.4%）で、失業率は 2021 年、2022 年の 2 月、8 月ともに 8%を超えており（インドネシア全体で 2021 年は約 6～6.5%、2022 年は約 5.8%程度）、34 州で最も高い水準にあるため、労働力不足の問題はそれほどないと考えられる。

【賃金】

バンテン州の2022年の最低賃金は250万ルピアと、近接するジャカルタ特別州の464万ルピアの5割程度の水準であり、全般的に見れば、大都市からの距離の割に人件費は低い。しかし、ジャカルタの西約20 kmに立地するタンゲラン県の最低賃金は423万ルピアと、ジャカルタ特別州の約9割程度の高い水準となっている。

⑤生活環境

【一般】

バンテン州の最大都市であり、インドネシアの都市圏を構成するタンゲラン市には基本的な交通インフラや商業施設が揃っている。鉄道（ジャカルタコタ路線）によって、タンゲラン駅とジャカルタコタ駅が結ばれており、ジャカルタに乗り換えなしで通勤・通学が可能となっている。また、インドネシア 1 号店となるイオンモールが南タンゲラン市のブミ・スルボン・ダマイ (BSD) シティ内に開業している。欧州の大手パーソナルケア・メーカーのユニリーバは、イオンモール BSD CITY 近くの敷地にインドネシア拠点の本社ビルを構え、オフィス賃貸業に新規参入するなど、ジャカルタ中心部から郊外へのオフィス移転の動きも進んでいる。この他、海外の小売企業では、スウェーデンの家具チェーン「IKEA」がタンゲランに 1 号店を 2014 年にオープンしている。

オフィスや商業施設だけでなく、マンションや戸建てなどの不動産の供給も増えている。2017 年 7 月、東急不動産は三菱商事との分譲マンション事業「BRANZBSD」を上棟し、2018 年に第 1 期事業「藍」(1,256 戸) が完成した。

また、阪急阪神不動産はバンテン州タンゲラン県チサウ郡でタウンハウス約 1,120 戸、ショップハウス約 80 戸のタウンハウス分譲事業を行っている。当該プロジェクトは、地場の不動デベロッパーであるヌアンサ・ヒジャウ・レスタリ (PT. Nuansa Hijau Lestari) と共同で行い、販売価格が 6 億ルピア以下の住戸を中心に、ボリュームゾーンである実需層をターゲットとしている。

【食事】

南タンゲラン市のイオンモール内には約 140 店舗が入居するフードコートがあり、ラーメンや寿司、焼き鳥など、和食を提供する店舗も存在する。2022 年 11 月時点の同店ウェブサイトによると、「牛角」、「しゃぶしゃぶ温野菜」、「すき家」、「吉野家」、「うちの食堂」などが入っている。



イオンモールの外観



フードコート内のラーメン専門店

【教育】

インドネシア最大の日本人学校である「ジャカルタ日本人学校」は、ジャカルタではなく南タンゲラン市内にある。1969 年開校で、幼稚部・小学部・中学部を合わせ 566 人の生徒が在籍している。同校はスクールバスでの送迎サービスを提供している。

【治安】

分離独立運動の活発なパプアなどと比べ、バンデン州の政情不安リスクは比較的小さいが、注意は必要である。2016 年 12 月には、南タンゲラン市の住宅でイスラム過激派組織に所属する男性 3 人が自爆テロを計画したとして、警官隊に射殺される事件が起こっている。

外務省の「インドネシアの危険情報」では、2019 年 11 月 8 日時点、バンテン州に対する個別の危険情報は発出されていない。ただし、インドネシアの各地で大小様々なデモが行われており、場合により暴動に発展することがあることから「危険度レベル 1：十分注意してください」が継続的に発出されている。

2. 主要工業団地

バンテン州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address (県／市)
1	Kawasan Industri dan Pergudangan Cikupamas	Jl. Cikupamas Raya No. 8 Kawasan Industri & Pergudangan Cikupamas Cikupa, Tangerang 15710
2	Krakatau Industrial Estate Cilegon (KIEC)	Wisma Krakatau Jl. KH Yasin Beji No.6 - Cilegon 42435
3	ミレニウム工業団地	Kawasan Millennium Industrial Estate, Jalan raya Pemda Tigaraksa Tangerang
4	モデルンチカンデ工業団地 (MCIE)	Jl. Raya Jakarta-Serang Km. 68 Cikande, Serang 42186 Banten

(出所) 日本アセアンセンター

第27章 地域編③：中部ジャワ州

1. 地域概要

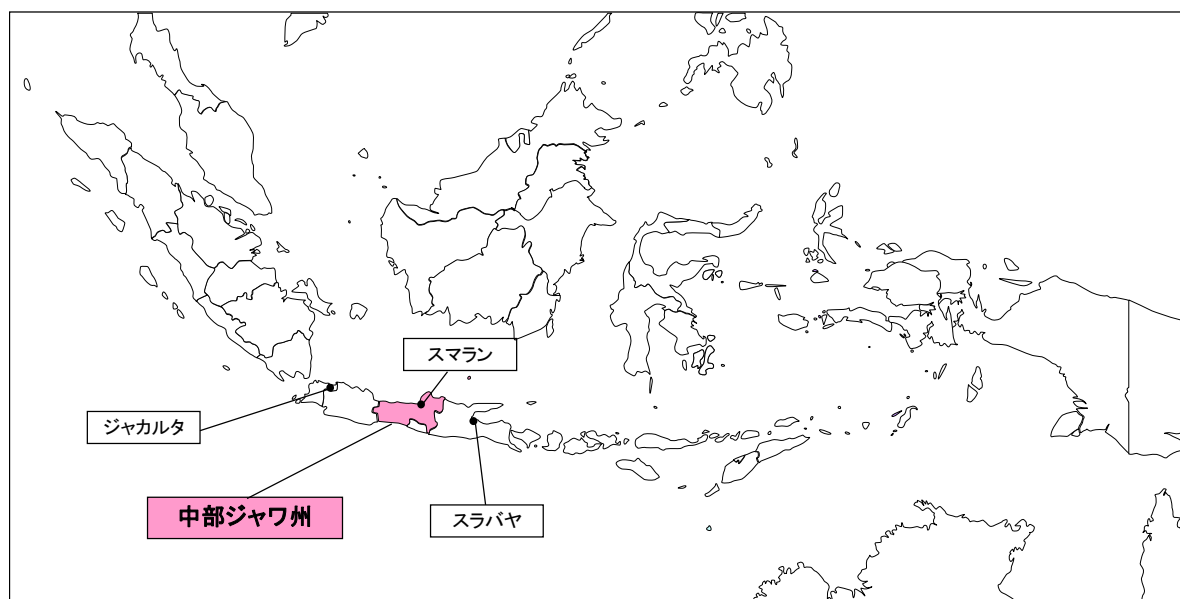
(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

中部ジャワ州は、首都ジャカルタ・西ジャワ州と、第2の都市スラバヤ（東ジャワ州）を結ぶ、ジャワ島の中央にある（図表 27-1）。29 県、6 市に分けられており、ジャワ島の面積の 25% を占める。人口は 3,652 万人と全国の 13.5% を占める。州都スマランはタンジュンウマス港を擁する。また、中部ジャワ州に囲まれているジョグジャカルタ特別州の古都、ジョグジャカルタには、世界文化遺産にも登録されているボロブドゥール寺院（仏教遺跡）が立地しており、多くの観光客を集めている。

ジャワ島西部のジャカルタや同島東部のスラバヤから距離があり、また、同地域には、日系企業主導の工業団地がないため、日系企業の進出のハードルはやや高くなっている。

図表 27-1 中部ジャワ州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

②工業団地・日系企業進出動向

2021 年の中部ジャワ州への FDI 総額（実行ベース）は 27.2 億ドルで、全国の FDI に対する構成比は 9.0% となった。西ジャワ州や東ジャワ州に比べ、中部ジャワ州に進出している日系企業は少ない。電源開発、伊藤忠商事が出資する石炭火力発電所、バタン発電所が 2022 年 9 月に商業運転を開始している。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

中部ジャワ州は安価で豊富な労働力が魅力であるが、日系企業の進出件数は少ない。駐在員の子女の学校や病院の環境など、西ジャワ州や東ジャワ州と比較すると、生活面でのハードルが高い。

①インフラ・物流

【空港】

中部ジャワ州には 3 つの国際空港がある。北部スマランにあるアフマド・ヤニ国際空港（通称スマラン空港）と、中部スラカルタ（ソロ）にあるアディスマルモ国際空港、2021 年に運用を開始したスディルマン空港である。アフマド・ヤニ国際空港は 2018 年 6 月から新ターミナルの供用が開始したことで、利用者処理能力は従来の 80 万人から 690 万人にまで増加した。

【港湾】

中部ジャワ州には 2 つの国際港、タンジュンウマス国際港（通称スマラン港）とインタン港（チラチャップ）がある。前者は拡張工事により、荷役処理能力を年間 80 万 TEU まで拡張している。後者も近隣の工業団地への企業の進出が進んでいることから貨物取扱量が増加している。

②労働事情

【人材】

2020 年の中部ジャワ州の人口は 3,652 万人で（全国の人口の 13.5%）、全 34 州の中で西ジャワ州、東ジャワ州について 3 番目に人口が多い州である。失業率は 2022 年 8 月が 5.57%であり、ジャカルタの 7.18%、西ジャワの 8.31%と比較すると低い水準となっている。温厚でのんびりした土地柄のため、定着率は高いが仕事の効率性に課題があるようだ。

【賃金】

中部ジャワ州の 2022 年の月額最低賃金は 181 万ルピアである。全国平均（361 万ルピア）の 2 分の 1 の水準であり、ジャカルタ特別州（464 万ルピア）の 4 割弱の水準であるなど、その水準は全国でも低い方に位置する。近年はジャカルタ特別州や西ジャワ州との賃金格差が広がったため、中部ジャワ州の人件費の安さを求めて、縫製業を中心とした労働集約型産業の工場が中部ジャワ州に移転する動きも見られる。

③生活環境

工業団地のほとんどが州都スマラン近郊に位置する。生活にかかるコストは、ジャカルタと比較すると安価であり、ジェトロの調査によれば駐在員用住宅の借り上げ料も 3 分の 1 程度で済むようである。

同市には日本人学校がないため、駐在員の児童はスマラン・インターナショナル・スクールに通っているようだ。また、2017年にはスマラン日本語補習授業校が月2回の授業を開始した。市内にはショッピングモールが数軒立地しており、和食や洋食のレストラン、カフェなどが展開している。2019年10月には市内の商業施設にユニクロが出店した。医療面では、市内には24時間救急対応している比較的大規模な病院もある。しかし、医療水準は決して高くなく、受診にはインドネシア語の通訳が必要となるため、重症の場合はシンガポール（直行便を利用して片道2時間程度）の日本人医師が在籍するクリニックを受診するが多い。

なお、2017年にインドネシア都市計画協会が各主要都市の住民に対して実施した調査によると、経済、社会、文化に係る29項目について、住民の満足度が最も高かったのは中部ジャワの古都スラカルタ（ソロ）となった。スラカルタはジョグジャカルタの北東55 kmほどの所にあり、ジョコ大統領の出身地である。

2. 主要工業団地

中部ジャワ州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。なお、インドネシア政府の重要戦略インフラ事業である「国家戦略プロジェクト」に指定されている中部ジャワ州のバタン工業団地（Grand Batang City）では、既に進出を決めた企業による2023年の生産開始に向け、工事・建設が始まっている。第1フェーズはほぼ完売しており、半数以上が韓国企業となっている。2022年5月には韓国LGが中部ジャワにEV用バッテリー工場設立を発表している。

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Tanjung Emas Export Processing Zone	Jl. Coaster No.8 Pelabuhan Tanjung Emas Semarang 50174
2	クンダル工業団地	Jl Raya Arteri KM 19, Kel Brangsong, Kec. Brangsong, Kab. Kendal 51371 Jawa Tengah - Indonesia

(出所) 日本アセアンセンター

第28章 地域編④：東ジャワ州

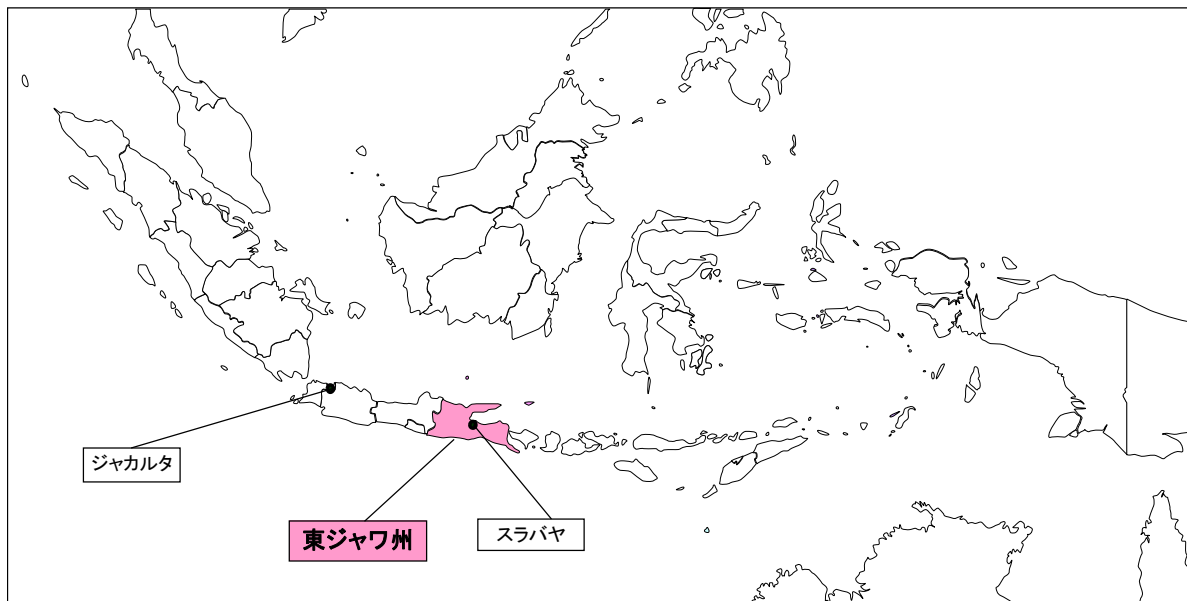
1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

ジャワ東部に位置する東ジャワ州は、人口は4,067万人と西ジャワに次ぎ人口の多い州である。北岸にあるスラバヤはジャカルタに次いで人口が2番目に多い都市である（図表28-1）。同州の農業では米作が中心となっている。州西部のブランタス川下流デルター帯には、灌漑設備が整備された穀倉地帯が広がっており、水稻は南スマトラや西、中部ジャワに次ぐ国内有数の生産量となっている。南東部では、サトウキビの栽培が行われ、高原地帯にはコーヒーやカカオの農園が見られる。また、インド洋側の湿地帯などではエビや魚の養殖が、マドゥラ島などでは製塩が行われている。国際協力機構の「インドネシア国 マドゥラ島における自然エネルギー活用型技術を導入した天日塩産業の育成に関する基礎調査 業務完了報告書」によると、マドゥラ島の塩田面積はインドネシア全体の塩田総面積の26%を占め、全国の塩収穫量の25%を占めているという。

図表 28-1 東ジャワ州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

②工業団地・日系企業進出動向

2021年に東ジャワ州が受け入れたFDI総額（実行ベース）は約19億ドルで、全国の6.4%を占めた。豊富な人口を抱える東部インドネシアの国内マーケットへのアクセスの良さから、多くの日系食品メーカーや日用品メーカーが進出している。スラバヤ市郊外のNgoro Industrial Park (NIP) やパスルアン市に位置するPasuruan Industrial Estate Rembang (PIER) には日系企業の入居が多い。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

東ジャワ州は輸出向け、内需向け産業どちらにとっても魅力的な進出先といえるが、近年スラバヤ市内を中心に賃金、土地価格が上昇している点、留意が必要である。

①インフラ・物流

【港湾】

東ジャワ州は、貨物量で同国第2位となるタンジュンペラク国際港を擁している。また、トゥルック・ラモン（Teluk Lamong）港もある。インドネシアのインフラ詳細については、「第20章 物流・インフラ」を参照。

【空港】

東ジャワ州には、ジュアンダ国際空港がある。スラバヤ市内中心部から同空港へは車で40分の距離である。また、2022年4月には東ジャワ州マドゥラ島東端のトゥルノジョヨ空港の運用が開始されている。同空港を発着する航空機は、州都スラバヤやバニュワンギ、マドゥラ島沖合の島しょ部などの路線を運航する。

②労働事情

【人材】

2018年の東ジャワ州の人口は4,067万人と、西ジャワ州に次いで多い。過去の日本企業へのヒアリングによると、スラバヤ近郊の労働者については、「人が良い」と回答する例が多かった。過去のヒアリングでは、工場の生産現場などでの教育はスラバヤに限らずどの土地でも大変だが、日本語を話せる者が相応数（企業によっては従業員の3割程度との回答もあり）おり、真面目な人物が多いことから、教育の効果は表れやすいようだ。他方、日本的な緻密さがなかったり、経理部門で日本語を話せるスタッフがいなかったりといった点が問題として残っている。

【賃金】

2022年の最低賃金は189万ルピアで、全国の州レベル法定最低賃金としては低い水準にある。ただし、スラバヤ市内の最低賃金は437万ルピアで州レベルの倍以上であり、ジャカルタの464万ルピアに迫る水準である点、留意が必要である。

③生活環境

【食事】

スーパーマーケットは、日本食材を取扱っている「PAPAYA」がある。「PAPAYA」はジャカルタに展開している食品小売店舗である。

また、地場の高級スーパーマーケット「RANCH MARKET」も展開されている。

外食では、日本食ではシャングリラホテル内の「西村」、マリオットホテル内の「伊万里」などがある。日系チェーン店では、うどんの「丸亀製麺」、牛丼の「吉野家」が進出している。この他、焼肉、ハンバーガー、インドネシア料理、中華料理、韓国料理など、多様なレストランがある。

【教育】

スラバヤ日本人学校（1979年開校）は、幼稚部、小学部、中学部がある。またインターナショナル・スクールもある。

【医療】

在スラバヤ日本国総領事館のウェブサイトで、スラバヤ市内の病院として、公立ドクターストモ病院やエルカセット病院など 3 病院が紹介されている。また、日本語通訳サービスを行っている会員制医療サービス「ウェルビー」(PT. WellBe Indonesia) も利用可能である。

外務省「世界の医療事情」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/indonesia.html>

【その他】

東ジャワジャパクラブがある。先述の在スラバヤ日本国総領事館のウェブサイトには東ジャワジャパクラブ作成のスラバヤガイド（医療やレストランなどの情報がまとめられている）が掲載されており、参考になる。



スラバヤ市内のショッピングモール



スーパーマーケット「PAPAYA」の看板

2. 主要工業団地

東ジャワ州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Maspion Industrial Estate	Jl. Raya Manyar Km 25 Kecamatan Manyar, Gresik Jawa Timur
2	カワサン グレシック工業団地	Jl. Tridharma No.3 - Gresik 6112
3	スラバヤ工業団地ルンクット (SIER)	Wisma SIER Lt. 1 Jl. Rungkut Industri Raya No. 10 Surabaya 60401
4	パスルアン工業団地ルンバン (PIER)	Jl. Raya Raci - Bangil No.67153, Panumbuan, Pandean, Kec. Rembang, Pasuruan, Jawa Timur 67152
5	ンゴロ工業団地	Jl. Raya Ngoro, Kab. Mojokerto 61385
6	経済特区 ジーペ工業団地 (JIPE)	Jl. Raya Manyar Km. 11, Manyar-Gresik, East Java 61151

(出所) 日本アセアンセンター

第29章 地域編⑤：バタム島

1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

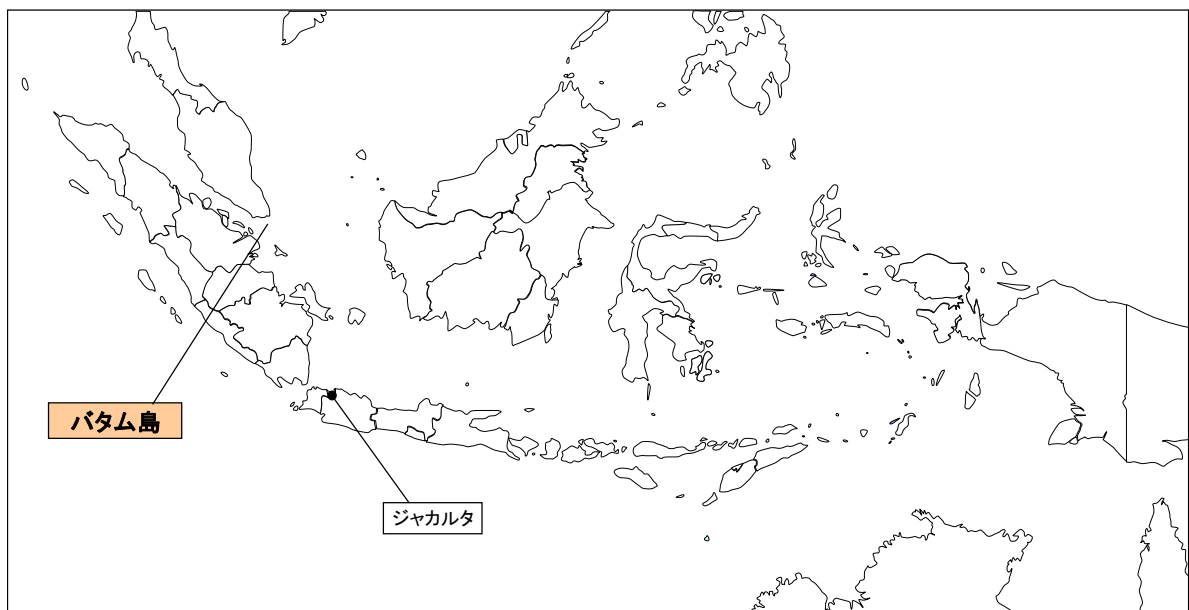
バタム島は、リアウ諸島州を構成する島の 1 つで、スマトラ島の西海岸中央付近、また、シンガポールの南約 20 km に位置する（図表 29-1）。リアウ諸島全体の人口は 206 万人である。

シンガポールに隣接する地理的優位性から、バタム島はシンガポールへの輸出加工拠点として発展してきた。1971 年に工業地域に指定され、当初、主に石油・ガス関連産業を中心に開発が始まった。以後、1978 年にはバタム島全域が保税地区に、2007 年には自由貿易地域（Free Trade Zone, FTZ）に指定された。

輸出型産業向けの恩典によりシンガポールや日本企業をはじめとする外資企業が多く進出した。しかし、中国の台頭や最低賃金の高騰、行政手続の重複などを背景に、近年、競争力低下が懸念されていた。このような中、地方格差の是正や輸出産業強化を目指す現政権により、2016 年 3 月に中央政府直轄の経済特区（SEZ）に指定されている。

バタム島は、輸出産業の企業であれば、税務上の恩典などがあり、またシンガポールの港湾へのアクセスも良いことから、進出のメリットがある。他方、内需産業の企業にとっては、バタム島から他の関税地域に商品を販売する場合には付加価値税などを納付する必要があり、国内の最大消費地であるジャカルタには遠いため、進出のメリットは少ない。

図表 29-1 バタム島（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

②工業団地・日系企業進出動向

島中央部に位置する Batamindo Industrial Park は、シンガポールのセムコープ社が開発・運営する代表的な工業団地であり、日本企業も数多く入居している。特に電気・電子部品製造業が多く集積し、シンガポールを経由して日本やその他の国々に輸出している。一方、特に 2018 年以降、バタム島の最低賃金や海運コストの上昇、頻発するデモなどを嫌い、事業の縮小や撤退を決める外資企業（日系を含む）も目立つ。なお、日系企業以外では、台湾の和碩聯合科技（ペガトロン）が 2019 年に同工業団地に入居し、米アップル社「iPhone」向けチップの生産を開始する計画である。

一方、バタム島をインドネシアとシンガポールにとっての「デジタルの架け橋」とする構想が両国政府及び民間企業によって 2018 年から進められ、2018 年 3 月に情報通信技術（ICT）分野の専門団地「ロングサ・デジタル・パーク」が設置されている。同団地では米国アップル社による Apple Developer Academy が開設されており、シンガポールのスタートアップ企業などが入居している模様である。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

【恩典】

バタム島は、2016 年 3 月に中央政府直轄の経済特区となった。また、バタム島の開発・管理はバタムフリーゾーン監督庁（Batam Indonesia Free Zone Authority : BIFZA）が行っている。日本アセアンセンターによれば、BIFZA は日本事務所も構えている²⁰。

2009 年 10 月 14 日付第 39 号経済特区法（2020 年 11 月 2 日付 2020 年第 11 号雇用創出法で改正）で、所得税便宜、輸入関税の留保、輸入に係る諸税の不徴収、地方税・課徴金の減免、土地や各種許認可などにおける便宜が供与されると定められた。租税、関税、物品税の取扱についての細則は、2020 年 12 月 30 日付財務大臣規定 2020 年 237 号（No.237/PMK.010/2020）。また、2021 年 2 月 2 日付大統領規程 2021 年 10 号（2021 年 5 月 24 日付大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）にて、外資出資規制をはじめとした条件付き投資規定も経済特区には適用されないとされている。

また、バタムは自由貿易地区にも指定されており、自由貿易地区及び自由貿易港に指定された地区（指定期間 70 年）では、輸入関税、付加価値税、その他輸入に係る諸税が免除される。自由貿易地区/自由貿易港内の事業者は、VAT 課税業者登録（PKP）をする必要がなく、自由貿易地区/自由貿易港内での物品の引渡しに係る VAT は免除される。また、海外、他の自由貿易地区/自由貿易港から自由貿易地区/自由貿易港への物品の搬入には、輸入関税と VAT は免除され、前払い法人所得税（PPh22）は不徴収とされる。一方、保税蔵置所、経済特区から自由貿易地区/自由貿易港への物品の搬入には、輸入関税は免除され、VAT と PPh-22 は不徴収とされる。

²⁰ https://www.asean.or.jp/ja/invest/country_info/indonesia/guide/contact/

①インフラ・物流

【港湾】

港湾については、4つの商港がある。その中で最大の Batu Ampar 港は、水深 6～12 m、積載重量 3.5 万トン級のコンテナ船が入港可能であるが、将来的に 15 万トン級のコンテナ船が寄港できる規模にまで拡張する計画が進行している。また、港湾関連の許認可や手続き、取引などを一本化する新たな物流システム「バタム・ロジスティック・エコシステム」の運用が開始されている。2022 年 1 月には、新たにコンテナ港を建設する計画がインドネシア政府より公表されている。これらの商港のほかに、シンガポールやマレーシア、他の国内港をつなぐフェリーターミナルが 6カ所存在する（うち、1カ所は商港と併設）。

【空港】

バタム島には Hang Nadim 国際空港がある。インドネシアの国営空港運営会社アンカサ・プラ建設ウィジャヤ・カルヤ、韓国の仁川国際空港公社が参加するコンソーシアムが 2022 年 7 月より同空港の運営を担っている（25 年間）。既存の旅客ターミナルを全面改修し、第 2 旅客ターミナルを新設、進行中の貨物ターミナルの開発・管理を引き継ぐほか、空港内施設の整備も実施。路線の拡充にも注力する計画である。バタム島からインドネシアに入国する外国人の数は、首都ジャカルタ、バリに次いで多い。

【電力】

バタム島では、国有電力会社である PLN の他、民間の電力会社も電力を供給しており、電力供給は比較的安定している。停電はあまり発生していない。

【水道】

島内に大きな川や湖など天然の水源がないため、大規模な貯水池を作り水道水を供給している。

【道路】

道路事情については、ジャカルタのような渋滞が発生することはない、車での移動はスムーズである。バタム島自体がそれほど大きくなく、各工業団地から港湾や空港までの所要時間も 30 分から 1 時間程度である。

②労働事情

【人材】

2019 年 6 月の日系企業に対するヒアリングでは、一般ワーカーに関しては、求人広告を掲示すれば求人数を大きく上回る数の就職希望者がすぐに集まるため、人材確保にはそれほど苦労していないとのコメントが得られた。

そのため、採用にあたっては「正社員」ではなく「契約社員」として最低賃金近辺での採用が一般的であり、契約期間（最大2年間）満了をもって新たに人材を採用する形をとっている企業が多い。一方で、英語が話せるマネージャークラス人材の採用は難しいとのことである。2011年には労働者1万人以上が参加する抗議活動が発生するなど、かつてバタム島では毎年のように労使紛争が起こっており、多くの企業の生産活動に影響を及ぼしていた。しかし、2019年6月時点で日系企業を訪問した際には、各社とも、深刻なデモなどはしばらく発生していない様子であった。労使で定期的な話し合いを設け、職場環境に関する不満の解消に努めるなど、工夫しているようだ。

【賃金】

バタム島の2022年の最低賃金は月額417万ルピアである。この水準はジャカルタ（同464万ルピア）に近い。

③生活環境

【食事】

インドネシア資本の大型スーパーマーケットやカルフル、コンビニエンスストアも進出している。和食レストランも5~6軒あり、2019年に正式オープンしたGran Batam Mall（ショッピングモール）内には丸亀製麺も出店している。

【一般】

ゴルフ場も複数あり、単身者にとっては比較的住みやすいとの声もある。ただし、インターナショナル・スクールはあるものの、日本人学校はなく、医療レベルも高いとはいえないことなどから、家族とともにバタム島に赴任する例は多くはないようである。シンガポールがすぐ近くであることから、家族はシンガポールに居住し、日本人駐在員のみ平日はバタム島に居住、週末にシンガポールに戻って家族と過ごすケースも見られるようだ。



バタミンド工業団地入居企業の外観



Gran Batam Mallの外観

2. 主要工業団地

バタム島（No.14 はビンタン島）に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Cammo Industrial Park	Cammo Building, Cammo Industrial Park Jl. Letjen Soeprapto Pulau Batam
2	Citra Buana Industrial Park	Citra Buana Building No. 1 Seraya, Pulau Batam 29454
3	Executive Industrial Park	Jl. Engku Putri, Complex Executive Industrial Park Blok.1 No.1 Batam Centr
4	Indah Industrial Park	Jln. Hang Kesturi Km. 4, Kabil – Batam 29467
5	Latrade Industrial Park	Latrade Industrial Park – Tanjung Uncang Batam 29422
6	Panbil Industrial Estate	Panbil Plaza, Jl Ahmad Yani, Muka Kuning Batam 29433
7	Puri Industrial Park 2000	Jl. Imam Bonjol Blok A No. 7-8-9 Komplek Sakura Anpan – Kota Batam
8	Sarana Industrial Point	Jl. Engku Putri, Komplek Sarana Industrial Point, Blok A No. 12A, Batam Centre
9	Taiwan International Park	Taiwan International Park Kabil Centre, Jl. Hang Kesturi, No. 1, Batam
10	Tunas Industrial Estate	Jl. Engku Putri Ruko 1A No. 10 Batam Centre, Pulau Batam
11	Union Industrial Park	Komp. Union Industrial Park Blok AA No.7-8 Batu Ampar – Batam
12	West Point Maritime Industrial Park	Jl. Bukit Indah Raya III No. 57 Sukajadi – Batam
13	バタミンド工業団地	Wisma Batamindo, Jl. Rasamala No.01, Mukakuning, Batam 29433, Kepulauan Riau
14	ビンタン工業団地	Jl. Tanjung Lobam, Wisma BI E Lobam – Bintan

(出所) 日本アセアンセンター

第30章 地域編⑥：スマトラ

1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

スマトラは、インドネシアの西端に位置する4大島の1つで、島としては世界第6位の面積を有している（約48万km²、日本の約1.3倍）。形状は北西から南東に細長く、南西はインド洋に、北東はマラッカ海峡と南シナ海に面し、ほぼ中央を赤道が走る（図表30-1）。

スマトラは10州（アチェ州、バンカ・ブリトゥン州、ブンクル州、ジャンビ州、ランプン州、リアウ州、リアウ諸島州、西スマトラ州、南スマトラ州、北スマトラ州）からなる。スマトラ最大の都市は北スマトラ州の州都メダン市で、同国の5大都市の1つである。

図表 30-1 スマトラの位置



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

スマトラは、オランダ植民地時代の19世紀後半からタバコ、コーヒー、ゴム、茶、胡椒、カカオ、パームオイルなどのプランテーション栽培が活発に行われている。森林資源にも恵まれ、木材関連産業も発達している。また、天然資源が豊富で、石油、天然ガス、錫、ボーキサイト、石炭などが産出されている。

これらの点から、スマトラ進出に関しては、天然資源開発や農作物の大規模栽培を目的とした進出であれば、一定のメリットがあるといえる。一方、輸出型製造業にとっては、裾野産業の発達が遅れていること、一大消費地ジャカルタと離れていることなどにより、進出の魅力度はジャワと比較すると、やや低いといえよう。

②工業団地・日系企業進出動向

2021年のスマトラの海外直接投資（FDI）の受入総額（実行ベース）は約54億ドル（インドネシア全体の17.9%相当）で、外国直接投資の集積地としては、ジャカルタ首都特別州とほぼ同水準となっている。州別に見ると、北スマトラ州（16.2億ドル）が最も多く、南スマトラ州（14.7億ドル）、リアウ州（12.6億ドル）、リアウ諸島州（10.4億ドル）となっている。

インドネシアの豊富な資源はスマトラ島に集中していることもあり、日系企業の進出動向を見ても商社やプラント企業によるインフラ開発、資源関連プロジェクトが多く実施されている。一方、シンガポールに近いバタム島は、製造業の加工拠点としての魅力もあり、製造業への進出が多く、中でも電気機器メーカーが目立っている。

北スマトラ州に位置するメダン工業団地は、インドネシア財務省、北スマトラ州政府、メダンの共同出資による開発公社（PT. Kawasan Industri Medan）が運営する工業団地であり、総面積、進出企業数でスマトラ最大級の工業団地となっている（バタム島を除く）。ただし、バタム島を除けば、現状、スマトラに進出している日系企業は少ない。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

スマトラにおいては、アチェ州サバン島が自由貿易区（FTZ）に、リアウ州のナツナ島とアチェ州サバンの2地域が経済統合開発地域（KAPET）に指定されている。このため、これらの地域へ進出した場合は優遇措置を受けることができる。また、スマトラでは、KEK Arun Lhokseumawe（アチェ州）、KEK Sei Mangkei（北スマトラ州）、KEK Galang Batang SEZ（リアウ諸島州）、KEK Batam Aero Technicの4つの経済特区（SEZ）が稼働している。経済特区内で事業を行う企業は、所得税や付加価値税、奢侈税の優遇や、許認可の便宜措置が付与される。

①インフラ・物流

【空港】

スマトラには国際空港が3つある。1つは北スマトラ州メダンのクアラナム国際空港で、もう1つは西スマトラ州パダンのミナンカバウ国際空港、もう一つが南スマトラ州パレンバンにあるスルタン・ムハンマド・バダルディン2世国際空港である。クアラナム国際空港は、航空需要の増加に伴い、2013年7月にそれまでのポロニア国際空港に代わって開港した。

【市内交通】

メダン市内では、近年、車が増えており、時間帯によっては渋滞が見られる。

【電力】

国営電力会社 PLN が電力供給を行っている。北スマトラ州サルーラ地区や南スマトラ州ランタウ・デタップで日本企業が地熱発電プロジェクトに参画している。

②労働事情

【人材】

スマトラの人口は約 5,855 万人（同国全体の 21.7%）である。2022 年 8 月の失業率は、北スマトラ州で 6.16%、西スマトラ州で 6.28%、リアウ州で 4.37%と、北スマトラ州、西スマトラ州は全国平均（5.86%）より高い。このため、ワーカーの採用に際し、人材不足の問題はないと考えられる。

【賃金】

スマトラ島の各州の賃金水準は全国平均を上回っている。2022 年の月額最低賃金では、バンカ・ブリトゥン州の 326 万ルピアがスマトラ島内で最高である。この他、アチェ州（317 万ルピア）、南スマトラ州（314 万ルピア）、リアウ諸島州（314 万ルピア）となっている。

③生活環境

【一般】

北スマトラ州の州都メダン市はインドネシア第 5 の大都市で、生活環境は比較的整っている。

【食事】

多くはないが日本食レストランはあり、寿司を提供するレストランや、ラーメン店もある。その他中華料理店、韓国料理店、タイ料理店などがある。

【教育】

日本人学校は 2002 年に廃校となっており、現在、開校している日本人学校はない。インターナショナル・スクールでは、国際バカロレア認定を受けた小・中学校課程を提供する“Medan Independent School”が 1969 年から開校している。

【住居】

住環境面では、メダン市のポロニア地区が外国人が多く居住する高級住宅街として知られる。

【治安】

同地域最大都市であるメダン市はインドネシア内でも特に治安の悪い都市といわれている。また、反政府組織の活発であったアチェ州では、独立派組織「自由アチェ運動」（GAM）による大規模な独立運動が行われた。2005 年 8 月に政府との間で正式に和平合意がなされた。

しかし、日本の外務省の「海外安全ホームページ」では、アチェ州について「一部の県では武器弾薬が残存していると見られ、銃器などを使用した犯罪がたびたび発生しているほか、覚せい剤などの薬物も多く出回っていることから、治安情勢には十分注意してください」との危険情報が発出されている（2022年12月現在）。

なお、同州は国内の他州と異なり、厳格なイスラム法が適用されているため、許可された場所以外での飲酒は避けることが求められる。

【その他】

日本人会（メダン・ジャパンプラブ）があり、親睦会や、企業見学会などのイベントが開催されている模様である。

2. 主要工業団地

スマトラ島に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Medan Industrial Estate (Kawasan Industri Medan)	Wisma KI M, Jl. Pulau Batam No.1 Komplek KIM Tahap II, Medan 20 242, Sumatera Utara
2	MedanStar Industrial Estate	Jl. Medan - Lubuk Pakam km 19, Tanjung Morawa
3	Meil Nusantara Development	Jl P Menjangan MEDAN
4	Pondok Tirta Satria	Jl Raden Saleh 69 MEDAN 20111
5	Pulahan Seruai Industrial Estate	Jl. Tangkul Seruwei - Kawasan Industri Lamhotma, Belawan - Medan
6	Padang Industrial Park	Komplek Kawasan Industri Padang Jl. By-Pass Kec. Batang Anai, Kab. Padang Pariaman, West Sumatera
7	Dumai Industrial Estate	Jl. P. Sumatera No.1, Kawasan Industri Dumai, Pelintung -Medang Kampai, Dumai

(出所) 日本アセアンセンター

第31章 地域編⑦：カリマンタン

1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

カリマンタンは、インドネシアの中部に位置するボルネオ島の一部である。島全体の面積は 72.6 万 km² で、インドネシア領はこの内の 54.4 万 km²（日本の約 1.4 倍）を占める。同島中部でマレーシアと国境を接し、また同島北部にはブルネイ・ダルサラーム国がある（図表 31-1）。

カリマンタンは行政上、5 州（西カリマンタン州、中部カリマンタン州、南カリマンタン州、東カリマンタン州、北カリマンタン州）から構成される。また、カリマンタンは天然資源が豊富で、石炭、石油、天然ガス、鉄鉱石、ボーキサイト、金などが産出される。

図表 31-1 カリマンタン（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

これらの特徴から、内資・外資両方によって東カリマンタン州バリクパパンなどを中心に天然資源開発を目的とした進出が活発である。また、「東洋のベニス」と呼ばれる南カリマンタン州都のバンジャルマシン、オランウータンが生息するタンジュン・プティン国立公園など、観光資源も豊富である。他方、全国平均の 5 分の 1 程度という人口密度の低さと、後述する交通インフラの未整備から販路の構築・維持が難しいため、地域内の消費市場を狙った事業進出はまだまだ限定的といえる。ジャカルタからカリマンタン東部へ首都を移転する法案が 2022 年 1 月、可決した。新首都名は「ヌサンタラ」の予定である。首都の移転費用は 466 兆ルピアと試算されており、大部分を PPP により賄う計画である。

②工業団地・日系企業進出動向

2021 年のカリマンタン地域の外国直接投資 (FDI) の受入総額 (実行ベース) は 24.5 億ドルで、全国の 8.2% を占めた。同地域の中で最も多くの投資を受け入れた州は東カリマンタン州 (14.9 億ドル) である。東カリマンタンは石炭、石油、天然ガスといった資源が豊富である。

カリマンタンには高質とされる石油資源が賦存するため、国営石油企業プルタミナ、トタル、シェブロンなどのオイルメジャーをはじめ、各国の石油開発関連企業の進出が盛んである。日系企業の進出としては、1966 年に国際石油開発帝石がインドネシア政府と同地域マハカム沖鉦区の生産分与契約を締結した例が挙げられる (生産分与契約は 2017 年末で終了)。

マロイバトウタトランスカリマンタンは経済特区に指定されており (パームオイル、木材産業など)、ネガティブリストの不適用 (規制分野に対する外資出資 100% 可)、タックスホリデー・タックスアローワンスの優先適用、輸入関税の留保 (保税)、輸入に係る諸税 (付加価値税、前払い法人税、奢侈税) の不徴収などの便宜が供与されている。また、外資出資規制をはじめとした条件付き投資規定も、経済特区には適用されない。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【空港】

主要都市間は航空網で結ばれている。主な空港は東カリマンタン州バリクパパンのスルタン・アジ・ムハンマド・スレイマン空港、南カリマンタン州バンジャルマシンのシャムスディン・ノール空港などである。前者についてはシンガポールなどに就航している国際空港である。後者は国内線のみが就航している。

【道路】

建設業者不足、湿地帯での建設コスト増などにより、東カリマンタンの主要県でも全般的に道路整備は不十分である。現在、同州都のサマリダと同州バリクパパンを結ぶ高速道路の開発が進められている。

【電力】

PLN の「PLN STATISTICS 2021」によると、2021 年の顧客あたり SAIFI (年間停電回数)、SAIDI (年間停電時間) は 2018 年の州別の電化率は、西カリマンタン州が SAIFI 19.57 回 SAIDI 21.18 時間、南カリマンタン州及び中部カリマンタンが SAIFI 9.66 回 SAIDI 12.29 時間、東カリマンタン州及び北カリマンタン州が SAIFI 9.33 回 SAIDI 11.96 時間となっている。いずれもインドネシア全体の平均より高い。

②労働事情

【人材】

2020年のカリマンタン地域の人口は1,652万人（同国全体の6.1%）である。2022年8月時点の失業率は、経済規模の大きい東カリマンタン州で5.71%と全国平均の5.86%を若干下回る水準にある。同州では労働市場の供給面での懸念は小さいと考えられる。

【賃金】

2022年の各州の月額最低賃金を見ると、比較的高い水準の北カリマンタン州（331万ルピア）、東カリマンタン州（301万ルピア）でも全国平均（360万ルピア）に比較して、やや低い（図表24-7参照）。

③生活環境

【一般】

バリクパパンなどは石油産業関連に従事する外国人が多く、生活環境が比較的整っている。東カリマンタン州には大規模なショッピングモールもある。

【食事】

和食を食べられるレストランは少ない模様であるが、寿司を提供するレストランが数件ある。

【教育】

日本人学校はなく、バリクパパンに Australian International School や Raffles Independent School などのインターナショナル・スクールが開校している。

【住居】

バリクパパンの日本人駐在員向け不動産の情報は少ない。なお、ホテルでは、市内に欧州の大手チェーンホテルであるノボテル（Novotel Balikpapan Hotel）がある。

【治安】

都市部、郊外とも比較的治安は良いとされているが、2016年11月に東カリマンタン州サマリндаで教会への火炎瓶投擲事件が起こるなど、近年はテロ事件が発生している。また、スハルト政権時に国内移民同化政策に基づきジャワ島などから大量の移住民が送り込まれた経緯から、移住民と先住民との軋轢があるとされる点には注意が必要である。

【その他】

東カリマンタン州にはカラオケボックスやゴルフ場がある。

2. 主要工業団地

カリマンタンに立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address (県/市)
1	Kaltim Industrial Estate (Bontang Industrial Estate)	Wisma KIE Lt.2, Jl. Paku Aji Kav.79 Bontang Kalimantan Timur 75313
2	Kawasan Industri Kariangau (Kariangau Industrial Estate)	Jl. Bakusi Rahmat No.45, Samarinda Kalimantan Timur - 75111

(出所) 日本アセアンセンター

第32章 地域編⑧：スラウェシ、マルク・パプア

1. 地域概要

(1) 概要

①インドネシア国内における経済的地位

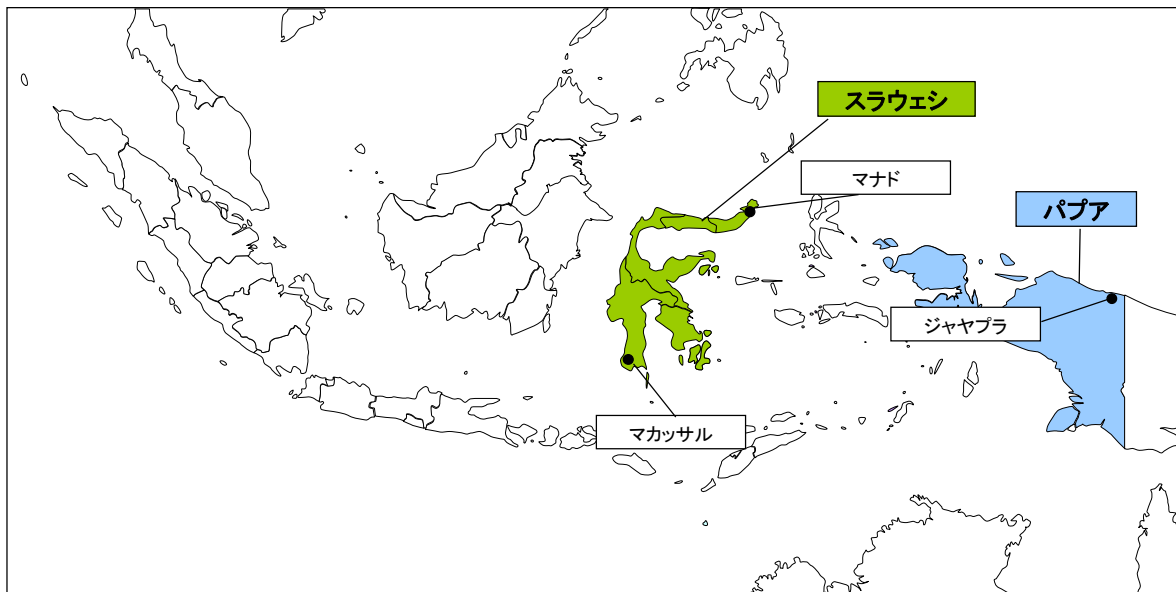
スラウェシは、インドネシアの中部に位置する島の1つで、「蘭の花」とも称される独特の形状を持つ。面積は約19万km²と日本の半分程度で、インドネシアの国土面積の9.9%を占める。西にマカッサル海峡を挟んでボルネオ島、東にモルッカ海を挟んでマルク諸島、南にフローレス海を挟んで小スンダ列島、北にセレベス海を挟んでフィリピンと接している。香辛料などの交易の中心地であったスラウェシ島は、17世紀以降海洋進出を果たしたオランダの支配下に置かれたため、現在でもプロテスタントの信者が多い（図表32-1）。

スラウェシは、行政上は6州（北スラウェシ州、中部スラウェシ州、南スラウェシ州、南東スラウェシ州、ゴロンタロ州、西スラウェシ州）からなり、南スラウェシ州都のマカッサルが地域の中心都市である。主要産業は農林水産業である。特に農業、水産業の比率が高い。北スラウェシ州はトウモロコシ、玉ねぎ、ジャガイモ、香辛料の一種であるクローブなどの一大産地で、南スラウェシ州ではカカオのプランテーション栽培、マグロ・エビ・カツオなどの水産業が盛んである。

2022年に新たな州が誕生し、インドネシア東端のマルク・パプア地域は、行政上は8州（マルク：マルク州、北マルク州、パプア：西パプア州、パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南西パプア州）から構成される。

地域別では最大の49.5万km²の面積を持ち、インドネシアの国土面積の25.9%を占める。地域の中心地はパプアニューギニアに近いパプア州都のジャヤプラである（図表32-1）。土地の多くがジャングルで覆われているため、産業開発が全般的に遅れているが、特に豊富に存在する天然ガス、銅、金などの採掘や炭・石油・ガス精製業が盛んである。

図表 32-1 スラウェシ、マルク・パプアの位置



(出所) 白地図専門店 (三角形) より作成

これらの特徴から、スラウェシでは農業や水産業、マルク・パプアではカリマンタン同様に天然資源開発を目的とした事業展開に、一定のメリットがあると考えられる。他方、1人あたり GDP が両地域とも全国平均に比べて 1~2 割程度低く、人口密度の低さやインフラの未整備と相まって、消費市場としての魅力は相対的に乏しい。

②工業団地・日系企業進出動向

2011 年の外国直接投資 (FDI) の受入総額 (実行ベース) はスラウェシ地域が 31.4 億ドルであり、マルク・パプア地域が 23.6 億ドルであり、それぞれインドネシア全体の外国直接投資額の 10.4%、7.9%を占めている。スラウェシ地域の中では、南東スラウェシ州 (6.7 億ドル) と中部スラウェシ (6.7 億ドル) がほぼ同額の外国直接投資を受け入れ、更に南スラウェシ (6.2 億ドル) が続いている。これら 3 州で全体の 8 割超を占めている。また、マルク・パプア地域ではパプア州への外国直接投資が多く、パプア州は地域全体の 63.3%に相当する 11.3 億ドルの投資を受け入れている。

これらの地域に対する日本企業の進出は少ない。外務省の在留邦人統計 (2021 10 月 1 日時点) によると、スラウェシ、マルク・パプア両地域 (在マカッサル領事事務所管轄地域) に進出する日本企業数は合計 14 社に過ぎず、インドネシアに進出している日本企業全体 (2,046 社) の 1%にも満たない。進出企業として、南スラウェシ州マカッサルに進出し、仏壇の製造を行っている丸喜株式会社などが挙げられる。また最近の進出事例として、2017 年 2 月の三菱自動車と三菱ふそうトラック・バスによるマカッサルへの販売代理店の進出などが挙げられる。

国際機関日本アセアンセンターによると、現在、スラウェシ地域には 6 カ所、マルク・パプア地域には 1 カ所の工業団地がある。また、北スラウェシ州都であるマナドの近くでは Bitung SEZ が、中部スラウェシの州都パルでは Palu SEZ が稼働している。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

スラウェシ、マルク・パプアに係るインフラ・物流、労働事情、生活環境、その他については以下の通りである。

①インフラ・物流

【空港】

主要空港はマカッサルのスルタン・ハサヌディン国際空港（マレーシアなどへ就航）、マナドのサム・ラトゥランギ国際空港（シンガポールなどへ就航）、ジャヤプラのセンタニ空港（国内線のみ）である。スルタン・ハサヌディン国際空港については、2025年までに第3滑走路と第2ターミナルを整備する拡張計画が立てられている。

【港湾】

スラウェシ地域のマカッサルはスカルノ・ハッタ港、同じくマナドはビタン港とそれぞれ近接しており、国際物流の拠点として重要な位置を占める。スカルノ・ハッタ港では2014年の自動車専用ターミナルの設置や2016年の港湾業務管理システムの導入など、拡張と改良が行われている。

【電力】

インドネシア電力公社（PLN）の「PLN STATISTICS 2018」によると、2018年の州別の電化率は、北スラウェシが97.29%、南スラウェシが99.46%、西パプアは100%となっている。

②労働事情

【人材】

スラウェシ地域の人口は1,989万人（同国全体の7.4%）である。2022年8月時点の失業率は、最も高い北スラウェシが6.61%となっており、全国平均（5.86%）を上回っている以外は、2~5%台と比較的低い。マルク・パプア地域の人口は856万人（同国全体の3.2%）であり、人口の半分近くを占め、GDPの面でも中心であるパプア州の失業率は2.83%で全国平均よりも低い水準となっている。同地域では人口の母数が比較的小さいため、いずれの地域でも労働力の確保が難しい可能性がある。

【賃金】

2022年の最低賃金では、スラウェシ地域の中で北スラウェシ州が最も高く331万ルピア、次いで南スラウェシ州（317万ルピア）が高い。マルク・パプア地域ではパプア州（356万ルピア）と西パプア州（320万ルピア）が高い。

③生活環境

【一般】

マカッサルは全体的に都市化が進んでおり、ショッピングモールも複数存在し、ユニクロも進出している。また、高速道路の料金支払や社会保障の給付が電子化されたことなどから、マカッサルでは現金以外での決済の普及も進んでいる模様である。2019年10月には、日本工営がマカッサルとの間でスマートシティ開発に関する覚書を交わし、交通分野や遠隔医療をはじめ、公共サービス向上に向けた協力を行っている。交通渋滞緩和に向けてビッグデータを活用する実証実験やその事業化などが進められている。一方で、インドネシア都市計画協会（IAP）が2017年に実施した主要26都市の住みやすさに関する調査では、マカッサルは最下位（26位）で、満足度は55.7%であった。なお、1位は中部ジャワ州のスラカルタ（ソロ）で、満足度は66.9%である。

【食事】

日本食を提供できるレストランは多くはないが、うどんチェーンの「丸亀製麺」は、マカッサルに進出している。また、和食レストランとして、「Koi Japanese Restaurant」、「Sushi Tei」、「Shogun Restaurant」などの人気が高い模様である。

【教育】

いずれの地域にも日本人学校はなく、外国人の子弟向けにマナドの Manado Independent School やマカッサルの Makassar International School などが開校している。

【住居】

マカッサルやマナドではサービスアパートがいくつか利用可能であり、ホテル予約サイトからの予約も可能である。

【治安】

日本国外務省の「海外安全ホームページ」の中でパプア州（ブンチャック・ジャヤ県、ミミカ県のみ）と中部スラウェシ州ポソ県には危険度レベル2：「不要不急の渡航は止めてください」が発出されており、2022年12月5日時点で有効となっている。

パプア州と西パプア州では分離独立を求める声があり、一部の地域では治安当局との衝突などが散発的に発生している。特にパプア州の当該地域周辺では、OPM（パプア分離独立運動グループ）と見られる武装集団が治安当局などを襲撃する事案が散発的に発生している。

中部スラウェシ州ポソ県は、1998年末に起こったイスラム教徒住民とキリスト教徒住民間の衝突以降の不安定な状況は沈静化した。同県郊外の山岳地帯にイスラム過激派が拠点を作り、治安部隊や地元住民を襲撃する事件が発生したため、治安当局による掃討作戦が実施されている。残党が潜伏している可能性があり、不要不急の渡航を止めるよう求められている。

【その他】

スラウェシ地域には北スラウェシ日本人会と南スラウェシ日本人会がある。

愛知県の医療法人「偕行会グループ」が2017年5月にマカッサルのインドネシア国立ハサヌデイン大学病院と覚書を交わしたほか、2019年6月にはコラカ県と「国際医療連携に関する覚書」を、同年10月には西スラウェシ州と「病院運営及び人材育成に関する覚書」を締結しており、医師・医療従事者の交流、透析医療での医療技術指導・共同研究、医療ツーリズムでの相互情報提供・患者受入について提携・協力を行っている。なお、同グループはジャカルタにクリニックを有し、南スラウェシ州内のパレパレ市では透析医療技術の提供を行っている（2017年5月27日付け偕行会グループのプレス・リリースより）。

2. 主要工業団地

スラウェシ島、マルク・パプアに立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

【スラウェシ】

No.	工業団地名	Address（県／市）
1	Kawasan Industri Makassar (Makassar Industrial Estate)	Jl. Perintis Kemerdekaan Km .15 Daya, Makassar

（出所）日本アセアンセンター

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、インドネシアに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■ インドネシア進出における心構え

インドネシアへの進出を検討する場合は、すでに進出している日系企業に事前に相談することをおすすめします。既進出企業は、どの会社も何らかの失敗経験を持っています。自分だけにうまい話が来た、と思わずに、既に進出している日系企業の駐在員に相談し、騙されないように策を講じてください。インドネシア現地においては、同業他社はライバルではなく、同じ船に乗って同じ悩みを持った仲間です。何らかの契約書にサインをしてしまってからでは遅いので、ぜひその前に日系企業に相談をしてください。

■ 改革スピードは早くなったが、修正も多い

インドネシアの官僚は優秀ですが、豊富な実務経験があるわけではないので、企業の立場からすると「理念ばかりが先行していて、現場の状況が分かっていない」と見受けられるような規則などが作られている印象があります。このため、公布された規定についても、後になって修正されることが少なくありません。

現在のジョコ・ウィドド大統領は意思決定が早く、多くの改革を進めている点は企業サイドとしても有難いのですが、行政担当者の調整能力には更なる改善を期待していません。例えば、大統領の意向を受けて担当大臣が慌てて規定の作成を進めるものの、そのプロセスの中で実務者の意見を摺り合わせて規定に織り込むことができていないようです。「まず政策ありき」で進んでしまっているのではないのでしょうか。

このため、ある日突然、法令などが公布・施行されていたということも珍しくありません。インドネシアでは法律はどうなるか分からないものという割り切りも必要です。現地スタッフや日本人商工会（ジャカルタ ジャパン クラブ）など、様々なツテを頼って、一つ一つ情報を確認しながら物事を進めると良いと思います。

■ パートナー探しが重要

インドネシア市場に入り込むには、一定規模以上のローカルパートナーを見つけることが重要です。よっぽど差別化できる商材でない限りは、パートナー無しで進出することは難しいと思います。また、パートナー探しにおいては、水先案内人が必要になります。既に進出している日系企業などに相談して、パートナー探しをすることをおすすめします。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) インドネシアへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

インドネシア投資省 (BKPM) の日本事務所 (インドネシア投資促進センター) が東京にあります。当事務所のサービス内容は、①インドネシアへの直接投資に関するアドバイスの提供、②許認可申請のサポート、③現地パートナーとのマッチング、④他の政府機関への橋渡し、です。

当事務所は日本語のウェブサイト (<http://www.bkpm-jpn.com/ja/>) を開設しており、インドネシア投資の概略、投資に関連する法令、投資に係る申請フォームやチェックシート、その他投資の参考となる各種資料を提供しています。連絡先は以下となります。

インドネシア共和国投資省日本事務所/インドネシア投資促進センター (IIPC Office in Tokyo)

所在地：〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 16 階

電話： 03-3500-3878

E-mail： bkpm521@bkpm-jpn.com、iipctokyo@gmail.com

(2) インドネシア国民の多くがイスラム教徒だと思えますが、労務面で気を付けるべきことにはどのようなことがあるのでしょうか？

インドネシアでの雇用や労働に関する規定は、労働に関する法律 (2003 年制定) に基づきます。基本的にはこれらの法令を順守することを心がけてください (詳細は「第 7 章 主要関連法規」参照)。

日々の会社運営にあたって留意すべき点は、食事とお祈りに対する配慮です。イスラム法上では、イスラム教徒が豚肉やアルコールを口にすることは禁止されており、食肉はイスラム教の戒律に従って処理されたものでないと食べられません。このため、ハラル (イスラム法上で合法的なものや行為のこと) の認証を受けた製品での食事提供が求められます。また、イスラム教徒の方々は 1 日 5 回のお祈りをするため、使用者は労働者に対し十分なお祈りの時間を与える義務があります。また、男性のイスラム教徒は金曜日のお昼はモスクで礼拝を行うため、これらの活動に配慮した生産シフト体制を組むことも大切です。

また、諸手当に関する留意点として「レバラン・ボーナス」が挙げられます。レバラン・ボーナスは「宗教大祭手当 (Tunjangan Hari Raya : THR)」と呼ばれる手当で、イスラム、カトリック、プロテスタント、ヒンズー、仏教、儒教の各宗教の大祭日に合わせ、「固定給」の 1 ヶ月分の支給が義務付けられたものです。

2016年3月には「労働大臣規程 2016年第6号」が公布され、その内容の一部が改訂されました。従前は従業員の勤続期間が3ヵ月以上でなければTHRの支給対象外でしたが、改訂により、同期間は1ヵ月以上となりました。また同規定では大祭日の7日前までの支給が義務付けられていますが、宗教大祭には多くの人が帰省するため、労働省では14日前までの支給を企業側に求めている点にも留意を要します。

(3) インドネシアでは外資規制がよく変わると聞きますが、どの位の頻度で変わるのですか？

インドネシア政府は、2021年3月に投資に関する新たな規制として大統領規程 2021年第10号を施行しました。これによって、2016年大統領令第44号で規定されていた投資規制分野（ネガティブリスト）は失効して、外資規制は大幅に緩和されています。以前は外資上限67%以上としていた卸売業などが100%解放されたほか、中小企業・協同組合に留保される事業分野及びパートナーシップが義務付けられる事業分野は145業種から89業種に削減され、外資比率規制など特定の要件を持つ事業分野は350業種から46業種に大幅に削減されています（詳細は「第10章 外資規制業種」参照）。次のネガティブリスト改正の時期は未定です（2022年12月時点）。

(4) インドネシアの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、インドネシアにはジャカルタ、スラバヤ、バンドン、チカランに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生までが対象ですが、ジャカルタ、スラバヤ、バンドンには幼稚部があります。インターナショナル・スクールや現地校の情報は日本国外務省のウェブサイトの「諸外国・地域の学校情報」に掲載されており、インドネシアでは25の学校が紹介されています。

(ウェブサイト)

ジャカルタ日本人学校：<http://www.jjs.or.id/>

スラバヤ日本人学校：<http://www.surabayajapaneseschool.com/>

バンドン日本人学校：<http://www.bjs.sch.id/>

チカラン日本人学校：<https://cjs.or.id/>

日本国外務省「諸外国・地域の学校情報」:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html

また、同省ウェブサイト上にはインドネシアの医療面の情報も「世界の医療情報」として掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/indonesia.html>）。

当資料には、ジャカルタ首都圏、バンドン市、スラバヤ市、デンパサール市、マカッサル市、メダン市の病院情報が記されています。ただし、現地の日本人駐在員へのヒアリングによると、現地の医療の質に対する不安を感じる方も多くいらっしゃいました。特に手術を要するような病気の場合は、日本かシンガポールの病院を勧める意見がほとんどでした。また、2016年以降、外国人医療従事者の規制が導入されたため、日本人スタッフや日本語が話せるスタッフがいるような日本人向けの病院でも、日本人の医師や歯科医師による診察を受けることはできません。

娯楽に関しては、日本人駐在員の多くの方がゴルフを楽しんでいるようです。

近年は日本の外食チェーンもインドネシアに数多く進出しており、日本食を手軽に楽しめるようになりました。しかし、出店の多くがジャカルタに集中しているため、地域によってはまだまだ日本食レストランが少ないところもあるようです。

(5) インドネシアの治安に関する情報はどこで入手できますか？

全国的な治安・災害・疾病などに関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_002.html#ad-image-0) または在インドネシア日本国大使館 (http://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) ホームページで入手可能です。

また、同大使館とジャカルタ・ジャパン・クラブが作成した「安全の手引きーインドネシアで安全に暮らすためにー」 (https://www.id.emb-japan.go.jp/anzen2020_A4.pdf) や「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) も参考になります。

更に、渡航前に外務省のたびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に連絡先を登録すると、緊急時に情報提供を受けることができます。

付録3 日本国内での相談窓口

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
在日本インドネシア共和国大使館 Embassy of the Republic of Indonesia in Japan https://kemlu.go.id/tokyo	〒141-0022 東京都品川区東五反田 5丁目2-9 (2021.3.18より改築工事の 為、下記住所に一時移転) 〒160-0004 東京都新宿区四谷四丁目4-1	Tel: 03-3441-4201 Fax: 03-3447-1697 Email: info@kbritokyo.jp
在大阪インドネシア共和国総領事館 Consulate-General of the Republic of Indonesia in Osaka https://kemlu.go.id/osaka/lc	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 6-2-40 中之島インテスビル 22階	Tel: 06-6449-9898 06-6449-9883 Fax: 06-6449-9892 Email: osaka.kjri@kemlu.go.id kjri-osaka@indonesia-osaka.org
在福岡インドネシア共和国名誉領事館 Honorary Consulate of the Republic of Indonesia in Fukuoka http://www.fukuoka-indonesia.or.jp/	〒815-0081 福岡市南区那の川1丁目23- 35 株式会社九電工内	Tel: 092-523-1691 Fax: 092-524-3269
在札幌インドネシア共和国名誉領事館 Honorary Consulate of the Republic of Indonesia in Sapporo https://www.nakayamagumi.co.jp/category/idnsapporo/	〒065-8610 北海道札幌市東区北19条 東1-1-1 株式会社中山組本社内	Tel: 011-741-7111 Fax: 011-742-1781
株式会社国際協力銀行 (JBIC) Japan Bank for International Cooperation https://www.jbic.go.jp/ja/	〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1	Tel: 03-5218-3100
独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) Japan External Trade Organization https://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル	Tel: 03-3582-5511
国際機関 日本アセアンセンター (東南アジア諸国連合貿易投資観光促進 センター) ASEAN Promotion Centre on Trade, Investment and Tourism https://www.asean.or.jp/ja/	〒105-0004 東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル1階	(貿易投資クラスター) Tel: 03-5402-8006 Fax: 03-5402-8007
インドネシア共和国投資省 日本事務所 (BKPM Japan) Indonesian Investment Coordinating Board http://www.bkpm-jpn.com/ja/	〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル16階	Tel: 03-3500-3878 Fax: 03-3500-3879 Email: bkpm521@bkpm-jpn.com iipctokyo@gmail.com

付録4 インドネシア国内での相談窓口

1. 日本政府関連機関など

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
在インドネシア日本国大使館 Embassy of Japan in Indonesia https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	Jl. M.H. Thamrin 24 Jakarta Pusat 10350	Tel: 62-21-3192-4308 Fax: 62-21-3192-5460
在メダン日本国総領事館 Consulate-General of Japan at Medan https://www.medan.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	Sinar Mas Land Plaza (Wisma BII), 5th Floor Jl.P.Diponegoro No.18 Medan North Sumatera	Tel: 62-61-457-5193 Fax: 62-61-457-4560 Email: konjen@mn.mofa.go.jp
在スラバヤ日本国総領事館 Consulate-General of Japan at Surabaya https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	Jl. Sumatera 93, Surabaya 60281	Tel: 62-31-503-0008 Fax: 62-31-503-0037
在マカッサル領事事務所 Consular Office of Japan at Makassar https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/makassar.html	Jl. Dr. Sam Ratulangi No. 8-10, Makassar, 90125	Tel: 62-411-871-030 Fax: 62-411-853-946 Email: makassarryouji@sb.mofa.go.jp
在デンパサール日本国総領事館 Consulate-General of Japan at Denpasar https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	Jl. Raya Puputan No.170, Renon, Denpasar, Bali	Tel: 62-361-227-628 Fax: 62-361-265-066 Email: denpasar@dp.mofa.go.jp
株式会社国際協力銀行 (JBIC) ジャカルタ駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/jakarta.html	Summitmas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan	Tel: 62-21-522-0693 Fax: 62-21-520-0975
独立行政法人国際協力機構 (JICA) インドネシア事務所 https://www.jica.go.jp/indonesia/office/index.html	Sentral Senayan II, 14th Floor Jl. Asia Afrika No. 8, Jakarta 10270	Tel: 62-21-5795-2112 Fax: 62-21-5795-2116
独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) ジャカルタ事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/idn_jakarta/	Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190	Tel: 62-21-5200264 Fax: 62-21-5200261

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
ジャカルタジャバンクラブ (JJC) 法人部会 (Corporate Division) The Jakarta Japan Club https://jjc.or.id/	Wisma KEIAI 16th Floor JL. Jend Sudirman Kav.3 Karet Tengsin,Jakarta 10220	Tel: 62-21-572-4321 Fax: 62-21-572-4351 Email: corporate@jjc.or.id
ジャカルタジャバンクラブ (JJC) 個人部会 (Individual Division) The Jakarta Japan Club https://jjc.or.id/	JJC Senayan Center Sentral Senayan I Office Tower 5th floor.Jl. Asia Afrika No. 8, RT1/RW3, Gelora,Kecamatan Tanah Abang, Kota Jakarta Pusat,Daerah Khusus Ibukota Jakarta 10270	Tel: 62-21-573-1007 Email: kojimbukai@jjc.or.id
海外産業人財育成協会 (AOTS) ジャカルタ事務所 https://www.aots.jp/	12A Floor, Wisma KEIAI, Jl. Jend Sudirman Kav 3 Jakarta 10220	Tel: 62-21-572-4262 62-21-572-4263

2. 金融機関

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
三菱 UFJ 銀行 ジャカルタ支店 Jakarta Branch https://www.mufg.co.id/	Trinity Tower, 6-9 Fl., Jl. H.R. Rasuna Said Kav. C22 Blok IIB Jakarta 12940	Tel: 62-21-25538300 62-21-30048200 Fax: 62-21-50933491
三井住友銀行 PT Bank BTPN Tbk https://www.smbc.co.jp/global/asia/id/index.html https://www.btpn.com/en/hubungi-kami	Menara BTPN - CBD Mega Kuningan Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung Kav 5.5 - 5.6 Jakarta 12950	Tel: 62-21-300-26-200 Fax: 62-21-300-26-309 Email: info@btpn.com (Customer Service) International call: 62-21-2450- 5500 Email: btpncare@btpn.com
インドネシアみずほ銀行 PT. Bank Mizuho Indonesia https://www.mizuhobank.co.id/index.html	Menara Astra, 53rd Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 5-6, Jakarta 10220	Tel: 62-21-5091-0888 Fax: 62-21-5091-0899 Email: bmi011001@mizuho-cb.com
りそなブルダニア銀行 PT. Bank Resona Perdania https://www.perdania.co.id/	Suite UG02, 2501 & 2701, Wisma GKBI , Jl. Jend. Sudirman No. 28, Bendungan Hilir, Tanah Abang, Jakarta Pusat 10210	Tel: 62-21-570-1958 Fax: 62-21-570-1936

3. 投資行政機関

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
インドネシア 投資省 (BKPM) Ministry of Investment https://www4.bkpm.go.id/	Jl. Jend. Gatot Subroto No. 44, Jakarta 12190 P.O. Box 3186	Tel: 62-21-5252-008 Fax: 62-21-520-2050 Email: info@bkpm.go.id
BKPM-JICA 投資促進政策アドバイザー オフィス Homma Kumiko	Jl. Jend. Gatot Subroto No. 44 Jakarta 12190, P.O. Box 3186	Tel: 62-21-5202052 Fax: 62-21-5274854 Email: homma.bkpm@gmail.com
投資省 (BKPM) 北ボルネオ事務所 North Borneo https://www.kalteng.go.id/	Jl. K.H Soetadji No. 1, Kalimantan Utara	Tel: 62-552-2024153 Fax: 62-552-2024153 Email: ekonomisda.kaltara1@yahoo.co.id
投資省 (BKPM) アチェ事務所 Aceh	Jl. Jend. Ahmad Yani No. 39, Banda Aceh - 23122	Tel: 62-651-7554075 Fax: 62-651-23171 Email: investasi@acehprov.go.id
投資省 (BKPM) バリ事務所 Bali	Jl. Raya Puputan Niti Mandala Renon, Denpasar	Tel: 62-361-243 804 Fax: 62-361-237 991 Email: dpmpmsp@baliprov.go.id
投資省 (BKPM) バンカ・ベリトゥン事務所 Bangka Belitung	Jl. Pulau Bangka Kel. Air Itam Kec. Bukit Intan, Pangkalpinang, Bangka 33148	Tel: 62-717-437706 Fax: 62-717- 424123 Email: ptsp.babelprov@gmail.com
投資省 (BKPM) バンテン事務所 Banten https://bantenprov.go.id/home	Jl. Syech Nawawi Al-Bantani No.1 Kawasan Pusat Pemerintahan Provinsi Banten	Tel: 62-254-8480012 Fax: 62-254-8480012 Email: dpmpmsp.banten@gmail.com
投資省 (BKPM) ベンクル事務所 Bengkulu	Jl. Batang Hari No. 108, Padang Harapan, Bengkulu	Tel: 62-736-21092 Fax: 62-736-21092 Email: dpmpmsp.bengkuluprov@gmail.com
投資省 (BKPM) 中部ジャワ事務所 Central Java	Jl. MGR. Soegiopranoto No. 1, Semarang 50131	Tel: 62-243-547438 Fax: 62- 243-549560 Email: dpmpmsp@jatengprov.go.id
投資省 (BKPM) 中部カリマタン事務所 Central Kalimantan https://kalteng.go.id/	Jalan. Tjilik Riwut KM. 5,5 Palangka Raya 73112	Tel: 62-536-3231414 Fax: 62-0536-3231454 Email: ptsp.kalteng@gmail.com

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
投資省 (BKPM) 中部スラウェシ事務所 Central Sulawesi	Jl. Pramuka No. 23 Palu, 94111	Tel: 62-451-421807 Fax: 62-451-458714 Email: shandra.sulteng@gmail.com
投資省 (BKPM) ジョグジャカルタ事務所 DI Yogyakarta https://jogjainvest.jogjaprov.go.id/web/	Jl. Brigjen Katamso, Komplek THR, Yogyakarta 55213	Tel: 62-274-374022 Fax: 62-274-384827 Email: kp2tsp@jogjaprov.go.id
投資省 (BKPM) ジャカルタ事務所 DKI Jakarta	Jl. MT. Haryono Kav. 45-46 Jakarta Selatan	Tel: 62-21-3822968 Fax: 62-21-3841823 Email: bptsp.pengaduan@jakarta.go.id
投資省 (BKPM) 東ジャワ事務所 East Java	Jl. Pahlawan 116 Surabaya, Jawa Timur 60244	Tel: 62-31-99092900 Fax: 62-31-3577692 Email: dpmpstsp@jatimprov.go.id
投資省 (BKPM) 東カリマタン事務所 East Kalimantan	Jl. Basuki Rachmat No. 56, Samarinda 75117	Tel: (62-541) 743235 Fax: (62-541) 736446 Email: iso.ptspbppmd@gmail.com
投資省 (BKPM) 東ヌサ・トゥンガラ事務所 East Nusa Tenggara https://nttprov.go.id/	Jl. Basuki Rahmat No. 1, Kupang 85117	Tel: (62-380) 821827 Fax: (62-380) 834481 Email: dpmpstsp.nttprov@gmail.com
投資省 (BKPM) ゴロンタロ事務所 Gorontalo	Jl. Tengah Desa Toto Selatan Kec. Kabila Kab. Bone Bolango	Tel: (62-435) 8591278 Fax: (62-435) 8591277 Email: ptsp.provinsigtlo@gmail.com
投資省 (BKPM) ジャンビ事務所 Jambi https://jambiprov.go.id/	Jl. R.M. Noor Admadibrata No.5 Telanai Pura, Jambi 36124	Tel: (62-741) 62455 Fax: (62-741) 62455 Email: pptprovjambi@gmail.com
投資省 (BKPM) ランブン事務所 Lampung	Jl. Cut Mutia No. 25, Telukbetung, Bandar Lampung 35211	Tel: 62-721-482768 Fax: 62-721-482372 Email: dpmpstplpg@gmail.com
投資省 (BKPM) マルク事務所 Maluku	Jl. Pengerangan Pantai Waihaong no.1 Ambon, Maluku, Ambon 97128	Tel: 62-911-353421 Fax: 62-911-310165 Email: ptspmaluku@gmail.com
投資省 (BKPM) 北マルク事務所 North Maluku https://malutprov.go.id/	Jl. Lintas Halmahera Gosale Puncak, Sofifi	Tel: 62-921-3129058 Fax: 62-921-3128648 Email: dpmpstsp.malukuutara@gmail.com

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
投資省 (BKPM) 北スラウェシ事務所 North Sulawesi	Kantor Gubernur Lantai 4, Jl. Tujuh Belas Agustus, Manado 95119	Tel: 62-431-860334 Fax: 62-431-860334 Email: bkpmkr@sulut.go.id
投資省 (BKPM) 北スマトラ事務所 North Sumatra	Jl. Imam Bonjol No. 11, Medan 20112	Tel: 62-61-4564447 Fax: 62-61-4564155 Email: bpmp@sumutprov.go.id
投資省 (BKPM) パプア事務所 Papua https://www.papua.go.id/	Jl. DR. Sam Ratulangi No. 32, Jayapura 99112	Tel: 62-967-533600 Fax: 62-967-536943 Email: dpmpmsp.papua.@gmail.com
投資省 (BKPM) リアウ事務所 Riau	Jl. Jend. Sudirman No. 460 Gdg. Menara Lancang Kuning Lt. 3, Pekanbaru	Tel: 62-761-20212 Fax: 62-761-390117 Email: dpmpmsp@riau.go.id
投資省 (BKPM) リアウ諸島事務所 Riau Islands	Komplek Perkantoran Gubernur B1, Lantai 2, Pulau Dompok, Tanjung Pinang	Tel: 62-771-311447 Fax: 62-771-8080031 Email: pelayanan@dpmpmsp.kepriprov.go.id
投資省 (BKPM) 南カリマンタン事務所 South Kalimantan	Jl. Bangun Praja. Komplek Perkantoran Sekretariat Daerah Provinsi Kalimantan Selatan	Tel: 62-511-6749344 Fax: 62-511-6749344 Email: dinas.pmmpsp.provkalssel@gmail.com
投資省 (BKPM) 南スラウェシ事務所 South Sulawesi	Jl. Bougenville No. 5 Makassar, Sulawesi Selatan 90231	Tel: 62-411-441532 Fax: 62-411-450560 Email: p2t_provsulsel@yahoo.com
投資省 (BKPM) 南スマトラ South Sumatra	Jl. Jend. Sudirman KM 4.5 No. 90, Palembang 30129	Tel: 62-711-411007 Fax: 62-711-411199 Email: dpmpspprovsumsel@gmail.com
投資省 (BKPM) 東南スラウェシ事務所 South East Sulawesi	Jl. Mayjen S. Parman No. 2 Kendari	Tel: 62-401-3126053 Fax: 62-401-3126182 Email: info@bpmdsultra.com
投資省 (BKPM) 西パプア事務所 https://papuabaratprov.go.id/ West Papua	Jl. Brigjen Marinir Abraham, Manokwari, Papua Barat	Tel: 62-986-212242 Fax: 62-986-212242 Email: bpmp2tpapuabarat@yahoo.com
投資省 (BKPM) 西ジャワ事務所 West Java	Jl. Sumatera No. 50 Bandung 40115	Tel: 62-22-4237369 Fax: 62-22-4237081 Email: dpmpmsp@jabarprov.go.id

名称/URL	所在地	Tel/Fax/Email
投資省 (BKPM) 西カリマンタン事務所 West Kalimantan https://www.kalbarprov.go.id/	Jl. Ahmad Sood No. 1, Pontianak, Kalimantan Barat 78116	Tel: 62-561-743491 Fax: 62-561-769472 Email: ptsp_kalbar@yahoo.com
投資省 (BKPM) 西ヌサ・トゥンガラ事務所 West Nusa Tenggara https://www.ntbprov.go.id/	Jl. Udayana No. 4, Mataram	Tel: 62-370- 631060 Fax: 62-370- 634926 Email: dpmpptsp@ntbprov.go.id
投資省 (BKPM) 西スラウェシ事務所 West Sulawesi http://www.sulbarprov.go.id/	Jl. Abd Malik Pattana Endeng, Rangas Mamuju 915111	Tel: 62-426-2325152 Fax: 62-426-2325152 Email: ptspsulawesibarat@gmail.com
投資省 (BKPM) 西スマトラ事務所 West Sumatra http://www.sumbarprov.go.id/	Jl. Setia Budi No.15, Padang	Tel: 62-751-811341 Fax: 62-751-811342 Email: dpmpptsp@sumbarprov.go.id
Batamフリーゾーン監督庁 (BP Batam) Batam事務所 https://bpbatam.go.id/en/	Jl. Jend. Ibnu Sutowo No. 1 Batam Centre Batam Kepulauan Riau, Indonesia, 29400	Tel: 62-778-462047 Email: humas@bpbatam.go.id
Batamフリーゾーン監督庁 (BP Batam) ジャカルタ事務所	Jl. D.I. Panjaitan Kav. 24, Jakarta Timur, DKI Jakarta	Tel: 62-21-8580009 Fax: 6221-858 0038 Email: prwjkt2020@gmail.com

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	タイの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2023. 2 月)
	中国の投資環境	(2021. 10 月)
	フィリピンの投資環境	(2021. 10 月)
	メキシコの投資環境	(2021. 10 月)
	ミャンマーの投資環境	(2018. 8 月)
	ラオスの投資環境	(2014. 7 月)
	マレーシアの投資環境	(2014. 2 月)
	カンボジアの投資環境	(2013. 4 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

サイトマップ | アクセス

English | Other Languages

JBICメニュー



[主な掲載情報]

- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
TEL : 03-5218-3100
FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口
東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分
(法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階
東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
ハービス ENT オフィスタワー 23 階
TEL : 06-6345-4100
FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



インドネシアの投資環境

発行日 2008年 10月 初版
2012年 4月 第2版
2017年 8月 第3版
2019年 12月 第4版
2023年 2月 第5版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料はインドネシアに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。